

保健福祉 ガイドブック

平成 22 年

岩手県保健福祉部

発刊にあたって

本書は、民生委員の方々をはじめとする社会福祉従事者の手引書として、昭和52年8月に刊行して以来、改訂を重ね、今回で第12版となりました。この間、本県の社会福祉の水準は、県民の皆さんのたゆみない努力により、着実に向上しているところであります。

保健、医療、福祉にかかる施策を地域レベルで総合的に推進するためには、保健福祉行政に携わる関係者はもとより、保健、社会福祉従事者等が諸制度を広く理解し、地域住民のニーズに迅速かつ適切に対応することが大切です。

本書を保健関係者や社会福祉従事者等の業務の参考として、幅広く御活用いただければ幸いです。

平成22年3月

岩手県保健福祉部

本ガイドブックにおける県の組織に関する名称は、平成22年4月以降の組織名称を記載しています。

目 次

第1 保健福祉の相談窓口

1 行政機関	2
(1) 広域振興局保健福祉環境部 ・保健福祉環境センター	2
(2) 市福祉事務所	2
(3) 町村役場	3
2 社会福祉協議会	4
3 民生委員・児童委員	5
4 社会福祉法人等	6
(1) 社会福祉法人	6
(2) 社会福祉事業団	7
(3) 日本赤十字社	9
(4) 済生会	9
5 社会福祉施設整備等の助成 制度	10
(1) 国及び県の助成制度	10
(2) 民間の助成制度	10
(3) 独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付	11
(4) 社会福祉施設整備資金利息 補助制度	12
(5) 社会福祉施設職員等退職手 当共済	12
(6) 福祉基金	13
(7) 共同募金	14

第2 保健衛生

保健

1 栄養	16
------	----

(1) 岩手県民の栄養摂取の現状 と課題	16
(2) 栄養士の免許	19
(3) 調理師の免許	20
2 母子保健対策	21
(1) 健康診査	21
・先天性代謝異常検査	21
・1歳6か月健康診査	21
・3歳児健康診査	22
(2) 保健指導等	23
・妊娠届出・母子健康手帳交 付	23
・保健指導・新生児の訪問指 導	23
・生涯を通じた女性の健康支 援事業	24
(3) 療養援護等	24
・特定不妊治療費助成事業	24
・未熟児養育医療給付	26
・自立支援医療(育成医療)	27
・小児慢性特定疾患治療研究 事業	28
(4) 周産期医療対策	31
3 歯科保健	32
(1) 歯科保健の現状と課題	32
(2) 歯科保健事業	33
4 感染症対策	34
(1) 感染症対策	34
(2) 結核対策	36

(3) 定期予防接種	37
(4) エイズ対策	39
(5) 肝炎治療特別促進事業	41
(6) 岩手県肝疾患相談センター	42
5 原爆被害者の援護	42
6 特定疾患対策	44
(1) 特定疾患医療費助成	44
(2) 難病患者地域支援ネットワーク事業	46
(3) 重症難病患者の入院確保	47
(4) 難病患者居宅生活支援事業	48
(5) 難病相談支援センター	48

医療・薬事

1 医療	50
(1) 医療に関する相談	50
・ 県民医療相談センター	50
(2) 医療連携体制のイメージ	52
図	52
・ がんの医療連携	52
・ 脳卒中の医療連携	53
・ 急性心筋梗塞の医療連携	54
・ 糖尿病の医療連携	55
・ 周産期の医療連携	56
・ 小児救急の医療連携	57
・ 救急の医療連携	58
・ 災害時の医療連携	59
・ へき地の医療連携	60
・ うつ対策の医療連携	61

(3) 4疾病6事業の医療連携体制において医療機能を担う	
医療機関一覧	62
・ がん	62
・ 脳卒中	73
・ 急性心筋梗塞	84
・ 糖尿病	102
・ 周産期（分娩を取扱っている病院・診療所）	114
・ 小児救急医療及び救急医療	115
・ 災害時における医療（災害拠点病院）	116
・ うつ対策（精神病床を有する病院）	116
(4) 臓器移植・骨髄移植	116
・ 臓器提供意思表示カードの普及	116
・ 骨髄移植・骨髄バンク登録	117

2 薬事	118
(1) 調剤並びに医薬品の販売	118
(2) 毒物・劇物販売	119
(3) 薬物乱用に関する相談	119
3 献血	121

生活環境

1 食品衛生	122
2 狂犬病予防	123
3 動物愛護・管理	124

試験・検査・研究

- 1 岩手県環境保健研究センター
..... 125

第3 社会福祉

地域福祉

- 1 人材の養成・確保..... 128
 - (1) 社会福祉研修の実施..... 128
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士..... 130
 - (3) 福祉人材センター..... 133
 - (4) 社会福祉経営サポート事業..... 134
- 2 地域福祉活動..... 135
 - (1) ボランティア振興事業..... 135
- 3 福祉サービス利用支援..... 136
 - (1) 日常生活自立支援事業..... 136
 - (2) 福祉サービス苦情解決事業..... 137
- 4 活動拠点の整備..... 138
 - (1) 総合福祉センター・地域福祉センター..... 138
- 5 生活環境の整備..... 140
 - (1) ひとにやさしいまちづくり条例..... 140
 - (2) ひとにやさしいまちづくり推進資金貸付事業..... 140
- 6 交流機会の拡大..... 142
 - (1) 福祉の里..... 142
 - (2) 岩手県立福祉の里センター..... 143

- (3) ふれあいランド岩手..... 144

高齢者の保健福祉

- 1 健康の保持・推進..... 146
 - (1) 明るい長寿社会づくり推進支援事業..... 146
 - (2) 後期高齢者医療制度..... 147
 - (3) 緩和ケア..... 148
 - (4) 地域リハビリテーション..... 150
- 2 社会参加の促進..... 152
 - (1) 老人クラブ..... 152
 - (2) 高齢者総合支援センター..... 152
 - (3) 老人福祉普及啓発事業..... 154
 - (4) 岩手県長寿社会振興財団..... 154
 - (5) ご近所支え合い活動助成金..... 156
- 3 在宅福祉サービス..... 157
 - (1) 地域支援事業..... 157
 - (2) 介護員（ヘルパー）養成研修..... 158
 - (3) 岩手県の認知症対策..... 159
 - (4) 高齢者、障がい者にやさしい住まいづくり推進事業..... 160
 - (5) 訪問看護ステーション..... 160
- 4 福祉施設サービス..... 161
 - (1) 養護老人ホーム..... 161
 - (2) 特別養護老人ホーム..... 162
 - (3) 軽費老人ホーム..... 162
 - (4) 介護老人保健施設..... 163
- 5 介護保険制度の概要..... 164

児童・家庭

- 1 保育の充実……………182
 - (1) 保育所……………182
 - (2) 特別保育事業……………183
 - (3) へき地保育所……………185
 - (4) 保育士試験……………185
 - (5) 産休、病休代替職員……………186
 - (6) 認可外保育施設……………186
- 2 相談支援体制の充実……………187
 - (1) 子ども家庭テレフォン……………187
 - (2) 家庭児童相談室……………188
- 3 児童の健全育成……………188
 - (1) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)……………188
 - (2) 母親クラブ……………194
 - (3) 子ども手当……………195
 - (4) 育成環境の整備……………196
 - ・ 児童館・児童センター……………196
 - ・ 児童遊園……………196
 - ・ 県立児童館「いわて子どもの森」……………196
 - ・ 子育てサポートセンター……………197
 - ・ ファミリー・サービス事業……………198
 - (5) 乳幼児医療費助成……………199
 - (6) 妊産婦医療費助成……………200
- 4 いわて子ども希望基金……………201
- 5 要保護児童対策……………202
 - (1) 児童相談所……………202
 - (2) 乳児院……………203
 - (3) 児童養護施設……………203

- (4) 里親……………205
- (5) 母子生活支援施設……………205
- (6) 児童自立支援施設……………206
- (7) 情緒障害児短期治療施設……………207
- (8) 児童家庭支援センター……………208
- (9) ひきこもり等児童福祉対策……………209
- (10) 子育て短期支援事業……………210
- 6 ひとり親家庭等への支援……………211
 - (1) 母子自立支援員……………211
 - (2) 母子寡婦福祉連合会……………211
 - (3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業……………212
 - (4) 母子家庭自立支援給付金事業……………212
 - (5) 母子家庭等特別相談事業……………214
 - (6) 母子家庭等日常生活支援事業……………215
 - (7) ひとり親家庭医療費助成制度……………216
 - (8) 母子福祉資金貸付……………217
 - (9) 寡婦福祉資金貸付……………218
 - (10) 母子家庭等就業支援講習会事業……………221
 - (11) 児童扶養手当……………221
- 7 婦人保護(女性相談)……………223

障がい者(児)福祉

- 1 障がい者自立支援……………225
 - (1) 介護給付……………225

・居宅介護（ホームヘルプサービス）……………	225	(4) その他の事業、制度等……………	241
・重度訪問介護……………	225	・自立支援（更生）医療……………	241
・行動援護……………	226	・居住サポート……………	242
・重度障がい者等包括支援……………	227	2 身体障がい者（児）の福祉……………	243
・児童デイサービス……………	228	(1) 社会参加の推進……………	243
・短期入所（ショートステイ）……………	228	・身体障害者手帳……………	243
・療養介護……………	229	・身体障害者更生相談所（福祉総合相談センター）……………	243
・生活介護……………	230	・身体障害者相談員……………	244
・共同生活介護（ケアホーム）……………	231	・ろうあ者・盲ろう者福祉専門員……………	245
・補装具費の支給……………	232	・ろうあ者・盲ろう者相談員……………	245
(2) 訓練等給付……………	232	・在宅進行性筋萎縮症者指導事業……………	245
・自立訓練（機能訓練）……………	232	・岩手県立視聴覚障がい者情報センター……………	246
・自立訓練（生活訓練）……………	233	・県営施設の利用料免除……………	247
・就労移行支援事業……………	234	(2) 在宅福祉の充実……………	248
・就労継続支援事業……………	235	・更生医療の給付〔再掲〕……………	248
・共同生活援助（グループホーム）……………	235	・補装具費の支給〔再掲〕……………	248
(3) 地域生活支援事業……………	236	・重度心身障害者（児）医療費助成……………	249
・相談支援……………	236	・在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成……………	250
・移動支援（ガイドヘルプ）……………	236	・在宅重度障がい者家族介護慰労手当……………	250
・地域活動支援センター……………	237	・特別児童扶養手当……………	251
・福祉ホーム……………	238	・特別障害者手当等給付事業……………	252
・コミュニケーション支援……………	238	・その他の障がい福祉制度……………	255
・日常生活用具の給付……………	239		
・職親委託(知的障がい者)……………	240		
・地域生活支援事業（県事業）……………	240		

災害救助等

- 1 災害援助・・・・・・・・・・301
- 2 災害弔慰金・災害障害見舞金・・・・・・・・・・302
- 3 災害援護資金の貸付け・・・・303

資料編

- 1 保健福祉部の組織・・・・・・・・306
- 2 施策の体系・・・・・・・・・・309
 - (1) いわて県民計画(長期ビジョン)・・・・・・・・・・309
 - (2) いわて県民計画(アクションプラン【政策編】)・・・・・・311
 - (3) その他の保健福祉関係の計画(領域別計画)・・・・・・・・312
- 3 社会福祉施設等の種類と目的・313
 - (1) 社会福祉施設等の種類と目的・・・・・・・・・・313
 - (2) 社会福祉施設等一覧・・・・・・・・317
 - ・児童福祉施設・・・・・・・・317
 - ・老人福祉施設・・・・・・・・331
 - ・障がい者福祉サービス(障害者自立支援法指定サービス)・・・・・・・・・・362
 - ・障がい者福祉サービス(個別法等によるサービス)・・・・375
 - ・保護施設・・・・・・・・・・377
 - ・その他の社会福祉施設・・・・377
- 4 民生委員・児童委員、相談員等一覧・・・・・・・・・・379

- 5 保健福祉部関係の補助制度等一覧・・・・・・・・・・380
 - (1) 国庫補助・・・・・・・・・・380
 - (2) 県単独補助・・・・・・・・・・387
- 6 保健福祉行政機関、団体等・・・・390
 - (1) 県行政機関・・・・・・・・・・390
 - (2) 市町村行政機関・・・・・・・・392
 - (3) 社会福祉協議会・・・・・・・・394
 - (4) その他の保健福祉団体・・・・396
- 7 保健、社会福祉を中心とする戦後社会保障制度等の推移・・・・399
 - (1) 国における主要な動向・・・・399
 - (2) 岩手県における主要な動向・・404

第 1 保健福祉の相談窓口

1 行政機関

(1) 広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

広域地方振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター（保健所）では、次に掲げる業務について相談指導を行っています。

業務内容

生活保護法関係

生活や病気でなどで困っている人の面接相談、生活指導、保護の実施

児童福祉法関係

母子生活支援施設、助産所への入所措置、子どもの問題一般に関する相談指導

身体障害者福祉法関係

身体障害者手帳の交付、管内市町村の身体障がい者福祉に関する連絡調整及び管内市町村への助言指導

知的障害者福祉法関係

知的障害者援護施設への入所措置、養育手帳の交付など、知的障害者に対する援護の実施及び知的障害者に関する相談指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導

精神障害者の社会復帰の促進など、精神障害者に関する相談指導

母子及び寡婦福祉法関係

母子・寡婦福祉資金の貸付決定など、母子及び寡婦に関する相談指導

老人福祉法関連

管内市町村の老人福祉に関する連絡調整及び管内市町村への助言指導

母子保健法、結核予防法等関係

母子保健健康手帳の交付や未熟児養育医療給付、結核の予防に関する相談指導

その他

生活一般に関する相談、関係機関への紹介及びあっ旋

(2) 市福祉事務所

市福祉事務所では、次に掲げる業務について相談指導を行っています。

業務内容

生活保護関係

生活や病気などで困っている人の面接相談、生活指導、保護の実施

児童福祉法関係

保育所、母子生活支援施設、助産所への入所措置、子どもの問題一般に関する相談指導

身体障害者福祉法関係

身体障害者施設への入所措置、舗装具や更正医療の給付など、身体障害者への援護の実施及び身体障害者の福祉に関する相談指導

知的障害者福祉法関係

知的障害者援護施設への入所措置、保健福祉企画室装具や構成医療の給付など、身体障害者の援護の実施及び身体障害者の福祉に関する相談指導

母子及び寡婦福祉法関係

母子及び寡婦の福祉に関する相談指導

老人福祉法関係

老人ホームへの入所措置、ホームヘルパーの派遣など、老人福祉に関する相談指導

その他

生活一般に関する相談、関係機関への紹介及びあっ旋

(3) 町村役場

町村役場では、次に掲げる業務について相談指導を行っています。

業務内容

児童福祉法関係

保育所への入所装置、子供の問題一般に関する相談指導

身体障害者福祉法関係

身体障害者施設への入所措置、舗装具や更正医療の給付など、身体障害者への援護の実施及び身体障害者の福祉に関する相談指導

老人福祉法関係

老人ホームへの入所措置、ホームヘルパーの派遣など、老人福祉に関する相談指導

その他

生活一般に関する相談、関係機関への照会及びあっ旋

2 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の自主的組織で、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等を行うための団体です。

市町村社会福祉協議会 - 社会福祉法第 109 条 -

県内の全市町村社協は法人格を取得し、住民参加の基に、地域の実情に応じた各種の地域福祉・在宅福祉活動を展開しています。

社会福祉協議会は社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられていることから、地域福祉推進の担い手として、住民参加によるきめ細かい福祉サービスや介護保険事業等を積極的に推進しています。

組織

会員組織で、この会員は、地域住民、社会福祉施設、ボランティア活動を行う団体等となっています。

活動内容

ひとり暮らし高齢者等への食事サービスや、ふれあい・いきいきサロン、寝たきり高齢者や在宅障がい児・者等の送迎サービスなど各種福祉サービスの実施
地区座談会、講演会の実施やボランティアの養成、登録、幹旋
生活福祉資金の貸付や、共同募金事業への協力等
一般住民に対する情報の提供、心配ごと相談所等の設置運営
介護保険関係の各種事業の実施

岩手県社会福祉協議会 - 社会福祉法第 110 条 -

岩手県社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業従事者の養成・研修、事業の経営に関する指導・助言、市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業調整を主な事業としています。

平成 12 年 6 月の社会福祉事業法等の一部改正により、これまでの社会福祉事業法が社会福祉法に改称・改正され、新たなサービスの利用制度の中で利用者保護の仕組みである「福祉サービスの利用援助事業」や福祉サービスにおける利用者から事業者への「苦

情解決」の仕組みも明記され、社会福祉協議会はこれらの担い手としても大きな役割を果たしています。

組織

会員組織で、市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、社会福祉団体等が会員となっています。

活動内容

- 県民が安心して暮らせる福祉の仕組みづくり
- 地域福祉を担う市町村社協の刷新・強化
- ボランティア活動の促進とNPO法人等との新たな協働
- 民間事業者への経営支援
- 種別協議会との協働事業
- 関連分野との密接なネットワークの形成
- 福祉人材確保と研修体制の整備
- 社会福祉に関する研究・提言運動の推進
- IT等による総合的な福祉情報の発信
- 県社協経営基盤の強化
- ふれあいランド岩手の管理運営

連絡先

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 TEL 019-637-4466

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民の福祉の増進に日々努めている方です。

資格要件

市町村議会議員の選挙権を有し、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある方

選任方法

市町村に設置されている民生委員推薦会が推薦した方について、知事が岩手県社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）の意見を聞いて厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣から委嘱されます。

職務内容

自主活動

地域住民の生活状況を把握し、幅広く相談に応じ、様々な理由により社会的な支援が必要な方に対しては助言や指導、情報の提供のほか、行政機関等との連絡調整など地域の福祉を高めるため、それぞれの地域の事情に応じた自主的な活動を行っています。

協力活動

社会福祉事業者・活動者と密接に連携し、その事業活動を支援したり、広域振興局や福祉事務所、児童相談所等の関係機関への協力等様々な活動を行っています。

任期と定数

任期は3年で、平成19年の一斉改選時における県内の民生委員・児童委員の総定数は3,689人（主任児童委員を含む。）です。

4 社会福祉法人等

（1）社会福祉法人

社会福祉法人とは、社会福祉法に基づき社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人をいいます。（社会福祉法第22条）

社会福祉法人が行う事業

社会福祉法第2条に掲げる社会福祉事業を行います。

ただし、経営する社会福祉事業に支障のない限り、公益事業及び収益事業を行うことができることとされています。

設立要件

資産等に関する主な要件

社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければなりません。(社会福祉法第25条)

役員等に関する主な要件

役員として理事・監事を置かなければなりません。また、措置委託事業、保育所を営営する事業及び介護保険事業のみを行う法人を除き、原則として評議員会を置かなければなりません。

所轄庁

認可については、法人の行う事業が県内に限られるものについては岩手県知事(広域振興局長)が行い、中核市内に限られるものは中核市の市長が行うこととされています。(事業が2つ以上の県の区域にわたる場合は厚生労働大臣の所管。)

法人設立手続き

定款の作成、所轄庁の認可、設立登記の三つの手続きを完了することで設立されます。

相談・手続き

法人の行う事業に応じ、県庁保健福祉部保健福祉企画室、地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、児童家庭課にお問い合わせください。

社会福祉法人数

岩手県内の社会福祉法人数は、平成21年4月1日現在で293法人となっています。(そのうち盛岡市が所管する社会福祉法人数は46法人)

(2) 社会福祉事業団

岩手県社会福祉事業団

県が設置した社会福祉施設の受託経営を行い、県と一体となって社会福祉事業の推進を図り、県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、昭和46年12月に設立されましたが、平成14年度からは公共施設の受託経営等を行う社会福祉法人として運営を行っています。平成18年4月に8施設、平成21年4月から1施設が県から移管され、現在は17施設(うち指定管理2施設、事業受託1施設)を運営しています。

施設運営状況

	施設名	種 別	所在地	備考欄
入 所 施 設	和光学園	児童養護施設	盛岡市青山一丁目 25-2	事業団移管
	たばしね学園	知的障害児施設	奥州市前沢区字田畠 18-5	
	みたけ学園	知的障害児施設	滝沢村滝沢字穴口 203-4	
	松山荘	救護施設	宮古市松山第 8 地割 19-1	
	好地荘	救護施設	花巻市石鳥谷町中寺林 7-46-3	
	松風園	障害者支援施設	花巻市石鳥谷町中寺林 7-46-3	
	やまゆり	〃	一戸町中山字軽井沢 139-1	
	りんどう	〃	〃	
	かたくり	〃	〃	
	つつじ	〃	〃	
	さくら	〃	〃	
	こぶし	〃	〃	
	みたけの園	〃	滝沢村滝沢字穴口 203-4	
やさわの園	知的障害者援護施設	花巻市高松第 7 地割 143		
療育センター	肢体不自由児施設・肢 体不自由者厚生施設	盛岡市手代森 6-10-6	指定管理者	
利 用 施 設	視聴覚障害者情報 センター	視聴覚障害者情報提供 施設	盛岡市盛岡駅西通一丁目 7-1	業務受託
	いわて子どもの森	児童厚生施設	一戸町奥中山字西田子 1468-2	指定管理者

事務局所在地

〒020-0114 盛岡市高松 3-7-33 TEL 019-662-6851

盛岡市社会福祉事業団

盛岡市で設置した社会福祉施設等を受託経営するために設立された事業団で、83の社会福祉施設の受託経営を行っています。

事務局所在地

〒020-0886 盛岡市若園町 2-2 (盛岡市総合福祉センター内)

TEL 019-651-4111 (内線 8602)

久慈市社会福祉事業団

久慈市で設置した社会福祉施設等を受託経営するために設立された事業団で、7つの社会福祉施設の受託経営を行っています。

事務所所在地

〒028-0014 久慈市旭町 7-105-10 TEL 0194-61-3313

(3) 日本赤十字社

日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神に基づき、社員の総力によって人類の平和と福祉のために奉仕しています。

岩手県支部の組織及び活動内容

岩手県支部では、2つの社会福祉施設（乳児院、特別養護老人ホーム）のほか、日赤病院の経営、災害援護事業、赤十字奉仕活動、献血事業などを行っています。

岩手県支部所在地

〒020-0021 盛岡市中央通 1-4-7 TEL 019-623-7218

(4) 済生会

済生会は、日本赤十字社と同様、全国組織で古くから低所得者に対する診療活動を中心とした活動などを展開しています。

組織及び活動内容

岩手県支部では、2つの医療施設と1つの特別養護老人ホームを経営し、地域の保健・医療・介護・福祉の増進・向上に寄与しています。

支部及び医療施設等の所在地

名 称	所在地	病床数	電話番号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 岩手県済生会	〒024-8506 北上市花園町 1-6-8 (北上済生会病院内)	-	0197-61-5080
北上済生会病院	〒024-8506 北上市花園町 1-6-8	309	0197-64-7722
岩泉病院	〒027-0501 岩泉町岩泉字中家 19-1	98	0194-22-2151
特別養護老人ホーム百楽苑	〒027-0501 岩泉町岩泉字中家 40	(定員) 70名	0194-22-4511

5 社会福祉施設整備等の助成制度

(1) 国及び県の補助制度

社会福祉法人や地方公共団体が、県の施設整備計画に従い施設の設置経営をしようとする場合、施設種別によって異なりますが、原則として国が2/4、県が1/4を補助します。

整備の対象となるものは、施設整備費（大規模修繕も含む。）と設備整備費の二つに分けられます。

補助制度一覧

P380を参照。

(2) 民間の助成制度

国や県の補助のほか、民間社会福祉施設整備やボランティア活動などを対象として、次の民間団体の助成制度があります。

補助制度の詳細については、補助機関に確認してください。

助成機関名	所在地	電話番号	ホームページURL
財団法人JKA	千代田区六番町4番地6 (英全ビル内)	03-3512-1251	http://www.keirin- autorace.or.jp/
日本財団	東京都港区赤坂1-2-2日本 財団ビル	03-6229-5111	<a href="http://www.nippon-
foundation.or.jp/">http://www.nippon- foundat ion.or.jp/
財団法人中央競馬馬 主社会福祉財団	東京都港区虎ノ門4-1-21 葺手第二ビル内	03-5472-5581	
社会福祉法人清水基 金	東京都中央区日本橋3-12 -2朝日ビルディング3階	03-3273-3503	<a href="http://www1a.biglo
be.ne.jp/s-kikin/">http://www1a.biglo be.ne.jp/s-kikin/
財団法人みずほ教育 福祉財団	東京都千代田区内幸町 1-1-5 みずほ銀行本店内	03-3596-4532	<a href="http://www.mizuho-
ewf.or.jp/">http://www.mizuho- ewf.or.jp/
財団法人みずほ福祉 助成財団	東京都千代田区丸の内 2-5-1 丸の内二丁目ビル7 階	03-3201-2442	<a href="http://homepage3.n
ifty.com/mizuhofuk
ushi/">http://homepage3.n ifty.com/mizuhofuk ushi/
社会福祉法人丸紅基 金	東京都港区芝5-20-6丸紅 東京本社 三田別館4階	03-5446-2474	<a href="http://www.maruben
i.co.jp/kikin/">http://www.maruben i.co.jp/kikin/

助成機関名	所在地	電話番号	ホームページURL
財団法人損保ジャパン記念財団	東京都新宿区西新宿 1-26 -1 損保ジャパン本社ビル 37 階	03- 3349-9570	http://www.sj-foundation.org/
財団法人児童健全育成推進財団	東京都渋谷区神宮前 5 丁目 53 番 1 号こどもの城 10 階	03- 3486-5141	http://www.jidoukan.or.jp/
財団法人太陽生命ひまわり厚生財団	東京都中央区日本橋 2-11 -2 太陽生命ビル内	03- 3272-6268	

(3) 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付

独立行政法人福祉医療機構が、社会福祉法人等に対し、社会福祉施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けする制度です。

貸付対象

社会福祉施設等の設置・経営を現に行っているか、又は、新たに行おうとする社会福祉法人等です。

貸付金の種類

建築資金（新築、改築、拡張、改造・修理、購入等）

設備備品整備資金（機械器具、備品等の整備）

土地取得資金

貸付限度額

機構の定める基準単価を用いて算出した基準事業費の合計と実際事業費の合計とを比較し、低い金額の方を基準事業費とし、法・制度による補助金額を差し引いた額に施設種別等による融資率（80%、75%、70%のいずれか）を乗じて得た額の範囲内となります。

主な貸付条件等

貸付利率は施設の種類等で異なり、年 1.6% から 2.1%（平成 22 年 1 月 15 日現在）

償還期間は貸付金額によって異なるが、最長で 20 年

償還期間に応じ、最大で 2 年間の据置期間

償還方法は、元金均等毎月償還（年 12 回の後払い）、元金均等年賦償還（年 2 回の後

払い)、元金均等3か月賦償還(年4回の後払い)の3通り

原則として、貸付を受けて取得する物件(土地・建物等)を担保として提供

借入れに関する相談・申込み

県庁保健福祉部地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、児童家庭課にお問い合わせください。

(4) 社会福祉施設整備資金利息補助制度

社会福祉法人等が施設整備のため、独立行政法人福祉医療機構から融資(平成18年度までの融資に限る)を受けた場合に、その支払利息の一部を県が補助する制度です。(平成19年度以降の新規借入れに対する補助は廃止されています。)

助成額

社会福祉法人が、独立行政法人福祉医療機構に対して償還年次表に基づき当該年度内に支払った利息額のうち、年利3%の利息額相当を超える額以内で助成するものです。

助成条件

福祉医療機構の償還年次表に基づき、当該年度内に支払う利息額を支払済みであること。

助成期間は、当該利息の支払い期間中であること。

(5) 社会福祉施設職員等退職手当共済

民間社会福祉施設等の職員が退職した場合、経営者に代わって独立行政法人福祉医療機構が退職手当を支給する制度です。

加入申込

社会福祉施設等の経営者と独立行政法人福祉医療機構との間の共済契約によりますが、岩手県社会福祉協議会に直接申し込みれば、その受付日が契約成立日とみなされ、効力が生じます。

退職手当金(掛金)負担割合

国 1/3、県 1/3、経営者 1/3

単位掛金額

経営者の負担する被共済職員一人当たりの掛け金の年額は、44,700 円(平成 21 年度)

支給額

退職前 6 ヶ月間の平均本俸月額に基づいた計算基礎額に、被共済職員期間の年数と所定の支給率(退職理由及び年数により異なる)を乗じて得た額となります。

(6) 福祉基金

目的

基金から生ずる利息を利用して、民間の福祉施設や福祉団体の施設整備費や活動費の助成を行い、もって民間福祉活動の活発化に寄与することを目的とします。

名称

財団法人岩手県社会福祉基金

設置年月日

昭和 52 年 4 月 1 日

福祉基金の用途

基金から生ずる利息は、民間福祉活動に要する費用に配分助成されます。

助成対象

民間社会福祉施設の整備

他の制度で助成対象とならない次の経費のうち緊急性が高いと認められるもの。

社会福祉施設を拠点とした在宅福祉活動に必要な機械又は器具

施設利用者の危険防止のためのフェンスの整備、土留工事、園庭整備、施設改築等の設備工事

社会福祉団体が、在宅福祉活動及び地域福祉の増進等、社会福祉の向上を図るために行う福祉活動に対する助成

社会福祉従事者に対する研修事業への助成

福祉教育活動、社会福祉の啓発事業及び社会福祉関係者に対する顕彰などの事業への助成

連絡先

岩手県社会福祉協議会内 財団法人岩手県福祉基金

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 TEL 019-637-4466

(7) 共同募金

民間社会福祉事業の活動を推進するための資金確保と広く県民の助け合い意識を高めるため、赤い羽根で象徴される共同募金が行われています。

募金は、毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 3 ヶ月間にわたって行われ、特に 12 月には歳末たすけあい運動が併せて行われます。

共同募金の配分

集まったお金は、民間社会福祉施設等への備品、送迎車両の購入や改築、補修の費用に充てられ、また、社会福祉協議会等の社会福祉団体の地域福祉活動事業費や運営費として活用されるなど、民間社会福祉事業の発展に寄与しています。

また、歳末たすけあい運動で集まったお金は、生活に困っている世帯、長期療養者、交通遺児等にそれぞれ配分されています。

実施主体

社会福祉法人岩手県共同募金会

連絡先

「ふれあいランド岩手」内 社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 TEL 019-637-8889

第2 保 健 衛 生

保 健

1 栄養

(1) 岩手県民の栄養摂取の現状と課題

岩手県民の栄養摂取の現状

岩手県民の栄養素等摂取の現状

私達が毎日、食物を通じて身体の中に摂り入れている栄養素等には、私達の健康の維持・増進、生活習慣病の予防等を目的とした摂取基準が示されています。

岩手県では、5年毎に行う県民生活習慣実態調査の中で、それらの基準に対する県民の状況について調べています。最新の調査である平成16年度県民生活習慣実態調査における主な栄養素等の摂取状況は、次のような結果となっています。

エネルギー 「適正」範囲で摂取していた人は28.0%であり、「不足」が33.1%、「過剰」が38.9%となっています。年齢区分別に見た場合、29歳以下では「不足」に分類される人が、また、50歳以上では「過剰」に分類される人が多い状況です。

たんぱく質 「適正」な範囲で摂取していた人は25.7%であり、「不足」が27.8%、「過剰」が46.5%となっています。

脂質 脂質の「適正」範囲は、18歳未満と18歳以上で異なることから、この年齢区分による結果を表記します。1歳以上17歳までは、「適正」範囲で摂取していた人は33.5%であり、「不足」が39.3%、「過剰」が27.2%となっています。18歳以上では、「適正」範囲で摂取していた人は25.1%であり、「不足」が46.0%、「過剰」が28.9%となっています。

カルシウム 「適正」範囲で摂取していた人は32.5%であり、「不足」が67.5%となっています。

鉄 「適正」範囲で摂取していた人は僅か15.4%であり、「不足」が84.6%となっています。

塩分 1人1日平均の塩分摂取量は11.2gであり、近年、着実に減少しています。しかし、10g未満という確実な目標が定められている15歳から69歳の摂取状況では、「適正」範囲で摂取していた人は36.8%であり、63.2%の人は「過剰」となっています。

す。また、「適正」範囲で摂取していた人は、エネルギーの摂取状況で「不足」に分類される人が多い状況でした。このことは、全体の食べ方が少ないため塩分摂取も減少している人が多いことを示しています。

このように、1つの栄養素だけをとっても、適正な摂取が難しいことがことがわかります。さらに、49歳以下の県民に、不足している栄養素が多い状況でした。

岩手県民の食品群別の摂取状況

栄養素の過不足は、栄養素が含まれている食品を摂取する際の過不足に起因します。平成16年度県民生活習慣実態調査における、主な食品群別の摂取目標量に対する実際の摂取状況は、次のような結果となっています。

穀類（米類、パン・麺等小麦製品等） 「適正」な範囲で摂取していた人は17.0%であり、「不足」が47.5%、「過剰」が35.4%となっています。性別・年齢区分別の平均摂取割合を見た場合、男性では49歳以下で、女性では29歳以下で大きく不足している状況です。

たんぱく質が多く含まれる食品群 「大豆・大豆製品」、「肉類」、「魚介類」、「卵類」のいずれかの食品群に偏りがあっても、これら4つの食品群全体で補い合うことができれば良好と言えます。しかし、4つの食品群全体で「適正」に摂取していた人は26.5%にすぎません。特に、「大豆・大豆製品」と「魚介類」は、「過剰」に区分される人が50%にもなっています。

野菜類 「緑黄色野菜」を「適正」な範囲で摂取していた人は6.8%であり、「不足」が66.0%、「過剰」が22.1%、「摂取なし」が5.0%となっています。性別・年齢区分別平均摂取割合を見た場合、男女とも15歳から29歳までが極端に低く、目標量の半分にも満たない状況となっています。「その他の野菜」も、「緑黄色野菜」とほぼ同じような傾向であり、野菜類全体に不足している人が多い現状です。

乳類 「適正」な範囲で摂取していた人は13.1%であり、「不足」が32.2%、「過剰」が17.9%、「摂取なし」は36.8%にもなっています。性別・年齢区分別平均摂取割合を見た場合、男女とも7歳から14歳が最も高く、これは学校給食の影響を大きく受けていると考えられます。ところが、それ以外の年齢区分では極端に摂取が低い状況となっており、特に30歳から49歳までの男性では30%にも満たない現状です。乳類は、「カルシウム」の供給源として重要な食品群であり、上述の「カルシウム

不足」に分類される人の割合の高さと併せ懸念される状況となっています。

岩手県民の食事状況

食品摂取量の過不足は、食事環境にも大きく影響を受けます。平成 16 年度県民生活習慣実態調査における主な食事状況は、次のような結果となっています。

食事の欠食 朝食、昼食、夕食のいずれかの食事を欠くことは、食品摂取のアンバランス、ひいては栄養素等の不足に大きく関連します。昼食と夕食を欠食する人はほとんどありませんが、朝食は男性が 5.0%、女性が 2.9%となっています。これを年代別に見た場合、男性では 30 歳代の割合が 30.0%、女性では 20 歳代が 17.1%と最も高い状況となっています。

外食等の状況 「外食」や「調理済み食品」が手軽に利用できる環境となり、特に昼食に利用する人の割合が高くなっています。性別・年齢区分別昼食の「外食」及び「調理済食品」を利用する人の割合は、男性では 20 歳代が 46.4%、女性では 40 歳代が 22.2%と最も高い状況となっています。

岩手県民の栄養素等摂取の課題

上述したとおり、岩手県民の栄養摂取にはたくさんの問題が含まれています。

また、これらの問題は、「肥満」や「やせ」の増加等、県民の身体の変化にも表れてきています。

問題の解決のためには、県民一人ひとりが、自身の年齢・性別・活動強度等に見合った栄養素等の摂取基準と食品群別摂取量を知り実行していくことが必要です。

実行のための支援教材として、厚生労働省と農林水産省が合同で「食事バランスガイド」を作成しています。

また、岩手県でも、この「食事バランスガイド」に沿って毎日の食事チェックが簡単にできるホームページを提供しています。

さらに、「外食」や「調理済み食品」等を利用する県民の割合の増加に伴い、飲食店やスーパー・コンビニエンスストア等における栄養成分表示等のサービスの拡大が望まれます。

(2) 栄養士の免許

栄養士の免許

栄養士の免許を取得するためには、厚生労働大臣の指定する栄養士養成施設において2年以上必要な知識及び技能を修得することが必要です。

免許申請の方法

窓口

保健所及び以下の19市町村

宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、
雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、
田野畑村、普代村

必要な書類

申請書、卒業証明書、単位履修証明書、戸籍抄本（謄本）又は本籍地が記載された住民票、手数料（岩手県収入証紙）

免許証の書き換え及び再交付の方法

窓口

岩手県に住所のある方 免許申請窓口に同じ

岩手県以外に住所のある方 県庁保健福祉部健康国保課健康予防担当

必要な書類

免許証の書き換え

申請書、戸籍抄本（謄本）、古い免許証、手数料（岩手県収入証紙）

免許証の再交付

申請書、免許証（破く又は汚すなど現物がある場合のみ）、手数料（岩手県収入証紙）

県内にある栄養士養成施設

名 称	所在地	電話番号
盛岡大学短期大学部食物栄養課	岩手郡滝沢村滝沢字砂込 808	019-688-5570
岩手県立大学盛岡短期大学部生活科学科食物栄養専攻	岩手郡滝沢村字巣子 152-52	019-694-2000
修紅短期大学食物栄養学科	一関市萩荘字竹際 49-1	0191-24-2211

(3) 調理師の免許

調理師の免許

調理師免許を取得するためには、次のいずれかに該当することが必要です。

厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上調理師に必要な知識及び技能を修得すること。

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格すること。

調理師試験受験の方法

窓口

県庁保健福祉部健康国保課又は県の保健所

必要な書類

願書、履歴書、調理業務従事証明書、中学校以上の卒業証明書又は卒業証書の写し、写真、手数料（岩手県収入証紙）

免許申請の方法

窓口

保健所及び以下の19市町村

宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村

必要な書類

養成施設卒業生 申請書、卒業証明書、単位履修証明書、戸籍抄本（謄本）又は本籍地が記載された住民票、健康診断書、手数料（岩手県収入証紙）

試験合格者 申請書、合格通知書、戸籍抄本（謄本）又は本籍地が記載された住民票、健康診断書、手数料（岩手県収入証紙）

免許証の書き換え及び再交付の方法

窓口

岩手県に住所のある方 免許申請窓口に同じ

岩手県以外に住所のある方 県庁保健福祉部健康国保課健康予防担当

必要な書類

免許証の書き換え 申請書、戸籍抄本（謄本）、古い免許証、手数料（岩手県収入証紙）

免許証の再交付 申請書、免許証（破く又は汚すなど現物がある場合のみ）、手数料（岩手県収入証紙）

2 母子保健対策

（１）健康診査

先天性代謝異常検査

放置すると知的障がいなどの症状を来す、先天性代謝異常等について、赤ちゃんの血液によるマス・スクリーニング検査を実施しています。

対象

保護者が検査を希望する新生児

検査の申込み

お子さんを出産した医療機関等で、検査の申し込みを行うことにより、検査を受けることができます。（申込用紙等は、医療機関に備え付けてあります。）

検査の方法

生後5～7日の赤ちゃんから採血を行い、検査機関を通じてご連絡をします。

費用

検査は無料です。（ただし、採血量及び採血した検体を検査機関に送付するための郵送料は、実費負担となる場合があります。）

1歳6か月健康診査

幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる1歳6か月の時点で健康診査を行い、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等障がいを持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止す

るとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、その他育児に関する指導を行います。

対象者

満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児

実施方法

市町村長が、期日、期間及び場所等を幼児の保護者にお知らせします。

問い合わせ先

市町村の保健センター又は市町村母子保健担当課にお尋ねください。

審査の種類

一般健康診査 歯科健康診査 精密健康診査

審査の項目

一般健康診査 身体発育状況 栄養状況 脊髄及び胸郭の疾病及び異常の有無 皮膚の疾病の有無 四肢運動障害の有無 精神発達の状況 言語障がいの有無 予防接種の実施状況 その他の疾病及び異常の有無 その他育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）

歯科健康診査 歯の疾病及び口腔内の異常の有無

精密健康診査 一般健康審査の結果、一層精密に診断を行う必要のある幼児について行います。

審査の費用

無料

3歳児健康診査

幼児の健康・発達の個人差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児の時点で健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障がい、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行う。

対象者

満3歳を超え、満4歳に達しない幼児

問い合わせ先

市町村の保健センター又は市町村母子保健担当課にお尋ねください。

実施方法

市町村長が期日、期間及び場所を幼児の保護者にお知らせします。

審査の種類

一般健康診査 歯科健康診査 精密健康診査

審査項目

一般健康診査 身体発育状況 栄養状況 脊髄及び胸郭の疾病及び異常の有無 皮膚の疾病の有無 眼の疾病及び異常の有無 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無 四肢運動障害の有無 精神発達の状況 言語障がいの有無 予防接種の実施状況 その他の疾病及び異常の有無 その他育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）

歯科健康診査 歯科の疾病及び口腔内の異常の有無

精密健康診査 一般健康診査の結果、一層精密に診断を行う必要のある幼児について行います。

審査の費用

無料

(2) 保健指導等

妊娠届出・母子健康手帳交付

妊娠された方に、妊娠中の健康状態の管理、出産後の母体とお子さんの健康管理及び成長の記録としてご利用いただくための母子健康手帳の交付を市町村で行っています。

住所を有する市町村へ妊娠の届け出を行うことにより手帳の交付を受けることができます。

詳しくは居住する市町村へお問い合わせください。

保健指導・新生児の訪問指導

妊産婦、その配偶者、乳幼児の保護者へ妊娠、出産又は育児に関し、市町村が保健指導を行います。

また、市町村では、新生児への訪問指導を行います。

詳しくは、居住する市町村へお問い合わせください。

生涯を通じた女性の健康支援事業

女性健康支援センター（各保健所内）

妊娠、出産、更年期など、女性特有の身体的、精神的な悩みを有する方の相談に応じます。

相談内容 思春期に関すること 妊娠、避妊に関すること 不妊に関する一般的な相談 メンタルヘルスケアに関すること 婦人科疾患、更年期障がい
その他女性の心身の健康に関すること

相談先 住所地を管轄する保健所にご相談ください。

不妊専門相談センター（岩手医科大学附属病院内）

不妊でお悩みの方に、専門的知識を有する医師等が相談に応じます。

相談場所 岩手医科大学附属病院（〒020-0023 盛岡市内丸 19-1）

電話 019-651-5111

相談・手続き 予約制

（３）療養援護等

特定不妊治療費助成事業

岩手県では、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

対象者

法律上の婚姻関係にある夫婦で、次の条件をすべて満たしている方

夫婦又はいずれか一方が岩手県内（盛岡市を除く。）に居住していること。

盛岡市に居住している方は、盛岡市保健所（電話 019-603-8303）にお問い合わせください。

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。

夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること。（1～5月申請は前々年）

ここでいう所得額は、夫婦すべての収入金額から必要経費（給与所得控除）及びその他の諸控除額を差し引いた額になります。所得の範囲及び所得の算定方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条に準じます。

他の都道府県（中核市）から、今年度2回以上本助成金の交付を受けていないこと、

又は、通算5年度を超えて交付を受けていないこと。

対象となる治療

岩手県知事が指定した医療機関において治療した、保険診療の適用とならない特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に限ります。

夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による特定不妊治療は対象となりません。

特定不妊治療のうち、採卵に至らない場合は助成の対象になりません。

助成内容

夫婦一組に対して、1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度に助成金を支給します。（1年度当たり2回まで申請ができます。）

助成期間は、夫婦一組に対して通算5年度までです。（隔年でも連続でも構いません）（1年度とは4月1日から翌年3月31日までです。）

申請手続

窓口 申請は、住所地を管轄する保健所に直接申請してください。

申請時期 治療が終了してから、原則1ヶ月以内に申請してください。ただし、やむを得ない理由により助成の申請が治療終了後1ヶ月を超える場合は、治療が終了した日の属する年度内に限り申請ができます。

必要な書類 特定不妊治療費助成金交付申請書 岩手県特定不妊治療費受診等証明書（指定医療機関にて証明） 領収書（指定医療機関が発行） 夫婦それぞれの住所が確認できる住民票（市町村が発行） 法律上の夫婦であることを証明する書類（住民票で確認できる場合は省略可） 夫婦それぞれの所得額を証明する書類（前年の所得を証明する所得証明書（児童手当用））

夫婦のいずれか又は両方が日本国籍以外の方は、外国人登録原票記載事項証明書が必要となります。

1月から5月までに申請する場合は、前々年の所得を証明する書類

岩手県内の指定医療機関

医療機関名	所在地	電話
岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19-1	019(651)5111
さくらウィメンズクリニック	盛岡市中ノ橋通1-4-22中ノ橋106ビル4階	019(621)4141

未熟児養育医療給付

身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

対象者

満1歳未満の未熟児であること。

当該未熟児が岩手県内に住所を有すること。

上記1及び2の条件を満たし、かつ下記症状を有し医師が治療を必要と認めたもの。

対象となる症状

出生時体重が2,000g以下の未熟児

生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。

一般状態 1 運動不安、けいれんがあるもの 2 運動が異常に少ないもの

体温 体温が摂氏34度以下

呼吸器・循環器系 1 強度のチアノーゼを持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの 2 呼吸回数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、又は毎分30以下のもの 3 出血傾向の強いもの

消化器系 1 出後24時間以上排便のないもの 2 出後48時間以上嘔吐持続するもの 3 血性吐物、血性便のあるもの

黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

申請の手続き方法

次の書類を、未熟児の住所地を管轄する保健所に申請してください。

なお、遠野市、西和賀町、奥州市、藤沢町、大船渡市、陸前高田市、宮古市、山田町、住田町、岩泉町、田野畑村及び九戸村に住所がある方は、居住する市町村に申請してください。

盛岡市に居住している方は、盛岡市保健所にお問い合わせください。

必要な書類 養育医療給付申請書 養育医療意見書 世帯調書 その他所得税額を証明する書類 健康保険証の写し

公費負担の範囲

指定養育医療機関における養育医療にかかる入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担されます。ただし、世帯の所得税額に応じて、治療費の一部は自己負担になります。

自己負担金の納入方法

自己負担金については、入院後、概ね2～3ヵ月経過してから、県から発行する「納入通知書」により、最寄りの金融機関で支払います。

指定養育医療機関では負担金を徴収しませんのでご注意ください。

なお、納入された自己負担金の一部は、各市町村の乳幼児医療制度で還付されます。ただし、還付額については上限があります。

自立支援医療（育成医療）

制度の概要

身体に障がいや有する児童、又は、現存の疾患を放置することで将来障がいを残すと認められる児童に対し、その児童が生活能力を得るために必要な医療に要する費用の一部を公費負担する制度です。

障害者自立支援法の施行により平成18年4月1日から、支給認定の手続きや利用者の自己負担の仕組みが変わりました。

対象者

保護者が岩手県内にお住まいの18歳未満の児童であること。

指定自立支援医療機関（育成医療）での治療であること。

身体上の障がいがあり、そのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められ、治療によって確実な治療効果が期待できる方。

申請及び相談窓口

住所地を管轄する保健所に申請、又はご相談下さい。

盛岡市に居住している方は、盛岡市保健所にお問合せください。

対象となる障がい

肢体不自由 視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語・そしゃく機能障害
心臓障害（外科的治療のみ） 腎臓障害 その他の内臓機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内部障害については、先天性のものに限る） 免疫機能障害

申請の手続きについて

申請の方法 申請は原則として事前に行う必要があります。自立支援医療（育成医療）

に該当する治療を行うことが決まりましたら、次の書類により、お子さんの保護者

の住所地を管轄する保健所へ申請してください。なお、書類がそろわないなどの理由がある場合には、事前に保健所までご相談ください。

必要な書類 自立支援医療（育成医療）支給認定申請書 自立支援医療（育成医療）意見書 所得が確認できる書類（市町村民税課税証明書若しくは非課税証明書等） 健康保険証の写し 特定疾病療養受領証の写し（腎臓機能障害による人工透析療養法を行う場合）

詳細については、住所地を管轄する保健所にご確認ください。

公費負担額

医療保険の対象となる治療のうち、医療保険負担額と自己負担額（1割相当）を控除した額が公費負担となります。

利用者の自己負担は原則として医療費の1割負担となりますが、世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限額が設定されます。

また、入院時の食費療養費は、原則自己負担となります。

自己負担上限額

所得区分	自己負担上限額（1ヶ月）	
	「重度かつ継続」非該当	「重度かつ継続」に該当
市町村民税（所得割）23万5千円以上	医療保険による対応（公費負担の対象外）	20,000円
市町村民税（所得割）3万3千円以上 23万5千円未満	10,000円	10,000円
市町村民税（所得割）3万3千円未満	5,000円	
市町村民税非課税世帯（保護者いずれかの収入が80万円超過）	5,000円	
市町村民税非課税世帯（保護者収入がそれぞれ80万円以下）	2,500円	
生活保護世帯	自己負担なし	

「重度かつ継続」とは、腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、医療保険の多数該当の方が該当します。

小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業とは、児童福祉法の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患についての治療研究を行い、医療の確立と普及を図るとともに、あわせて、患者家

庭の医療費の負担を軽減するため、医療費を公費によって給付する制度です。

ただし、世帯の生計中心者の所得額によって治療費の一部は自己負担となります。

対象者

県内に住所を有する 18 歳未満の児童で、対象となる慢性疾患にかかっており、その疾患の程度が認定基準に該当する方が対象となります。

なお、18 歳到達時点において本事業の対象となっている方で、引き続き治療が必要な場合は 20 歳まで延長できます。

対象疾患の範囲

対象となる疾患は次の疾患群に分類されるものです。

悪性新生物 慢性腎疾患 慢性呼吸器疾患 慢性心疾患 内分泌疾患
膠原病 糖尿病 先天性代謝異常 血友病等血液・免疫疾患 神経・筋疾患
慢性消化器疾患

なお、対象疾患及び対象となる状態の詳細は、厚生労働省が定める基準告示により定められています。(別添 1「厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度」)

治療研究期間

1 年以内(必要と認められる場合は、その期間を延長することができます。)

対象医療の範囲

承認された疾患及びその疾患に付随して発現する傷病に対する医療。

申請の手続き方法

次の書類を、対象者の住所地を管轄する 保健所 へ提出します。

盛岡市に居住している方は、盛岡市保健所にお問い合わせください。

必要な書類 小児慢性特定疾患医療給付申請書、小児慢性特定疾患医療意見書、対象者の属する世帯の住民票、世帯調書、対象者の生計を主として維持する者(生計中心者)の所得税額等を証明する書類、医療意見書の研究利用についての同意書、岩手県小児慢性特定疾患重症患者認定申請書(重症患者認定申請を行う場合のみ)

自己負担限度額

生計中心者の所得税額等により、1 ヶ月の自己負担限度額が定められます。

自己負担額は、以下のとおりです。ただし、一部対象外控除があります。

監護児童等の属する世帯の生計中心者の階層区分		自己負担限度額(円)	
階層区分	定義	入院	外来
0	生活保護法による保護を受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0	0
A	0階層を除いた生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の場合	0	0
B	0階層を除いた生計中心者の前年分の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
C	0階層及びA階層を除いた生計中心者の前年分の所得に所	5,000円以下	3,400
D	計中心者の前年分の所得に所	5,001円から15,000円まで	4,200
E	得税が課税される場合であっ	15,001円から40,000円まで	5,500
F	て、その所得税の額の区分が	40,001円から70,000円まで	9,300
G	次の額に該当するもの	70,001円以上	11,500
			5,750

院外処方による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、自己負担はありません。

また、次に該当する場合は、自己負担はありません。

生活保護法の被保護世帯 生計中心者の市町村民税が非課税の場合 血友病患者（先天性血液凝固因子障害等研究事業の対象となっている疾患） 重症患者に認定された場合

給付の決定

承認する疾患、有効期間及び自己負担限度額を保健所で決定し、医療受診券を交付します。

公費負担の範囲

医療受診券に記載されている医療機関において、対象疾患の治療を受けた場合に、その医療費や入院時食事療養費の自己負担分について、自己負担限度額を超える分を県が負担します。

ただし、県が負担する医療費は保険給付の範囲内のものに限りです。

医療受診券に記載されていない医療機関以外で受診した場合や、認定された疾患以外で受けた治療は対象となりません。

問い合わせ先・申請先

住所地为管轄する保健所へお問い合わせください。

(4) 周産期医療対策

岩手県周産期医療システム

平成 13 年 4 月から、総合周産期母子医療センターを中核として、地域周産期母子医療センター、協力病院等が連携して、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供する「岩手県周産期医療システム」を構築しています。

総合周産期母子医療センター

医療機関 岩手医科大学附属病院

機能 リスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療を提供すること MFICUを含む産科病棟、NICUを含む新生児病棟を有していること 県下各地域からの搬送の受け入れが可能であること 周産期医療情報センターの機能を有していること

地域周産期母子医療センター

医療機関 岩手県立中央病院、岩手県立大船渡病院、岩手県立久慈病院

機能 周産期に係る比較的高度な医療を提供すること 産科（緊急帝王切開）及び小児科（新生児医療）を提供すること 合併症妊娠に対応できる診療科を有していること 地域周産期関連施設との連携機能を有していること 正常分娩に対応すること

周産期母子医療センター協力病院

医療機関 盛岡赤十字病院、北上済生会病院、岩手県立中部病院、岩手県立磐井病院、岩手県立釜石病院、岩手県立宮古病院、岩手県立二戸病院

機能 周産期に係る比較的高度な医療を提供すること 地域周産期医療センター機能を補完すること 地域周産期関連施設との連携機能を有していること 正常分娩に対応すること

「周産期」：妊娠満 22 週から分娩 7 日未満

「MFICU」：母体胎児集中治療管理室

「NICU」：新生児集中治療管理室

3 歯科保健

(1) 歯科保健の現状と課題

子供達のむし歯

むし歯は子供の時期における歯科疾患の最大の課題です。また、40歳になるまでの歯を失う最大の原因でもあります。この頃のむし歯予防は成人以降の歯科保健にも多大な影響があります。

平成20年度乳幼児検診で、むし歯のない11歳6ヶ月児の割合は97.2%、3歳児は68.2%でした。乳幼児のむし歯は関係機関の様々な努力により減少していますが、全国平均より低く、さらに予防の強化に努めていく必要があります。

平成20年度岩手県学校保健統計によると中学1年生の1人あたりのむし歯本数は1.48本と関係機関の努力により全国並みに減少していますが、さらに予防対策を進めていく必要があります。

成人の歯周病

成人における歯科疾患の最大の課題は、歯周病です。歯周病は、歯を失う最大の原因でもあります。平成16年度県民生活習慣実態調査によると、25歳から44歳の23.0%、45歳から64歳の50.3%が重度の歯周病に罹っていました。

歯の喪失状況

私達の歯は大人で普通（親知らずを除いて）28本ありますが、80歳まで少なくとも20本以上の歯が残っていれば、スルメやタクアンのような硬い食べ物でも不自由なく食べることができます。しかし、平成16年度県民生活習慣実態調査によると、高齢になるにしたがってたくさんの歯を失っていき、口の中に残っている歯の本数の平均が20本になるのは50歳代でした。

45歳から64歳で24本以上歯が残っている人の割合は42.2%でした。

65歳以上で20本以上歯が残っている人の割合は17.9%でした。

高齢者の健康と歯科保健

65 歳以上で 20 本以上歯が残っている人はわずか 17.9%しかいないので、ほとんどの人が入れ歯を使っていると推測されますが、こうした人たちの全てが入れ歯を十分に活用できているわけではないようです。また、入れ歯を含めた口の中の衛生状態も大切です。特に要介護者では、口の中の衛生状態が悪いと、誤って気管や肺に入った食物や唾液が原因で肺炎を起こし、このため死亡することさえあります。すでに歯を失った高齢者の食べる機能の維持と口腔衛生の確保は、QOL（生活の質）を維持するうえで重要な課題です。

県民の歯科保健行動

平成 16 年度県民生活習慣実態調査によると、92.5%の県民が毎日歯みがきをしていると回答しており、毎日歯みがきをする習慣は定着してきています。しかし、歯周病を予防するうえで必要な歯間ブラシや糸ようじを併用している人は、15 歳以上の 13.0%しかいませんでした。また、かかりつけ歯科医を持つことと定期的に歯科健診を受けることが歯科疾患の予防にとって非常に重要ですが、15 歳以上の 20.2%しか定期的に歯科健診を受けていません。

今後、これらの歯科保健習慣を普及することが課題です。

(2) 歯科保健事業

イー歯トープ 8020 運動推進事業を中心として、多くの県民が 80 歳までに 20 歯以上の歯を維持し、生涯美味しく食べ物がたべられるように様々な運動を展開しています。

岩手県よい歯のコンクール

むし歯のない母子の表彰（2 組） 歯科保健に熱心な祖父母と孫の表彰（3 組） 80 歳以上で 20 歯以上有する者の表彰（1 名）

岩手県歯科保健大会・フォーラム「歯と健康」

県教育委員会及び県歯科医師会と共催し、県民健康講座（研修会） 講演会、各種表彰を実施する事業

健康いわて 21 プラン口腔保健領域重点化事業

健康いわて 21 プランをさらに推進するため、次の 4 事業より構成

乳幼児齲蝕ゼロ対策事業

乳幼児齲蝕の減少させるため、市町村の母子歯科保健活動を支援する事業

フッ化物局所応用法推進事業

フッ素洗口の導入を希望する施設に対する支援事業、フッ素によるむし歯の予防方法（フッ素洗口、フッ素入り歯みがき剤、フッ素歯面塗布）の利用を普及啓発する事業

保健領域からの禁煙支援事業

歯科の領域から禁煙支援及び防煙教育等のたばこ対策を実施する事業

高齢者の口腔ケア推進事業

器質的及び機能的口腔ケアの普及啓発及び市町村・施設関係者の支援（研修会、連携体制検討会など）を実施する事業

そして、県の健康づくり推進のための計画である「健康いわて 21 プラン」では、重要領域の1つに口腔保健（歯科保健）が選ばれており、乳幼児期から高齢者までの生涯を通じた歯科保健を地域、学校、職域の場を横断的に連携させて推進していくことにしています。

4 感染症対策

（1）感染症対策 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 -

感染症の発生動向の把握（法第12条から第16条）

次の感染症の患者を診断した医師は、最寄の保健所へ届け出ることとなっています。

一類感染症 エボラ出血熱等の7疾患

二類感染症 結核、重症急性呼吸器症候群（SARS）等の5疾患

三類感染症 腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、コレラ等の5疾患

四類感染症 レジオネラ症、つつが虫病等の41疾患

五類感染症 感染性胃腸炎、後天性免疫不全症候群、風しん、麻しん等の44疾患

新型インフルエンザ感染症 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

届出のあった感染症の発生動向は、感染症発生動向調査委員会で解析評価を行い、新

聞やインターネットで公表しています。

健康診断（法第 17 条）

保健所長は、一類から三類感染症に感染している疑いのある者に対して、健康診断を受けることを勧告します。

就業制限（法第 18 条）

保健所長は、一類から三類感染症の患者に対して、法に定められた業務に就業することを制限します。

入院（法第 19 条）

保健所長は、一類又は二類感染症の患者に対して、感染症指定医療機関に入院することを勧告します。

なお、入院の期間が 72 時間を越える場合には、予め保健所に設置されている感染症診査協議会の意見を聞いたうえで、入院の延長の勧告を行います。

医療費の公費負担（法第 37 条）

入院にかかる費用については、患者またはその保護者から申請があったときは、医療費を県が負担します。

なお、公費負担の申請は、入院勧告保健所に行くこととなります。

感染症類型に応じた適正な医療の提供（法第 38 条）

感染症指定医療機関（第一種・第二種感染症指定医療機関）

	二次医療圏	指定医療機関名	所在地
第一種	盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷 15-1
	盛岡	盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷 15-1
第二種	岩手中部	社会福祉法人恩賜財団済生会 北上済生会病院	北上市花園町 1-6-8
		岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩 14-74
	胆江	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町 3-1
	両磐	岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢 32-1
	気仙	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越 10-1
釜石	岩手県立大槌病院	上閉伊郡大槌町新町 8-14	

	二次医療圏	指定医療機関名	所在地
	宮古	岩手県立宮古病院	宮古市崎鉾ヶ崎 1-11-26
	久慈	岩手県立久慈病院	久慈市旭町 10-1
	二戸	岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂森 60-1

抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）備蓄

新型インフルエンザが大流行し、その治療等に必要な抗インフルエンザウイルス薬の市場流通量に不足が生じた場合の供給分として、罹患率等を踏まえて国民の45%に相当する量を国及び都道府県において平成18年度から平成23年度までに段階的に備蓄することとしています。

本県分としてH23年度末目標量約265千人分のうちH21年度末現在で約166千人分を備蓄済。

(2) 結核対策 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 -

定期の健康診断について（法第53条の2）

対象者及び実施主体

実施主体	対象者	定期・実施回数
事業者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設において、従事する者	毎年度に1回
学校長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満の者を除く。）の学生又は生徒	入学した年度に1回
施設の長	監獄に収容されている者 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設に入所している者	20歳に達する日の属する年度以降において、毎年度1回 65歳に達する日の属する年度以降において、毎年度1回
市町村長	上記対象者以外で、その管轄に居住する者 健康診断による結核患者の発見率とその他の事情を勘案して、特に定期の健康診断の必要があると認める者	65歳に達する日の属する年度以降において、毎年度1回 市町村が定める定期において市町村が定める回数

補助制度

結核健康診断予防接種補助金 私立学校等が実施する結核健康診断費に対し補助します。

選択基準等 基準単価×件数

補助率 3分の2

申請手続 保健所（盛岡市保健所を含む）にて受け付けます。

医療費公費負担制度（法第 37 条、法第 37 条の 2）

入院勧告を受けた結核患者に対する医療費公費負担（法第 37 条）

保健所長は、結核患者に対して、その同居者などに結核を感染させるおそれがある場合に、結核指定医療機関に入院することを勧告します。

入院治療に要する医療費については、法第 37 条により全額を公費で負担します。

ただし、世帯の収入状況により所得税額 147 万円を超える場合は、自己負担が生じます。

結核患者に対する医療費公費負担（法第 37 条の 2）

保健所長は、結核患者が結核指定医療機関で法第 37 条の 2 に規定する医療を受けるために必要な費用について、その 95%を公費で負担します。

（ 3 ） 定期予防接種 - 予防接種法 -

定期予防接種とは、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のことをいいます。

定期予防接種は市町村が主体となって実施します。

対象となる病気

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、インフルエンザ、結核（BCG）

予防接種の対象年齢と接種回数

対象疾病	接 種		備 考
	対象者	回数	
ジフテリア 百日せき 破傷風	<1 期初回>生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	3 回	接種日翌日から起算して 20 日～56 日までの間隔を置いて(3 回)行う
	<1 期追加>生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	1 回	1 期初回接種(3 回)終了後、6 月以上の間隔をおく
	<2 期>11 歳以上 13 歳未満の者	1 回	
急性灰白髄炎 (ポリオ)	生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	2 回	接種日翌日から起算して 41 日以上の間隔を置いて(2 回)行う

対象疾病	接 種		備 考
	対象者	回数	
麻疹 風しん	<1期>生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1回	接種時期は4月から6月までが望ましい この第3期・第4期は、平成20年度から5年間の措置である
	<2期>5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間(いわゆる幼稚園・保育所等の年長児)	1回	
	<3期>13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者(中学校1年生に相当する年齢である者)	1回	
	<4期>18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者(高校3年生に相当する年齢である者)	1回	
日本脳炎	<1期初回>生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	2回	接種日翌日から起算して20日～56日までの間隔を以て(2回)行う 1期初回終了後、おおむね1年の間隔をおく
	<1期追加>生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	1回	
	<2期>9歳以上13歳未満の者	1回	
結核 (BCG)	生後6月に至るまでの間にある者 地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別な事情によりやむを得ないと認められる場合に限り、1歳未満も接種できる	1回	
インフルエンザ	65歳以上の者 60歳以上65歳未満の者であって、心臓・じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がい有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者	毎年度 1回	

予防接種健康被害救済制度

予防接種を受けたことにより、健康被害(疾病、障害または死亡)が生じたと認定された場合、その被害に対する医療費等の給付を受けることができます。

お問い合わせ・ご相談先

予防接種を受けた市町村の予防接種担当課までご連絡下さい。

(4) エイズ対策

エイズに関する相談と検査は、県内の保健所（盛岡市保健所を含む 10 ヶ所）で受けることができます。検査は感染の心配がある方が対象です。

相談・検査は匿名、無料です。プライバシーは守られます。

エイズ相談

電話相談

電話での相談は、月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（ただし、祝祭日を除く。）各保健所で受け付けています。

来所相談

来所相談は予約が必要な場合があります。あらかじめ各保健所へ電話等でご確認のうえ保健所へお越しください。

H I V 抗体検査

検査の受付

検査は予約が必要な場合があります。あらかじめ各保健所へ電話等でご確認のうえ保健所へお越しください。

検査の方法

検査は、少量の血液を採って、血液中に HIV の抗体があるかどうかを調べます。感染してから血液中に抗体ができるまで 6 ～ 8 週間かかりますので、その前に検査をしても判断できません。検査は、心配な出来事があった日から約 3 ヶ月後に受けるようにしてください。

検査結果

検査結果は、検査日の約 1 週間から 2 週間後に、本人に直接お知らせします。電話、郵送文書等では検査結果をお知らせしていません。

来所相談窓口・検査の受付一覧

通常検査

保健所 (予約先・相談窓口・検査会場)	受付日	受付時間	事前 予約	検査結果 の通知日
県央保健所 盛岡市内丸 11-1 019-629-6573 (直通)	毎月第 1 ・第 3 水曜日	10:00 ~ 11:00	不要	検査日の 1 週間後

保健所 (予約先・相談窓口・検査会場)	受付日	受付時間	事前 予約	検査結果 の通知日
中部保健所 花巻市花城町 1-41 0198-22-2331 (内線 230)	毎月第 1 火曜日	9:30 ~ 10:30 13:00 ~ 14:30	必要	検査日の 1 週間後
奥州保健所 奥州市水沢区大手町 5-5 0197-22-2861 (内線 280)	毎月第 3 木曜日	9:30 ~ 15:30	必要	検査日の 2 週間後
一関保健所 一関市竹山町 7-5 0191-26-1415 (内線 238)	毎月第 2 ・ 4 火曜日	10:00 ~ 11:00	必要	検査日の 2 週間後
大船渡保健所 大船渡市猪川町前田 6-1 0192-27-9913 (内線 244)	毎月第 4 水曜日	9:00 ~ 11:00	必要	検査日の 2 週間後
釜石保健所 釜石市新町 6-50 0193-25-2702 (内線 244)	毎月第 3 木曜日	13:00 ~ 14:00	必要	検査日の 1 週間後
宮古保健所 宮古市五月町 1-20 0193-64-2218 (内線 235)	毎月第 4 火曜日	9:00 ~ 10:00	必要	検査日の 2 週間後
久慈保健所 久慈市八日町 1-1 0194-53-4987 (内線 247)	毎月第 2 火曜日	14:00 ~ 15:00	必要	検査日の 2 週間後
二戸保健所 二戸市石切所荷渡 52 0195-23-9206 (内線 231)	毎月第 3 水曜日	13:00 ~ 14:00	必要	検査日の 10 日後

夜間検査

保健所 (予約先・相談窓口・検査会場)	受付日	受付時間	事前 予約	検査結果 の通知日
県央保健所 盛岡市内丸 11-1 019-629-6573 (直通)	毎月第 2 第火曜日	17:00 ~ 19:00	不要	検査日の 1 週間後

即日検査

保健所 (予約先・相談窓口・検査会場)	受付日	受付時間	事前 予約	検査結果 の通知日
県央保健所 盛岡市内丸 11-1 019-629-6573 (直通)	6 月・12 月 (未定)	10:00 ~ 15:00	不要	検査日当日
盛岡市保健所 盛岡市神明町 3 - 29 019-603-8308	毎週木曜日	10:00 ~ 11:00	必要	検査日当日 (約 1 時間後)

検査目的の献血は絶対にやめましょう。

医療に必要な血液の安全性を高めるために、献血された血液は全て厳しい検査が行われています。しかし、HIVなどのウイルスは、最新の技術を用いても検査で見つからない期間（ウィンドウ・ピリオド）があります。もしも、この期間に献血された血液が輸血などの医療に使われた場合、患者さんはHIVなどに感染してしまうおそれがあります。

こうした理由から、検査目的の献血は絶対にやめましょう。感染の心配がある方は、保健所などで検査を受けられるようお願いします。

（５）肝炎治療特別促進事業

岩手県では、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費負担を軽減する助成を行います。

事業の内容

B型・C型肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療（保険適用）にかかる医療費を助成する制度です。

受給者対象

岩手県内に住所を有しており、インターフェロン治療または核酸アナログ製剤治療が必要と診断された方が対象です。

本事業による助成を一度受けた方は、再度申請することはできません。

ただし、医学的にインターフェロン再治療が有効と認められる一定条件を満たす方については、2回目の利用が認められます。

助成内容

対象者の世帯の所得に応じて、月当たりの患者自己負担限度額（原則1万円。ただし、上位所得階層については2万円）を決定し、インターフェロン治療または核酸アナログ製剤治療に係る保険診療の患者負担額から、患者自己負担限度額を除いた額を助成します。

助成期間

助成の期間は、原則、保健所へ申請書を提出した月の初日から1年間です。

ただし、次の場合は例外とします。

- (1) 核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続を必要と認める場合、更新を認めます。
- (2) インターフェロン治療において、一定の要件を満たした場合、例外的に助成期間の延長を認めます。

申請手続について

申請先 住所地を管轄する保健所の担当窓口へ書類を提出してください。申請に必要な申請書などの用紙は保健所担当窓口で配布しています。

申請に必要な書類 肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書（様式第1）
肝炎インターフェロン治療受給者証認定にかかる診断書（様式第2） 被保険者証等の写し 対象者が属する世帯の全員について記載のある住民票謄本
対象者が属する世帯の全員の市町村民税課税証明書

（6）岩手県肝疾患相談センター

県では、岩手医科大学附属病院に委託し、専門の相談員がウイルス性肝炎の治療や日常生活などについて相談を受ける「岩手県肝疾患相談センター」を開設しています。

相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30

第1・4土曜日 9:00～12:00

（第2・3・5土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休み）

相談専用ダイヤル 019-908-2007

5 原爆被害者の援護

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、主に次のような事業を行っています。

被爆者健康手帳等の交付

「原子爆弾が投下されたとき広島市・長崎市内等にいた人」や「原子爆弾投下後、2週間以内に市内に入った人」等、放射能の影響を受ける状態にあった人が、知事に申請し、認定された場合に交付されます。

また、被爆者としての認定要件に該当しない方でも、広島市・長崎市に隣接する特定の地域に居られた方は、「第1種または第2種健康診断受診者証」が交付される場合があります。

被爆者健康診断の実施

被爆者及び第1種健康診断受診者証所持者に対して、年2回（第1回目：4月から5月、第2回目：10月から11月）と、希望による健康診断（年2回まで、内1回はがん検診を実施できる）を行います。

第2種健康診断受診者証所持者に対して、年1回の定期健康診断を行います。

各種手当等の支給

被爆者の方で次の要件に該当すると認定されたときは、次の手当が支給されます。

医療特別手当 病気やけがが原子爆弾の障害作用に起因すると厚生労働大臣の認定を受けた方（認定被爆者）で、現在もその病気やけがが治っていない方

特別手当 病気やけがが原子爆弾の障害作用に起因すると厚生労働大臣の認定を受けた方（認定被爆者）で、現在はその病気やけがが治った方

原爆小頭症手当 原子爆弾の放射能の影響による小頭症の状態にある人

健康管理手当 厚生労働省で定める脳血管障害等11の障害のいずれかを伴う病気にかかっている方

保健手当 原子爆弾投下時に爆心地から2km以内で直接被爆した方又はその胎児であった方

介護手当 厚生労働省令に定める障害のために介護を要する状態にあり、費用を支出して介護を受けている方 厚生労働省令に定める障害のために介護を要する状態にあり、費用を支出しないで介護を受けている重度の障害者の方

葬祭料 被爆者が死亡した場合に、葬祭を行った方

医療の給付

被爆者健康手帳をお持ちの方が、医療機関にかかった場合には、各種健康保険の自己負担分について、国が負担します。

知事が指定した医療機関等で、被爆者健康手帳と保険証を提示すれば、原則として自

己負担額なしで治療が受けられます。

なお、緊急の事態などで、知事が指定しない医療機関で受診した場合や、手帳を提示せずに受診した場合には、自己負担分を自分で支払うこととなりますが、後日申請すれば、払い戻しを受けることができます。

6 特定疾患対策

(1) 特定疾患医療費助成 - 特定疾患治療研究事業 -

原因が不明であって、治療方法が確立していない、難病のうち、特定疾患については、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、治療研究を推進し、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ります。

実施主体

岩手県

対象疾患

ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ピュルガー病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患、アミロイドーシス、後縦靱帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）ウエグナー肉芽腫症、特発性拡張型（うっ血型）心筋症、多系統萎縮症、表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）膿疱性乾癬、広範脊柱管狭窄症、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、特発性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織病、原発性免疫不全症候群、特発性間質性肺炎、網膜色素変性症、プリオン病、肺動脈性肺高血圧症、神経線維腫症、亜急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群、慢性血栓性肺高血圧症、ライソゾーム病（ファブリー病を含む）、副腎白質ジストロフィー、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性

多発神経炎、肥大型心筋症、拘束型心筋症、ミトコンドリア病、リンパ脈管筋腫症(LAM)、重症多形滲出性紅斑(急性期)、黄色靱帯骨化症、間脳下垂体機能障害

給付範囲(治療研究費)

健康保険法等で定められた対象疾患の治療に係る診療内容に基づく一部負担金(本人負担分)の一部又は全部が給付(現物給付)されます。

給付方法

知事は、患者本人等からの申請に基づき、その内容を審査のうえ、この給付を受ける資格を有することとなった方に受給者証を交付します。受給者は、医療機関の窓口を受給者証を提示のうえ受診します。

患者自己負担額

スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病、重症多形滲出性紅斑(急性期)、重症認定を受けた方及び生計中心者の住民税が非課税の方は、全額公費負担となります。それ以外の方は、次のとおり自己負担額が徴収されます。(自己負担限度額表参照)

入院の場合

同一の医療機関ごとに、1月につき自己負担限度額表に定める額を限度とする額

入院以外の場合

同一の医療機関ごとに、1月につき自己負担限度額表に定める額を限度とする額。

ただし、薬局での保険調剤、訪問看護については、自己負担額は生じません。

給付(治療研究)の期間

同一対象患者につき原則として1年。(対象疾患のうち、劇症肝炎、重症急性膵炎及び重症多形滲出性紅斑(急性期)については原則として6月)を限度とし、知事が必要と認めた期間です。必要と認められる場合はその期間を更新できます。

相談・申請窓口

住所地を管轄する保健所にお問い合わせ願います。

自己負担限度額表

階層区分		対象者別の一部自己負担の月額限度額		
		入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900円	3,450円	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500円	4,250円	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000円	5,500円	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700円	9,350円	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100円	11,550円	

(2) 難病患者地域支援ネットワーク事業

在宅の難病患者に対して在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上を図ることを目的とする事業です。

実施主体

岩手県

対象患者

厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（130疾患）の対象疾患患者

事業内容

個々の患者の実態に応じて、在宅療養計画を作成し、以下の事業を実施します。

訪問相談事業

保健師や看護師が難病患者の家庭を訪問し、療養や日常生活を過すうえで抱えている悩みについて、相談に応じます。

医療相談事業

難病に関する専門の医師等による医療相談会を開催し、療養上の不安等について相談に応じます。

訪問診療事業

難病に関する専門の医師、看護師等による訪問診療班を編成し、難病患者の家庭を訪問して、患者の病状に応じた診療、看護及び療養上の指導を行います。

費用

すべて無料です。

相談窓口

住所地を管轄する保健所にお問い合わせ願います。

(3) 重症難病患者の入院確保 - 重症難病患者入院施設確保事業 -

重症の難病患者が、必要な場合に入院することができる医療体制を整備し、難病患者及び家族の療養生活の安定を図ろうとする事業です。

事業内容

県内に1つの拠点病院と各医療圏に協力病院を指定し、拠点病院に設置した難病医療専門員が病院間の調整や患者等からの要請に応じて入院先等の調整をします。

また、難病医療専門員が患者等からの各種相談に応じます。

拠点病院 岩手医科大学附属病院（盛岡市内丸19-1）

協力病院 国立病院機構盛岡病院（盛岡市青山一丁目25-1）

国立病院機構岩手病院（一関市山目字泥田山下48）

岩手県立中央病院（盛岡市上田一丁目4-1）

岩手県立二戸病院（二戸市堀野字大川原毛38）

岩手県立久慈病院（久慈市旭町10-1）

岩手県立宮古病院（宮古市鎌ヶ崎1-11-26）

岩手県立釜石病院（釜石市甲子町10-483-6）

岩手県立大船渡病院（大船渡市大船渡町字山馬越10-1）

岩手県立胆沢病院（奥州市水沢区龍ヶ馬場61）

岩手医科大学附属花巻温泉病院（花巻市台2-85-1）

対象者

厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（130疾患）の対象疾患患者が対象となり

ます。

(4) 難病患者居宅生活支援事業

難病患者の日常生活を支援することにより、難病患者の自立と社会参加を促進することを目的とする事業です。

実施主体

市町村

対象者

日常生活に支障があり、介護、家事の便宜を必要とし、次の全ての要件を満たす方です。

厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（130 疾患）の対象疾患患者と関節リウマチ患者

在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師に判断される患者

介護保険、障害者自立支援法等の施策の対象とならない患者

事業内容

ホームヘルプサービス、医療機関等への短期入所、日常生活用具の給付

費用

世帯の所得の状況に応じ、費用の一部負担があります。

相談・手続き

各市町村の福祉担当課にお問い合わせ願います。

(5) 難病相談支援センター

難病患者・家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るため、岩手県難病相談・支援センターを設置し、相談や支援を行っています。

実施主体

岩手県（岩手県が適当と認める団体に運営委託）

対象患者

厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（130 疾患）の対象疾患患者の外、いわゆる難病と呼ばれる疾患の患者・家族等が対象となります。

設置場所

ふれあいランド岩手内（盛岡市三本柳 8-1-3 電話 019-614-0711）

事業内容

相談事業 電話相談及び面接相談（来所相談）

講演・研修会 医療従事者等を講師とした研修会等の開催
地域交流会等の支援

相談事業の利用時間等

月曜日から水曜日及び金曜日、土曜日 10：00～16：00

木曜日 14：00～20：00

医療・薬事

1 医療

(1) 医療に関する相談

県では、地域において安心して医療を受けられるよう、医療に関する相談窓口をつくりましたので、ご利用ください。

県民医療相談センター

〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1（岩手県福祉総合相談センター3階）

TEL 019-629-9620 FAX 019-652-3815

受付時間 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで（土日祝及び年末年始期間を除く）

医療相談体制

地域の主な病院や県民医療相談センター、保健所、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等の関係団体には、医療に関する相談窓口が設置され、関係機関が連携して調整にあたります。

医療相談の内容

窓口では、さまざまな医療に関する相談について、解決の糸口を探すお手伝いをしています。

引っ越して間もないので、自宅付近の医療機関を教えてください。

多くの検査を受けたが、検査の必要性が理解しづらい。

頭痛が治まらないのだが、どこの診療科で診察を受けたらよいかわからない。

手術後の経過が思わしくないのでカルテの開示を求めたいが、お願いできるのか。

院内処方と院外処方とは何か違いがあるのか。

医療費の請求内容にわからない点がある。

現在使用している薬の服用について詳しく知りたい。 など

Q まずはどこに相談したらよいのでしょうか。

A まずは、かかりつけの病院などの医療機関にご相談ください。

また、医療機関に相談しにくい内容等については、県民医療相談センターや最寄の保健所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等の関係団体が連携して相談を受ける体制が整備されています。

Q 相談はいつでも受けられますか。

A 各相談窓口では、概ね月曜日から金曜日(祝祭日等を除く)までの午前9時から午後4時まで電話等による相談を受付けておりますが、時間が多少異なることがあります。詳しくは、各相談窓口にお問合せ願います。

また、相談の内容が複雑であったり、直接会って相談したいときには、面接による相談もできます。なお、その際に、あらかじめ電話等による予約をされると、待ち時間なく相談ができます。

Q 相談者のプライバシーに配慮がなされるのでしょうか。

A 相談にあたっては、専用の相談室を設けるなどプライバシーに十分配慮した体制をとっています。また、相談者の氏名等の個人情報については、診療内容などの相談内容から個人の特定が必要で、かつ、医療機関等との調整が必要な場合に、個人の承諾を得て、調整にあたります。

相談窓口一覧

保健所

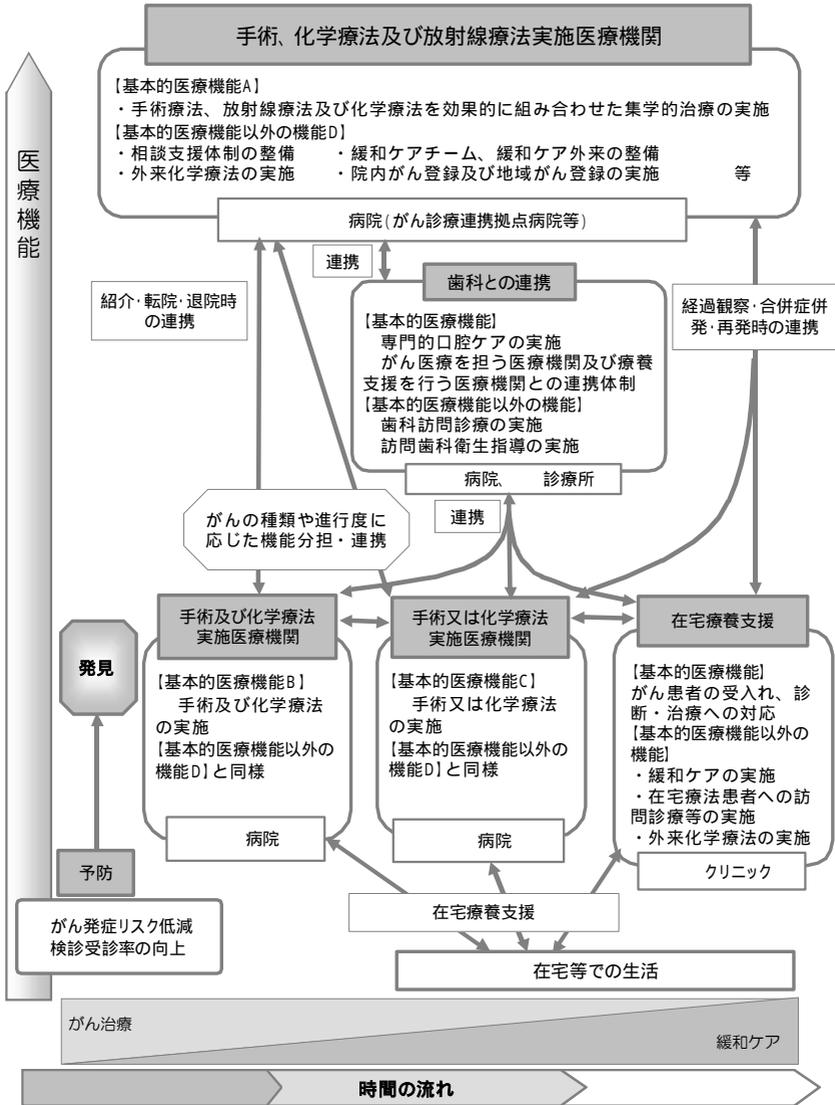
P390、P392 参照

関係団体

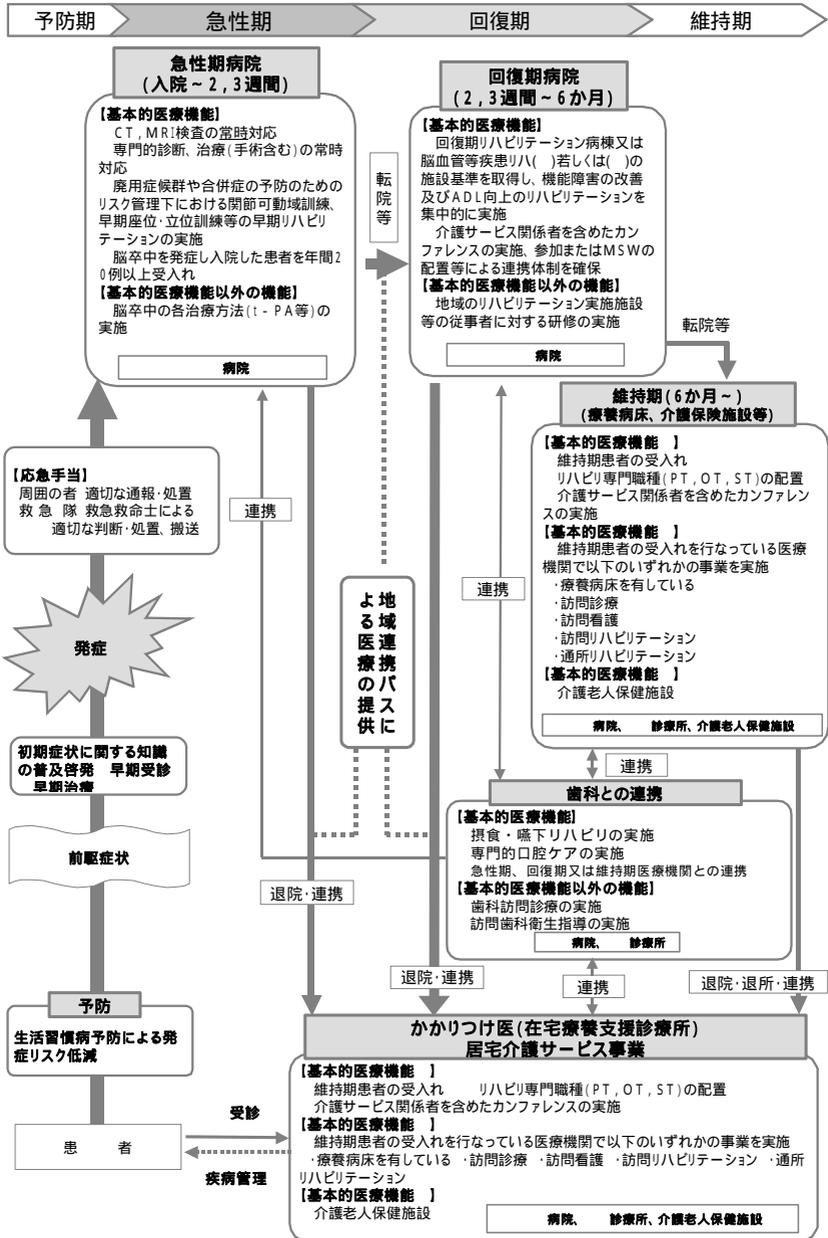
名 称	電話番号	住 所
(社) 岩手県医師会	019-651-1455	〒020-8584 盛岡市菜園 2-8-20
(社) 岩手県歯科医師会	019-621-8020	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 2 5-25
(社) 岩手県薬剤師会 くすりの情報センター	019-653-4591	〒020-0023 盛岡市内丸 17-24
(社) 岩手県看護協会	019-662-8213	〒020-0117 盛岡市緑が丘 2-4-55
岩手県臨床工学技士会	019-641-6633	〒020-0121 盛岡市月が丘 1-31-31 (医) 恵仁会 三愛病院臨床工学科内
岩手県福祉総合相談センター	019-629-9600	〒020-0015 盛岡市本町通 3-19-1
県民生活センター	019-624-2209	〒020-0021 盛岡市中央通 3-10-2

(2) 医療連携体制のイメージ図

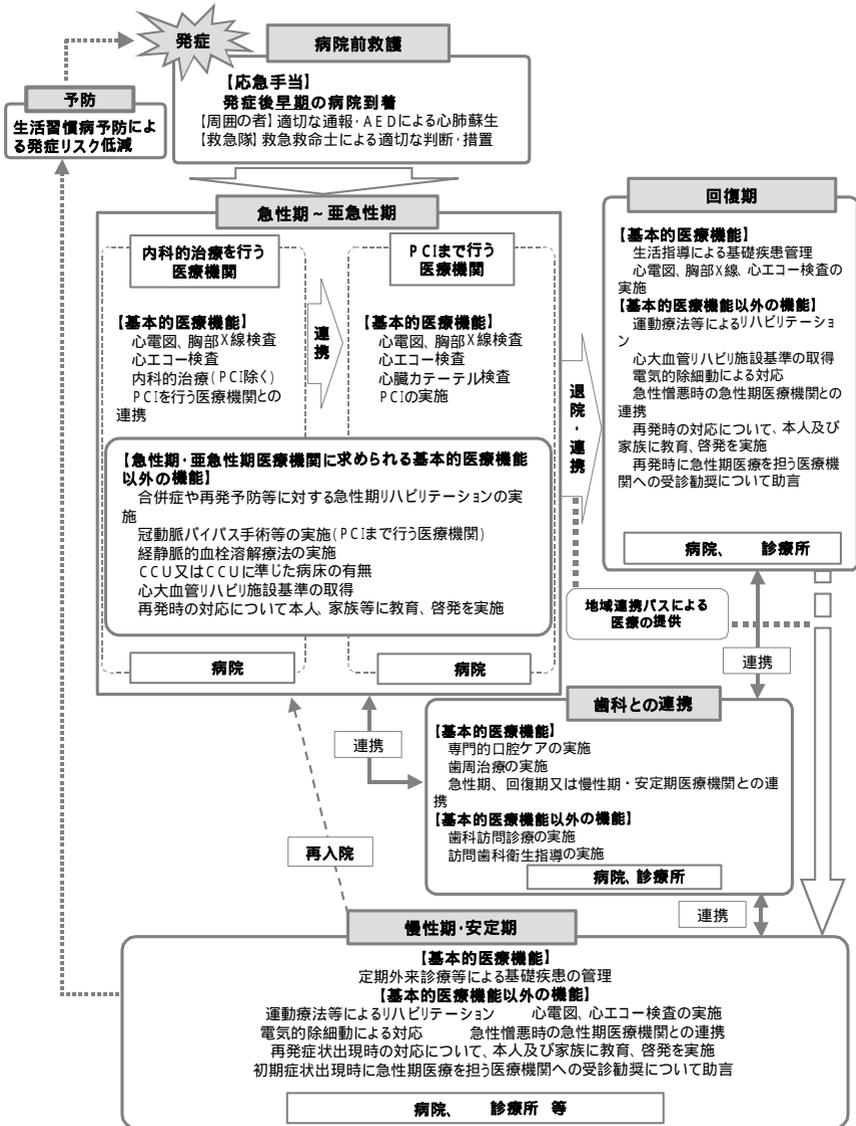
がんの医療連携



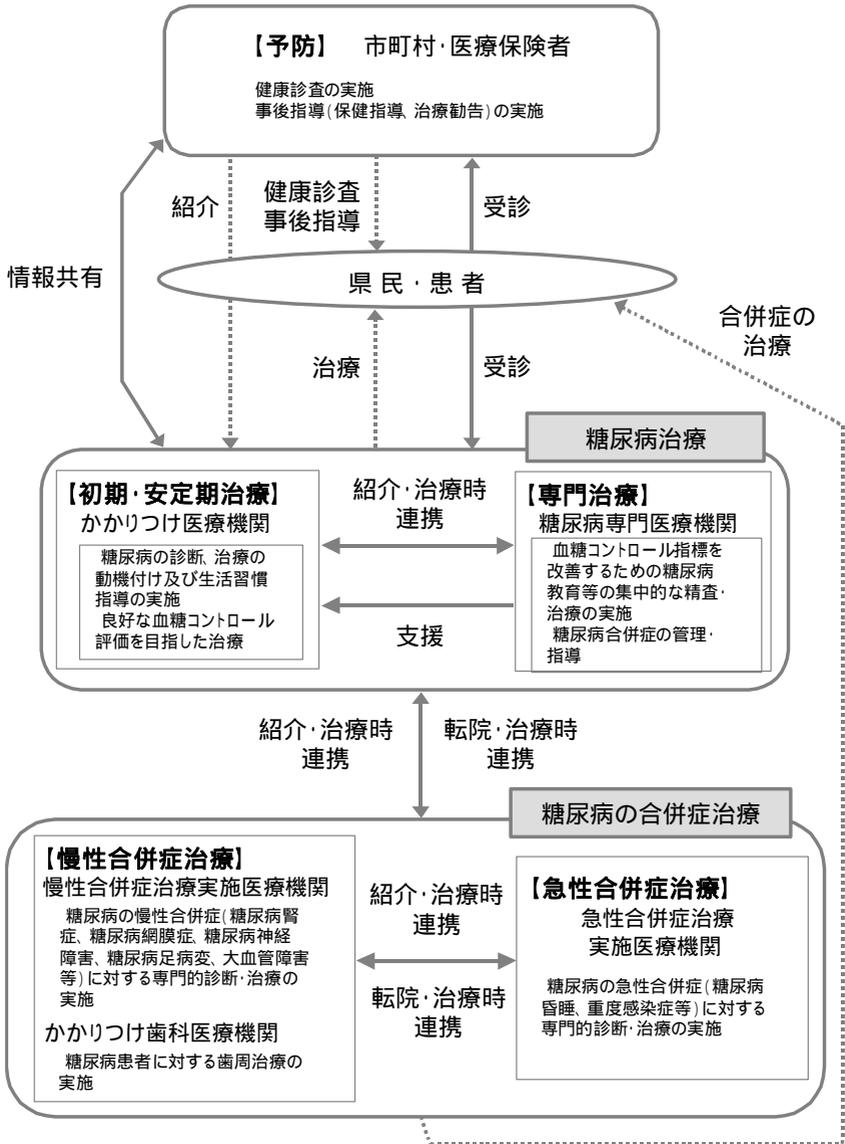
脳卒中の医療連携



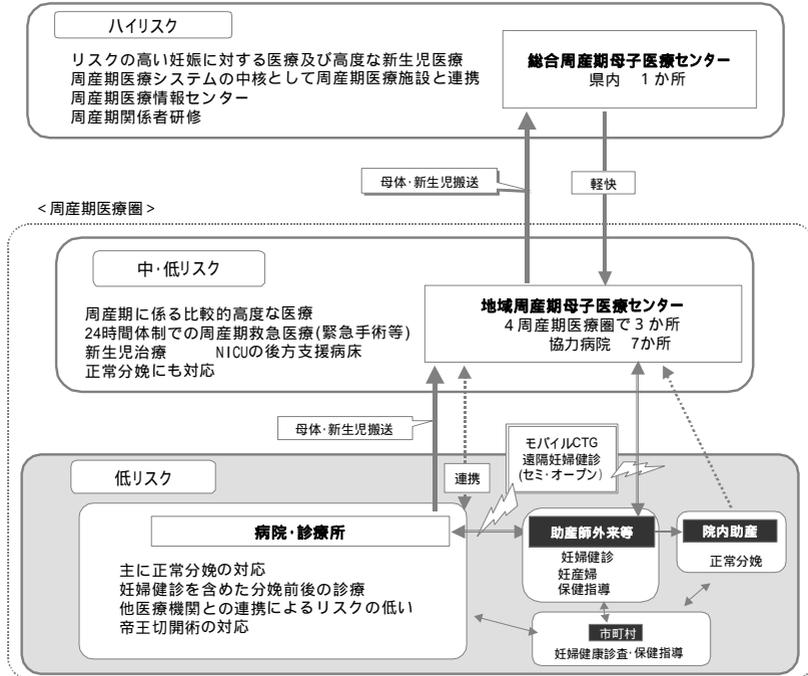
急性心筋梗塞の医療連携



糖尿病の医療連携



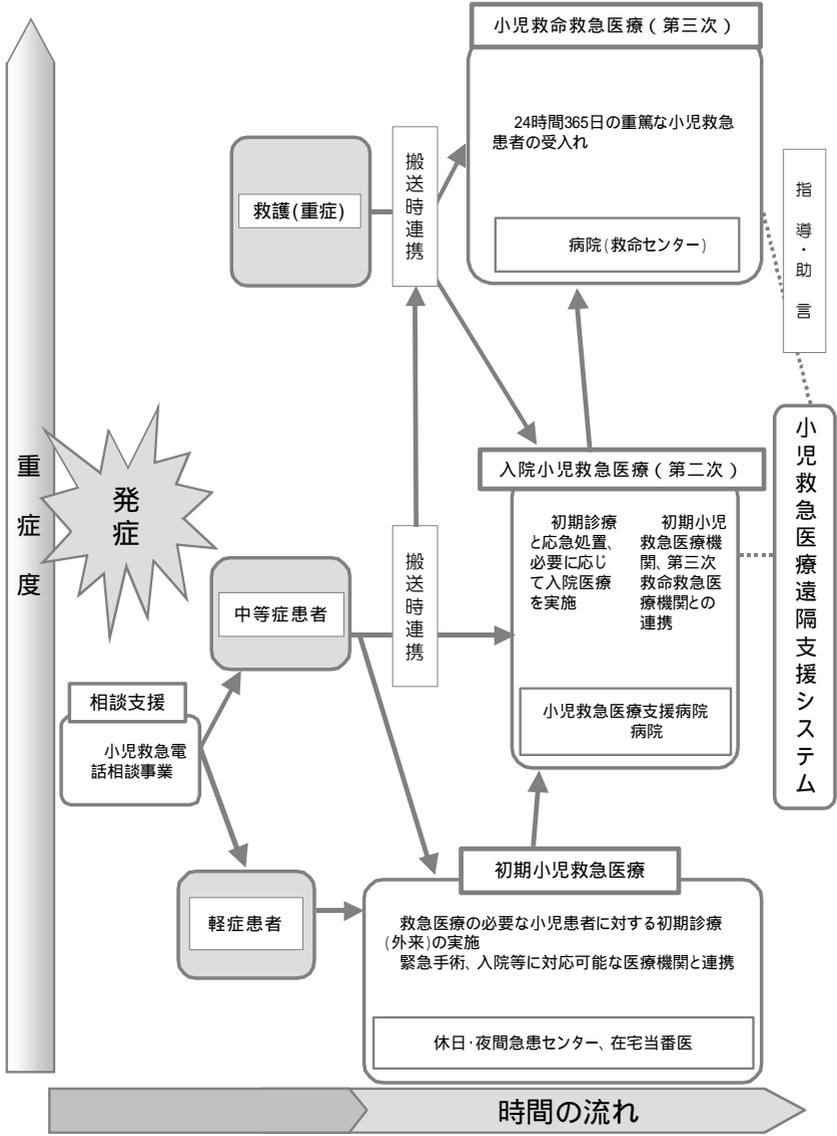
周産期の医療連携



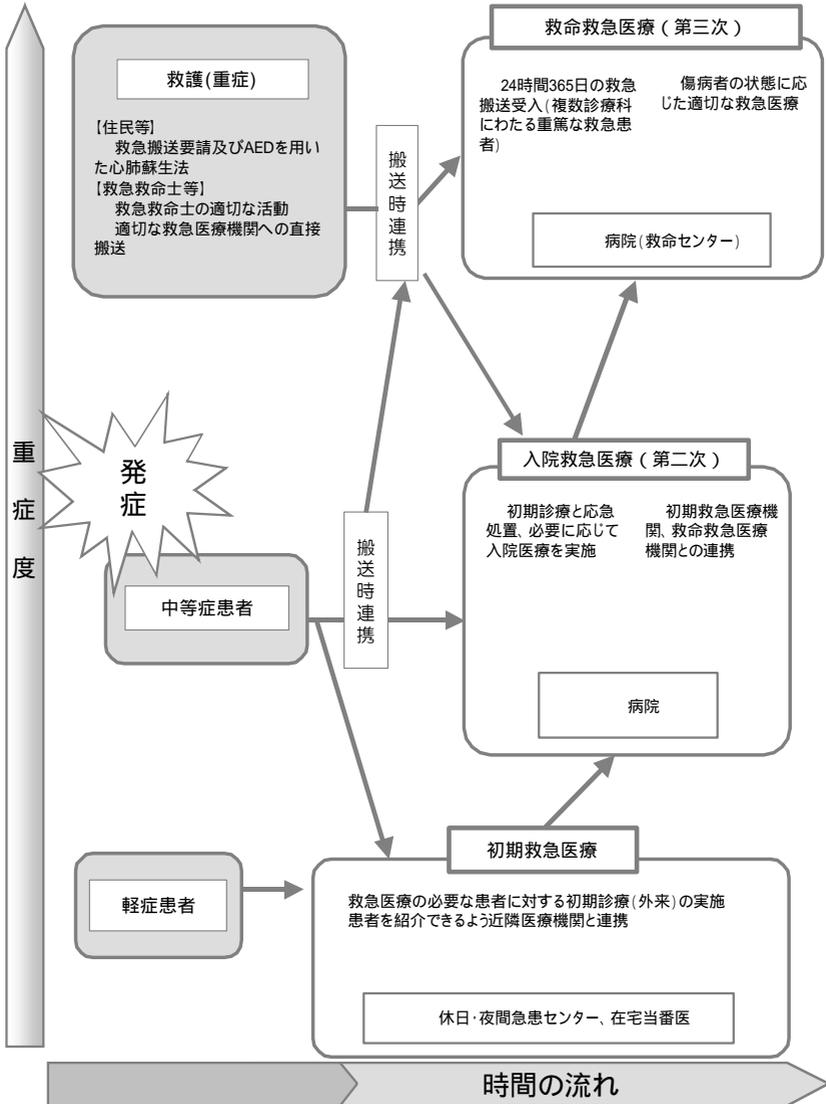
施設名	医療機関名			
ハイリスク 総合周産期母子医療センター	岩手医科大学附属病院			
中・低リスク 地域周産期母子医療センター	盛岡・宮古 県立中央	岩手中部・胆江・両盤 予 定	気仙・釜石 県立大船渡	久慈・二戸 県立久慈
周産期母子医療センター協力病院	盛岡赤十字 県立宮古	県立中部 北上済生会 県立磐井	県立釜石	県立二戸
低リスク 病院・診療所		一関病院		
助産所	診療所 分娩(15)、健診のみ(7) 院内助産(1) 助産師外来等(4)	診療所 分娩(11)、健診のみ(2) 助産師外来等(3)	診療所 分娩(1)、健診のみ(2) 院内助産(1) 助産師外来等(2)	診療所 分娩(2)、健診のみ(1) 院内助産(1) 助産師外来等(2)

平成 21 年 4 月 1 日現在の状況。カッコ内は、診療所、助産所の箇所数。

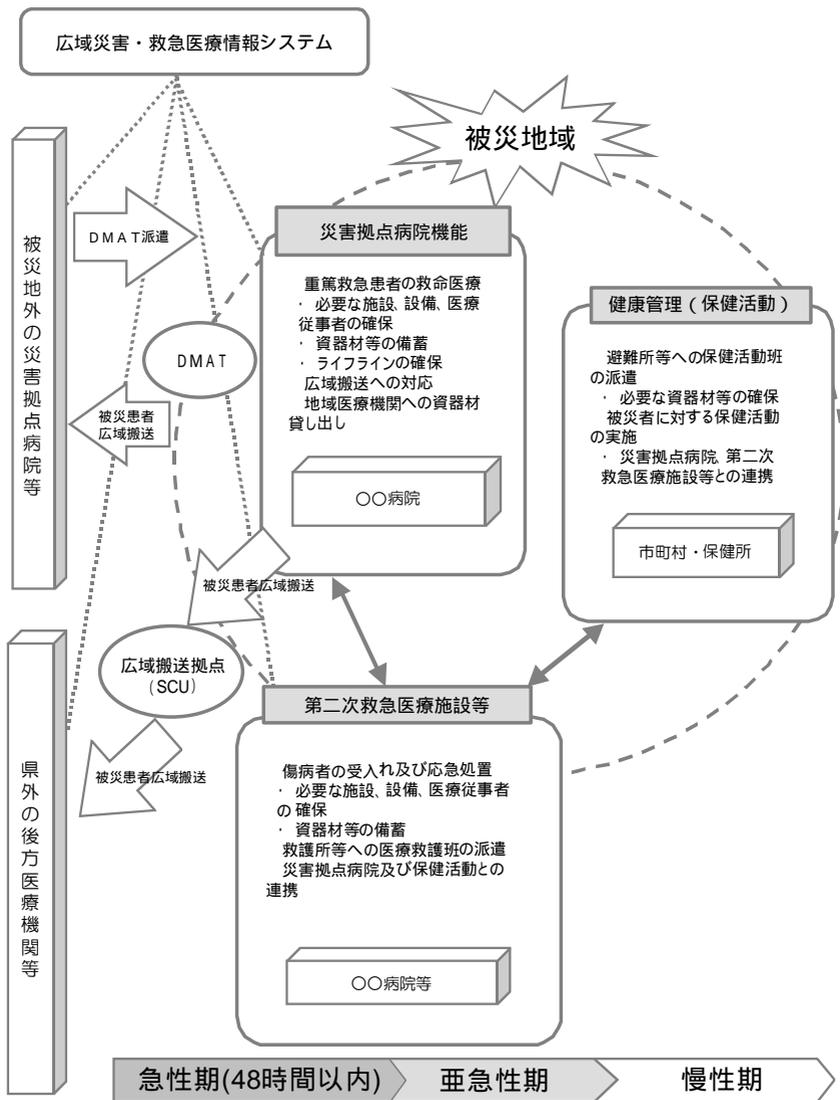
小児救急の医療連携



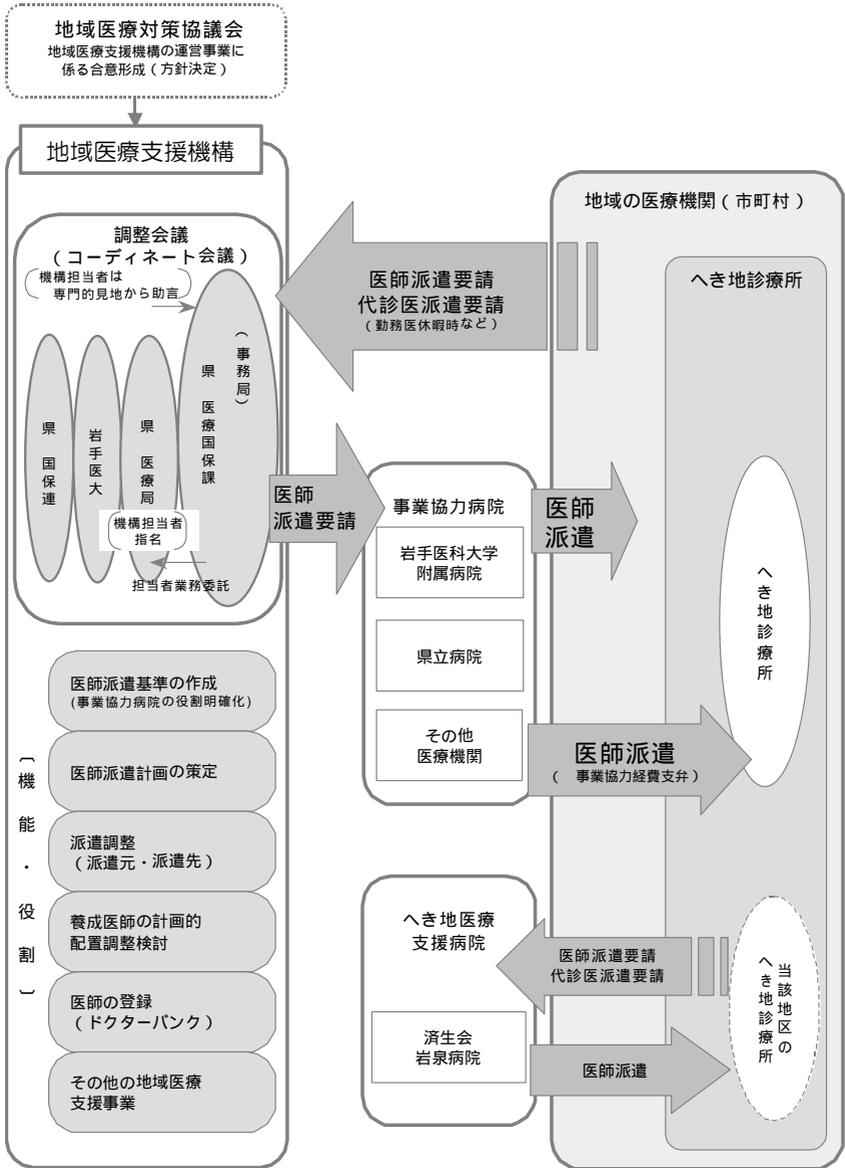
救急の医療連携



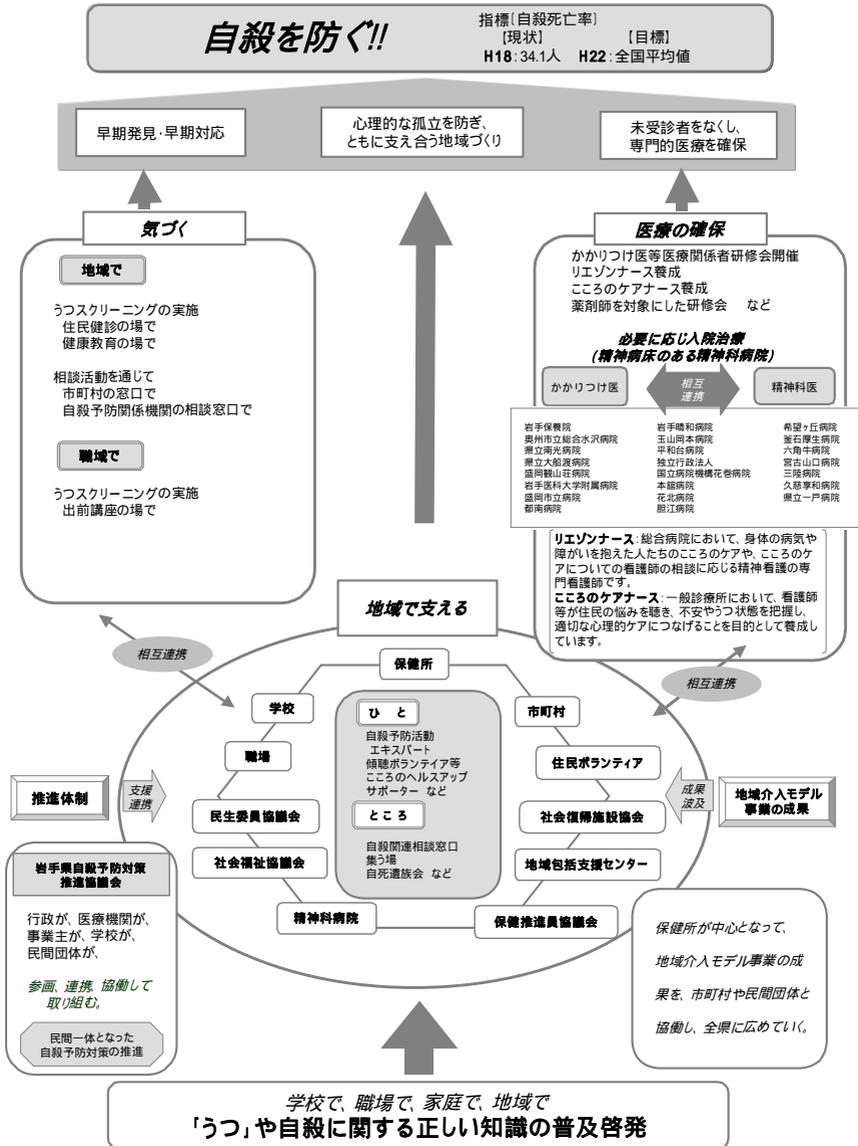
災害時の医療連携



へき地の医療連携



うつ対策の医療連携



(3) 4 疾病 6 事業の医療連携体制において医療機能を担う医療機関一覧

《医療機関名公表に関する留意事項》

各医療機関名については、医療機能調査の回答を基に、各疾病の病期等別に求められる基本的医療機能を満たしている場合で、当該医療機能の有無を公表することに同意のあった医療機関名を掲載しています。

各医療機関の有する機能は、原則として平成 20 年 4 月 1 日の状況を基にしています。

医療機関名については、公表後においても各医療機関からの申し出に基づき、随時更新を行っていますが、各医療機関の有する医療機能については、医師の異動等により随時変更されることがあります。

医療機関を受診する場合には、当該医療機関に受診について電話等で確認されるようお願いいたします。

がん

【予防】

「がん」の医療連携体制において「予防」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[がんの「予防」に関する基本的医療機能]

がん検診を受託すること。

がんに係る精密検査を実施すること。

がん検診及び精密検査の結果の情報提供等、がん検診の制度管理に協力すること。

医療 圏名	施設名称	
盛岡	【病院】	足沢放射線科
	岩手医科大学附属病院	肥田胃腸科内科医院
	医療法人遠山病院	二宮内科クリニック
	赤坂病院	財団法人岩手県予防医学協会付属診療所
	医療法人社団恵仁会三愛病院	田中循環器内科クリニック
	荻野病院	金子胃腸科内科
	盛岡繋温泉病院	今井産婦人科内科クリニック
	滝沢中央病院	飯岡診療所
	洪民中央病院	さとつ胃腸科内科
	盛岡医療生活協同組合川久保病院	森谷医院
	医療法人社団愛和会盛岡南病院	旭橋クリニック菊池循環器内科
	医療法人友愛会盛岡友愛病院	中村内科医院
	社団医療法人康生会鶯宿温泉病院	村田消化器科内科医院
	松園第二病院	おいかわ内科クリニック

医療 圏名	施 設 名 称	
	岩手県立中央病院 盛岡赤十字病院 盛岡市立病院 社団医療法人啓愛会孝仁病院 岩手県立沼宮内病院	澤田内科医院 江村胃腸科内科医院 前川内科クリニック 栃内内科医院 岡田消化器科内科医院
	【 診療所 】 雫石町立雫石診療所 おうしゅくクリニック せき内科胃腸科クリニック かなざわ内科クリニック ひろし外科肛門科 秋浜内科クリニック やまだ胃腸科・内科クリニック 佐藤健レディースクリニック 小坂内科消化器科クリニック あべ内科・消化器科クリニック おおひら内科・循環器科クリニック 医療法人萌生堂松園中央クリニック 緑ヶ丘消化器内科医院 しんたろうクリニック かつら内科クリニック たにむらクリニック プレスト齋藤外科クリニック 八角医院 葛巻診療所 西島医院 坂井医院 塚谷医院 飯島医院 ゆとりが丘クリニック 医療法人はたふく医院	西松園内科医院 大屋内科胃腸科クリニック 小豆嶋胃腸科内科クリニック 久保田医院 細井外科医院 大通胃腸科内科 佐藤内科クリニック もりおか胃腸科内科クリニック 幸クリニック 斉藤ささき医院 わたなべ肛門科クリニック とちない脳神経外科クリニック 吉田消化器科内科 石井内科消化器科医院 村井産婦人科外科医院 内科クリニックすずき 川村腎・泌尿器科皮膚科クリニック 鎌田内科クリニック 医療法人誠心会真山池田医院 夕顔瀬産婦人科医院 えいづか内科胃腸科クリニック 大浦内科・歯科クリニック (財)岩手県対ガン協会附属いわて健康管理 センター ちだ内科・外科クリニック
岩手 中部	【 病院 】 総合花巻病院 本館病院 北上済生会病院 西和賀町国民健康保険沢内病院	佐藤医院 川上医院 新里医院 坂の上野田村太志クリニック いとう内科胃腸科医院
	【 診療所 】 さとう消化器科内科クリニック KUBOクリニック ささきクリニック 医療法人工藤医院 藤巻胃腸科内科クリニック 宮内婦人科・心療内科クリニック 照井内科消化器科医院	かさい睡眠呼吸器クリニック きたかみ腎クリニック 医療法人黄木医院 すがい胃腸科内科クリニック 斎藤医院 安部医院 千田クリニック 日高見中央クリニック

医療 圏名	施 設 名 称	
	熊谷内科胃腸科医院 小原クリニック 医療法人中庸会来久保医院 川嶋医院	山岡胃腸科内科 小豆嶋胃腸科内科クリニック 芳野内科医院 赤坂医院
胆江	【 病 院 】	滝田医院 柏木医院
	奥州病院 岩手県立胆沢病院 岩手県立江刺病院	いとう内科医院 産科・婦人科・麻酔科清水医院
	【 診 療 所 】	かとう肛門科外科医院
	ありすみ内科クリニック ひらた外科内科クリニック 奥州市国民健康保険衣川診療所 下河辺胃腸科クリニック 内科板倉医院 鈴木内科消化器科クリニック 本田胃腸科内科外科 菊地内科胃腸科こどもクリニック 関谷医院	姉体診療所 ひばりが丘クリニック 平間産婦人科 亀井内科消化器クリニック 胃腸クリニック 小山診療所 加藤内科胃腸科医院 産婦人科おいなお医院
両磐	【 病 院 】	佐藤内科小児科医院 千葉内科医院
	医療法人博愛会一関病院 国民健康保険藤沢町民病院 岩手県立千厩病院	中野内科循環器科クリニック 佐藤胃腸科内科医院
	【 診 療 所 】	医療法人ル・コンセール田島内科 医療法人社団寺崎内科胃腸科医院
	桂島医院 たかがね内科泌尿器科クリニック 蓬田内科医院 奥玉診療所 袋医院 もりあい内科クリニック 医療法人磐清会木村消化器内科	永室内科医院 中里クリニック 阿部内科クリニック 一関中央クリニック 斉藤産婦人科医院 及川内科胃腸科クリニック
気仙	【 病 院 】	山崎内科医院
	岩手県立高田病院 岩手県立大船渡病院	うのうらクリニック 飯田レディースクリニック
	【 診 療 所 】	医療法人大町クリニック
	石倉クリニック 医療法人隆玄山浦医院	鶴浦医院 医療法人医心会鳥羽医院
釜石	【 病 院 】	
	岩手県立釜石病院	
宮古	【 病 院 】	佐藤雅夫クリニック
	岩手県立宮古病院 済生会岩泉病院	金沢内科医院 木村産婦人科内科クリニック
	【 診 療 所 】	
	おおうち消化器科内科クリニック 熊坂内科医院	

医療圏名	施設名称	
久慈	【 病院 】	【 診療所 】
	岩手県立久慈病院 久慈恵愛病院	斎藤内科
二戸	【 病院 】	医療法人育明会斉藤産婦人科医院
	岩手県立二戸病院	すがわら消化器内科
	【 診療所 】	いちのへ内科クリニック
	小野寺クリニック	

【治療】

「がん」の医療連携体制において「治療」の機能を担う医療機関について、対応可能な医療機能毎に分類し掲載しています。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「緩和ケアの実施」他3項目の医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療圏名	施設名称	基本的医療機能				基本的医療機能以外の医療機能				
		手術療法、放射線療法及び化学療法を全て実施	手術療法、放射線療法を実施	手術療法及び化学療法を実施	手術療法又は化学療法のみを実施	緩和ケアの実施	外来化学療法の実施	援体制	がん診療に関する相談支援	院内がん登録及び地域がん登録の実施
盛岡	【 病院 】									
	岩手医科大学附属病院									
	岩手県立中央病院									
	盛岡赤十字病院									
	赤坂病院									
	医療法人友愛会盛岡友愛病院									
	社団医療法人康生会鶯宿温泉病院									
	盛岡市立病院									
	医療法人遠山病院									
	盛岡繋温泉病院									
	八角病院									
	松園第二病院									
	国民健康保険葛巻病院									
	岩手県立沼宮内病院									
	八幡平市国民健康保険西根病院									
	【 診療所 】									
	プレスト齊藤外科クリニック									
	さとう胃腸科内科									
	乳腺外科・いしだ外科胃腸科クリニック									

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能				基本的医療機能 以外の医療機能				
		手術療法、放射線療法及 び化学療法を全て実施	実施	手術療法及び化学療法を いづれかを実施	手術療法又は化学療法の いずれかを実施	緩和ケアの実施	外来化学療法の実施	援体制	がん医療に関する相談支 ん登録の実施	院内がん登録及び地域が ん登録の実施
	わたなべ肛門科クリニック									
	雫石町立雫石診療所									
	盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック									
	おうしゅくクリニック									
	雫石大森クリニック									
	やまだ胃腸科・内科クリニック									
	あべ内科・消化器科クリニック									
	緑ヶ丘消化器内科医院									
	しんたろうクリニック									
	たにむらクリニック									
	八角医院									
	飯島医院									
	あすみのクリニック									
	三愛病院附属矢巾クリニック									
	高宮消化器科内科医院									
	医療法人知恵会成田内科胃腸科医院									
	岡田消化器科内科医院									
	菊池整形外科・形成外科クリニック									
	細井外科医院									
	いするぎ医院									
	逢坂医院									
	吉田消化器科内科									
	真瀬医院									
	内科クリニックすずき									
	川村腎・泌尿器科皮膚科クリニック									
	栗原クリニック									
	医療法人誠心会真山池田医院									
岩手 中部	【 病 院 】									
	総合花巻病院									
	岩手医科大学附属花巻温泉病院									
	社団医療法人啓愛会宝陽病院									
	岩手県立東和病院									
	岩手県立遠野病院									
	社会福祉法人恩賜財団岩手県済生会北上病院									
	西和賀町国民健康保険沢内病院									
	岩手県立中部病院									
	【 診療所 】									

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能				基本的医療機能 以外の医療機能					
		手術療法 放射線療法及 び化学療法を全て実施	手術療法 実施	手術療法又は化学療法を いづれかを実施	手術療法及び化学療法を 実施	緩和ケアの実施	外来化学療法の実施	援体制	がん医療に関する相談支 援体制	がん登録の実施	院内がん登録及び地域が ん登録の実施
	石鳥谷駅前クリニック										
	ささきクリニック										
	小原クリニック										
	さくらの内科クリニック										
	かさい睡眠呼吸器クリニック										
	小野寺こども医院										
	安部医院										
胆江	【 病 院 】										
	岩手県立胆沢病院										
	奥州市総合水沢病院										
	奥州市国民健康保険まごころ病院										
	岩手県立江刺病院										
	【 診療所 】										
	マタニティクリニック小見産婦人科										
ひらた外科内科クリニック											
平間産婦人科											
両磐	【 病 院 】										
	岩手県立磐井病院										
	医療法人博愛会一関病院										
	国民健康保険藤沢町民病院										
	岩手県立千厩病院										
	【 診療所 】										
	かげやまクリニック										
	一関市国民健康保険室根診療所										
	もりあい内科クリニック										
斉藤産婦人科医院											
及川内科胃腸科クリニック											
気仙	【 病 院 】										
	岩手県立大船渡病院										
	岩手県立高田病院										
	【 診療所 】										
医療法人隆玄山浦医院											
いしづかクリニック											
釜石	【 病 院 】										
	医療法人楽山会せいつ記念病院										
	岩手県立釜石病院										
	岩手県立大槌病院										

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能			基本的医療機能 以外の医療機能					
		手術療法、 放射線療法及 び化学療法を全て実施	手術療法、 実施	手術療法又は化学療法 いずれかを実施	手術療法又は化学療法 の	緩和ケアの実施	外来化学療法の実施	援体制	がん医療に関する相談支 援体制	院内がん登録及び地域が ん登録の実施
宮古	【 病院 】									
	岩手県立宮古病院									
	岩手県立山田病院									
	社会福祉法人恩賜財団岩手県済生会岩泉病院									
	【 診療所 】									
	おかだ外科内科クリニック									
	おおうち消化器科内科クリニック									
	佐藤雅夫クリニック									
	後藤医院									
	後藤泌尿器科皮膚科医院 宮古市国民健康保険田老診療所									
久慈	【 病院 】									
	岩手県立久慈病院									
	洋野町国民健康保険種市病院									
	久慈恵愛病院									
	【 診療所 】									
斎藤内科										
二戸	【 病院 】									
	岩手県立二戸病院									
	岩手県立軽米病院									
	岩手県立一戸病院									
	【 診療所 】									
二戸クリニック										

【在宅療養支援】

「がん」の医療連携体制において「在宅療養支援」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を満たしている医療機関を掲載しています。

[がんの「在宅療養支援」に関する基本的医療機能]

がん患者の受入れを実施し、診断・治療への対応を行っていること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「緩和ケアの実施」他3項目の医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能 以外の医療機能		
			緩和 ケアの 実施	施 の 訪問 診療の 実 施	在宅 療養 患者 へ の 実 施
盛岡	【 病 院 】				
	岩手医科大学附属病院				
	荻野病院				
	盛岡繋温泉病院				
	渋民中央病院				
	社団医療法人康生会鶯宿温泉病院				
	盛岡赤十字病院				
	国民健康保険葛巻病院				
	八幡平市国民健康保険西根病院				
	財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院				
	【 診 療 所 】				
	雫石町立雫石診療所				
	盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック				
	おうしゅくクリニック				
	かなざわ内科クリニック				
	もりおか往診クリニック				
	秋浜内科クリニック				
	やまだ胃腸科・内科クリニック				
	あべ内科・消化器科クリニック				
	医療法人萌生堂松園中央クリニック				
	しんたろうクリニック				
	かつら内科クリニック				
	プレスト齊藤外科クリニック				
	八角医院				
	葛巻診療所				
	西島医院				
	矢追医院				
	ゆとりが丘クリニック				
	あすみのクリニック				
	医療法人菜園循環器内科医院				
	臼井循環器呼吸器内科				
	おいかわ内科クリニック				
	本間内科医院				
	岡田消化器科内科医院				
	くどう医院				
	久保田医院				
大通胃腸科内科					
いするぎ医院					
逢坂医院					

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能 以外の医療機能			
			緩和 ケアの 実施	施 の 訪問 診療の 実 施	在宅 療養 患者 へ	外 来 化 学 療 法 の 実 施
	医療法人三船内科					
	吉田消化器科内科					
	真瀬医院					
	内科クリニックすずき					
	鎌田内科クリニック					
	医療法人誠心会真山池田医院					
	小保内医院					
	ちだ内科・外科クリニック					
岩手 中部	【 病 院 】					
	総合花巻病院					
	北上済生会病院					
	西和賀町国民健康保険沢内病院					
	【 診 療 所 】					
	石鳥谷駅前クリニック					
	須田内科医院					
	ささきクリニック					
	医療法人中庸会来久保医院					
	湯本診療所					
	菊池俊彦内科クリニック					
	かさい睡眠呼吸器クリニック					
	小野寺こども医院					
	むらさきのクリニック					
	日高見中央クリニック					
	山岡胃腸科内科					
	芳野内科医院					
	医療法人優親会及川放射線科内科医院					
	さわうち協立診療所					
	胆江	【 病 院 】				
奥州市総合水沢病院						
奥州市国民健康保険まごころ病院						
【 診 療 所 】						
奥州市国民健康保険衣川診療所						
井筒医院						
亀井内科消化器クリニック						
両磐	【 病 院 】					
	医療法人博愛会一関病院					
	医療法人社団愛生会昭和病院					
	ひがしやま病院					
	国民健康保険藤沢町民病院					

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能 以外の医療機能		
			緩和 ケアの 実施	施 の 訪問 診療の 実 施	在宅 療養 患者 へ の 実 施
	岩手県立千厩病院				
	【 診療所 】				
	かげやまクリニック				
	たかがね内科泌尿器科クリニック				
	谷藤内科医院				
	一関市国民健康保険室根診療所				
	奥玉診療所				
	もりあい内科クリニック				
	医療法人社団寺崎内科胃腸科医院 一関中央クリニック				
気仙	【 診療所 】				
	滝田医院				
	桜井医院				
	医療法人隆玄山浦医院				
	医療法人けやき会菊池医院				
	岩淵内科医院				
	いしづかクリニック				
釜石	【 病 院 】				
	医療法人楽山会せいてつ記念病院				
	【 診療所 】				
	釜石ファミリークリニック				
	柏原医院				
	鱒沢診療所				
	小泉医院				
宮古	【 病 院 】				
	特定医療法人弘慈会宮古第一病院				
	岩手県立山田病院				
	済生会岩泉病院				
	【 診療所 】				
	おかだ外科内科クリニック				
	佐藤雅夫クリニック				
	宮古市国民健康保険新里診療所				
	宮古市国民健康保険田老診療所				
久慈	【 病 院 】				
	洋野町国民健康保険種市病院				
二戸	【 病 院 】				
	岩手県立二戸病院				
	岩手県立軽米病院				
	岩手県立一戸病院				

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能 以外の医療機能			
			緩和ケアの実施	施 の 訪 問 診 療 の 実 施	在宅療養患者へ	外来化学療法の実施
	【 診療所 】					
	小野寺クリニック					
	むらかみ医院いたみのクリニック					
	岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター					
	二戸市国民健康保険浄法寺診療所					
	二戸クリニック					

脳卒中

【予防】

「脳卒中」の医療連携体制において「予防」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[脳卒中の「予防」に関する基本的医療機能]

主病として高血圧、糖尿病、脂質異常症、心房細動等の基礎疾患や危険因子の管理を実施していること。

脳卒中の初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること。

脳卒中の初期症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること。

医療圏名	施設名称	
盛岡	【 病院 】	足沢放射線科
	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	三愛病院附属矢巾クリニック
	岩手医科大学附属病院	高宮消化器科内科医院
	財団法人岩手済生会中津川病院	堀江医院
	社団医療法人栃内病院	斉藤医院
	医療法人社団高松病院	医療法人知恵会成田内科胃腸科医院
	赤坂病院	肥田胃腸科内科医院
	医療法人社団恵仁会三愛病院	小松代小児科
	荻野病院	二宮内科クリニック
	盛岡繋温泉病院	藤島内科医院
	松園第一病院	田中循環器内科クリニック
	滝沢中央病院	金子胃腸科内科
	栃内第二病院	船山内科クリニック
	渋民中央病院	若山内科医院
	医療法人社団鼎厚堂南昌病院	飯岡診療所
	盛岡医療生活協同組合川久保病院	中島内科クリニック
	社団医療法人康生会鶯宿温泉病院	小野外科医院
	八角病院	森谷医院
	松園第二病院	和田内科医院
	岩手県立中央病院	杉江レントゲン胃腸呼吸循環内科医院
	盛岡赤十字病院	旭橋クリニック菊池循環器内科
	盛岡市立病院	清水内科クリニック
	社団医療法人啓愛会孝仁病院	梅津医院
	国民健康保険葛巻病院	吉野外科医院
	岩手県立沼宮内病院	川村内科医院
	八幡平市国民健康保険西根病院	中村内科医院
	財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院	加茂谷内科神経科医院

医療 圏名	施設名称	
	<p style="text-align: center;">【 診療所 】</p> 雫石町立雫石診療所 盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック 北上脳神経外科クリニック おうしゅくクリニック 雫石大森クリニック あべ整形外科医院 せき内科胃腸科クリニック 菅原医院 かなざわ内科クリニック あべ神経内科クリニック くるた脳神経・頭痛クリニック 秋浜内科クリニック やまだ胃腸科・内科クリニック 小坂内科消化器科クリニック あべ内科・消化器科クリニック おおひら内科・循環器科クリニック たぐち脳神経外科クリニック 医療法人萌生堂松園中央クリニック 本宮Ｃクリニック しんたろうクリニック かつら内科クリニック たにむらクリニック プレスト齊藤外科クリニック なおや脳神経・頭痛クリニック なるみ脳神経クリニック 原田内科脳神経機能クリニック 吉田内科呼吸器科医院 八幡平市国民健康保険田山診療所 八幡平市国保交代診療所 瓜田外科胃腸科医院 森整形外科 平館クリニック 八角医院 葛巻診療所 西島医院 佐渡医院 和田医院 坂井医院 佐々木医院 谷藤内科医院 高橋医院 木村内科クリニック ゆとりが丘クリニック	臼井循環器呼吸器内科 おいかわ内科クリニック 澤田内科医院 本間内科医院 中村医院 前川内科クリニック はらた脳神経外科 栃内内科医院 厨川医院 岡田消化器科内科医院 石川外科麻酔科クリニック 田村医院 西松園内科医院 大屋内科胃腸科クリニック 平野医院 小豆嶋胃腸科内科クリニック かなやま内科医院 くどう医院 久保田医院 細井外科医院 坂東内科クリニック 大通胃腸科内科 おおどり鎌田内科クリニック 佐藤内科クリニック 工藤内科医院 もりおか胃腸科内科クリニック 山田クリニック ボランの内科クリニック 水沼内科循環器クリニック ちばクリニック 曽根産婦人科医院 斉藤ささき医院 逢坂医院 盛岡ながの脳神経・歯科クリニック とちない脳神経外科クリニック 医療法人三船内科 石井内科消化器科医院 真瀬医院 医療法人和心会鈴木内科医院 内科クリニックすずき 川村腎・泌尿器科皮膚科クリニック 鎌田内科クリニック 佐々木内科医院 照井消化器科内科医院

医療 圏名	施設名称					
	あすみのクリニック こんの神経内科脳神経外科クリニック 山田小児科内科医院 加藤胃腸科内科医院 はこさき脳神経外科クリニック 渡辺内科医院 医療法人はたふく医院	八木外科医院 医療法人誠心会真山池田医院 小林脳神経外科医院 小保内医院 大浦内科・歯科クリニック ちだ内科・外科クリニック				
岩手 中部	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="180 392 589 424" style="text-align: center;">【 病 院 】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 424 589 536"> 岩手医科大学附属花巻温泉病院 岩手県立東和病院 西和賀町国民健康保険沢内病院 イーハートブ病院 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 536 589 568" style="text-align: center;">【 診 療 所 】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 568 589 1182"> 守口医院 さとう消化器科内科クリニック 石鳥谷駅前クリニック 須田内科医院 とみつか脳神経外科クリニック ちば心療内科クリニック ささきクリニック おばら内科・消化器科クリニック 花城循環器科クリニック 杉山脳神経クリニック 笹川医院 藤巻胃腸科内科クリニック 佐久山胃腸科内科医院 照井内科消化器科医院 熊谷内科胃腸科医院 ゆうきクリニック 佐藤整形外科内科医院 医療法人臯栄会ゆかわ脳外科 医療法人中庸会来久保医院 たきの内科・循環器科クリニック 川嶋医院 湯本診療所 </td> </tr> </table>	【 病 院 】	岩手医科大学附属花巻温泉病院 岩手県立東和病院 西和賀町国民健康保険沢内病院 イーハートブ病院	【 診 療 所 】	守口医院 さとう消化器科内科クリニック 石鳥谷駅前クリニック 須田内科医院 とみつか脳神経外科クリニック ちば心療内科クリニック ささきクリニック おばら内科・消化器科クリニック 花城循環器科クリニック 杉山脳神経クリニック 笹川医院 藤巻胃腸科内科クリニック 佐久山胃腸科内科医院 照井内科消化器科医院 熊谷内科胃腸科医院 ゆうきクリニック 佐藤整形外科内科医院 医療法人臯栄会ゆかわ脳外科 医療法人中庸会来久保医院 たきの内科・循環器科クリニック 川嶋医院 湯本診療所	佐藤医院 あいずみ内科医院 川上医院 菊池俊彦内科クリニック 坂の上野田村太志クリニック いとう内科胃腸科医院 さくらの内科クリニック いわぶち脳神経クリニック 柴田医院 医療法人布佐医院 斎藤医院 むらさきのクリニック 安部医院 いしかわ内科クリニック 小川医院中野町クリニック 中島医院 日高見中央クリニック 山岡胃腸科内科 小豆嶋胃腸科内科クリニック 佐藤外科医院 芳野内科医院 なるいクリニック 淵澤脳神経外科クリニック さわうち協立診療所 赤坂医院 松浦脳神経外科 茂木内科医院
【 病 院 】						
岩手医科大学附属花巻温泉病院 岩手県立東和病院 西和賀町国民健康保険沢内病院 イーハートブ病院						
【 診 療 所 】						
守口医院 さとう消化器科内科クリニック 石鳥谷駅前クリニック 須田内科医院 とみつか脳神経外科クリニック ちば心療内科クリニック ささきクリニック おばら内科・消化器科クリニック 花城循環器科クリニック 杉山脳神経クリニック 笹川医院 藤巻胃腸科内科クリニック 佐久山胃腸科内科医院 照井内科消化器科医院 熊谷内科胃腸科医院 ゆうきクリニック 佐藤整形外科内科医院 医療法人臯栄会ゆかわ脳外科 医療法人中庸会来久保医院 たきの内科・循環器科クリニック 川嶋医院 湯本診療所						
胆江	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="180 1182 589 1214" style="text-align: center;">【 病 院 】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1214 589 1382"> 奥州市総合水沢病院 奥州病院 社団医療法人石川病院 社団医療法人啓愛会美希病院 奥州市国民健康保険まごころ病院 岩手県立江刺病院 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1382 589 1414" style="text-align: center;">【 診 療 所 】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1414 589 1433"> ありすみ内科クリニック </td> </tr> </table>	【 病 院 】	奥州市総合水沢病院 奥州病院 社団医療法人石川病院 社団医療法人啓愛会美希病院 奥州市国民健康保険まごころ病院 岩手県立江刺病院	【 診 療 所 】	ありすみ内科クリニック	関谷医院 柏木医院 いとう内科医院 とみた脳神経外科耳鼻咽喉科医院 さとう内科クリニック 花山内科クリニック 姉体診療所 真城医院 おおとし消化器科整形外科
【 病 院 】						
奥州市総合水沢病院 奥州病院 社団医療法人石川病院 社団医療法人啓愛会美希病院 奥州市国民健康保険まごころ病院 岩手県立江刺病院						
【 診 療 所 】						
ありすみ内科クリニック						

医療 圏名	施設名称	
	国民健康保険金ヶ崎診療所 ひらた外科内科クリニック 奥州市国民健康保険衣川診療所 奥州市国民健康保険前沢診療所 たかはし内科胃腸科クリニック 下河辺胃腸科クリニック 木村外科内科クリニック 本田胃腸科内科学科 前田整形外科 菊地内科胃腸科こどもクリニック	ひばりが丘クリニック 菅野内科医院 亀井内科消化器クリニック 医療法人社団今野脳神経外科内科医院 野呂外科泌尿器科医院 古城診療所 小山診療所 加藤内科胃腸科医院 高野胃腸科内科
両磐	【 病院 】 医療法人博愛会一関病院 西城病院 国民健康保険藤沢町民病院 岩手県立千厩病院 独立行政法人国立病院機構岩手病院 【 診療所 】 桂島医院 そばた脳神経クリニック かわさきファミリークリニック 千厩ひかりクリニック 谷藤内科医院 蓬田内科医院 袋医院 菅原内科循環器科医院 奥玉診療所 一関市国民健康保険猿沢診療所 菊池内科医院 菅野内科医院 本多医院	阿部医院 医療法人清和会岩手クリニック一関 医療法人磐清会木村消化器内科 佐藤内科小児科医院 千葉内科医院 中野内科循環器科クリニック 佐藤胃腸科内科医院 医療法人ル・コンセール田島内科 いとう脳神経内科 一関リハビリセンター診療所 医療法人社団寺崎内科胃腸科医院 氷室内科医院 中里クリニック 阿部内科クリニック 一関中央クリニック 医療法人菊池医院 小野寺内科循環器科 及川内科胃腸科クリニック ひらいずみ内科クリニック
気仙	【 病院 】 岩手県立高田病院 岩手県立大船渡病院 【 診療所 】 えんどう消化器科内科クリニック 石倉クリニック 滝田医院 たかた駅前クリニック 大船渡市国民健康保険綾里診療所 大船渡市国民健康保険吉浜診療所 佐々木内科医院 医療法人隆玄山浦医院	山崎内科医院 うのうらクリニック 医療法人けやき会菊池医院 飯田レディースクリニック 岩淵内科医院 医療法人きくた菊田外科・泌尿器科医院 陸前高田市国民健康保険広田診療所 医療法人大町クリニック 鶴浦医院 陸前高田市国民健康保険二又診療所 県立大船渡病院附属住田地域診療センター いしづかクリニック
釜石	【 病院 】 医療法人楽山会せいづ記念病院	渥美医院 神林医院

医療 圏名	施設名称	
	独立行政法人国立病院機構釜石病院 岩手県立釜石病院 岩手県立大槌病院 釜石のぞみ病院	湊医院 加賀谷消化器科内科医院 吉里吉里診療所 藤井小児科内科クリニック
	【 診療所 】	植田医院
	釜石ファミリークリニック	
宮古	【 病 院 】	井上医院
	特定医療法人弘慈会宮古第一病院 岩手県立宮古病院 岩手県立山田病院 済生会岩泉病院	金沢内科医院 林整形外科・内科医院 関根内科小児科 木村産婦人科内科クリニック
	【 診療所 】	岩見神経内科医院
	佐々木医院 小川診療所 うらべ内科クリニック	木沢医院 熊坂内科医院
久慈	【 診療所 】	斎藤内科
	しると内科循環器科クリニック 普代村国民健康保険診療所	市川内科医院 小林外科
二戸	【 病 院 】	おりそ内科・循環器クリニック
	岩手県立二戸病院 岩手県立軽米病院 岩手県立一戸病院	中村医院 奥中山高原クリニック 二戸クリニック
	【 診療所 】	小原内科医院
	小野寺クリニック 岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター 二戸市国民健康保険浄法寺診療所	すがわら消化器内科 いちのへ内科クリニック

【急性期】

「脳卒中」の医療連携体制において「急性期」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[脳卒中の「急性期」に関する基本的医療機能]

CT若しくはMRI検査が常時対応可能であること。

専門的診断・治療（手術含む）が常時対応可能であること。

廃用症候群や合併症の予防のためのリスク管理下における関節可動域訓練、早期座位・立位訓練等の急性期リハビリテーションを実施していること。

脳卒中を発症し入院した急性期患者を年間20例以上受け入れていること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「選択的脳血栓・塞栓溶解療法の実施」他5項目の医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能 以外の医療機能				
			選択的脳血栓 塞栓溶 解療法の実施	t・P Aを用いた経 静脈的血栓溶療法 の実施	脳内血腫除去術の実 施	経皮的脳血管形成術 の実施	脳動脈瘤被包術又は 脳動脈瘤クリッピング 術の実施
盛岡	【 病院 】						
	岩手医科大学附属病院						
	岩手県立中央病院						
	盛岡赤十字病院						
	盛岡市立病院						
	【 診療所 】						
	はらた脳神経外科						
岩手 中部	【 病院 】						
	総合花巻病院						
	岩手県立遠野病院						
	北上済生会病院						
	岩手県立中部病院						
胆江	【 病院 】						
	岩手県立胆沢病院						
	【 診療所 】						
	医療法人社団今野脳神経外科内科医院						
両磐	【 病院 】						
	岩手県立磐井病院						
気仙	【 病院 】						
	岩手県立大船渡病院						
釜石	【 病院 】						
	岩手県立釜石病院						
宮古	【 病院 】						
	岩手県立宮古病院						
久慈	【 病院 】						
	岩手県立久慈病院						
二戸	【 病院 】						
	岩手県立二戸病院						

【回復期】

「脳卒中」の医療連携体制において「回復期」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関で、公表することに同意のあった医療機関を掲載しています。

[脳卒中の「回復期」に関する基本的医療機能]

回復期リハビリテーション病棟又は脳血管等疾患リハビリ() ()若しくは()

の診療報酬の届出に係る施設基準を取得し、機能障害の改善及びA D L向上のリハビリテーションを集中的に実施していること。

() 介護サービス関係者を含めたカンファレンスの実施、() 介護サービス関係者を含めたカンファレンスへの参加、若しくは() 医療ソーシャルワーカーの配置等による連携体制を確保していること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「地域のリハビリテーション実施施設等の従事者に対する研修の実施」に関する医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能
			リハビリ実施施設従事者等への研修の実施
盛岡	【 病 院 】		
	独立行政法人国立病院機構盛岡病院		
	岩手医科大学附属病院		
	荻野病院		
	盛岡繋温泉病院		
	松園第一病院		
	滝沢中央病院		
	栃内第二病院		
	医療法人社団鼎厚堂南昌病院		
	盛岡医療生活協同組合川久保病院		
	医療法人友愛会盛岡友愛病院		
	社団医療法人康生会鶯宿温泉病院		
	八角病院		
	松園第二病院		
	いわてリハビリテーションセンター		
	盛岡市立病院		
	国民健康保険葛巻病院		
八幡平市国民健康保険西根病院			
財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院			
岩手中部	【 病 院 】		
	総合花巻病院		
	岩手県立東和病院		
	北上済生会病院		
	イーハトーブ病院		
	【 診 療 所 】		
とみつか脳神経外科クリニック			
胆江	【 病 院 】		
	奥州市総合水沢病院		
	奥州病院		
	美山病院		

医療圏名	施設名称	基本的 医療機能	基本的医療機能 以外の医療機能
			リハビリ実施施設従事 者等への研修の実施
	社団医療法人啓愛会美希病院		
	奥州市国民健康保険まごころ病院		
	岩手県立江刺病院		
	【 診療所 】		
	奥州市国民健康保険衣川診療所		
両磐	【 病院 】		
	独立行政法人国立病院機構岩手病院		
	岩手県立大東病院		
	ひがしやま病院		
	国民健康保険藤沢町民病院		
気仙	【 病院 】		
	岩手県立大船渡病院		
釜石	【 病院 】		
	医療法人楽山会せいてつ記念病院		
	岩手県立釜石病院		
	釜石のぞみ病院		
宮古	【 病院 】		
	特定医療法人弘慈会宮古第一病院		
久慈	【 病院 】		
	岩手県立久慈病院		
二戸	【 病院 】		
	岩手県立二戸病院		
	岩手県立軽米病院		

【維持期】

「脳卒中」の医療連携体制において「維持期」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能 から のいずれかの要件を満たしている医療機関等を掲載しています。

[基本的医療機能]

- ・維持期患者を受け入れているとともに、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）を配置していること。
- ・介護サービス関係者を含めたカンファレンスを実施していること。

[基本的医療機能]

- ・維持期患者を受け入れていること。
- ・療養病床を有しているか、若しくは「訪問診療」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「通所リハビリテーション」のいずれかを実施していること。

[基本的医療機能]

・介護老人保健施設

医療圏名	施設名称	機能 基本 的医 療	機能 基本 的医 療	機能 基本 的医 療
盛岡	【 病 院 】			
	独立行政法人国立病院機構盛岡病院			
	財団法人岩手済生会中津川病院			
	医療法人遠山病院			
	医療法人社団高松病院			
	社団医療法人久仁会内丸病院			
	荻野病院			
	盛岡繫温泉病院			
	松園第一病院			
	栃内第二病院			
	渋民中央病院			
	医療法人社団鼎厚堂南昌病院			
	盛岡医療生活協同組合川久保病院			
	医療法人社団愛和会盛岡南病院			
	社団医療法人康生会鶯宿温泉病院			
	八角病院			
	松園第二病院			
	社団医療法人啓愛会孝仁病院			
	国民健康保険葛巻病院			
	岩手県立沼宮内病院			
	八幡平市国民健康保険西根病院			
	財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院			
	【 診 療 所 】			
	雫石町立雫石診療所			
	盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック			
	県立中央病院附属紫波地域診療センター			
	もりおか往診クリニック			
	秋浜内科クリニック			
	八角医院			
	西島医院			
	佐渡医院			
矢追医院				
あすみのクリニック				
こんの神経内科脳神経外科クリニック				
直嶋医院				
岩手中部	【 診 療 所 】			
	岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター			
	とみつか脳神経外科クリニック			

医療圏名	施設名称	機能 基本 的医 療	機能 基本 的医 療	機能 基本 的医 療	
	恵ライフクリニック				
	湯本診療所				
	晴山医院				
	あいずみ内科医院				
	柏原医院				
	鱒沢診療所				
	日高見中央クリニック				
	山岡胃腸科内科				
	淵澤脳神経外科クリニック				
	さわうち協立診療所				
	佐々木内科小児科医院				
	【 介護老人保健施設 】				
	介護老人保健施設サンホーム				
	介護老人保健施設サンシャイン				
	介護老人保健施設ゆうゆうの里				
	介護老人保健施設はやちねの里				
	花巻市老人保健施設華の苑				
	イーハトーブ介護リハビリセンター				
	介護老人保健施設とおの				
	介護老人保健施設やまゆりの里				
	介護老人保健施設北上きぼう苑				
介護老人保健施設まつみ					
介護老人保健施設たいわ					
介護老人保健施設みさと					
介護老人保健施設清水苑					
胆江	【 病 院 】				
	奥州市総合水沢病院				
	奥州病院				
	社団医療法人石川病院				
	美山病院				
	社団医療法人啓愛会美希病院				
	岩手県立江刺病院				
気仙	【 病 院 】				
	岩手県立大船渡病院				
	【 診 療 所 】				
	大船渡市国民健康保険吉浜診療所				
	佐々木内科医院				
	医療法人けやき会菊池医院				
	いしづかクリニック				
	【 介護老人保健施設 】				
	老人保健施設気仙苑				

医療圏名	施設名称	機能 基本 的医 療	機能 基本 的医 療	機能 基本 的医 療
	老人保健施設松原苑			
釜石	【 病 院 】			
	医療法人楽山会せいづ記念病院			
	岩手県立大槌病院			
	釜石のぞみ病院			
	独立行政法人国立病院機構釜石病院			
	【 診 療 所 】			
	釜石ファミリークリニック			
	【 介護老人保健施設 】			
	老人保健施設はまゆりケアセンター			
	老人保健施設フレールはまゆり			
老人保健施設ケアプラザおおつち				
宮古	【 病 院 】			
	済生会岩泉病院			
	【 診 療 所 】			
	川井村国民健康保険川井中央診療所			
	おかだ外科内科クリニック			
	佐藤雅夫クリニック			
	宮古市国民健康保険新里診療所			
	宮古市国民健康保険田老診療所			
	【 介護老人保健施設 】			
	宮古介護老人保健施設桜ヶ丘			
	介護老人保健施設 ほほえみの里			
老人保健施設シーサイドかる				
介護老人保健施設 ふれんどりー岩泉				

急性心筋梗塞

【予防】

「急性心筋梗塞」の医療連携体制において「予防」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[急性心筋梗塞の「予防」に関する基本的医療機能]

主病として高血圧、糖尿病、脂質異常症、心房細動等の基礎疾患や危険因子の管理を実施していること。

急性心筋梗塞の初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること。

急性心筋梗塞の初期症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること。

医療圏名	施設名称	
盛岡	【 病院 】	堀江医院
	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	くどう医院
	岩手医科大学附属病院	医療法人知恵会成田内科胃腸科医院
	財団法人岩手済生会中津川病院	肥田胃腸科内科医院
	社団医療法人栃内病院	小松代小児科
	医療法人社団高松病院	二宮内科クリニック
	赤坂病院	藤島内科医院
	医療法人社団恵仁会三愛病院	田中循環器内科クリニック
	荻野病院	金子胃腸科内科
	盛岡繋温泉病院	船山内科クリニック
	松園第一病院	若山内科医院
	滝沢中央病院	飯岡診療所
	栃内第二病院	阿部内科小児科医院
	渋民中央病院	中島内科クリニック
	医療法人社団帰厚堂南昌病院	森谷医院
	盛岡医療生活協同組合川久保病院	和田内科医院
	医療法人友愛会盛岡友愛病院	杉江レントゲン胃腸呼吸循環内科医院
	社団医療法人康生会鶯宿温泉病院	医療法人菜園循環器内科医院
	松園第二病院	旭橋クリニック菊池循環器内科
	盛岡赤十字病院	清水内科クリニック
	岩手医科大学附属循環器医療センター	梅津医院
	盛岡市立病院	吉野外科医院
	社団医療法人啓愛会孝仁病院	川村内科医院
	国民健康保険葛巻病院	中村内科医院
	岩手県立沼宮内病院	村田消化器科内科医院
	八幡平市国民健康保険西根病院	臼井循環器呼吸器内科
	【 診療所 】	おいかわ内科クリニック
盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック	澤田内科医院	
北上脳神経外科クリニック	本間内科医院	

医療圏名	施設	名称
	おうしゅくクリニック	中村医院
	雫石大森クリニック	前川内科クリニック
	あべ整形外科医院	栃内内科医院
	せき内科胃腸科クリニック	厨川医院
	菅原医院	岡田消化器科内科医院
	かなざわ内科クリニック	田村医院
	秋浜内科クリニック	西松園内科医院
	やまだ胃腸科・内科クリニック	大屋内科胃腸科クリニック
	小坂内科消化器科クリニック	平野医院
	あべ内科・消化器科クリニック	かなやま内科医院
	おおひら内科・循環器科クリニック	くどう医院
	たぐち脳神経外科クリニック	久保田医院
	医療法人萌生堂松園中央クリニック	細井外科医院
	緑ヶ丘消化器内科医院	坂東内科クリニック
	本宮Ｃクリニック	大通胃腸科内科
	しんたろうクリニック	おどおり鎌田内科クリニック
	かつら内科クリニック	佐藤内科クリニック
	たにむらクリニック	工藤内科医院
	プレスト齋藤外科クリニック	もりおか胃腸科内科クリニック
	なおや脳神経・頭痛クリニック	山田クリニック
	原田内科脳神経機能クリニック	ポランの内科クリニック
	吉田内科呼吸器科医院	水沼内科循環器クリニック
	八幡平市国民健康保険田山診療所	ちばクリニック
	八幡平市国保安代診療所	昔根産婦人科医院
	瓜田外科胃腸科医院	斉藤ささき医院
	森整形外科	逢坂医院
	八角医院	とちない脳神経外科クリニック
	葛巻診療所	医療法人三船内科
	西島医院	吉田消化器科内科
	和田医院	石井内科消化器科医院
	坂井医院	真瀬医院
	佐々木医院	医療法人和心会鈴木内科医院
	御明神診療所	内科クリニックすずき
	谷藤内科医院	川村腎・泌尿器科皮膚科クリニック
	飯島医院	鎌田内科クリニック
	高橋医院	佐々木内科医院
	土井尻医院	照井消化器科内科医院
	木村内科クリニック	八木外科医院
	ゆとりが丘クリニック	医療法人誠心会真山池田医院
	あすみのクリニック	えいづか内科胃腸科クリニック
	こんの神経内科脳神経外科クリニック	小林脳神経外科医院
	山田小児科内科医院	小保内医院
	加藤胃腸科内科医院	大浦内科・歯科クリニック
	渡辺内科医院	(財)岩手県対ガン協会附属いわて健康管理センター
	医療法人はたふく医院	ちだ内科・外科クリニック
	三愛病院附属矢巾クリニック	南矢幅ハートクリニック

医療圏名	施設 名称	
岩手中部	高宮消化器科内科医院	
	【 病院 】	晴山医院
	岩手医科大学附属花巻温泉病院	あいずみ内科医院
	岩手県立東和病院	川上医院
	岩手県立遠野病院	菊池俊彦内科クリニック
	西和賀町国民健康保険沢内病院	坂の上野田村太志クリニック
	【 診療所 】	いとう内科胃腸科医院
	さとう消化器科内科クリニック	さくらの内科クリニック
	石鳥谷駅前クリニック	柴田医院
	須田内科医院	かさい睡眠呼吸器クリニック
	とみつか脳神経外科クリニック	すがい胃腸科内科クリニック
	ちば心療内科クリニック	医療法人布佐医院
	高木丘クリニック	斎藤医院
	ささきクリニック	立正堂医院
	おばら内科・消化器科クリニック	むらさきのクリニック
	花城循環器クリニック	安部医院
	笹川医院	いしかわ内科クリニック
	藤巻胃腸科内科クリニック	小川医院中野町クリニック
	佐久山胃腸科内科医院	中島医院
	昭井内科消化器科医院	日高見中央クリニック
	熊谷内科胃腸科医院	山岡胃腸科内科
	ゆうきクリニック	小豆嶋胃腸科内科クリニック
	佐藤整形外科内科医院	佐藤外科医院
	小原クリニック	芳野内科医院
	阿部内科医院	なるいクリニック
	医療法人中庸会来久保医院	淵澤脳神経外科クリニック
	たきの内科・循環器科クリニック	赤坂医院
	川嶋医院	佐々木内科小児科医院
	循環器科・内科大平医院	松浦脳神経外科
	湯本診療所	茂木内科医院
	佐藤医院	
胆江	【 病院 】	柏木医院
	奥州市総合水沢病院	いとう内科医院
	奥州病院	谷口内科医院
	社団医療法人啓愛会美希病院	とみた脳神経外科耳鼻咽喉科医院
	奥州市国民健康保険まごころ病院	さとう内科クリニック
	岩手県立江刺病院	花山内科クリニック
	【 診療所 】	姉体診療所
	ありすみ内科クリニック	おおとし消化器科整形外科
	国民健康保険金ヶ崎診療所	ひばりが丘クリニック
	ひらた外科内科クリニック	菅野内科医院
	奥州市国民健康保険衣川診療所	亀井内科消化器クリニック
	たかはし内科胃腸科クリニック	マタニティクリニック小見産婦人科
	下河辺胃腸科クリニック	石川循環器科内科クリニック
	鈴木内科消化器科クリニック	医療法人社団今野脳神経外科内科医院
	木村外科内科クリニック	野呂外科泌尿器科医院

医療圏名	施設	名称
	本田胃腸科内科外科 前田整形外科 菊地内科胃腸科こどもクリニック 関谷医院	小山診療所 加藤内科胃腸科医院 高野胃腸科内科
両磐	【 病院 】	千葉内科医院
	西城病院 岩手県立大東病院 国民健康保険藤沢町民病院 岩手県立千厩病院	医療法人清和会岩手クリニック一関 医療法人磐清会木村消化器内科 佐藤内科小児科医院 千葉内科医院
	【 診療所 】	鈴木内科医院
	桂島医院 そばた脳神経クリニック かわさきファミリークリニック 千厩ひかりクリニック 谷藤内科医院 蓬田内科医院 袋医院 菅原内科循環器科医院 一関市国民健康保険室根診療所 奥玉診療所 一関市国民健康保険猿沢診療所 菊池内科医院 菅野内科医院 本多医院 阿部医院	中野内科循環器科クリニック 佐藤胃腸科内科医院 医療法人ル・コンセル田島内科 いとう脳神経内科 一関リハビリセンター診療所 医療法人社団寺崎内科胃腸科医院 氷室内科医院 中里クリニック 阿部内科クリニック 一関中央クリニック 医療法人菊池医院 小野寺内科循環器科 及川内科胃腸科クリニック ひらいずみ内科クリニック
気仙	【 病院 】	山崎内科医院
	岩手県立高田病院 岩手県立大船渡病院	うのうらクリニック 医療法人けやき会菊池医院
	【 診療所 】	飯田レディースクリニック
	えんどう消化器科内科クリニック 石倉クリニック 滝田医院 たかた駅前クリニック 大船渡市国民健康保険綾里診療所 大船渡市国民健康保険吉浜診療所 佐々木内科医院 医療法人隆玄山浦医院	岩淵内科医院 医療法人きくた菊田外科・泌尿器科医院 陸前高田市国民健康保険広田診療所 医療法人大町クリニック 鶴浦医院 陸前高田市国民健康保険二又診療所 県立大船渡病院附属住田地域診療センター いしづかクリニック
釜石	【 病院 】	渥美医院
	医療法人楽山会せいてつ記念病院 岩手県立釜石病院 岩手県立大槌病院 釜石のぞみ病院	神林医院 小笠原内科クリニック 湊医院 加賀谷消化器科内科医院
	【 診療所 】	吉里吉里診療所
	釜石ファミリークリニック	植田医院
宮古	【 病院 】	井上医院
	岩手県立宮古病院	金沢内科医院

医療圏名	施設 名称	
	岩手県立山田病院 済生会岩泉病院	林整形外科・内科医院 関根内科小児科
	【 診療所 】	木村産婦人科内科クリニック
	おおうち消化器科内科クリニック 佐々木医院 小川診療所	岩見神経内科医院 木沢医院 熊坂内科医院
	久慈	【 病院 】 岩手県立久慈病院 【 診療所 】 しと内科循環器科クリニック
二戸	【 病院 】	おりそ内科・循環器クリニック
	岩手県立二戸病院 岩手県立軽米病院 岩手県立一戸病院	中村医院 医療法人松井内科医院 奥中山高原クリニック
	【 診療所 】	二戸クリニック
	小野寺クリニック 岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター 二戸市国民健康保険浄法寺診療所	小原内科医院 すがわら消化器内科 いちのへ内科クリニック

【急性期（PCIまで行う）】

「急性心筋梗塞」の医療連携体制において「急性期」の機能を担う医療機関のうち「PCIまで行う医療機関」に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[急性心筋梗塞の「急性期」（PCIまで行う医療機関）に関する基本的医療機能]

心電図及び胸部X線検査を実施していること。

心エコー検査を実施していること。

心臓カテーテル検査を実施していること。

PCI（経皮的冠動脈インターベンション）を実施していること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「急性期リハビリテーションの実施」他6項目の医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			急性期リハビリテーションの実施	冠動脈バイパス手術の実施	経静脈的血栓溶解療法の実施	経静脈的血栓溶解療法の実施	経静脈的血栓溶解療法の実施	経静脈的血栓溶解療法の実施
盛岡	岩手県立中央病院							
	岩手医科大学附属循環器医療センター							

医療圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能										
			急性期リハビリテーションの実施	術の実施	冠動脈バイパス手術の実施	療法の実施	経静脈的血栓溶解	有している	CCU又はICUに準じた病床を有している	基準を取得	心大血管リハビリテーションの施設	教育、啓発を実施	再発時の対応について本人、家族等に教育、啓発を実施
岩手	北上済生会病院												
中部	岩手県立中部病院												
胆江	岩手県立胆沢病院												
両磐	岩手県立磐井病院												
気仙	岩手県立大船渡病院												
久慈	岩手県立久慈病院												
二戸	岩手県立二戸病院												

【急性期（内科的治療を行う）】

「急性心筋梗塞」の医療連携体制において「急性期」の機能を担う医療機関のうち「内科的治療を行う医療機関」に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[急性心筋梗塞の「急性期」(内科的治療を行う医療機関)に関する基本的医療機能]

心電図及び胸部X線検査を実施していること。

心エコー検査を実施していること。

内科的治療（PCIを除く）を実施していること

PCIを行う医療機関との連携体制を確保していること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「急性期リハビリテーションの実施」他4項目の医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			急性期リハビリテーションの実施	有している	CCU又はICUに準じた病床を有している	心大血管リハビリテーションの施設基準を取得	再発時の対応について本人、家族等に教育、啓発を実施	
盛岡	【病院】							
	岩手医科大学附属病院							
	医療法人社団高松病院							

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能			
			急性期リハビリテーションの実施	CCU又はICUに準じた病床を有している	心大血管リハビリテーションの施設基準を取得	再発時の対応について本人、家族等に教育、啓発を実施
	医療法人社団恵仁会三愛病院					
	荻野病院					
	盛岡繋温泉病院					
	医療法人社団帰厚堂南昌病院					
	盛岡赤十字病院					
	盛岡市立病院					
	国民健康保険葛巻病院					
	【 診療所 】					
	和田内科医院					
	おどおり鎌田内科クリニック					
	水沼内科循環器クリニック					
	ちばクリニック					
	内科クリニックすずき					
	南矢幅ハートクリニック					
岩手 中部	【 病 院 】					
	岩手県立東和病院					
	岩手県立遠野病院					
	【 診療所 】					
	花城循環器クリニック					
	さくらの内科クリニック					
	立正堂医院					
茂木内科医院						
胆江	【 病 院 】					
	奥州市総合水沢病院					
	社団医療法人石川病院					
	岩手県立江刺病院					
	【 診療所 】					
柏木医院						
両磐	【 病 院 】					
	医療法人社団愛生会昭和病院					
	国民健康保険藤沢町民病院					
	岩手県立千厩病院					
	【 診療所 】					
	蓬田内科医院					
	中野内科循環器科クリニック					
小野寺内科循環器科						

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能				
			急性期リハビリテーションの実施	CCU又はICUに準じた病床を有している	心大血管リハビリテーションの施設基準を取得	再発時の対応について本人、家族等に教育、啓発を実施	
気仙	【 病 院 】						
	岩手県立高田病院						
釜石	【 病 院 】						
	医療法人楽山会せいてつ記念病院						
	岩手県立釜石病院						
宮古	【 病 院 】						
	岩手県立宮古病院						
	済生会岩泉病院						
二戸	【 病 院 】						
	岩手県立二戸病院						
	岩手県立軽米病院						
	【 診 療 所 】						
	岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター おりそ内科・循環器クリニック いちのへ内科クリニック						

【回復期】

「急性心筋梗塞」の医療連携体制において「回復期」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[急性心筋梗塞の「回復期」に関する基本的医療機能]

生活指導による基礎疾患の管理を実施していること。

心電図、胸部X線、心エコー検査を実施していること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「運動療法によるリハビリテーションの実施」他6項目の医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能						
			テー ション の実施	運 動 療 法 に よ る リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	心 大 血 管 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン の 施 設 基 準 を 取 得	電 氣 的 除 細 動 に よ る 対 応	と の 連 携 体 制 の 確 保	急 性 憎 悪 時 の 急 性 期 病 院	再 発 時 の 対 応 に つ い て 本 人 家 族 へ の 教 育 の 実 施
盛岡	【 病 院 】								
	岩手医科大学附属病院								
	医療法人社団恵仁会三愛病院								
	荻野病院								
	盛岡繋温泉病院								
	松園第一病院								
	医療法人社団鼎厚堂南昌病院								
	盛岡赤十字病院								
	いわてリハビリテーションセンター								
	岩手医科大学附属循環器医療センター								
	国民健康保険葛巻病院								
	財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院								
	八幡平市国民健康保険西根病院								
	【 診 療 所 】								
	おおひら内科・循環器科クリニック								
	原田内科脳神経機能クリニック								
	御明神診療所								
	土井尻医院								
	山田小児科内科医院								
	直嶋医院								
	医療法人菜園循環器内科医院								
	岡田消化器科内科医院								
	おどおり鎌田内科クリニック								
	水沼内科循環器クリニック								
	ちばクリニック								
	医療法人和心会鈴木内科医院								
内科クリニックすずき									
川村賢・泌尿器科皮膚科クリニック									
小保内医院									
南矢幅ハートクリニック									
岩手 中部	【 病 院 】								
	総合花巻病院								
	岩手県立東和病院								
	岩手県立遠野病院								
	北上済生会病院								
	西和賀町国民健康保険沢内病院								

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能						
			運動療法によるリハビリテーションの実施	心大血管リハビリテーションの施設基準を取得	電気的除細動による対応	急性増悪時の急性期病院との連携体制の確保	再発時の対応について本人・家族への教育の実施	再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言	
	【 診療所 】								
	循環器科・内科大平医院								
	坂の上野田村太志クリニック								
	さくらの内科クリニック								
	柴田医院								
	立正堂医院								
	赤坂医院								
	佐々木内科小児科医院								
	茂木内科医院								
胆江	【 病院 】								
	奥州市総合水沢病院								
	社団医療法人石川病院								
	美山病院								
	社団医療法人啓愛会美希病院								
	奥州市国民健康保険まごころ病院								
	岩手県立江刺病院								
	【 診療所 】								
	関谷医院								
	柏木医院								
両磐	【 病院 】								
	医療法人社団愛生会昭和病院								
	ひがしやま病院								
	国民健康保険藤沢町民病院								
	【 診療所 】								
	中野内科循環器科クリニック								
	氷室内科医院								
	一関中央クリニック								
	小野寺内科循環器科								
	ひらいずみ内科クリニック								
気仙	【 病院 】								
	岩手県立大船渡病院								
	【 診療所 】								
	滝田医院								
釜石	【 病院 】								
	医療法人楽山会せいてつ記念病院								
	岩手県立釜石病院								

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			テー ション の実施	運 動 療 法 に よ る リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	心 大 血 管 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン の 施 設 基 準 を 取 得	電 氣 的 除 細 動 に よ る 対 応	急 性 憎 悪 心 の 急 性 期 病 院 と の 連 携 体 制 の 確 保	再 発 時 の 対 応 に つ い て 本 人 家 族 へ の 教 育 の 実 施
	釜石のぞみ病院							
宮古	【 病 院 】							
	岩手県立山田病院							
	済生会岩泉病院							
	【 診 療 所 】							
久慈	おかだ外科内科クリニック							
	【 病 院 】							
	洋野町国民健康保険種市病院							
二戸	岩手県立久慈病院							
	【 病 院 】							
	岩手県立二戸病院							
	岩手県立軽米病院							
	【 診 療 所 】							
	小野寺クリニック							
	岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター							
おりそ内科・循環器クリニック								
奥中山高原クリニック								
小原内科医院								

【維持期】

「急性心筋梗塞」の医療連携体制において「維持期」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[急性心筋梗塞の「維持期」に関する基本的医療機能]

定期外来診療等による基礎疾患の管理を実施していること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「心電図及び心エコー検査の実施」他6項目の医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			心電図及び心エコー検査の実施	運動療法によるリハビリテーションの実施	電氣的除細動の対応	急性憎悪時の急性期病院との連携体制の確保	再発時の対応について、本人・家族への教育の実施	再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言
盛岡	【 病院 】							
	岩手医科大学附属病院							
	医療法人遠山病院							
	医療法人社団高松病院							
	医療法人社団恵仁会三愛病院							
	社団医療法人久仁会内丸病院							
	荻野病院							
	盛岡繋温泉病院							
	松園第一病院							
	栃内第二病院							
	渋民中央病院							
	医療法人社団帰厚堂南昌病院							
	医療法人社団愛和会盛岡南病院							
	医療法人友愛会盛岡友愛病院							
	社団医療法人康生会鷲宿温泉病院							
	松園第二病院							
	盛岡赤十字病院							
	岩手医科大学附属循環器医療センター							
	盛岡市立病院							
	社団医療法人啓愛会孝仁病院							
	国民健康保険葛巻病院							
	八幡平市国民健康保険西根病院							
	財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院							
	【 診療所 】							
	雫石町立雫石診療所							
	盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック							
	北上脳神経外科クリニック							
	県立中央病院附属紫波地域診療センター							
	せき内科胃腸科クリニック							
	かなざわ内科クリニック							
	もりおか往診クリニック							
	秋浜内科クリニック							
	あべ内科・消化器科クリニック							
	おおひら内科・循環器科クリニック							
	緑ヶ丘消化器内科医院							
	かつら内科クリニック							
	原田内科脳神経機能クリニック							

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			心電図及び心エコー検査の実施	運動療法によるリハビリテーションの実施	電氣的除細動の対応	急性増悪時の急性期病院との連携体制の確保	再発時の対応について、本人・家族への教育の実施	再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言
	八角医院							
	葛巻診療所							
	西島医院							
	和田医院							
	飯島医院							
	土井尻医院							
	あすみのクリニック							
	こんの神経内科脳神経外科クリニック							
	山田小児科内科医院							
	直嶋医院							
	二宮内科クリニック							
	藤島内科医院							
	若山内科医院							
	さとう胃腸科内科							
	森谷医院							
	和田内科医院							
	杉江レントゲン胃腸呼吸循環内科医院							
	医療法人菜園循環器内科医院							
	旭橋クリニック菊池循環器内科							
	清水内科クリニック							
	吉野外科医院							
	川村内科医院							
	白井循環器呼吸器内科							
	土川内科医院							
	おいかわ内科クリニック							
	本間内科医院							
	江村胃腸科内科医院							
	岡田消化器科内科医院							
	西松園内科医院							
	小豆嶋胃腸科内科クリニック							
	かなやま内科医院							
	くどう医院							
	久保田医院							
	坂東内科クリニック							
	おどおり鎌田内科クリニック							
	水沼内科循環器クリニック							
	ちばクリニック							

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			心電図及び心エコー検査の実施	運動療法によるリハビリテーションの実施	電氣的除細動の対応	急性罹患時の急性期病院との連携体制の確保	再発時の対応について、本人・家族への教育の実施	再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言
	呼吸器循環器吉田司内科							
	とちない脳神経外科クリニック							
	医療法人三船内科							
	吉田消化器科内科							
	石井内科消化器科医院							
	真瀬医院							
	医療法人和心会鈴木内科医院							
	内科クリニックすずき							
	川村腎・泌尿器科皮膚科クリニック							
	鎌田内科クリニック							
	医療法人誠心会真山池田医院							
	えいづか内科胃腸科クリニック							
	小保内医院							
	大浦内科・歯科クリニック							
	南矢幅ハートクリニック							
岩手 中部	【 病院 】							
	社団医療法人啓愛会宝陽病院							
	岩手県立東和病院							
	岩手県立遠野病院							
	北上済生会病院							
	西和賀町国民健康保険沢内病院							
	【 診療所 】							
	さとう消化器科内科クリニック							
	須田内科医院							
	岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター							
	高木丘クリニック							
	おばら内科・消化器科クリニック							
	ゆうきクリニック							
	小原クリニック							
	医療法人中庸会来久保医院							
	たきの内科・循環器科クリニック							
	循環器科・内科大平医院							
	湯本診療所							
	晴山医院							
	あいずみ内科医院							
	柏原医院							

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			心電図及び心エコー検査の実施	運動療法によるリハビリテーションの実施	電氣的除細動の対応	急性増悪時の急性期病院との連携体制の確保	再発時の対応について、本人・家族への教育の実施	再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言
	鱒沢診療所							
	新里医院							
	遠野市国民健康保険中央診療所							
	菊池俊彦内科クリニック							
	坂の上野田村太志クリニック							
	いとう内科胃腸科医院							
	さくらの内科クリニック							
	柴田医院							
	かさい睡眠呼吸器クリニック							
	横川目診療所							
	医療法人布佐医院							
	立正堂医院							
	むらさきのクリニック							
	石川医院							
	中島医院							
	日高見中央クリニック							
	山岡胃腸科内科							
	淵澤脳神経外科クリニック							
	さわうち協立診療所							
	赤坂医院							
	佐々木内科小児科医院							
	茂木内科医院							
胆江	【 病 院 】							
	奥州市総合水沢病院							
	奥州病院							
	社団医療法人石川病院							
	美山病院							
	社団医療法人啓愛会美希病院							
	奥州市国民健康保険まごころ病院							
	岩手県立江刺病院							
	【 診 療 所 】							
	国民健康保険金ヶ崎診療所							
	ひらた外科内科クリニック							
	奥州市国民健康保険衣川診療所							
	下河辺胃腸科クリニック							
	鈴木内科消化器科クリニック							
	関谷医院							

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			心電図及び心エコー検査の実施	運動療法によるリハビリテーションの実施	電氣的除細動の対応	急性増悪時の急性期病院との連携体制の確保	再発時の対応について、本人・家族への教育の実施	再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言
	柏木医院							
	いとう内科医院							
	谷口内科医院							
	さとう内科クリニック							
	姉体診療所							
	マタニティクリニック小見産婦人科							
	石川循環器科内科クリニック							
	野呂外科泌尿器科医院							
	加藤内科胃腸科医院							
両磐	【 病 院 】							
	独立行政法人国立病院機構岩手病院							
	医療法人博愛会一関病院							
	医療法人社団愛生会昭和病院							
	西城病院							
	ひがしやま病院							
	国民健康保険藤沢町民病院							
	岩手県立千厩病院							
	【 診 療 所 】							
	かげやまクリニック							
	たかがね内科泌尿器科クリニック							
	蓬田内科医院							
	菅原内科循環器科医院							
	奥玉診療所							
	阿部医院							
	千葉内科医院							
	医療法人磐清会木村消化器内科							
	佐藤内科小児科医院							
	中野内科循環器科クリニック							
	佐藤胃腸科内科医院							
	医療法人ル・コンセール田島内科							
	いとう脳神経内科							
	医療法人社団寺崎内科胃腸科医院							
	氷室内科医院							
	中里クリニック							
	阿部内科クリニック							
	一関中央クリニック							
	小野寺内科循環器科							

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			心電図及び心エコー検査の実施	運動療法によるリハビリテーションの実施	電氣的除細動の対応	急性増悪時の急性期病院との連携体制の確保	再発時の対応について、本人・家族への教育の実施	再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言
	及川内科胃腸科クリニック ひらいずみ内科クリニック							
気仙	【 病院 】							
	岩手県立大船渡病院							
	【 診療所 】							
	えんどう消化器科内科クリニック							
	滝田医院							
	桜井医院							
	大船渡市国民健康保険吉浜診療所							
	佐々木内科医院							
	医療法人隆玄山浦医院							
	山崎内科医院							
	医療法人けやき会菊池医院							
	岩淵内科医院							
	医療法人さくた菊田外科・泌尿器科医院							
	陸前高田市国民健康保険広田診療所							
	医療法人大町クリニック							
医療法人医心会鳥羽医院								
いしづかクリニック								
鶴浦医院								
釜石	【 病院 】							
	医療法人楽山会せいいてつ記念病院							
	岩手県立釜石病院							
	岩手県立大槌病院							
	釜石のぞみ病院							
	【 診療所 】							
	釜石ファミリークリニック							
	神林医院							
	小泉医院							
植田医院								
宮古	【 病院 】							
	岩手県立山田病院							
	済生会岩泉病院							
	【 診療所 】							
	川井村国民健康保険川井中央診療所							
おかだ外科内科クリニック								
岩泉町安家診療所								

医療圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能					
			心電図及び心エコー検査の実施	運動療法によるリハビリテーションの実施	電気的除細動の対応	急性増悪時の急性期病院との連携体制の確保	再発時の対応について、本人・家族への教育の実施	再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言
	岩泉町釜津田診療所							
	社会福祉法人恩賜財団済生会岩泉病院附属有芸診療							
	岩泉町大川診療所							
	医療法人晃生会近藤医院							
	井上医院							
	金沢内科医院							
	後藤泌尿器科皮膚科医院							
	宮古市国民健康保険新里診療所							
	宮古市国民健康保険田老診療所							
久慈	【 病院 】							
	洋野町国民健康保険種市病院							
	岩手県立久慈病院							
二戸	【 病院 】							
	岩手県立二戸病院							
	岩手県立軽米病院							
	岩手県立一戸病院							
	【 診療所 】							
	小野寺クリニック							
	岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター							
	二戸市国民健康保険浄法寺診療所							
	おりそ内科・循環器クリニック							
	奥中山高原クリニック							
	藤田内科							
	二戸クリニック							
	小原内科医院							
	すがわら消化器内科							

糖尿病

【初期・安定期治療】

「糖尿病」の医療連携体制において「初期・安定期治療」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[糖尿病の「初期・安定期治療」に関する基本的医療機能]

糖尿病の診断、治療の動機付け及び生活習慣指導を実施していること。

尿一般検査を実施していること。

尿中微量アルブミン検査を実施していること。

75gOGTT、HbA1c等糖尿病の評価に必要な検査を実施していること。

食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールを実施していること。

糖尿病合併症予防のための血圧、脂質の管理・指導を実施していること。

医療圏名	施設名称	
盛岡	【 病 院 】	医療法人はたふく医院
	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	三愛病院附属矢巾クリニック
	岩手医科大学附属病院	高宮消化器科内科医院
	医療法人遠山病院	斉藤医院
	社団医療法人栃内病院	医療法人知恵成田内科胃腸科医院
	医療法人社団高松病院	肥田胃腸科内科医院
	赤坂病院	二宮内科クリニック
	医療法人社団恵仁会三愛病院	田中循環器内科クリニック
	もりおかこども病院	金子胃腸科内科
	社団医療法人久仁会内丸病院	今井産婦人科内科クリニック
	荻野病院	船山内科クリニック
	盛岡繋温泉病院	若山内科医院
	松園第一病院	飯岡診療所
	滝沢中央病院	阿部内科小児科医院
	栃内第二病院	中島内科クリニック
	洪民中央病院	小野外科医院
	医療法人社団帰厚堂南昌病院	さとう胃腸科内科
	盛岡医療生活協同組合川久保病院	森谷医院
	医療法人社団愛和会盛岡南病院	和田内科医院
	医療法人友愛会盛岡友愛病院	杉江レントゲン胃腸呼吸循環内科医院
社団医療法人康生活会鶯宿温泉病院	医療法人菜園循環器内科医院	
八角病院	旭橋クリニック菊池循環器内科	
松園第二病院	清水内科クリニック	
岩手県立中央病院	川村内科医院	
盛岡赤十字病院	中村内科医院	
いわてりハビリテーションセンター	村田消化器科内科医院	
盛岡市立病院	臼井循環器呼吸器内科	
社団医療法人啓愛会孝仁病院	土川内科医院	
国民健康保険葛巻病院	池田内科	

医療圏名	施設名称	
	岩手県立沼宮内病院 八幡平市国民健康保険西根病院 財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院	おいかわ内科クリニック 澤田内科医院 本間内科医院
	【 診療所 】	
	雫石町立雫石診療所 盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック 北上脳神経外科クリニック おうしゅくクリニック 雫石大森クリニック あべ整形外科医院 県立中央病院附属紫波地域診療センター せき内科胃腸科クリニック 菅原医院 かなざわ内科クリニック 秋浜内科クリニック やまだ胃腸科・内科クリニック 小坂内科消化器科クリニック あべ内科・消化器科クリニック おおひら内科・循環器科クリニック たぐち脳神経外科クリニック 医療法人萌生堂松園中央クリニック 緑ヶ丘消化器内科医院 本宮Cクリニック ゆい内科呼吸器科クリニック しんたろうクリニック かつら内科クリニック なおや脳神経・頭痛クリニック 原田内科脳神経機能クリニック 吉田内科呼吸器科医院 佐藤外科医院 平舘クリニック 八角医院 葛巻診療所 西島医院 和田医院 塚谷医院 佐々木医院 飯島医院 高橋医院 高橋内科胃腸科クリニック 木村内科クリニック ゆとりが丘クリニック あすみのクリニック こんの神経内科脳神経外科クリニック 直嶋医院	江村胃腸科内科医院 前川内科クリニック 栃内内科医院 岡田消化器科内科医院 石川外科麻酔科クリニック 須藤内科クリニック 田村医院 西松園内科医院 小豆嶋胃腸科内科クリニック かなやま内科医院 くどう医院 久保田医院 細井外科医院 坂東内科クリニック 大通胃腸科内科 おおどり鎌田内科クリニック 佐藤内科クリニック あさくらクリニック 工藤内科医院 中の橋斉藤クリニック もりおか胃腸科内科クリニック 山田クリニック ポランの内科クリニック 水沼内科循環器科クリニック 斉藤ささき医院 逢坂医院 呼吸器循環器吉田司内科 とちない脳神経外科クリニック 医療法人三船内科 吉田消化器科内科 石井内科消化器科医院 真瀬医院 医療法人和心会鈴木内科医院 内科クリニックすずき 川村腎・泌尿器科皮膚科クリニック 鎌田内科クリニック 佐々木内科医院 医療法人誠心会真山池田医院 小林脳神経外科医院 小保内医院 大浦内科・歯科クリニック ちだ内科・外科クリニック

医療圏名	施設名称	
	渡辺内科医院	南矢幅ハートクリニック
岩手中部	【 病 院 】	あいずみ内科医院
	総合花巻病院	川上医院
	岩手医科大学附属花巻温泉病院	新里医院
	社団医療法人啓愛会主陽病院	遠野市国保小友診療所
	岩手県立東和病院	遠野市国民健康保険中央診療所
	岩手県立遠野病院	菊池俊彦内科クリニック
	北上済生会病院	遠野市国保附馬牛診療所
	西和賀町国民健康保険沢内病院	坂の上野田村太志クリニック
	岩手県立中部病院	医療法人社団博紳会たまだ江釣子クリニック
	【 診 療 所 】	いとう内科胃腸科医院
	守口医院	さくらの内科クリニック
	さとう消化器科内科クリニック	かさい睡眠呼吸器クリニック
	石鳥谷駅前クリニック	きたかみ腎クリニック
	須田内科医院	医療法人黄木医院
	岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	医療法人布佐医院
	KUBOクリニック	斎藤医院
	とみつか脳神経外科クリニック	むらさきのクリニック
	高木丘クリニック	伊藤内科クリニック
	ささきクリニック	石川医院
	おばら内科・消化器科クリニック	いしかわ内科クリニック
	花城循環器クリニック	千田クリニック
	藤巻胃腸科内科クリニック	小川医院中野町クリニック
	佐久山胃腸科内科医院	中島医院
	照井内科消化器科医院	山岡胃腸科内科
	熊谷内科胃腸科医院	佐藤外科医院
	小原クリニック	芳野内科医院
	医療法人中庸会来久保医院	淵澤脳神経外科クリニック
たきの内科・循環器科クリニック	さわうち協立診療所	
川嶋医院	赤坂医院	
循環器科・内科大平医院	佐々木内科小児科医院	
湯本診療所	松浦脳神経外科	
佐藤医院	茂木内科医院	
晴山医院		
胆江	【 病 院 】	井筒医院
	奥州市総合水沢病院	菊地内科胃腸科こどもクリニック
	奥州病院	関谷医院
	美山病院	滝田医院
	社団医療法人啓愛会美希病院	柏木医院
	奥州市国民健康保険まごころ病院	いとう内科医院
	岩手県立胆沢病院	谷口内科医院
	岩手県立江刺病院	とみた脳神経外科耳鼻咽喉科医院
	【 診 療 所 】	姉体診療所
	ありすみ内科クリニック	真城医院
	国民健康保険金ヶ崎診療所	ひばりが丘クリニック

医療圏名	施設名称	
	ひらた外科内科クリニック 奥州市国民健康保険衣川診療所 たかはし内科胃腸科クリニック 内科板倉医院 鈴木内科消化器科クリニック 木村外科内科クリニック	菅野内科医院 亀井内科消化器科クリニック 野呂外科泌尿器科医院 古城診療所 小山診療所 加藤内科胃腸科医院
両磐	【 病 院 】 独立行政法人国立病院機構岩手病院 岩手県立磐井病院 医療法人博愛会一関病院 医療法人社団愛生会昭和病院 西城病院 岩手県立大東病院 ひがしやま病院 国民健康保険藤沢町民病院 岩手県立千厩病院	一関市国民健康保険室根診療所 奥玉診療所 もりあい内科クリニック 菊池内科医院 菅野内科医院 本多医院 阿部医院 医療法人清和会岩手クリニック一関 医療法人磐清会木村消化器内科 佐藤内科小児科医院
	【 診 療 所 】 桂島医院 そばた脳神経クリニック かわさきファミリークリニック 千厩ひかりクリニック たかがね内科泌尿器科クリニック 谷藤内科医院 県立磐井病院附属花泉地域診療センター 蓬田内科医院 袋医院	千葉内科医院 菅原内科医院 中野内科循環器科クリニック 医療法人社団寺崎内科胃腸科医院 中里クリニック 阿部内科クリニック 一関中央クリニック 医療法人菊池医院 小野寺内科循環器科 及川内科胃腸科クリニック
気仙	【 病 院 】 岩手県立高田病院 岩手県立大船渡病院	医療法人隆玄山浦医院 医療法人勝久会地ノ森クリニック 飯田レディースクリニック
	【 診 療 所 】 えんどう消化器科内科クリニック 石倉クリニック たかた駅前クリニック 桜井医院 大船渡市国民健康保険綾里診療所 佐々木内科医院	岩淵内科医院 医療法人きくた菊田外科・泌尿器科医院 医療法人大町クリニック 県立大船渡病院附属住田地域診療センター 地ノ森クリニック いしづかクリニック 鶴浦医院
釜石	【 病 院 】 医療法人楽山会せいいてつ記念病院 独立行政法人国立病院機構釜石病院 岩手県立釜石病院 岩手県立大槌病院 釜石のぞみ病院	渥美医院 神林医院 湊医院 平野内科医院 岩井小児科医院 小泉医院
	【 診 療 所 】 中谷レディースクリニック 釜石ファミリークリニック	吉里吉里診療所 藤井小児科内科クリニック 植田医院

医療圏名	施設名称	
宮古	【 病 院 】	松井内科医院
	岩手県立宮古病院	関根内科小児科
	岩手県立山田病院	後藤泌尿器科皮膚科医院
	済生会岩泉病院	木村産婦人科内科クリニック
	【 診 療 所 】	岩見神経内科医院
	おかだ外科内科クリニック	木沢医院
久慈	【 病 院 】	おしかわ内科クリニック
	洋野町国民健康保険種市病院	普代村国民健康保険診療所
	岩手県立久慈病院	斎藤内科
	【 診 療 所 】	山形村国民健康保険診療所
	しると内科循環器科クリニック	竹下産婦人科医院
	二戸	【 病 院 】
岩手県立二戸病院		医療法人松井内科医院
岩手県立軽米病院		奥中山高原クリニック
岩手県立一戸病院		藤田内科
【 診 療 所 】		二戸クリニック
小野寺クリニック		小原内科医院
むらかみ医院いたみのクリニック	すがわら消化器内科	
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	いちのへ内科クリニック	
二戸市国民健康保険浄法寺診療所		

【専門治療】

「糖尿病」の医療連携体制において「専門治療」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[糖尿病の「専門治療」に関する基本的医療機能]

インスリン分泌・抵抗性評価を実施していること。

外来での糖尿病教室を実施していること。

栄養士による食事療法を実施していること。

インスリン導入・治療を実施していること。

糖尿病合併症の管理・指導を実施していること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「糖尿病教育入院の実施」他3項目に関する医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能 以外の医療機能			
			の実施	糖尿病教育入院	妊娠への対応	糖尿病患者の妊娠への対応 低血糖及びシツ
盛岡	【 病院 】					
	独立行政法人国立病院機構盛岡病院					
	岩手医科大学附属病院					
	医療法人社団高松病院					
	医療法人社団恵仁会三愛病院					
	もりおかこども病院					
	荻野病院					
	滝沢中央病院					
	盛岡医療生活協同組合川久保病院					
	医療法人友愛会盛岡友愛病院					
	岩手県立中央病院					
	盛岡赤十字病院					
	盛岡市立病院					
	八幡平市国民健康保険西根病院					
	財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院					
	【 診療所 】					
	あべ内科・消化器科クリニック					
	木村内科クリニック					
	二宮内科クリニック					
	金子胃腸科内科					
	澤田内科医院					
	久保田医院					
大通胃腸科内科						
佐藤内科クリニック						
中の橋齋藤クリニック						
吉田消化器科内科						
内科クリニックすずき						
岩手 中部	【 病院 】					
	総合花巻病院					
	岩手医科大学附属花巻温泉病院					
	岩手県立遠野病院					
	北上済生会病院					
	【 診療所 】					
	石鳥谷駅前クリニック					
佐藤医院						
日高見中央クリニック						
胆江	【 病院 】					
	奥州市総合水沢病院					

医療 圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能 以外の医療機能			
			の実施	糖尿病教育入院	妊娠への対応	糖尿病患者の妊娠への対応 クテイの対応 低血糖及びシツ
	奥州市国民健康保険まごころ病院					
	岩手県立胆沢病院					
	【 診療所 】					
	いとう内科医院					
	ひばりが丘クリニック					
両磐	小山診療所					
	【 病院 】					
	岩手県立磐井病院					
	医療法人博愛会一関病院					
	医療法人社団愛生会昭和病院					
	岩手県立大東病院					
	国民健康保険藤沢町民病院					
	岩手県立千厩病院					
	【 診療所 】					
	もりあい内科クリニック					
気仙	医療法人磐清会木村消化器内科					
	及川内科胃腸科クリニック					
	【 病院 】					
釜石	岩手県立大船渡病院					
	【 病院 】					
宮古	岩手県立釜石病院					
	岩手県立大槌病院					
	【 病院 】					
久慈	岩手県立山田病院					
	済生会岩泉病院					
	【 病院 】					
二戸	洋野町国民健康保険種市病院					
	岩手県立久慈病院					
	【 病院 】					
	岩手県立二戸病院					
	岩手県立軽米病院					
二戸	岩手県立一戸病院					
	【 診療所 】					
	岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター おりそ内科・循環器クリニック					

【急性合併症治療】

「糖尿病」の医療連携体制において「急性合併症治療」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[糖尿病の「急性合併症治療」に関する基本的医療機能]

糖尿病の急性合併症（糖尿病昏睡、重度感染症）の治療に関する 24 時間対応を行っていること。

医療圏名	施設名称	
盛岡	【 病 院 】	八角病院
	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	岩手県立中央病院
	岩手医科大学附属病院	盛岡赤十字病院
	医療法人社団高松病院	国民健康保険葛巻病院
	医療法人社団帰厚堂南昌病院	八幡平市国民健康保険西根病院
岩手中部	【 病 院 】	岩手県立遠野病院
	総合花巻病院	西和賀町国民健康保険沢内病院
	岩手医科大学附属花巻温泉病院	【 診療所 】
	社団医療法人啓愛会宝陽病院	赤坂医院
胆江	【 病 院 】	岩手県立江刺病院
	奥州市総合水沢病院	【 診療所 】
	奥州市国民健康保険まごころ病院	いとう内科医院
	岩手県立胆沢病院	
両磐	【 病 院 】	西城病院
	岩手県立磐井病院	ひがしやま病院
	医療法人社団愛生会昭和病院	岩手県立千厩病院
気仙	【 病 院 】	
	岩手県立大船渡病院	
釜石	【 病 院 】	岩手県立大槌病院
	岩手県立釜石病院	
宮古	【 病 院 】	済生会岩泉病院
	岩手県立宮古病院	
久慈	【 病 院 】	岩手県立久慈病院
	洋野町国民健康保険種市病院	
二戸	【 病 院 】	岩手県立軽米病院
	岩手県立二戸病院	

【慢性合併症治療（糖尿病網膜症）】

「糖尿病」の医療連携体制において「慢性合併症治療（糖尿病網膜症）」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[糖尿病の「慢性合併症治療（糖尿病網膜症）」に関する基本的医療機能]

蛍光眼底造影検査を実施していること。

また、基本的医療機能以外の医療機能として、「網膜光凝固術の実施」他2項目に関する医療機能について、対応の可否を掲載しています。

医療圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能	
			術の実施 網膜光凝固	硝子体手術の実施
盛岡	【 病院 】			
	岩手医科大学附属病院			
	盛岡医療生活協同組合川久保病院			
	医療法人友愛会盛岡友愛病院			
	岩手県立中央病院			
	盛岡市立病院			
	国民健康保険葛巻病院			
	【 診療所 】			
	三善眼科医院			
	むらた眼科クリニック			
	森眼科クリニック			
	やはば眼科			
	都南眼科			
	小笠原眼科クリニック			
	新津あさくら眼科クリニック			
	加藤アイクリニック			
	医療法人志和眼科			
	医療法人社団近藤眼科医院			
	はしもと眼科クリニック			
	みたけ眼科			
	玉田眼科			
	谷藤眼科医院			
中島眼科クリニック				
岩手中部	【 病院 】			
	社団医療法人啓愛会宝陽病院			
	岩手県立遠野病院			
	北上済生会病院			
	【 診療所 】			
	白井眼科クリニック			
	社団医療法人ひとみ会花巻中央眼科			
	いしどりや眼科			
	藤田眼科医院			
	小田島眼科			
胆江	【 病院 】			
	岩手県立胆沢病院			

医療圏名	施設名称	基本的医療機能	基本的医療機能以外の医療機能	
			術の実施 網膜光凝固	硝子体手術の実施
	【 診療所 】			
	医療法人如水会鈴木眼科吉小路 亀井眼科			
両磐	【 病院 】			
	医療法人博愛会一関病院			
	【 診療所 】			
	医療法人小原眼科 くわしま眼科クリニック			
気仙	【 病院 】			
	岩手県立大船渡病院			
	【 診療所 】			
	医療法人飯塚眼科医院飯塚眼科医院			
釜石	【 病院 】			
	医療法人樂山会せいてつ記念病院 岩手県立大槌病院			
	【 診療所 】			
	堀耳鼻咽喉科眼科医院			
宮古	【 病院 】			
	済生会岩泉病院			
	【 診療所 】			
	さかもと眼科クリニック			
久慈	【 病院 】			
	岩手県立久慈病院			
	【 診療所 】			
	久慈眼科クリニック			
二戸	【 病院 】			
	岩手県立二戸病院			
	【 診療所 】			
	よこもり眼科クリニック			

【慢性合併症治療（糖尿病腎症）】

「糖尿病」の医療連携体制において「慢性合併症治療（糖尿病腎症）」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[糖尿病の「慢性合併症治療（糖尿病腎症）」に関する基本的医療機能]

食事、運動、仕事等の日常生活に関する療養指導を実施していること。

透析療法を実施していること。

医療圏名	施設名称	施設名称
盛岡	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手医科大学附属病院	篠村泌尿器科クリニック
	医療法人社団恵仁会三愛病院	三愛病院附属矢巾クリニック
	医療法人友愛会盛岡友愛病院	大日向医院
	岩手県立中央病院	三島内科医院
	盛岡赤十字病院	清水内科クリニック
	社団医療法人啓愛会孝仁病院	いするぎ医院 山田クリニック
岩手中部	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	社団医療法人啓愛会宝陽病院	小原クリニック
	岩手県立遠野病院 北上済生会病院	新里医院 きたかみ腎クリニック 日高見中央クリニック
胆江	【 病 院 】	岩手県立胆沢病院
	奥州市総合水沢病院 奥州病院	岩手県立江刺病院
両磐	【 病 院 】	岩手県立千厩病院
	岩手県立磐井病院 西城病院	【 診 療 所 】 医療法人清和会岩手クリニック一関
気仙	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立大船渡病院	医療法人勝久会地ノ森クリニック
金石	【 病 院 】	岩手県立金石病院
	医療法人楽山会せいてつ記念病院	
宮古	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立宮古病院 済生会岩泉病院	後藤医院 後藤泌尿器科皮膚科医院
	久慈	岩手県立久慈病院
二戸	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立一戸病院	二戸クリニック

【慢性合併症治療（糖尿病神経障害）】

「糖尿病」の医療連携体制において「慢性合併症治療（糖尿病神経障害）」の機能を担う医療機関に求められる、以下の基本的医療機能を全て満たしている医療機関を掲載しています。

[糖尿病の「慢性合併症治療（糖尿病神経障害）」に関する基本的医療機能]

糖尿病の「専門治療」の基本的医療機能を全て満たしていること。

糖尿病神経障害の診断を実施していること。

薬物療法を実施していること。

医療 圏名	施設名称	
盛岡	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	独立行政法人国立病院機構盛岡病院 岩手医科大学附属病院 医療法人社団恵仁会三愛病院 荻野病院 滝沢中央病院 盛岡医療生活協同組合川久保病院 医療法人友愛会盛岡友愛病院 岩手県立中央病院 盛岡赤十字病院 盛岡市立病院 八幡平市国民健康保険西根病院 財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院	盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック 小坂内科消化器科クリニック あべ内科・消化器科クリニック 木村内科クリニック 二宮内科クリニック 澤田内科医院 久保田医院 大通胃腸科内科 佐藤内科クリニック 中の橋斉藤クリニック 吉田消化器科内科 内科クリニックすずき
岩手 中部	【 病 院 】	西和賀町国民健康保険沢内病院
	総合花巻病院 岩手医科大学附属花巻温泉病院 岩手県立遠野病院 北上済生会病院	【 診 療 所 】 伊藤内科クリニック 日高見中央クリニック
胆江	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	奥州市総合水沢病院 奥州市国民健康保険まごころ病院 岩手県立胆沢病院	ひばりが丘クリニック 小山診療所
両磐	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立磐井病院 医療法人博愛会一関病院 医療法人社団愛生会昭和病院 国民健康保険藤沢町民病院 岩手県立千厩病院	もりあい内科クリニック 医療法人磐清会木村消化器内科 阿部内科クリニック 及川内科胃腸科クリニック
気仙	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立大船渡病院	地ノ森クリニック
釜石	【 病 院 】	
	岩手県立大槌病院	
宮古	【 病 院 】	
	済生会岩泉病院	
久慈	【 病 院 】	
	岩手県立久慈病院	
二戸	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立二戸病院 岩手県立軽米病院	岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター おりそ内科・循環器クリニック

周産期（分娩を取扱っている病院・診療所）

医療圏名	施設名称	
盛岡	【 病 院 】	医療法人緑生会西島産婦人科医院
	岩手医科大学附属病院	医療法人みづら産婦人科内科医院
	岩手県立中央病院	産婦人科吉田医院
	盛岡赤十字病院	村井産婦人科外科医院
	【 診 療 所 】	夕顔瀬産婦人科医院
	今井産婦人科内科クリニック	小林産婦人科医院
	川村産婦人科医院	黒川産婦人科医院
岩手中部	産婦人科内科幸クリニック	田村産婦人科医院
	医療法人シモンの会曽根産婦人科医院	医療法人朔北会 塚谷医院
	【 病 院 】	医療法人愛心会 KUBOクリニック
	岩手県立中部病院	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院
胆江	【 診 療 所 】	医療法人 斎藤産婦人科医院
	医療法人工藤医院	
	【 診 療 所 】	平間産婦人科
両磐	マタニティクリニック小見産婦人科 産科・婦人科・麻酔科清水医院	滝田医院 産婦人科おいなお医院
	【 病 院 】	【 診 療 所 】
気仙	医療法人博愛会一関病院	医療法人コスモレディースクリニック
	岩手県立磐井病院	医療法人純裕会齊藤産婦人科医院 医療法人平成会産婦人科野田
釜石	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立釜石病院	庄子医院
宮古	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立宮古病院	松井産婦人科医院 伊東産婦人科医院
久慈	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立久慈病院	医療法人健生会 竹下産婦人科医院
二戸	【 病 院 】	【 診 療 所 】
	岩手県立二戸病院	医療法人育明会 斉藤産婦人科医院

小児救急医療及び救急医療

医療圏名	初 期		第 二 次	第 三 次	その他 救急告示		
	休日夜間 急患センター	在宅当番医制	病院群輪番制 参加施設名	救命救急センター	計	病 院	診 療 所
全県	4 施設	12 地区	8 地区 38 施設	3 施設	50	48	2
盛岡	盛岡市 夜間急患診療所	盛岡市医師会 岩手郡医師会 紫波郡医師会	県立中央病院 盛岡赤十字病院 岩手医大附属病院 盛岡市立病院 遠山病院 栃内病院 高松病院 盛岡友愛病院 川久保病院 盛岡繋温泉病院 国立病院機構盛岡病院	岩手医大附属病院 岩手県高度救命救急 センター	18	16	2
岩手 中部		花巻市医師会 北上医師会 遠野市医師会	県立中部病院 総合花巻病院 北上済生会病院 岩手医大附属花巻温泉 病院 県立遠野病院		8	8	0
胆江	胆江地区休日診療所 奥州市小児夜間診療所	奥州市医師会	県立胆沢病院 県立江刺病院 国保総合水沢病院 奥州病院		6	6	0
両磐		一関市医師会	県立磐井病院 県立千厩病院 一関病院 昭和病院 西城病院 ひがしやま病院 国保藤沢町民病院 国立病院機構岩手病院	県立大船渡病院 救命救急センター	5	5	0
気仙		気仙医師会	県立大船渡病院 県立高田病院		2	2	0
釜石		釜石医師会	県立釜石病院 県立大槌病院 せいてつ記念病院		3	3	0
宮古	宮古市 休日急患診療所		県立宮古病院 県立山田病院	県立久慈病院 救命救急センター	3	3	0
久慈		久慈医師会			2	2	0
二戸		二戸医師会	県立二戸病院 県立一戸病院 県立軽米病院		3	3	0

災害時における医療（災害拠点病院）

	医療圏名	施設名称
基幹	全 県	盛岡赤十字病院 岩手医科大学附属病院（主に研修機能を担う。）
		盛 岡
地 域	岩手中部	岩手県立中部病院
	胆 江	岩手県立胆沢病院
	両 磐	岩手県立磐井病院
	気 仙	岩手県立大船渡病院
	釜 石	岩手県立釜石病院
	宮 古	岩手県立宮古病院
	久 慈	岩手県立久慈病院
	二 戸	岩手県立二戸病院

うつ対策（精神病床を有する病院）

医療圏名	施設名称	
盛岡	岩手医科大学附属病院	平和台病院
	財団法人岩手済生会岩手保養院	都南病院
	盛岡観山荘病院	手晴和病院
	玉山岡本病院	盛岡市立病院
岩手中部	社団医療法人報昌会 本館病院	医療法人財団正清会六角牛病院
	独立行政法人国立病院機構花巻病院	医療法人社団花北病院
胆江	奥州市総合水沢病院	医療法人社団創生会胆江病院
両磐	岩手県立南光病院	
気仙	岩手県立大船渡病院	希望ヶ丘病院
釜石	釜石厚生病院	
宮古	三陸病院	宮古山口病院
久慈	久慈享和病院	
二戸	岩手県立一戸病院	

（４）臓器移植・骨髄移植

臓器提供意思表示カードの普及

重い心臓病や腎臓病等の治療方法の1つに、臓器移植がありますが、臓器移植法では、脳死での臓器提供をする場合、提供者の脳死判定及び臓器摘出に同意する意思表示は、生前の書面によって行われなければならないこととされています。法的には、どのような書面でもいいのですが、作成等の手間を省くため、厚生労働省と（社）日本臓器移植ネットワークによって作成した「臓器提供意思表示カード」を頒布しています。

種類

意思表示カードのほか、運転免許証等に貼ることのできる「シール」や視覚障がい者の方でも意思表示ができるカードもあります。また、インターネットを利用した意思表示も可能です。

配置場所

各関係機関の協力を得て、様々な場所へ設置しています。

・市町村 ・銀行 ・保健所 ・広域振興局 ・運転免許センター ・病院 等

年齢制限

意思表示の有効性については、民法上の遺言可能年齢等を参考とし、15歳以上の方の意思表示を有効なものとしています。15歳未満の方についても、保護者の同意により臓器提供ができます。(平成22年7月から)

親族への優先提供

「臓器提供意思表示カード」の余白に「親族優先」と記載することにより、親族への優先提供の意思表示ができます。

親族 両親、子及び配偶者

その他

県では、臓器移植コーディネーターを(財)いわて愛の健康づくり財団に委託設置し、臓器提供時の調整や、移植医療の啓発、意思表示カードの普及拡大を推進していますので、ご相談ください。

【連絡先】 (財)いわて愛の健康づくり財団 TEL 019-622-6773

盛岡市内丸 10-1 岩手県保健福祉部健康国保課内

骨髄移植・骨髄バンク登録

白血病や再生不良性貧血の治療方法の1つとして、骨髄移植が行われますが、骨髄移植を成功させるためには、患者と骨髄液を提供して下さる方(ドナー)の白血球の型を一致させる必要があるため、可能な限り多くの方々にドナーの登録をしていただく制度です。

登録要件

年齢 18歳以上 54歳以下

体重 男性 45kg以上 女性 40kg以上

登録方法

申込書に記入していただいた後、腕から約2ccの血液を採血します。

費用

登録料は無料です。

受付・相談窓口

各保健所 P390、392 参照

岩手県赤十字血液センター 盛岡市三本柳 6-1-6 TEL019-637-7200

献血ルーム「メルシー」 盛岡市大通り 2-3-7 TEL019-653-6511

2 薬事

(1) 調剤並びに医薬品の販売

薬事法に基づく許可、届出が必要です。

申請手続き等については、店舗所在地等を所管する保健所にお問合せください。

薬局・医薬品販売業の種別

種別	管理に関する規制	調剤の可否	販売できる医薬品の範囲	販売形態	許可件数 (平成21年3月未現在)
薬局	管理薬剤師による実地管理	可	全医薬品	店舗販売	598
店舗販売業	管理薬剤師又は登録販売者 ¹⁾ による実地管理	不可	薬剤師：全医薬品 登録販売者：2類及び3類医薬品	店舗販売	260 (一般、薬種販売業を含む)
配置販売業	配置販売業者による配置員の指導監督	不可	薬剤師：全医薬品 登録販売者：2類及び3類医薬品	配置販売	167
卸売販売業	管理薬剤師による実地管理	可	全医薬品	営業所	105

1) 登録販売者：医薬品の知識に関して、都道府県知事が行う試験に合格し、登録を行った者。

(2) 毒物・劇物販売

毒物及び劇物取締法に基づく登録、届出が必要です。

申請手続き等については、店舗所在地等を所管する保健所（盛岡市は盛岡市保健所）にお問合せください。

なお、業務上取扱者の届出対象事業は、電気メッキ、金属熱処理、厚生労働省令で定める量以上の積載して行う運送業及びしろあり防除業であり、詳細は保健所にお問合せください。

毒物劇物販売業の種別

種 別	販 売 で き る 毒 物 ・ 劇 物 の 範 囲	備 考	登録件数 (平成 21 年 3 月末現在)
一般販売業	全品目	主に医薬品販売業者 が兼業	412
農業用品目販売業	農業用品目(特に農薬 に該当するもの)	主に農薬販売業者が 兼業	257
特定品目販売業	硫酸、メチルアルコー ルなどの劇物	主に建築資材等を販 売する業者が兼業	38

(3) 薬物乱用に関する相談

脱法ドラックやシンナー等の乱用は、心身に重大な影響を及ぼすだけでなく、犯罪誘発の原因にもなります。

薬物を乱用しているのではないかなど、心配なことがある場合は、最寄りの保健所や精神保健相談センターにご相談ください。

薬物の乱用に関する窓口

各保健所及び精神保健センターに設置しています。

薬物乱用防止指導員の活動

県内に約 400 名の方々に知事から委嘱し、ご自身の住む地域や所属する団体の活動をお願いしています。

小グループの学習会などの講師依頼にも応じています。

ご連絡先は、各保健所及び精神保健センターにお問合せください。

くすりと健康管理講座

県では、社団法人岩手県薬剤師会（くすりの情報センター）に委託し、県民の皆様
正しく医薬品等を使用していただくための「健康管理講座みんなの薬の学校」を実施し、
医薬品の適正使用を推進しています。

くすりの情報センター・同サブセンター

社団法人岩手県薬剤師会が運営する「くすりの情報センター」では、薬の副作用や相
互作用等、くすりに関する相談に応じています。

お気軽にご相談ください。

利用時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

利用方法 電話、ファックス、文書、来所

		TEL	FAX
本センター	盛岡市馬場町 3-12	くすりの情報センター	019-625-1927 019-625-1928
盛岡支部	盛岡市内丸 17-24	内丸薬局	019-651-8871 019-651-5089
花巻支部	花巻市西大通 2-22-17	パール薬局	0198-22-3517 0198-22-3515
北上支部	北上市九年橋 3-18-2	かたくり薬局	0197-61-3351 0197-61-3352
奥州支部	奥州市水沢区川原小路 17	水沢センター薬局	0197-22-2100 0197-23-3600
一関支部	一関市銅谷町 9-24	銅谷調剤薬局	0191-26-0725 0191-23-2708
気仙支部	大船渡市大船渡町山馬越 182-4	気仙中央薬局	0192-26-6231 0192-26-5511
遠野支部	遠野市穀町 14-9	こくまち薬局	0198-62-5666 0198-62-5667
釜石支部	釜石市大渡町 2-2-15	森田健康堂薬局	0193-22-3494 0193-22-3493
宮古支部	山田町中央町 13-2	菊屋薬局	0193-82-3224 0193-82-0133
久慈支部	久慈市本町 2-38	菊屋薬局	0194-53-3022 0194-53-6070
二戸支部	二戸市福岡字田町 52	タムラ薬局	0195-23-3069 0195-23-3747

3 献血

岩手県内の医療に必要な血液は、県民の皆様の献血によって支えられています。

献血は、健康な方ならだれでもできるボランティアですが、献血される方の健康保持と輸血を受ける方の安全性を確保するため、法律によって基準が設けられています。

献血については、岩手県赤十字血液センター、保健所、市町村の献血担当課にお問い合わせください。

採血基準

項目	成分献血		全血献血	
	血漿成分献血	血小板成分献血	200ml 献血	400ml 献血
年齢	18歳～69歳	18歳～54歳	16歳～69歳	18歳～69歳
体重	男性 45kg 以上 女性 40kg 以上			男女とも 50kg 以上
年間献血回数	血小板成分献血を2回分に換算し 血漿成分献血と合わせて24回以内		男性 6回以内 女性 4回以内	男性 3回以内 女性 2回以内
年間総献血量			200ml 献血と 400ml 献血を合わせて 男性 1200ml 以内 女性 800ml 以内	

65歳以上の献血については、60歳～64歳の間に献血経験のある方に限られます。

献血の間隔

今回 次回	血漿成分 献 血	血小板成分 献 血	200ml 献血	400ml 献血
血漿成分献血	男女とも2週間後の同じ曜日から献血できます。		男女とも4週間後の同じ曜日から献血できます。	男女とも8週間後の同じ曜日から献血できます。 男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日から献血できます。
血小板成分献血				
200ml 献血				
400ml 献血				

献血場所

場 所	所在地・電話	受付日等
献血バス	事業所・街頭・学校等を巡回	市町村広報・岩手日報朝刊等に掲載
献血ルーム 「メルシー」	盛岡市大通り2-3-7 CT33ビル3階 フリーダイヤル0120-133343 電話 019-653-6511	12月31日、1月1日を除く毎日 10:00～18:00 (成分献血 17:00)まで
岩手県赤十字血液センター	盛岡市三本柳6-1-6 電話 019-637-7201	月、水、金 9:00～17:00まで

生活環境

1 食品衛生

- 食品衛生法、と畜場法、製菓衛生師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 -

食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。

監視・指導

保健所の食品衛生監視員は、食品営業施設や集団給食施設に立ち入り、施設の構造設備、食品の取扱い方法、食品の表示等について、監視や指導を行っています。

収去検査

保健所の食品衛生監視員は、流通している食品等を収去（無償で抜き取り検査）し、食品添加物や細菌汚染状況等の検査を行い、基準に適合しない場合は、廃棄等の命令を行います。

食品営業の許可

保健所は、飲食店営業等の公衆衛生に与える影響が著しい営業として法律で定められている 34 業種について、営業者の申請に基づき、施設の構造設備等が基準に適合しているかどうかを審査し、許可を行っています。

食中毒の調査

保健所は、食中毒が発生した場合、原因となった施設や食品を調査し、被害の拡大防止や再発防止のための対策を命令し、指示します。

食肉の検査、監視・指導

食肉衛生検査所の検査員（獣医師）は、と畜場や食鳥処理場で処理される牛や豚、鶏等について、疾病や異常の有無、残留有害物質等の検査を行っています。（鶏等については、指定検査機関（（社）岩手県獣医師会）において検査を行っています。）

また、検査員は、と畜場や食鳥処理場に立ち入り、施設の構造設備や食肉の取扱い方法等について、監視や指導を行っています。

製菓衛生師

菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、公衆衛生の向上を図るため、製菓衛生師試験を実施し、合格者に製菓衛生師免許を交付しています。

2 狂犬病予防 - 狂犬病予防法 -

犬などの動物の狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することにより、公衆衛生の向上を図るものです。

犬の登録

対象

生後 91 日以上の子犬の所有者は、市町村長に登録を申請し、犬の鑑札の交付を受けなければなりません。(犬の生涯に 1 回)

手数料

手数料がかかります。

相談先・手続き方法

市町村又は保健所にお尋ねください。

予防注射

対象

生後 91 日以上の子犬は、年 1 回、狂犬病予防注射を受け、市町村長から注射済票の交付を受けなければなりません。

手数料等

注射料金と注射済票の交付手数料がかかります。

相談先・手続き方法

予防注射は、毎年春に地域を巡回して行われますが、詳しいことは市町村又は保健所にお尋ねください。

その他

犬の鑑札と注射済票は、必ずその犬に着けておいてください。万一、迷子になっても飼い主を捜すことができます。

3 動物愛護・管理

- 動物の愛護及び管理に関する法律
動物の愛護及び管理に関する条例 -

動物の虐待防止や適正な取扱い、あるいは動物の管理に関する業務を実施し、動物を愛護する気風を招来するとともに、動物による人の身体、財産に対する侵害を防止するものです。

動物愛護週間

毎年、9月20日から26日までは、動物愛護週間です。県内各地で動物愛護フェスティバル（健康相談、犬・ねこの譲渡、しつけ方教室等）が行われます。

犬、ねこの引取り

やむを得ない事情で飼い続けることができなくなった犬、ねこについては、県が引取りを行っています。（相談は広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターへ）

なお、繁殖を希望しない場合、飼い主は、それを防止するための手術等を行うよう努めなければなりません。

動物取扱業の届出

対象

ペット動物の飼養又は保管のための施設を設置して動物取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示）を営もうとする場合は、登録が必要です。

手数料

手数料がかかります。

相談先・手続方法

広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターにお尋ねください。

飼い犬が人に危害を加えた場合の届出

飼い犬が人に危害を加えた場合は、飼い主は、直ちに所管保健所長に届け出て、その指示を受けなければなりません。

なお、飼い主は、人の生命、身体に危害を加えないように飼い犬をけい留しておかなければなりません。

試験・検査・研究

1 岩手県環境保健研究センター

所掌事務の概況

当センターは、地域の環境保健対策を効果的に推進し、環境保全の推進・公衆衛生の向上及び増進を図るため、本県における科学的かつ技術的中核機関として、本庁、広域振興局及び国内外の大学や関係機関と緊密な連携のもとに、試験検査、調査研究、研修指導及び環境・公衆衛生情報の収集・解析・提供を行う機関ですが、その業務概況は次のとおりです。

企画情報部

庶務、予算経理、庁舎管理等の業務、研究の調整及び他機関との連携、環境保健情報の収集・発信、環境保健研究センターの啓発業務

保健科学部

病原体に関する調査研究、感染症、食中毒の発生に関する行政検査及び調査研究、地域保健施策充実のための情報提供及び調査研究

衛生科学部

食品中の残留農薬、動物用医薬品及び添加物等の検査、医薬品の規格検査、水道水源の農薬等実態把握調査及びこれらに関連する調査研究

環境科学部

公共用水域・地下水に係る常時監視、特定事業場等立入に係る水質検査、ダイオキシン類環境モニタリング事業、水生生物保全に係る環境基準の類型当てはめに係る全亜鉛測定及び環境事件事故等関連分析等の行政検査、生物モニタリング調査、水生生物調査、沿岸海域水質汚濁調査等の環境調査、化学汚染物質（POPsなど）に係る調査研究等及び東アジア環境分析技術支援

地球科学部

大気汚染常時監視、騒音・振動調査、酸性雨調査、環境放射能水準調査、自然環境保全調査研究、地球環境問題に係る調査研究

検査部

公共用水域、事業所排水、地下水、食品、食中毒・感染症などの行政検査及び飲料水

等の依頼調査

環境に優しい設備

太陽光発電システム

太陽の光エネルギーを直接電気エネルギーに転換して発電を行うシステム。

当センターでは、20kw/hの発電能力を持つ太陽電池パネルを屋上に設置し、一般商用電力を併せてセンター内で使用しています。

地熱ヒートポンプシステム

地熱ヒートポンプ（GHP）システムは、地中に設置した熱交換器の役割をしているパイプ内に不凍液を循環させ、地熱から熱を取り出して暖房にしたり、熱を放出して冷房にしたりするシステムで、「大地のエネルギー」を利用した冷房システムです。当センターでは、深さの50mの抽熱井22本によるシステムを設置して、体験展示コーナーの冷暖房・床暖システムに利用しています。

所在地

〒020-0852 盛岡市飯岡新田 1-36-1 (TEL 019-656-5666)

第3 社会福祉

地域福祉

1 人材の養成・確保

(1) 社会福祉研修の実施

県では、社会福祉研修に関する役割を踏まえ、行政職員を対象とする研修、社会福祉法人経営層を対象とする研修及び各福祉施策の中で実施が難しい研修などを実施しています。

社会福祉研修に関する役割

社会福祉事業者

事業者自らのサービスの質を高めるために必要な従事者の研修（人材育成）

岩手県社会福祉協議会

社会福祉事業従事者の養成や研修（社会福祉法第 110 条第 1 項 2 号）

岩手県

各福祉関係法令に基づく研修、福祉に関する業務を行う県・市町村職員への研修（社会福祉法第 21 条）

平成 21 年度の社会福祉研修

県・市町村を対象とする『行政職員研修』、社会福祉従事者を対象とする『社会福祉従事者研修』、研修受講者を限定しない『特別研修』の 3 つの体系とし 16 の研修コースを実施する予定です。

なお、平成 21 年度の研修は、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に委託して実施しています。

[平成21年度社会福祉研修体系]

区分	研修名	期間	定員(人)	対象者	主なカリキュラム
行政研修	福祉行政初任者研修	2日間	100	県、市町村職員で福祉行政を初めて担当する者	高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の各分野における社会福祉制度の理解 各福祉分野における業務遂行上のポイント
	福祉行政分野別職員研修(*選択制)				
	【高齢者福祉コース】	1日間	50	高齢者福祉行政の経験を有する県、市町村職員	各分野の福祉制度の理解を深める 各分野の業務における留意点(県の重点施策等) 各分野における課題と対応方向における意見交換(グループワーク等)
	【障がい者福祉コース】	1日間	50	障がい者福祉行政の経験を有する県、市町村職員	
	【児童福祉コース】	1日間	50	児童福祉行政の経験を有する県、市町村職員	
	【地域福祉コース】	1日間	50	福祉行政の経験を有する県、市町村職員	
	監査指導担当職員研修(会計事務)	2日間	40	県及び中核市の監査指導事務担当職員	社会福祉法人会計について 社会福祉法人会計の監査のポイント
児童虐待対応職員研修(行政)	2日間	40	県、市町村の児童福祉担当職員	虐待防止に係る制度(児童虐待防止法等)の理解 児童虐待防止の現状と課題 児童虐待防止に係る関係機関との連携方法	
従事者研修	社会福祉法人新任理事研修	1日間	50	社会福祉法人理事(原則として通算1期以内)	社会福祉を取り巻く施策の動向と福祉経営の今後 法人運営の基本と役員の役割
	社会福祉法人新任監事研修	1日間	50	社会福祉法人監事(原則として通算1期以内)	社会福祉法人を取り巻く情勢と監事の役割 社会福祉法人における監事監査のポイント
	社会福祉法人現任理事研修	1日間	100	社会福祉法人理事(原則として通算2期以上)	社会福祉法人経営の環境変化と今後の展望 社会福祉法人の経営改善のポイント
	社会福祉法人現任監事研修	1日間	100	社会福祉法人監事(原則として通算2期以上)	社会福祉法人の監事監査の進め方 社会福祉法人の監事監査の実際とポイント(演習)
	保育所長研修	2日間	200	保育所長	保育を巡る動向と課題 保育所の質の向上のために 保育の計画と実践・評価 保育所における保護者支援の展開(演習)
	乳児保育担当職員研修	2日間	200	乳児保育担当職員	乳児保育の意義と役割 乳児の病気と予防 乳児保育における保護者との連携 乳児保育における記録のとり方(演習)
	障がい児保育担当職員研修	2日間	200	障がい児保育担当職員 放課後児童クラブ障がい児担当	障がい児保育の意義と役割 障がい児保育における保護者理解と支援 気になる子への具体的対応 発達障がいの理解と早期介入のあり方
	児童虐待対応職員研修(施設)	2日間	100	社会福祉従事者	児童虐待防止の現状と課題 乳幼児揺さぶられ症候群の理解と予防 虐待を受けた子どもと家族への援助における課題 児童虐待防止への具体的対応(討議)
特別研修	地域開催研修				
	【地域福祉講座】		30	社会福祉関係職員	これからの地域福祉の課題 住民主体の地域活動について 地域福祉の課題について考える
	【コミュニティーワーク講座(基礎コース)】		30	社会福祉関係職員	コミュニティーワークとは 地域福祉の課題発見と明確化 コミュニティーワークの展開
	【地域福祉フォローアップ講座】		30	社会福祉関係職員	地域福祉計画策定後の状況と課題 地域福祉の課題について考える 地域福祉を実践するうえでの具体的なプログラム

(2) 社会福祉士及び介護福祉士 - 社会福祉士及び介護福祉士法 -

社会福祉士及び介護福祉士は、人口の高齢化等により増大かつ多様化する福祉ニーズに適切に対応するため、老人、障がい者等に対する福祉に関する相談や介護について、専門的能力を有する人材を養成・確保することを目的として制定された国家資格制度です。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導等を行うほか、福祉、保健、医療関係者等との連絡、調整等を行います。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、日常生活を営むのに支障がある者に入浴、排せつ、食事等の介護並びに介護に関する指導を行います。

なお、社会福祉士及び介護福祉士の資格取得方法は、下記の「社会福祉士の資格要件」及び「介護福祉士の資格要件」に示すとおりです。

国家試験及び登録手続きに関するお問い合わせ先

財団法人社会福祉振興・試験センター

〒150 - 0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOS ビル

TEL 03-3486-7521

社会福祉士養成施設等

県内にある社会福祉士国家試験の受験資格が取得できる養成施設は、次のとおりです。

施設名 (学科名)	所在地	設置者	修業 年限	定員	電話番号
岩手県立大学社会福祉学部 (福祉経営学科、福祉臨床学科)	滝沢村滝沢字巢子 152-52	公立学校法人 岩手県立大学	4年	90人	019-694-2000
盛岡医療福祉専門学校 (社会福祉学科)	盛岡市大沢川原 3-5-18	学校法人 龍澤学園	2年	40人	019-624-8600

印は、卒業し実務経験を1年経た後、国家試験を受験することができる施設です。

介護福祉士養成施設等

県内にある介護福祉士養成施設は、次のとおりです。

施設名 (学科名)	所在地	設置者	修業 年限	定員	電話番号
岩手県立大学社会福祉学部 (福祉臨床学科介護福祉士資格課程)	滝沢村滝沢字巣子 152-52	公立大学法人 岩手県立大学	4年	20人	019-694-2000
盛岡社会福祉専門学校 (介護福祉科)	盛岡市菜園 2-4-19	学校法人 コアトレース	2年	42人	019-623-6173
専修大学北上福祉教育専門学校 (福祉介護科)	北上市鍛冶町 1-3-1	学校法人 北上学園	2年	50人	0197-61-2131
盛岡医療福祉専門学校 (介護福祉学科)	盛岡市大沢川原 3-5-18	学校法人 龍澤学園	2年	80人	019-624-8600
北日本医療福祉専門学校 (介護福祉科)	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	財団法人 創玄芸術学園	2年	80人	019-621-2106

県内にある介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる高校は、次のとおりです。

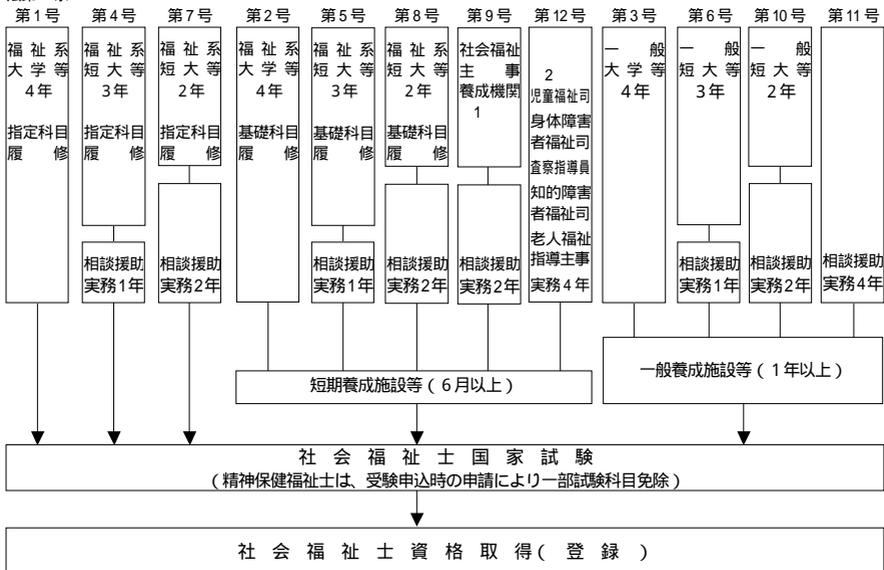
学校名	学科名	所在地	定員	電話番号
岩手県立 一関第二高等学校 ¹	総合学科 (介護福祉系列)	一関市赤荻宇野中 23-1	240人 ²	0191-25-2241
岩手県立一戸高等学校 ¹	総合学科 (介護・福祉系列)	一戸町一戸字蒔前 60-1	120人 ²	0195-33-3042
岩手県立久慈東高等学校 ¹	総合学科 (介護福祉系列)	久慈市門前第 36-10	200人 ²	0194-53-4371
岩手女子高等学校	福祉教養科	盛岡市大沢川原 1-5-34	40人	019-623-6467

1 印は、卒業し実務経験を9ヵ月経た後、国家試験を受験することができる施設です。

2 印は、学科の定員人数です。介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる系列の定員人数は、各学校に直接お問い合わせください。

社会福祉士資格取得ルート図

法第7条



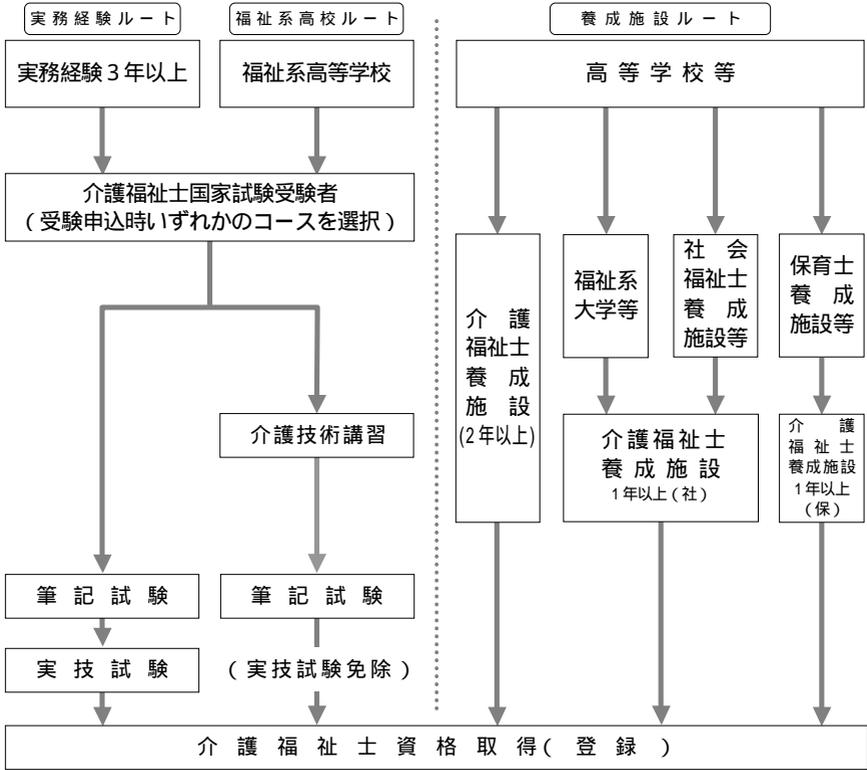
- 1 社会福祉主事養成機関(昼間課程、夜間課程)は、修業年限2年以上の学校が指定されているほか、1年間の通信課程のものが現在2校あります。

（社会福祉主事養成機関（通信課程）

- ・ 日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程
- ・ 全国社会福祉協議会中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程

- 2 社会福祉士及び介護福祉法第7条12号による児童福祉司、査察指導員等については、同法附則(平成19年12月5日)第3条第2項により、平成24年12月4日までに5年以上の実務経験となる方は、平成25年1月実施(予定)の試験まで受験することができます。

介護福祉士資格取得ルート図（平成 21 年度、平成 22 年度）



平成 23 年度国家試験から受験資格が変わります。

(3) 福祉人材センター

福祉人材の確保及び社会福祉事業の適正運営の確保に資するため、福祉人材の育成や就業の支援、社会福祉事業経営者からの相談への対応などを行っています。

実施主体

岩手県

事業の運営

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会に委託

設置場所

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
岩手県福祉人材センター（TEL 019-637-4522）

事業内容

- (1) 福祉に関する啓発・広報事業の推進
- (2) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施
- (3) 社会福祉事業経営者に対する技術的事項についての相談その他の援助
- (4) 社会福祉事業従事者に対する研修の実施
- (5) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会や講習会などの実施
- (6) 福祉人材に関する職業紹介事業の実施
求人、求職調査の実施 求人、求職者登録及び就労あっ旋
福祉事業職場就職相談会の実施
- (7) その他社会福祉事業従事者の確保に関する事業の実施

利用時間

月曜日～金曜日 / 午前9時～午後5時
毎月第2土曜日 / 午前9時～午後5時
土・日・祝祭日・年末年始を除く

(4) 社会福祉経営サポート事業

事業概要

福祉サービス利用方式の転換（「措置」から「契約」へ）や事業運営に関する規制緩和の拡大、公的助成制度の改正など、福祉サービス事業者を取り巻く環境は大きく変化しています。

この事業は、事業者の安定的な経営基盤を確保し、提供するサービスの質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が、福祉事業運営に関する各種の相談・指導などを行うものです。

県では、この岩手県社会福祉協議会の福祉サービス事業者を支援する取組みに対して、事業費を補助しています。

岩手県社会福祉協議会の主な取組内容

経営指導員の設置

事業運営上の財務や経営、会計などに関する専門家を経営指導員として配置し、各種の相談を受け付け、助言指導を行っています。

一般相談 岩手県社会福祉協議会への来所や電話、文書により相談に応じています。

専門相談 公認会計士・税理士による会計相談会（年2回）や法律相談（弁護士の紹介）を行っています。

訪問相談 事業者からの要請に応じて事業者を訪問し、相談を受けています。

各種研修会の企画実施

社会福祉法人役職員セミナー 適正な法人経営に向けて法人役職員のスキルアップを支援

ブロック研修会 県内5地区のブロック協議会ごとに、事業運営上の地域課題などを協議

問い合わせ先

事業内容の詳細については、岩手県社会福祉協議会にお問い合わせください。

岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援課 TEL 019-637-9605

2 地域福祉活動

（1）ボランティア振興事業

目的

県におけるボランティア活動の振興のため、広域的課題への対応やそのプログラムの開発等により、市町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやすくするための体制整備の積極的な促進を目的とする事業です。

実施主体

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

事業内容

地域生活支援の担い手としてのボランティア養成事業

地域住民の日常生活を支援する担い手の養成

若年層（大学生・専門学校生など）ボランティアグループの活動促進

福祉教育推進事業

地域で育む福祉教育推進モデル事業

小中高校の福祉教育担当者等福祉教育関係者を対象とした福祉教育推進者セミナーの開催

一般県民が福祉施設等でボランティア体験をする機会を提供する事業

勤労者・退職者向けのボランティア・社会参加活動の促進を目指した事業

勤労者・企業の社会貢献推進セミナーの開催

シニアボランティア研修会の開催

ボランティア出前講座の開催

災害時も含め地域の安全・安心を守るための活動の活発化を目指した事業

ボランティアコーディネータ養成事業

ボランティア活動リーダー養成事業

問い合わせ先

岩手県社会福祉協議会地域福祉企画課 ボランティア・市民活動センター

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 TEL 019-637-9711

3 福祉サービス利用支援

(1) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）は、日常生活上の判断が十分にできない方が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続き、金銭管理などを援助する事業です。

相談

最寄りの市町村社会福祉協議会へご相談ください。

相談内容の秘密は厳守します。

訪問

専門員、生活支援員がお宅を訪問し、お困りのことなどをお伺いします。

支援計画作成・契約

ご本人の意向を確認しながら、専門員が支援計画を立てます。

その計画で承諾をいただければ社会福祉協議会と契約します。

援助の開始

契約に基づいて生活支援員が援助を行います。

サービス内容

- ・福祉サービスの利用手続きサービス
- ・福祉サービス利用料などの支払いサービス
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・苦情解決制度の利用サービス
- ・書類などの預かりサービス

岩手県社会福祉協議会(岩手県地域福祉権利擁護センター)が実施していますが、身近な市町村社会福祉協議会が窓口になっていますので、気軽に相談してください。

また、判断能力が不十分な場合には、本人を法律的に保護し支えるための制度として、「成年後見制度」があります。

(2) 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、岩手県社会福祉協議会に、社会福祉に関する高い識見を有し、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される中立の第三者機関として、岩手県福祉サービス運営適正化委員会を設置しています。

実施主体

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

苦情相談の受付内容

サービスの内容が説明と違っていたり、サービスの内容に不満や疑問を感じたり、あるいはこうしてほしいと思うことがあるかもしれません。このような場合に、岩手県福祉サービス運営適正化委員会は、苦情相談を受けるとともに、利用者と事業者が話し合いながら、苦情を解決するための調査、指導、助言を行っています。

苦情相談の方法

利用されている福祉施設や福祉サービス事業者は「苦情受付担当者」や「苦情解決責任者」を配置して、相談に対応することになっており、話し合いにより解決に努めます。

また、職員以外に「第三者委員」も設置され、話し合いに立ち会ったり、助言を行います。

それでも解決できなかつたり、施設や事業者に苦情を言いにくいときは岩手県福祉サービス運営適正化委員会にご相談ください。

苦情受付窓口

岩手県社会福祉協議会内 岩手県福祉サービス運営適正化委員会

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 TEL 019-637-8871 FAX019-637-9612

4 活動拠点の整備

(1) 総合福祉センター・地域福祉センター

総合福祉センター

児童から高齢者に至るまで地域住民の福祉や生活の維持向上の場として、幅広く利用される施設です。

設置及び管理主体

市町村または市町村社会福祉協議会です。

事業内容

児童相談所や身体障害者更生相談所の行う巡回相談、国民年金委員等による年金相談、民生委員による心配ごと相談、児童福祉司又は児童委員による相談等の活動の場の提供

ボランティア活動等地域の福祉活動の場の提供

教養、文化、レクリエーション、クラブ活動等の場の提供

研修、会議、福祉バザー等の場の提供

県内の設置状況

25 カ所 P 377 参照

地域福祉センター

地域住民の福祉のニーズに応じた各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行う施設です。

設置及び管理主体

市町村または市町村社会福祉協議会です。

事業内容

老人デイサービス事業または身体障がい者デイサービス事業

ボランティア団体等が行う食事サービス事業（配食サービス、会食サービスなど）

研修事業（ホームヘルパー養成研修、相談員研修、民生委員・児童委員研修など）

相談事業（生活相談、心配ごと相談など）

ボランティア活動支援事業（ボランティア活動に関する相談、登録・斡旋、入門講座・養成研修など）

その他の事業（幼児・児童健全育成事業、福祉情報の提供、福祉機器等の展示など）

県内の設置状況

3 カ所 P 378 参照

5 生活環境の整備

(1) ひとにやさしいまちづくり条例

条例の概要

すべての人が、個人として尊重され、自らの意思によって自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会を目指すものです。

主な内容

県、市町村、民間事業者について、設置管理する「施設」や供給する「物品」、提供する「サービス」「情報」について、だれでも安全に、円滑に利用することができるように努めるものとしています。

このために、

不特定多数が出入りする「公共的施設」の定義を定め、高齢者や障がい者、子どもを連れた方なども利用しやすいよう、「公共的施設整備基準」を策定しています。

「公共的施設整備基準」をすべて満たした施設に対しては、本条例第 24 条第 2 項により、適合証を交付することとなっています。

公共的施設でもとくに重要なところ（例：役所や福祉施設、医療機関、集会場など）は「特定公共的施設」として、その新築等を行う際は、施主に対しその設備等の状況について知事に対する事前協議を求めています。

県民各界への意識啓発を図るため、以下のような取組みに努めます。

- ・ 広報啓発活動
- ・ 教育現場での活動
- ・ 情報提供の推進
- ・ 人材育成の推進
- ・ ボランティア活動の促進 など

前各項を含め、ひとにやさしいまちづくりを推進に関し調査審議するため、「岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を設置しています。

(2) ひとにやさしいまちづくり推進資金貸付事業

病院、商店、食堂、理髪店、美容院、ホテルなど不特定多数の人が利用する民間の施

設に、エレベーターや自動ドア、トイレなどの施設整備等に必要な資金を低利で融資する制度です。

対象となる方

不特定多数の人が利用する民間の公共的施設^{注1}の設置・管理者

民間の公共車両等の所有・管理者

民間の公共工作物^{注2}の所有・管理者

注1 病院または診療所、商業施設（卸売市場、百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗、飲食店、郵便局、理髪店、美容院、質屋、クリーニング取次店、貸衣装店、銀行等）

注2 案内標識、信号機、バスの停留所、銀行その他の金融機関の現金自動支払所等

支援内容

融資対象資金

施設の整備資金（公共的施設整備基準に適合（ひとにやさしいまちづくり条例施行規則別表2））、公共車両等の購入・改造資金、公共工作物の整備資金

融資限度額

1,500万円以内

エレベーター等の昇降装置の設置費の場合は5,000万円以内、リフト付きバス等、高齢者、障がい者の利用に配慮した公共車両等の整備費の場合は3,500万円以内

融資期間

15年以内（据置期間1年以内を含む）

融資利率

貸付期間3年以内 年1.2%

貸付期間3年超10年以内 年1.4%

貸付期間10年超15年以内 年1.6%

保証料率

年0.30%～1.50

保証人・担保

取扱金融機関の所定の条件

申込先

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、県内信用金庫の本店及び県内の各支店

その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査（中小企業信用保険法に定める中小企業者によっては岩手県信用保証協会の審査）が必要になります。

中小企業者：中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

問い合わせ先

詳しくは、県庁保健福祉部地域福祉課（019-629-5423）、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターまでお問い合わせ下さい。

6 交流機会の拡大

（１）福祉の里

各種社会福祉施設を有機的な連携に配慮しながら整備することにより、高齢者や心身障がい者(児)をはじめ、各年齢階層や福祉需要に応じた体系的なサービスを提供し、住民とのふれあいを通じ、相互理解と福祉増進を図る社会福祉施設群です。

岩手県立福祉の里センター

宿泊施設、研修室、ふれあいホール等があり、宿泊研修や保養、軽スポーツ等幅広く利用できます。

岩手県立気仙養護学校

小学部・中学部・高等部の障がいをもった児童生徒が就学しています。

大船渡市Y・Sセンター

温水プール、トレーニングルーム、教養娯楽室、ワークセンター等があり健康づくりを中心とした施設です。

大船渡市デイサービスセンター

日常動作訓練室、介護教育室、特別浴室等があり、在宅の体の弱い高齢者が通所しな

から各種のサービスを受ける施設です。

特別養護老人ホーム「富美岡荘」

定員 111 名の特別養護老人ホームで、常時介護が必要な高齢者が入所しています。

児童養護施設

定員 50 名の養護施設で、養護を要する児童が入所しています。

養護老人ホーム「祥風苑」

定員 50 名の視聴覚障がい者のための養護老人ホームです。

身体障がい者通所授産施設「朋友館」

定員 20 名で、在宅の身体障がい者が通所して訓練を受け、自活するための施設です。

知的障がい者通所授産施設「慈愛福祉学園」

定員 30 名で在宅の知的障がい者が通所して訓練を受け、自活するための施設です。

児童家庭支援センター「大洋」

児童や母（父）子家庭等から相談に応じ必要な助言・指導を行う施設です。

慈愛福祉学園デイサービスセンター

知的障がい等で就労困難な在宅の方を対象に、文化的活動や機能訓練等を行う施設です。

(2) 岩手県立福祉の里センター

設置主体

岩手県(社会福祉法人大洋会が指定管理者となり運営しています。)

事業内容

(1) ボランティアリーダーの育成、ボランティアの養成を目的とした研修

- (2)小・中・高校生のための福祉体験学習
- (3)社会福祉従事者のための専門研修
- (4)心身障がい児(者)、高齢者及びその家族や介護者のための宿泊保養
- (5)講演会、音楽会、演劇鑑賞会その他の行事
- (6)会議・スポーツ・レクリエーション

主な設備

ふれあいホール(定員 400 人)、宿泊室(洋室 4 室・和室 6 室・定員 52 人)、会議室(定員 25 人)、研修室(最大定員 42 人、60 人)、大広間(最大定員 80 人)、視聴覚室(定員 42 人)、屋外交流施設(屋外ステージ、芝生広場、屋外遊具、テント 3 張等)

利用時間

宿泊室：到着日の 16 時から出発日の 10 時まで

宿泊室以外の施設：9 時から 21 時 30 分まで

休館日

なし(年間を通じて開館しています。)

申込み方法

直接窓口においでくださるか、お電話で申込みください。

連絡先

岩手県大船渡市立根町字田ノ上 30-20 TEL 0192-27-0294

(3) ふれあいランド岩手

障がい者や高齢者を含む県民が、スポーツや文化活動を通じて相互交流することで、誰もが健やかに生活できる地域社会の実現を目指すため「ふれあいランド岩手」を設置しています。

主な施設

文化施設一覧表

施設名	数	定員	内 容
ふれあいホール	1	200	電動稼動椅子 200 席、フラットループ(集団補聴装置)など
会議室	2	36	1室 18名
研修室	3	135	1室 45名
教養室	2	35	和室
創作室	1	20	七宝窯、絵画、木工、ガラス工芸等の機材
陶芸室	1	20	陶芸用機材
音楽室	1	20	電子ピアノ、和太鼓など
こども広場	1	なし	障がい児用おもちゃなど
図書室	1	なし	
作品展示コーナー	1	なし	障がい者、高齢者等の作品展示
福祉機器展示コーナー	1	なし	高齢者、障がいの補装具、自助具、介護用機器などを展示

体育施設一覧表

施設名	数	内 容
プール	1	25m 6 コース。ジャグジープール
体育館	1	バスケット 1 面、バレー 2 面、ニュースポーツ競技可能
卓球室	2	一般卓球台 2 台、車いす対応台 1 台、視覚障がい者用卓球台 1 台を常設
トレーニングルーム	1	18 種類 22 台のトレーニング機器を設置
テニスコート	4	夜間照明あり
ゲートボール場	2	
陸上競技場	1	全天候型 200mトラック
アーチェリー場	1	夜間照明あり

利用料

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者等は無料となります。

問い合わせ先

ふれあいランド岩手

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 TEL 019-637-1000

高齢者の保健福祉

1 健康の保持・推進

(1) 明るい長寿社会づくり推進支援事業

高齢者の社会活動の振興を図るための事業を実施しています。

事業内容

高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための組織づくり事業

岩手県長寿社会健康と福祉のまつり（県版ねんりんピック）の実施

全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手、役員の派遣

高齢者の社会貢献活動を支援するための事業

高齢者社会貢献活動サポートセンターを設置し、高齢者の知識・経験を活かした住民相互の支え合いや高齢者の社会参加を支援

実施主体

財団法人岩手県長寿社会振興財団

全国健康福祉祭（ねんりんピック）

岩手県長寿社会健康と福祉のまつり（県版ねんりんピック）

県〔委託先：特定非営利活動法人 いわてNPOセンター〕

高齢者社会貢献活動サポートセンター

問い合わせ先

財団法人岩手県長寿社会振興財団

〒020-0015 盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 3階

TEL 019-625-7490

高齢者社会貢献活動サポートセンター

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1

TEL 019-606-1774

(2) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定以上の障がいのある65歳以上の方が加入する医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営

- ・ 県内の全ての市町村が加入する岩手県後期高齢者医療広域連合が運営しています。
- ・ 保険証の引渡しや各種の受け付け、保険料の徴収などは、お住まいの市町村が行っています。

保険料

- ・ 医療費は、医療機関での自己負担額と、保険から支払われる医療給付費でまかなわれています。
- ・ この医療給付費の1割を、被保険者の方に保険料として負担いただいています。
- ・ 保険料は、被保険者全員で均等に負担する部分(均等割)と、所得に応じて負担する部分(所得割)の合計額です。
- ・ 所得の低い方や、これまで保険料負担のなかったサラリーマンの被扶養者であった方などは、保険料が軽減される制度があります。
- ・ 保険料は、原則として年金からの天引きでお支払いいただきますが、口座振替を選択することもできます。御希望の方は市町村で手続きをしてください。

保険証

- ・ 後期高齢者医療制度では、保険証が一人ひとりに交付されます。
- ・ 医療機関で受診する際には、忘れずに窓口で提示してください。

医療機関での負担

- ・ 医療機関の窓口では、かかった医療費の1割(現役並み所得の方は3割)を、お支払いいただきます。

問い合わせ先

詳しくは、お住まいの市町村窓口又は岩手県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

(3) 緩和ケア

「緩和ケア」の概要

痛み・からだの症状やこころのケア

がんによる身体の痛みや呼吸困難などの症状に対して、お薬を使って症状を和らげる専門的なケアです。

身体だけでなく気持ちのつらさや精神症状へのケアを行ないます。

相談支援

病気や治療方法、医療費、介護保険等について、必要な情報を収集したり相談をすることができます。

施設ケアと在宅ケアの連携

自宅と病院、緩和ケア病棟を、ご本人の療養場所の希望に応じて利用することができます。

自宅での療養を希望する方へは、在宅を担う診療所や訪問看護ステーション、ケアマネージャーなどの介護保険の機関と入院を担う病院とが連携して支援します。

「緩和ケア」の状況

緩和ケア病棟、チーム等（平成 21 年 5 月現在）

緩和ケア病棟（病床）			緩和ケア チーム	緩和ケア 外 来	相談支援 センター	がん診療連携 拠点病院
	病棟	病床				
岩手県計						県 1 地域 8
岩手医大病院						県 (H19)
県立中央病院						地域 (H15)
孝仁病院	H18 年 12 月	10 床				
盛岡赤十字病院	H21 年 5 月	22 床				
盛岡友愛病院						
県立中部病院	H21 年 4 月	24 床		リハ [※] 有		地域 (H19)
県立胆沢病院						地域 (H20)
県立磐井病院	H18 年 4 月	24 床				地域 (H20)
一関病院						
県立千厩病院						
県立大船渡病院						地域 (H20)
県立釜石病院	H12 年 2 月		1 床			
県立宮古病院				リハ [※] 有		地域 (H19)
県立久慈病院	H10 年 3 月		6 床			地域 (H20)
県立二戸病院	H16 年 5 月		2 床			地域 (H18)

がん診療連携拠点病院

- ・緩和ケアチーム（医師、看護師、栄養士、心理に携わる者等による）があります。
- ・がんの相談支援センターがあります。
- ・緩和ケア外来があります。

外来や相談等は予約制になりますので、予め各病院にお尋ね願います。

【各病院のお問合せ先】

病院名	代表電話	担 当	その他
岩手医大病院	019-651-5111	(内線 3786) 腫瘍センター	相談室 651-5677
県立中央病院	019-653-1151		
孝仁病院	019-656-2888		
盛岡赤十字病院	019-637-3111	(内線 338) 緩和ケア相談室	
盛岡友愛病院	019-638-2222		
県立中部病院	0197-71-1511	がん相談支援室	
県立胆沢病院	0197-24-4121		
県立磐井病院	0191-23-3452		
一関病院	0191-23-2050		
県立千厩病院	0191-53-2101		
県立大船渡病院	0192-26-1111		
県立釜石病院	0193-25-2011		
県立宮古病院	0193-62-4011		リンパ浮腫外来
県立久慈病院	0194-53-6131		
県立二戸病院	0195-23-2191		

療養通所介護

総合花巻病院訪問看護ステーション（電話 0198-22-6466）

介護保険サービスです。医療管理が必要な方が、通いによるケアが受けられます。

情報収集・相談機関

- ・がん・緩和ケアの相談は、各病院の医療相談室等において行なっています。
- ・医療に関する相談：県民医療相談センター
(月～金 9:00～16:00 電話 019-629-9620)
- ・保健療養相談：県立大学アイーナキャンパス（毎木曜 18～21 時）
- ・岩手医療情報ネットワーク
(インターネットでの医療機関の情報検索 <http://www.med-info.pref.iwate.jp/>)
- ・岩手ホスピスの会 がん相談ホットライン
(毎月第3土曜日 13-15 時 電話 090-2604-7918)

がん患者・家族会

県内には 13 の患者・家族会があり随時入会を受付しています。

がん患者・家族サロン

がん患者・家族の方が、語り合いや相談をすることができる場所です。

- ・岩手医科大学 がん患者・家族サロン

(月～金曜日 10:30-16:30 電話 019-651-5111 内線 3786)

- ・岩手ホスピスの会タオル帽子倶楽部 (電話 080-1658-1762)

毎月第 2 土曜日 13:30-16:00 盛岡市総合福祉センター(若園町)

- ・県立中部病院 がん情報サロン

医療制度

高額療養費制度：所得によって負担が異なります。詳しくは、病院の医療相談室、社会保険事務所にお問い合わせ願います。

高額医療・介護合算制度：毎年 8 月～7 月末日までの自己負担額が対象とまります。

所得によって負担が異なります。詳しくは、病院の医療相談室、市町村の介護保険担当、社会保険事務所にお問い合わせ願います。

(4) 地域リハビリテーション

「リハビリテーション」と「地域リハビリテーション」の概念について

リハビリテーションの概念

リハビリテーションとは、何よりもまず人権の問題であり、人が生れながらにして持っている人権が、本人の障がいと社会制度や習慣、偏見等によって失われた状態から本来のあるべき姿に回復させるのがリハビリテーションです。

地域リハビリテーションの概念

地域リハビリテーションとは、障がいを持つ人々や老人が住み慣れたところで、そこに住む人々と共に、一生安全にいきいきとした生活が送れるよう、医療や保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々がリハビリテーションの立場から行うすべてをいいます。

「岩手県地域リハビリテーション連携指針」について

県では、「岩手県地域リハビリテーション連携指針」を策定し、協議会の設置や支援センターの指定等を行っています。

- ・岩手県リハビリテーション協議会を設置し、リハビリテーション支援体制の推進を図っています。
- ・財団法人いわてリハビリテーションセンター（岩手県リハビリテーション支援センターに指定）と連携をとり、地域リハビリテーションの支援を行っています。
- ・地域リハビリテーション広域支援センターを指定し、地域に密着した事業展開を図っています。

盛岡（北部） 財団法人みちのく愛隣協会 東八幡平病院

（南部） 医療法人社団帰厚堂 南昌病院

岩手中部 社会福祉法人恩賜財団済生会 北上済生会病院

胆 江 医療法人清和会 奥州病院

両 磐 県立大東病院

気 仙 医療法人勝久会 介護老人保健施設気仙苑

釜 石 医療法人楽山会 せいてつ記念病院

宮 古 特定医療法人弘慈会 宮古第一病院

久 慈 県立久慈病院

二 戸 県立二戸病院

「地域包括ケアネットワーク形成支援システム」について

県では、地域リハビリテーション体制構築の一環として、脳卒中を発症して入院した患者の情報を、医療機関（急性期・回復期・維持期の各医療機関同士）と地域包括支援センターをネットワークシステムで結んで情報共有することにより、患者の状態に応じた適切なケアを切れ目なく提供することができる体制を整備し、その推進や利用拡大を図っています。

2 社会参加の促進

(1) 老人クラブ

「老人クラブ」とは

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者（概ね 60 歳以上）の自主的組織であり、高齢者自らの生きがいや健康づくりにとどまらず、ボランティア等の社会貢献活動を行っている団体です。

本県では平成 20 年度末で、2,193 クラブ、103,829 人の高齢者が加入しています。

高齢者社会活動促進事業

県では、本事業により市町村をとおして老人クラブに補助を行っています。

目的

老人クラブ活動を通じて、高齢者が地域社会の中で相互に交流を深めつつ、経験と知識を生かし社会活動に参加することにより、高齢者の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものにし、活力ある高齢社会を形成する。

事業概要

老人クラブ育成費補助 市町村が老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動等に必要経費を補助する場合、その経費の一部を補助。

地域支え合い事業費補助 (財)岩手県老人クラブ連合会が実施する地域支え合い事業に要する経費の一部を補助。

健康づくり事業費補助 県老人クラブ連合会が実施する健康づくり事業に要する経費の一部を補助。

老人クラブ等活動推進員設置費補助 (財)岩手県老人クラブ連合会に対して、老人クラブ等活動推進員の設置に要する経費の一部を補助。

(2) 高齢者総合支援センター

目的

高齢者に関する相談に幅広く対応するとともに、地域包括支援センターの総合相談・権利擁護・ケアマネジメント業務等へ専門的支援を行い、高齢者への総合的な支援及び

地域包括ケアを推進するため、高齢者総合支援センターを設置、運営しています。

事業内容

相談事業

- ・弁護士、司法書士、医師等の専門家による法律・医療・人生に関する様々な専門相談の実施
- ・弁護士等による権利擁護に関する相談の実施
- ・その他の相談（一般相談、認知症相談、福祉用具・住宅改修専門相談、地域包括ケアに関する相談）の実施

研修事業

- ・県民を対象とした、介護に関する基礎的知識を習得するための研修（入門講座）地域や職場に向いての介護知識・技術を習得するための研修（出前講座）の実施
- ・地域包括支援センター職員等の専門職員を対象とした、地域包括支援センター等の研修・支援、権利擁護に関する研修、福祉用具・住宅改修に関する研修の実施

セミナー

県民を対象とした、介護、地域包括ケア、高齢者権利擁護に関するセミナーの開催普及啓発活動

- ・ケアプラザいわて（福祉用具展示室）の見学・試用体験
 - ・ビデオ・DVDの貸出
 - ・ホームページ・情報誌「ケアプラザいわてだより」による情報提供
- 介護実習・普及センター（平成21年3月31日限りで廃止）が行っていた業務は、平成21年4月1日以降岩手県高齢者総合支援センターにおいて引き続き行っています。

問い合わせ先

岩手県高齢者総合支援センター

〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19番1号 岩手県福祉総合相談センター3階

〔連絡先〕相談専用0120-848584 又は019-625-0110

お問合せ019-625-7490

実施主体

県〔委託先：財団法人岩手県長寿社会振興財団〕

(3) 老人福祉普及啓発事業

老人の日及び老人週間を中心とした期間に、県民の長寿を祝い、かつ、多年にわたり社会の発展に尽くしてこられたことに感謝するとともに、広く県民が高齢者の福祉について関心と理解を深めるため、次のような事業を行います。

長寿者記念品（県単独事業）

100歳を迎えた方に知事から祝品を贈呈します。

老人ホーム入所者への訪問

県内の老人ホーム入所者を知事等が訪問します。

市町村では、敬老の日を中心に、趣向を凝らした各種の行事を行います。

- ・老人の日（9月15日）
- ・老人週間（9月15日～21日）
- ・敬老の日（9月の第3月曜日）

(4) 岩手県長寿社会振興財団

目的

長寿社会への対応に関する調査研究及び民間における長寿社会への対応に関する諸活動の育成助長を行うとともに、普及啓発活動を行い、もって活力とうるおいに満ちた長寿社会の形成に資することを目的としています。

設立年月日

昭和63年5月20日

所在地等

〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19-1

TEL 019-625-0196

主な事業

- ・長寿社会への対応に関する調査研究
- ・長寿社会への対応に関する先駆的・主体的実践活動の育成助長
- ・長寿社会への対応に関する啓発・普及活動
- ・長寿社会への対応に関する事業の受託経営
- ・その他、法人の目的を達成するために必要な事業

いわて保健福祉基金助成金

「いわて保健福祉基金」は、高齢者の保健福祉の増進や地域福祉の増進を図るため、地域の実情に応じた民間活動に助成することを目的として、国が地方交付税措置した基金です。

財団では、この基金の運用益により、助成金の交付を行っています。

助成金の対象事業

助成の対象は、高齢者の保健福祉や地域福祉の増進を図るために民間団体等が行う営利を目的としない事業であって、次のいずれかに掲げる先駆的、先導的な事業です。

在宅保健福祉の普及、向上に関する事業

健康、生きがいづくりの推進に関する事業

ボランティア活動の活性化に関する事業

その他、ユニバーサルデザイン、子育て支援など保健福祉又は地域福祉の増進に資する事業

助成対象者

県内に住所または活動の本拠を有し、助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。

助成対象経費

助成額の上限は300万円です。

個別事業ごとに必要と認める額を助成します。

対象経費は、事業を実施するために直接必要と認められる経費で、次に掲げる経費は対象となりません。

土地の購入及び建物の購入又は建設に要する経費

職員給与等、団体の運営に要する経費

助成期間

原則として年度内に完了する事業であることが前提です。ただし、段階的に年次計画で実施しようとする事業の場合には、年度ごとの事業実施効果を審査して、継続助成が必要と認められる場合に限り、3年間を限度として助成することがあります。しかし、その場合でも助成の決定は、毎年度行います。

応募・申込み

募集案内は、財団広報誌、ホームページ等で行いますが、当財団では、常時ご相談に応じておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

助成を希望する場合は、「助成金交付要望書」等を財団あてに提出願います。

(5) ご近所支え合い活動助成金

趣旨

少子高齢化の進展に伴って、高齢者、障がい者、子育て世代等生活支援の必要な人が増加する中、住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現が求められています。また、一方で、健康で活動意欲のある高齢者等も増えており、県民の多様な社会貢献活動への参加と活動への支援が望まれています。こうした、県民の共に助け合い支えあう活動を支援し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、(財)岩手県長寿社会振興財団に設置されている「いわて保健福祉基金」の特別枠を、県民の地域貢献活動等の支援を図る「ご近所支え合い活動助成金」として設けるものです。

制度の概要

助成対象団体

助成対象事業を確実に遂行できる見込みがある団体又は法人。

地域の活動団体、NPO、老人クラブ等を想定。

助成対象事業

高齢者社会参加推進事業：地域における社会貢献に関する事業と認められ、ほかに補助、助成等を受けていない事業。

助成対象

高齢者が主体となっていく活動、及び高齢者等をサービス対象とした支え合い活動

・助成額：5～30万円《初年度》30万を限度《次年度以降》15万円を限度

- ・助成期間：最大3年
 - ・助成枠：県全体で概ね500万円
 - ・助成率：10/10以内
- 書類審査を経て助成の可否を決定します。

応募等

助成を希望する団体は、岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターに申請の方法等についてご相談ください。

【所在地】盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ6階

【TEL】019-606-1774

3 在宅福祉サービス

(1) 地域支援事業

趣旨

市町村において、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を実施する。

法令根拠

介護保険法（平成18年6月21日法律第84号）

地域支援事業実施要綱（平成21年4月28日老発第0428002号）

地域支援事業交付金の交付について（平成21年5月15日老発第0515004号）

平成20年度地域支援事業交付金（県交付分）の交付について（平成20年6月23日長第239号）

事業概要

- ・介護予防事業
- ・包括的支援事業
- ・任意事業

財政フレーム及び財源構成について

財政フレーム

地域支援事業の費用額は、各保険者が介護保険事業計画に定める各年度の保険給付費見込額に、以下に挙げる率を乗じて得た額の範囲内と定められている。

(21年度) 地域支援事業 3.0%以内

うち、介護予防事業 2.0%以内

うち、包括的支援事業及び任意事業 2.0%以内

財源構成

介護予防事業 国 25%、県 12.5%、市町村 12.5%、1号 20%、2号 30%

包括的支援事業及び任意事業 国 40%、県 20%、市町村 20%、1号 20%

(2) 介護員（ヘルパー）養成研修

介護保険法における訪問介護を行う者は、知事又は知事が指定する事業者が行う介護員養成研修の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者とされています。

介護員養成研修の概要

介護職員基礎研修課程（講義：360時間、実習：140時間）

介護職員としての基礎的な職業訓練とともに、将来的には、介護職員の任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を習得することを目的としています。

1級課程（講義：84時間、演習：62時間、実習：84時間）

2級過程において習得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的としています。

2級課程（講義：58時間、演習：42時間、実習：30時間）

介護業務に関する知識及び技術を習得することを目的としています。

詳細については、各事業者に直接お問合せください。

上記研修を実施しようとする方は、県が定める「岩手県介護員養成研修事業取扱要綱」による指定申請の手続きを経て、介護員養成研修事業者の指定を受ける必要があります。

(3) 岩手県の認知症対策

相談体制及び認知症予防・支援

地域包括支援センターを中核とした相談体制の整備

地域包括支援センターを中核機関と位置づけ、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、総合相談につなげる相談ルートを地域の社会資源に応じて整備します。

認知症予防・支援の推進

認知症サポート医の養成やかかりつけ医を対象とした認知症への対応力の向上を図る研修会を開催します。

ケア体制の整備及びマンパワーの養成・確保

専門的なケア体制の整備

- ・現行のデイサービスに加え、小規模多機能型居宅介護サービスや地域密着型サービス事業所の充実に努めます。
- ・施設ケアについては、従来の「身体ケア」から「身体ケア+認知症ケア」を標準としたサービスモデルへ転換を図ります。

マンパワーの養成・確保

認知症介護に従事する方への研修機会の充実に努めます。

認知症に関する意識啓発

認知症対策の基本は、多くの人々が認知症について正しく知り、理解することであるとの認知に立ち、地域において認知症高齢者を応援・支援する「認知症サポーター」の養成とその講師役となる「キャラバンメイト」を計画的に養成します。

- ・認知症サポーター養成数 岩手県 39,564 人 (全国 1,296,705 人)
- ・キャラバンメイト養成数 岩手県 673 人 (全国 40,512 人)

(平成 21 年 12 月 31 日現在)

認知症医療の提供体制の強化

県では、岩手医科大学附属病院を「岩手県認知症疾患医療センター」に指定し、主に認知症に関する住民からの相談対応、専門医療の提供、かかりつけ医向けの研修や地域包括支援センター等の連携等を行っています。

岩手県認知症疾患医療センターの相談体制

受付時間 月曜日～木曜日 9:00～16:00

連絡先 019-652-7411（直通）

対応 医師、臨床心理士及び精神保健福祉士が対応します。

（４）高齢者、障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

目的

要介護高齢者や重度身体障がい者の在宅での自立した生活の支援と、その介護者の負担軽減のため、市町村が対象世帯の住宅改善経費に助成する場合に、県が市町村に補助金を交付し、要介護高齢者等が地域社会で安心して生活できる環境の整備を推進します。

補助対象改善内容

トイレ・浴槽等（玄関・台所・廊下・居室・階段・洗面所その他必要と認められる箇所）の改善、段差解消、手すりの設置など。

実施主体

市町村

（５）訪問看護ステーション

主治医との連携のもとに、訪問看護ステーションの保健師・看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、在宅での療養生活を支援するものです。

	医療保険・後期高齢者医療制度	介護保険
利用対象者	疾病又は負傷により、家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めた者	介護認定の結果、要支援及び要介護のなった者ただし、末期がん、厚生労働大臣が定める疾病、急性増悪時の訪問看護は医療保険から受けることになる。
サービスの内容	健康状態観察と助言、日常生活の看護、在宅リハビリテーション看護、医師の指示による医療処置・医療機器の管理、認知症の看護、介護者等への相談、介護予防、終末期の看護など	健康状態観察と助言、日常生活の看護、在宅リハビリテーション看護、医師の指示による医療処置・医療機器の管理、認知症の看護、介護者等への相談、介護予防、終末期の看護など
利用回数	厚生労働大臣が定める疾病等や急性増悪時を除き、週3回を限度とする	ケアプランに定めるところによる
利用料	医療保険、後期高齢者医療制度による負担	定率1割負担
利用方法	各訪問看護ステーション、かかりつけの医師（主治医）、市町村担当課、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所にご相談ください。	各訪問看護ステーション、かかりつけの医師（主治医）、市町村担当課、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所にご相談ください。

4 福祉施設サービス

(1) 養護老人ホーム

環境上及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人が入所する施設です。

設置及び経営

市町村又は社会福祉法人が設置、経営することになっています。

入所要件

原則として次の経済的要件と、環境上の理由及び経済的理由等の要件を満たす65歳以上の方です。

経済的要件

65歳以上の者の属する世帯が生活保護を受けているとき。

その世帯の生計中心者が市町村民税を課税されていないか、均等割のみ課税されているとき。

災害等のため、当該65歳以上の者が属する世帯の生活の状態が困窮していると認められる場合。

環境等の要件

心身上の障がいのため、日常生活を送ることが困難であり、世話をしてくれる人がいないとき。

家族などとの折り合いが悪く、老人の心身を害するとき。

住む所がなかったり、住まいがあっても極めて環境が悪いとき。

内容

入所者に対し、生活指導を行うとともに、機能を回復し、又は機能の減退を防ぐための指導も行っています。また、入所時及び毎年定期的に健康診断を行う等、健康管理に意を注ぐほか、各種のレクリエーションを実施するなど、楽しい老後を過ごせるようにしています。

入所の相談・手続等

市町村役場の福祉担当課にお尋ねください。

(2) 特別養護老人ホーム

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とするにもかかわらず、居宅においてはこれを受けることが困難な老人が入所する施設です。

設置及び経営

市町村又は社会福祉法人が設置、経営することになっています。

入所要件

原則 65 歳以上で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な要介護状態の方です。

内容

入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

費用

施設サービスに要する費用は、介護保険から給付されますが、1 割は利用者負担になります。

食費、居住費、日常生活費などは利用料として利用者負担となります。

相談、手続き

直接施設に申し込みしていただきますが、相談は担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）或いは市町村役場の保健・福祉担当課、又は地域包括支援センターでも受け付けています。

(3) 軽費老人ホーム

主として、自宅での生活が困難な老人を対象とし、無料又は低額な料金で食事の提供等日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした施設です。軽費老人ホーム、A 型、

B型の3種類の施設があり、A型は食事の提供、B型は自炊を原則とし、軽費老人ホームは住まいの機能を重視した施設です。

設置及び経営

市町村、社会福祉法人又は知事の許可を受けた者が設置、経営することとなっています。

利用要件

次のような状況にある老人です。

身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な方
年齢が60歳以上の方（ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により、当該者と共に入所させることが必要とされる方については、この限りではない。）

日常生活を他人の手を借りずに生活できる方

毎月の生活費用が負担できる方

B型については、原則として自炊できる健康状態にある方

処遇の内容

食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助など、入所者が安心して生き生きと明るく生活出来るよう、その心身の状況や希望に応じたサービスを提供しています。

利用料

利用する方の収入の状況や、各施設によって異なります。

詳しくは各施設にお尋ねください。

(4) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリテーション等の医療ケアを必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。

設置及び経営

医療法人、社会福祉法人、市町村等が設置、経営することになっています。

入所の対象者

病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護の方です。

サービスの内容

看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話

費用

施設サービスにかかる費用は介護保険から給付されますが、1割は利用者負担になります。

食費、居住費、理美容及び日常生活に要する費用などは利用料として利用者負担になります。

相談・手続き

直接施設に申し込みしていただきますが、相談は担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）、或いは市町村役場の保健・福祉担当課、又は地域包括支援センターでも受け付けています。

5 介護保険制度の概要

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月から実施されています。

保険者

市町村（県内では、一部の市町村で共同での介護保険事業の事務処理をしており、20

市町村と4広域連合・一部事務組合の24保険者があります。)

また、介護保険認定審査会を共同で設置している市町村もあります。

(県内の保険者の状況)

介護保険の保険者	市町村名
盛岡北部行政事務組合	八幡平市、葛巻町、岩手町
一関地区広域行政組合	一関市、平泉町、藤沢町
二戸地区広域行政事務組合	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
久慈広域連合	久慈市、普代村、洋野町、野田村
各市町村	その他の20市町村

(県内の介護保険認定審査会共同設置の状況)

共同設置の状況	市町村名
共同設置	雫石町、滝沢村
共同設置	北上市、西和賀町
共同設置(奥州金ヶ崎行政事務組合)	奥州市、金ヶ崎町
共同設置(気仙広域連合)	大船渡市、陸前高田市、住田町
共同設置	釜石市、大槌町
共同設置	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村

被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方(第1号被保険者)及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方(第2号被保険者)は、原則として全員が被保険者となります。

なお、指定障害者支援施設(障害者自立支援法29条)の入所者、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の措置による障害者支援施設の一定の入所者、適用除外施設(重症心身障害児施設、児童福祉法に基づく指定医療機関、ハンセン病療養所、救護施設等)の入所者・入院患者は、介護保険の被保険者となりません。

保険料

市町村は、介護保険事業の費用をまかなうため、第1号被保険者(65歳以上の方)から保険料を徴収します。

また、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は、それぞれ加入する医療保険者が給料の額や所得に応じて額を定め、医療保険料と一体的に徴収します。

県内の保険料及び賦課、徴収方法については次のとおりです。

(県内の平均保険料の推移)

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
岩手県	2,868 円	3,018 円	3,686 円	3,990 円
全 国	2,911 円	3,293 円	4,090 円	4,160 円

(賦課、徴収方法)

第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
老齢、退職年金等が年額 18 万円以上の方は特別徴収(年金天引き)されますが、それ以外の方は普通徴収(市町村が個別に徴収)となります。	健康保険：被保険者が負担し、被扶養者は別に納める必要はありません。 国民健康保険：世帯主が国保税と一緒に負担します。

第 1 号被保険者の保険料の基準額は、その市町村における 3 年間の介護サービス量の見込みなどをもとに、各市町村毎に定められ、3 年毎に見直しされます。詳細の保険料については、市町村の介護保険担当課にお問合せください。

制度の利用の流れ

市町村は、被保険者が要介護(支援)状態に該当するかどうかについての確認(要介護認定)調査を行った上で、居宅、施設、地域密着型サービスなどの多様な介護サービスを提供します。

この際、被保険者が自ら利用するサービスを選択し決定することを支援するため、要支援者は、地域包括支援センターが介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。

また、要介護者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)がサービス事業者との連絡調整を行い、介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

要介護(支援)認定者の心身の状況や居宅における支給限度額等を勘案して作成されたケアプランに基づき、本人の希望に応じた介護サービスを効率的、計画的に受けることができます。

訪問サービス、通所サービス、福祉用具貸与、短期入所サービスについては、介護度に応じて支給限度基準額が定められています。

(居宅サービス等区分の支給限度額)

	居宅支給限度額
要支援 1	49,700 円
要支援 2	104,000 円
要介護 1	165,800 円
要介護 2	194,800 円
要介護 3	267,500 円
要介護 4	306,000 円
要介護 5	358,300 円

【区分に含むサービス種類*】

介護予防給付：介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）

介護給付：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

要介護認定者が、施設サービスを利用する場合には、施設においてケアプランを策定し、入所している方のケアを行うこととなります。

利用できるサービスの種類及び内容

要支援 1 及び 2 の方が利用できる介護予防給付サービス

サービス種類	サービスの内容
介護予防訪問介護	介護予防を目的として、介護福祉士などによって期間を限定して提供される、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援などをいいます。 介護予防訪問介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。

サービス種類	サービスの内容
介護予防訪問入浴介護	<p>介護予防を目的として、利用者の居宅を訪問し、持参した浴槽によって期間を限定して行われる入浴の介護をいいます。</p> <p>介護予防訪問入浴介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>
介護予防訪問看護	<p>介護予防を目的として、看護師などが一定の期間、居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助をいいます。</p> <p>介護予防訪問看護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p> <p>ただし、主治医が治療を必要とする程度について、厚生労働省令で定める基準に合致していると認めた場合に限りです。</p>
介護予防訪問リハビリテーション	<p>介護予防を目的として、一定の期間、利用者の居宅で提供されるリハビリテーションをいいます。</p> <p>介護予防訪問リハビリテーションを利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p> <p>ただし、主治医が治療を必要とする程度について、厚生労働省令で定める基準に合致していると認めた場合に限りです。</p>
介護予防居宅療養管理指導	<p>介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などによって提供される、療養上の管理及び指導などをいいます。</p> <p>介護予防居宅療養管理指導を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>
介護予防通所介護	<p>介護予防を目的として、一定期間、老人デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援及び機能訓練をいいます。(ただし、介護予防認知症対応型通所介護に当たるものを除きます。)</p> <p>利用者は、老人デイサービスセンターなどを訪れて、これらのサービスを受けます。</p> <p>介護予防通所介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>
介護予防通所リハビリテーション	<p>介護予防を目的として、一定期間、介護老人保健施設、病院、診療所などで行われる理学療法、作業療法、そのほかの必要なりハビリテーションをいいます。</p> <p>介護予防通所リハビリテーションを利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p> <p>ただし、主治医が治療を必要とする程度について厚生労働省令で定める基準に合致していると認めた場合に限りです。</p>
介護予防短期入所生活介護	<p>特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、介護予防を目的としてその施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援及び機能訓練をいいます。</p> <p>介護予防短期入所生活介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>
介護予防短期入所療養介護	<p>介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、介護予防を目的としてその施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要な医療、日常生活上の支援をいいます。</p> <p>介護予防短期入所療養介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p> <p>ただし、治療を必要とする程度について厚生労働省令で定める場合に限りです。</p>

サービス種類	サービスの内容
介護予防特定施設入居者生活介護	<p>特定施設に入居している利用者を対象として、介護予防を目的に、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する者などを定めた計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援、機能訓練及び療養上のサービスをいいます。</p> <p>なお、特定施設とは、有料老人ホーム、軽費老人ホームなどをいいます。ただし、介護予防特定施設入居者生活介護は、特定施設のうち、その入居者が、「要介護」と認定された人とその配偶者に限られる特定施設（これを「介護専用型特定施設」といいます）で生活する入居者は利用できません。</p>
介護予防福祉用具貸与	<p>福祉用具のうち、介護予防に効果があるとして厚生労働大臣が定めた福祉用具を貸し与えることをいいます。</p> <p>介護予防福祉用具貸与を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>
特定介護予防福祉用具販売	<p>福祉用具のうち、介護予防に効果のあるものであって、入浴や排せつの際に用いられるなどの理由によって貸与にはなじまないもの（これを「特定介護予防福祉用具」といいます）を販売することをいいます。具体的には、厚生労働大臣が定めます。</p> <p>特定介護予防福祉用具販売を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>

ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます。

地域密着型介護予防サービス

サービス種類	サービス内容
介護予防認知症対応型通所介護	<p>介護予防を目的として、認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れ、一定期間そこで提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>
介護予防小規模多機能型居宅介護	<p>利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、介護予防を目的に提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>
介護予防認知症対応型共同生活介護	<p>介護予防を目的として、利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。</p> <p>介護予防認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、「要支援」と認定された人（ただし、厚生労働省令で定める要支援状態区分に当てはまる状態の人に限り）で、認知症にある人です。</p> <p>なお、認知症の原因となる疾患が急性（症状が急に現れたり、進行したりすること）の状態にある人を除きます。</p>

ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます。

要支援者へのその他の給付

サービス種類	サービス内容
介護予防支援	<p>介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防に効果のある保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する人などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うことをいいます。</p> <p>介護予防支援を行うのは、地域包括支援センターの職員のうち、厚生労働省令で定める職員です。</p> <p>なお、介護予防支援を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>
住宅改修（予防）	<p>手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止と移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等の扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えやこれらの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修をいいます。</p> <p>住宅改修費を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要支援」と認定された人です。</p>

要介護者が利用できる介護給付サービス

サービス種類	サービス内容
訪問介護	<p>介護福祉士や訪問介護員によって提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスをいいます（ただし、「夜間対応型訪問介護」にあたるものを除きます）。</p> <p>訪問介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
訪問入浴介護	<p>居宅を訪問し、持参した浴槽によって行われる入浴の介護をいいます。訪問入浴介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
訪問看護	<p>看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービスをいいます。</p> <p>訪問看護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p> <p>ただし、主治医が、利用者の病状が安定しており、訪問看護が必要だと認めた場合に限りです。</p>
訪問リハビリテーション	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という専門職が、居宅を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーションをいいます。</p> <p>訪問リハビリテーションを利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p> <p>ただし、主治医が、利用者の病状が安定しており、サービスの利用が必要だと認めた場合に限りです。</p>
居宅療養管理指導	<p>病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などによって提供される、療養上の管理及び指導などをいいます。</p> <p>居宅療養管理指導を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>

サービス種類	サービス内容
通所介護	<p>老人デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練をいいます(ただし、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます)。利用者は老人デイサービスセンターなどを訪れてこれらのサービスを受けます。</p> <p>通所介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
通所リハビリテーション	<p>介護老人保健施設、病院や診療所で提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーションをいいます。利用者は介護老人保健施設などを訪れてこれらのサービスを受けます。</p> <p>通所リハビリテーションを利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p> <p>ただし、主治医が、利用者の病状が安定しており、サービスの利用が必要だと認められた場合に限りです。</p>
短期入所生活介護	<p>特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練をいいます。</p> <p>短期入所生活介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
短期入所療養介護	<p>介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要な医療、日常生活上のサービスをいいます。</p> <p>短期入所療養介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
特定施設入居者生活介護	<p>特定施設に入居している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する者などを定めた計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上のサービスや機能訓練、療養上のサービスをいいます。</p> <p>なお、ここで、「特定施設」とは、有料老人ホームや軽費老人ホームなどをいいます(ただし、「地域密着型特定施設」を除きます。)</p>
福祉用具貸与	<p>利用者の心身の状況、希望及びその環境をふまえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、(1)車いす、(2)車いす付属品、(3)特殊寝台、(4)特殊寝台付属品、(5)床ずれ予防用具、(6)体位変換器、(7)手すり、(8)スロープ、(9)歩行者、(10)歩行補助つえ、(11)認知症老人徘徊感知機器、(12)移動用リフト(つり具の部分を除く)の福祉用具を貸し与えることをいいます。</p> <p>福祉用具貸与を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
特定福祉用具販売	<p>福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの(これを「特定福祉用具」といいます)を販売することをいいます。具体的には、(1)腰掛便座、(2)特殊尿器、(3)入浴補助用具、(4)簡易浴槽、(5)移動用リフトのつり具の部分、の5品目です。</p> <p>特定福祉用具販売を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>

サービス 種 類	サービス内容
介護療養型医療施設	<p>介護療養型医療施設とは、療養病床などのある病院または診療所で、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、そのほかのサービス、機能訓練、そのほかの必要な医療を提供することを目的とした施設です。</p> <p>また、指定介護療養型医療施設を利用できるのは、「要介護」と認定された人です。ただし、症状が安定期にあって、介護療養型医療施設でのサービスを必要とする場合に限りです。</p>
介護老人保健施設	<p>介護老人保健施設とは、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供することを目的とし、所定の要件を満たして都道府県知事の許可をえた施設です。</p> <p>また、介護老人保健施設を利用できるのは、「要介護」と認定された人です。ただし、症状が安定期にあって、介護老人保健施設でのサービスを必要とする場合に限りです。</p>
介護老人福祉施設	<p>介護老人福祉施設とは、特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるもの）に限り、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供することを目的とする施設です。</p> <p>また、指定介護老人福祉施設を利用できるのは、「要介護」と認定された人です。</p>

ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます。

地域密着型サービス

サービス 種 類	サービス内容
夜間対応型通所介護	<p>夜間の、定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどをいいます。</p> <p>夜間対応型訪問介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
認知症対応型通所介護	<p>認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れて利用する入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。</p> <p>認知症対応型通所介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
小規模多機能型居宅介護	<p>利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。</p> <p>小規模多機能型居宅介護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>

サービス種類	サービス内容
認知症対応型共同生活介護	<p>利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。</p> <p>認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、認知症で、かつ「要介護」と認定された人です。ただし、認知症の原因となる疾患が急性の状態（症状が急に現れたり、進行したりすること）にある人を除きます。</p>
地域密着型特定施設入居者生活介護	<p>地域密着型特定施設に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する者などを定めた計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスをいいます。</p> <p>なお、ここで、「地域密着型特定施設」とは、有料老人ホームや軽費老人ホームなどで、その入居者が「要介護」と認定された人とその配偶者などに限られる施設（「介護専用型特定施設」といいます）で、そのうち入居定員が29人以下であるものをいいます。</p>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<p>地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する職員などを定めた計画（地域密着型施設サービス計画）に基づいて行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスをいいます。</p> <p>なお、ここで、「地域密着型介護老人福祉施設」とは、入所定員が29人以下の特別養護老人ホームであって、「地域密着型施設サービス計画」に基づいてサービスを提供する施設をいいます。</p>

ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含みます。

居宅要介護者へのその他の給付

サービス種類	サービス内容
居宅介護支援	<p>居宅サービス、地域密着型サービス、そのほか利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療サービスまたは福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うことをいいます。</p> <p>また、利用者が地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設への入所を希望する場合には、それらの施設の紹介や必要な便宜を図ります。居宅介護支援を行う専門職を「介護支援専門員」といいます。</p> <p>なお、居宅介護支援を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>
住宅改修	<p>手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止と移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等の扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えやこれらの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修をいいます。</p> <p>住宅改修費を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p>

ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含みます。

利用者負担

原則として介護サービス費用の1割を利用者が負担し、残り9割が介護保険給付されます。

ただし、施設サービス費（介護保険3施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護）における食費、居住費や通所介護、通所リハビリテーションにおける食費は保険給付の対象外となります。

高額介護サービス費

支払った1割負担の額が高額になる場合には、「高額介護サービス費」として、超えた部分が払戻しされます。

所得の少ない方には、負担が過重とならないように、軽減された上限額が設定されています。

所得区分	世帯の上限額
生活保護の被保護者	15,000円
ア 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	15,000円
イ 市町村民税世帯非課税で、(公的年金等収入金額+合計所得金額)が80万円以下	15,000円
市町村民税世帯非課税で、ア及びイに該当しない場合	24,600円
その他の場合	37,200円

この他に、世帯で複数の介護保険サービス利用者及び医療保険による医療費の支払がある場合には、世帯合算による軽減制度があります。

また、施設入所者の食費、居住費や日常生活費、福祉用具購入費、住宅改修費等の1割負担は高額介護サービス費の支給対象になる自己負担額には含まれません。

特定入所者介護（介護予防）サービス費

市町村民税非課税等の所得の少ない方については、施設サービス、短期入所サービス費の食事、居住費負担には限度額が設定され、限度額を超える分は「特定入所者介護サービス費」として現物給付されます。

〔特別養護老人ホーム（短期入所生活介護）〕

単位：円/日

利用者負担段階	居室環境	基準費用額 の上限 〔居住費〕 〔滞在費〕	負担 限度額 〔居住費〕 〔滞在費〕	補足給付 額の上 限 〔居住費〕 〔滞在費〕	基準費用 額の上 限 〔食費〕	負担 限度額 〔食費〕	補足給付 額の上 限 〔食費〕	利用者 負担額 〔合計〕	補足給付 額の上 限 〔合計〕
第1段階	ユニット 型個室	1,970	820	1,150	1,380	300	1,080	1,120	2,230
第1段階	ユニット 型準個室	1,640	490	1,150	1,380	300	1,080	790	2,230
第1段階	従来型個 室	1,150	320	830	1,380	300	1,080	620	1,910
第1段階	多床室	320	0	320	1,380	300	1,080	300	1,400
第2段階	ユニット 型個室	1,970	820	1,150	1,380	390	990	1,210	2,140
第2段階	ユニット 型準個室	1,640	490	1,150	1,380	390	990	880	2,140
第2段階	従来型個 室	1,150	420	730	1,380	390	990	810	1,720
第2段階	多床室	320	320	0	1,380	390	990	710	990
第3段階	ユニット 型個室	1,970	1,640	330	1,380	650	730	2,290	1,060
第3段階	ユニット 型準個室	1,640	1,310	330	1,380	650	730	1,960	1,060
第3段階	従来型個 室	1,150	820	330	1,380	650	730	1,470	1,060
第3段階	多床室	320	320	0	1,380	650	730	970	730

〔介護老人保健施設・介護療養型医療施設（短期入所療養介護）〕

単位：円/日

利用者負担段階	居室環境	基準費用額 の上限 〔居住費〕 〔滞在費〕	負担 限度額 〔居住費〕 〔滞在費〕	補足給付 額の上 限 〔居住費〕 〔滞在費〕	基準費用 額の上 限 〔食費〕	負担 限度額 〔食費〕	補足給付 額の上 限 〔食費〕	利用者 負担額 〔合計〕	補足給付 額の上 限 〔合計〕
第1段階	ユニット 型個室	1,970	820	1,150	1,380	300	1,080	1,120	2,230
第1段階	ユニット 型準個室	1,640	490	1,150	1,380	300	1,080	790	2,230
第1段階	従来型個 室	1,640	490	1,150	1,380	300	1,080	790	2,230

利用者負担段階	居室環境	基準費用額の上限 〔居住費〕 〔滞在費〕	負担限度額 〔居住費〕 〔滞在費〕	補足給付額の上限 〔居住費〕 〔滞在費〕	基準費用額の上限 〔食費〕	負担限度額 〔食費〕	補足給付額の上限 〔食費〕	利用者負担額 〔合計〕	補足給付額の上限 〔合計〕
第1段階	多床室	320	0	320	1,380	300	1,080	300	1,400
第2段階	ユニット型個室	1,970	820	1,150	1,380	390	990	1,210	2,140
第2段階	ユニット型準個室	1,640	490	1,150	1,380	390	990	880	2,140
第2段階	従来型個室	1,640	490	1,150	1,380	390	990	880	2,140
第2段階	多床室	320	320	0	1,380	390	990	710	990
第3段階	ユニット型個室	1,970	1,640	330	1,380	650	730	2,290	1,060
第3段階	ユニット型準個室	1,640	1,310	330	1,380	650	730	1,960	1,060
第3段階	従来型個室	1,640	1,310	330	1,380	650	730	1,960	1,060
第3段階	多床室	320	320	0	1,380	650	730	970	730

社会福祉法人減免等

市町村が、所得の低い方を対象として、介護保険サービスの利用者負担を軽減する場合等に、県がその経費の3/4を補助するものです。

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

実施主体	対象サービス	軽減措置の対象者	軽減措置の内容	軽減実施への助成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 	<p>平成 18 年 4 月 1 日以降、65 歳到達者等の軽減措置適用はない。(但し、次の者は軽減措置が継続される。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経過措置対象者 2 制度移行措置対象者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 経過措置対象者の軽減 <ul style="list-style-type: none"> (1) H18.4.1～H19.6.30 自己負担割合 3% (2) H19.7.1～H20.6.30 自己負担割合 6% (3) H20.7.1～ 自己負担割合 10% 2 制度移行措置対象者の軽減 自己負担割合 全額免除 	<p>市町村に対し、軽減額の3/4を補助 〔国：2/4〕 〔県：1/4〕</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する軽減制度

実施主体	対象サービス	軽減制度の対象者	軽減制度の内容	軽減実施への助成
市町村 軽減の主体 ・社会福祉法人 ・市町村(直営)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	市町村民税世帯非課税者であって、次の要件を全て満たす者のうち、生計が困難であると市町村が認めた者。(生活保護受給者及び旧措置入所者〔実質的負担軽減者〕を除く。) (対象要件) 収入要件 ・年間収入が単身世帯で 150 万円以下である。(世帯員 1 名増える毎に 50 万円加算。) 預貯金等要件 ・単身世帯で 350 万円以下である。(世帯員 1 名増える毎に、100 万円加算される。) 資産要件 ・日常生活に必要な資産以外、所有していない。 扶養要件 ・負担能力のある親族等に扶養されていない。 保険料を滞納していない。	利用者負担の 1/4 から 1/2 まで 利用者負担とは、 ア 1割負担 イ 食費 ウ 居住費(滞在費) エ 宿泊費	市町村から軽減実施社会福祉法人等に対して軽減額の一部を助成 助成を行った市町村に対して、助成額の 3/4 を補助 〔国：2/4〕 〔県：1/4〕
例外 民間会社	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉施設サービス ・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防認知症対応型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 			

離島等地域における特別地域加算に係る軽減措置

実施主体	対象サービス	軽減措置の対象者	軽減措置の内容	軽減実施への助成
市町村 軽減の主体 ・社会福祉法人 ・例外 民間会社	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 	ア 対象市町村 離島等地域(平成 12 年 2 月厚生大臣告示第 24 号に定める地域)が存在する市町村 特別地域加算により、利用者負担額が 15%相当増額される地域 イ 対象者 市町村民税本人非課税の者(生活保護受給者を除く) 前記 ・ の措置を受けている者を除く	本来の 1 割負担を 9%に軽減する。 軽減措置対象としない場合、11.5 相当となる利用者負担が、9%で算定することにより、10.35 相当まで軽減されることになる。	市町村から軽減実施社会福祉法人等に対して軽減額の一部を助成 助成を行った市町村に対して、助成額の 3/4 を補助 〔国：2/4〕 〔県：1/4〕

中山間地域等の地域における加算に係る軽減措置

実施主体	対象サービス	軽減措置の対象者	軽減措置の内容	軽減実施への助成
市町村 軽減の主体 ・社会福祉法人 ・例外 民間会社	・訪問介護 ・介護予防 訪問介護	ア 対象市町村 中山間地域等の地域（平成21年3月厚生労働大臣告示第83号に定める地域）が存在する市町村 加算により、利用者負担額が10%相当増額される地域 イ 対象者 市町村民税本人非課税の者（生活保護受給者を除く） 前記 ・ の措置を受けている者を除く	本来の1割負担を9%に軽減する。 軽減措置対象としない場合、11相当となる利用者負担が、9%で算定することにより、10相当まで軽減されることになる。	市町村から軽減実施社会福祉法人等に対して軽減額の一部を助成 助成を行った市町村に対して、助成額の3/4を補助 〔国：2/4〕 〔県：1/4〕

財源構成

介護保険制度では、介護給付、予防給付の費用は、50%が公費負担、50%が保険料負担となっています。

公費負担50%の内訳は、国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）市町村12.5%となっています。

保険料負担50%の内訳は、全国の被保険者が公平に費用を負担するように、事業計画期間毎に定められており、第4期計画期間は、65歳以上の第1号被保険者20%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者30%です。

相談・苦情の解決

サービス事業者、施設では、苦情受付相談窓口を設置し、対応することが義務付けられており、必要な改善を行うこととなっています。

また、市町村は、第1次的な窓口として、事業者に対する調査、指導、助言を行い、県及び市町村は、事業者等への調査や改善指導などにより、相談・苦情の解決にあたります。

広域的な案件や困難な案件については、岩手県国民健康保険団体連合会に専門の苦情処理委員を設置して相談・苦情の処理にあたっています。

岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課分室

公表制度について

「介護サービス情報の公表」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するために平成18年度から導入された仕組みです。

利用者による介護サービス事業所の選択を支援することを目的として、都道府県内の事業所の比較検討が可能となるよう、介護サービスの種類ごとに共通の項目の情報が定期的に公表されます。

「介護サービス情報の公表」は、介護サービス事業所の基本的な事項やサービスの内容、運営等の取組状況に関する情報をそのまま公表するものであり、事業所の評価、格付け、画一化などを目的とするものではありません。

なお、公表される情報のうち、調査情報については、調査員が当該事業所を訪問し、その情報の根拠となる事実を確認し、公表します。

公表対象サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

なお、以下の区分ごとのサービス2以上を一体的に実施している場合、手数料は1件分になります。

訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護
訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
訪問看護、指定療養通所介護及び介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び療養通所介護
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び療養通所介護
介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護
軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護
適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

指定情報公表センター：報告及び情報公表事務

財団法人岩手県長寿社会振興財団（盛岡市本町通 3-19-1）

手数料：10,000 円（納入方法等については、各機関が定める規程に基づき、それぞれの機関に納入することとなります。）

指定調査期間：調査事務

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（盛岡市三本柳 8-1-3）

特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会（盛岡市中央通三丁目 7-30）

手数料：26,000 円（納入方法等については、各機関が定める規程に基づき、それぞれの機関に納入することとなります。）

審査請求

要介護、要支援認定や保険料等の徴収金に関する処分に不服がある場合は、処分を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、岩手県介護保険審査会（県庁長寿社会課）に審査請求をすることができます。

介護保険審査会は、被保険者、市町村、弁護士等の公益を代表とする委員で構成され、合議体で審査請求事件の審理・裁決を行います。

不服申し立て手続きについては、市町村等の窓口に備え付けるなどの利用者の利便を図っています。

児童・家庭

1 保育の充実

(1) 保育所

乳幼児の保護者が働いていたり、病気にかかっていたりしているため日中乳幼児を保育できないとき、保護者に代わって乳幼児を保育するところです。

設置主体及び運営主体

市町村長又は、知事の認可を受けた法人、私人が設置し、運営しています。

なお、盛岡市内に法人、私人が設置する場合には盛岡市長が認可を行います。

入所基準

保護者等が次に該当することにより、乳幼児を保育することができないと市町村長が認めた場合に入所できます。

- 1 昼間労働することを常態としていること。
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- 4 同居の親族を常時介護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。
- 6 市町村長が認める上記に類する状態にあること。

費用

当該世帯の所得や入所児童の年齢に応じて市町村長が定めた額を保育料として負担することになっています。

相談・手続き

お住まいの市町村の児童福祉担当課で行います。

設置状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分	市町村立		私 立		計	
		うち盛岡市		うち盛岡市		うち盛岡市
施設数	154	16	189	36	343	52
定 員	10,438	1,395	15,059	3,440	25,497	4,835
入所児童数	9,421	1,383	15,610	3,626	25,031	5,009

（ 2 ） 特別保育事業

仕事と子育ての両立を支援するとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、保育所における延長保育、一時預かり、特定保育、休日保育、地域子育て支援等の特別保育事業の拡充に努めています。

実施主体は市町村となりますので、実施箇所やその活動内容については、各市町村児童福祉主管課、各保育所などにお問い合わせください。

延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、延長保育に対する需要に対応するため、保育所の開所時間を延長する事業です。

一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消や、保護者の急病等による緊急時の保育などを行う事業です。

特定保育事業

断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育を行う事業です。

休日保育事業

日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合の保育の需要に対応するため、休日に保育を行う事業です。

病児・病後児保育事業

保護者等が就労のため、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院や保育所等で病気の子どもを一時的に保育したり、保育所での保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行ったりする事業です。次の3つのタイプがあります。

病児対応型

子どもが病気の「回復期に至らない場合」で、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、その子どもを病院や保育所などに付設された専用スペースで一時的に保育する事業です。

病後児対応型

子どもが病気の「回復期」で、かつ、集団での保育が困難な期間に、その子どもを病院や保育所などに付設されたスペースで一時的に保育する事業です。

体調不良児対応型

保育所に通っている子どもが保育中に「体調不良」になった場合に、保育所において緊急的な対応を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。次の3つのタイプがあります。

ひろば型

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る事業です。

センター型

地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開する事業です。

児童館型

民営の児童館・児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親とこの交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者などをスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を展開する事業です。

(3) へき地保育所

へき地保育所

交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地等のへき地であって、児童が少なく、保育所を設置することが困難と認められる地域において、公民館など既存の施設を利用するなどして保育活動を行う保育所です。

季節保育所

農繁期などの繁忙期に、保護者の就労のため保育に欠ける乳幼児を保育する保育所です。

(4) 保育士試験 - 児童福祉法第 18 条の 8 -

現に、児童福祉施設において児童の保育に従事している者等であって、保育士の資格のない者等が資格を得られるよう、毎年 1 回実施しています。

受験資格

大学に 2 年以上在学して 62 単位以上修得した者等(平成 3 年 3 月 31 日以前に高等学校を卒業した者等を含む。)

試験科目

筆記試験

社会福祉、児童福祉、発達心理学及び精神保健、小児保健、小児栄養、保育原理、教育原理及び養護原理、保育実習理論

実技試験

音楽、絵画制作、言語(2分野選択)

試験日

別途定める日

相談・手続き

県庁児童家庭課にお尋ねいただくか、全国保育士養成協議会のホームページ(<http://www.hoyokyo.or.jp/>)を御覧ください。

(5) 産休、病休代替職員

児童福祉施設等に勤務する保育士、指導員及び看護師等が、産前産後休暇、長期の病気休暇を取得する場合、その休暇の取得を容易にし、かつ児童等の処遇を確保するため、当該施設が代替の職員を雇い、市町村等がその人件費を補助する場合、県がその市町村等に補助金を交付するものです。

補助額等

産休の場合

出産予定日の6週間(母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合には14週間)前の日から産後8週間を経過するまでの期間内における産休代替職員の実労働日数に日額単価(平成21年度5,920円)を乗じた額を限度として補助します。

病休の場合

疾病のため、病休が31日以上継続した場合、31日目から60日間経過するまでの期間における病休代替職員の実労働日数に日額単価(平成21年度5,920円)を乗じた額を限度額として補助します。

問い合わせ先

手続や提出書類については広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターまで、ご相談ください。

(6) 認可外保育施設

認可外保育施設とは

児童福祉法第39条(保育所の定義)に規定する業務を目的とする施設であって、知事(盛岡市内は盛岡市長)の認可を受けていないもの(知事の認可を取り消された施設を含む)をいいます。

県では、児童福祉法により認可外保育施設に運営状況の報告を求めたり、立入調査を実施するなどして、指導監督を行っています。

なお、一部の市町村に所在する施設については、その市町村が行っています。

設置等の届出

認可外保育施設の設置者は、事業を開始したり、休止・廃止した日から1月以内に施設の名称その他の事項を児童福祉法により県に届け出る必要があります。

また、届出事項のうち別に定める事項を変更したときは、変更日から1月以内に県に届け出る必要があります。

届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は50万円以下の過料が課されます。

ただし、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設であることが書面で確認できる施設や事業所内保育施設などは届出は不要ですが、今後、運営状況の報告などをお願いすることがありますので、下記問い合わせ先にご連絡いただくようお願いします。

問い合わせ先

広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

ただし、次の市町村に所在する施設は当該市町村の児童福祉主管課となります。

盛岡市、宮古市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、野田村

事業所内託児施設への補助

事業主が事業所の従業員のために設置する託児施設の整備及び運営等にかかる経費を岩手労働局または（財）こども未来財団が助成します。

詳しくはそれぞれの機関に直接お問い合わせください。

2 相談支援体制の充実

(1) 子ども家庭テレフォン

児童を養育する家庭等の悩み及び問題等について、専任の相談員が電話相談に応じます。

電話番号 専用電話（福祉総合相談センター内）019-652-4152 よいこに

電話相談の内容 児童と家庭に関する問題全般

開設時間 9:00～22:00（年末年始を除く）

(2) 家庭児童相談室

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター及び市福祉事務所に設置し、児童養育問題等、児童の健全育成に関する相談及び支援業務を行っています。

家庭児童相談室では、子育て支援員が、相談と支援業務にあたっています。

3 児童の健全育成

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

概要

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の児童等の育成及び指導を行うため、遊びを主とする健全育成活動を行う組織として放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図っています。

組織及び運営

放課後児童指導員を配置

年間活動日数 200 日以上、一日平均 3 時間以上開設

活動内容

- 1 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定
- 2 遊び活動への意欲と態度の形成
- 3 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上
- 4 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援等

実施場所

専用の放課後児童クラブ室のほか、児童館、保育所、学校の余裕教室等身近な社会資源を活用

実施主体

市町村

設置状況(平成21年5月1日時点)

県内35市町村に254クラブ設置されています。

放課後児童クラブ一覧

市町村名	クラブ名	郵便番号	所在地	電話番号
盛岡市	青山学童保育クラブ	020-0133	盛岡市青山一丁目16-12	019-641-2942
盛岡市	上田学童保育クラブ	020-0114	盛岡市高松一丁目9-44	019-662-1146
盛岡市	宇宙学童クラブ	020-0103	盛岡市西松園三丁目19-6	019-661-3103
盛岡市	学童保育クラブ けやき子供会	020-0873	盛岡市松尾町17-56	019-624-4473
盛岡市	学童保育しらゆりキッズクラブ	020-0004	盛岡市山岸四丁目29-16(盛岡白百合小学校内)	019-661-6331
盛岡市	こずかた学童クラブ	020-0023	盛岡市内丸1-2	019-622-7087
盛岡市	さっくらクラブ	020-0127	盛岡市前九年一丁目1-9	019-646-7999
盛岡市	誠文館学童クラブ	020-0051	盛岡市下太田下川原2	019-659-0843
盛岡市	高松学童保育クラブ	020-0102	盛岡市上田字宇登坂長根49-10	019-663-0304
盛岡市	中津川学童保育クラブ	020-0807	盛岡市加賀野四丁目6-20	019-651-9547
盛岡市	仁王学童育成クラブ	020-0015	盛岡市本町通二丁目17番10号	019-654-9547
盛岡市	盛岡YMCA ぶらいむ・たいむ	020-0015	盛岡市本町通三丁目1番1号	019-623-1575
盛岡市	松園学童保育わんぱくクラブ	020-0106	盛岡市東松園四丁目11番1号	019-661-9875
盛岡市	緑が丘学童保育クラブ	020-0111	盛岡市黒石野一丁目8番20号	019-661-1267
盛岡市	南松園学童保育なかよしクラブ	020-0107	盛岡市松園三丁目12-1(松園小学校内)	019-661-1267
盛岡市	本宮学童保育クラブ	020-0866	盛岡市本宮二丁目26番6号	019-635-2410
盛岡市	山岸学童クラブ	020-0004	盛岡市山岸二丁目6番4号	019-651-0423
盛岡市	学童保育クラブくるみ子ども会	020-0063	盛岡市材木町7番42号	019-652-5195
盛岡市	太田児童クラブ	020-0004	盛岡市上太田小細工14番地	019-658-0431
盛岡市	学童保育クラブ ひのき子供会	020-0816	盛岡市中野二丁目14番23号	019-652-3861
盛岡市	学童保育なかのクラブ	020-0816	盛岡市中野一丁目16番1号	019-653-4160
盛岡市	土淵学童クラブ	020-0051	盛岡市上厨川字下川原72番地2	019-645-8511
盛岡市	大宮よつば学童クラブ	020-0866	盛岡市本宮一丁目17番18号	019-636-3394
盛岡市	さくら学童クラブ	020-0886	盛岡市若園町5番1号	019-623-6446
盛岡市	都南こどもの家	020-0835	盛岡市若園町5番1号	019-637-0602
盛岡市	城内学童クラブ	020-0202	盛岡市玉山区玉山字田畑19番地1	019-685-2333
盛岡市	仙北児童センター児童クラブ	020-0202	盛岡市東仙北一丁目6番27号	019-635-1190
盛岡市	津志田児童センター児童クラブ	020-0838	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	019-637-3955
盛岡市	乙部児童センター児童クラブ	020-0403	盛岡市乙部8地割3番地4	019-696-4301
盛岡市	上飯岡児童センター児童クラブ	020-0854	盛岡市上飯岡16地割26番地	019-661-8236
盛岡市	上堂児童センター児童クラブ	020-0854	盛岡市上堂三丁目17番10号	019-643-0330
盛岡市	北松園児童センター児童クラブ	020-0105	盛岡市北松園四丁目1番4号	019-661-6657
盛岡市	手代森児童センター児童クラブ	020-0402	盛岡市黒川6地割12番地1	019-696-3977
盛岡市	本宮児童センター児童クラブ	020-0866	盛岡市本宮字宮沢99番地1	019-635-2410
盛岡市	湯沢児童センター児童クラブ	020-0842	盛岡市湯沢6地割54番地1	019-637-7667
宮古市	宮古学童の家	027-0087	宮古市横町5-1	0193-62-6599

市町村名	クラブ名	郵便番号	所在地	電話番号
宮古市	千徳学童の家（第一学童）	027-0041	宮古市西ヶ丘一丁目 2-1	0193-62-6846
宮古市	千徳学童の家（第二学童）	027-0041	宮古市西ヶ丘一丁目 2-1	0193-62-6846
宮古市	山口学童の家	027-0078	宮古市鴨崎町 3-25	0193-64-4301
宮古市	宮古養護学童の家	027-0097	宮古市崎山第 5 地割 88 番地	0193-64-3506
宮古市	磯鶏学童の家（第一学童）	027-0026	宮古市上村二丁目 4-1	0193-64-5907
宮古市	磯鶏学童の家（第二学童）	027-0026	宮古市上村二丁目 4-1	0193-64-5907
宮古市	崎山学童の家	027-0097	宮古市崎山第 3 地割 2 番地	0193-64-5862
宮古市	鎌ヶ崎学童の家	027-0008	宮古市熊野町 6-33	0193-63-5856
宮古市	花輪学童の家	027-0035	宮古市花輪第 4 地割 26 番地	0193-69-3155
宮古市	愛宕学童の家	027-0092	宮古市愛宕一丁目 4-6	0193-63-1033
宮古市	津軽石学童の家	027-0203	宮古市津軽石第 4 地割 82 番地	0193-67-9171
宮古市	赤前学童の家	027-0202	宮古市赤前第 11 地割 49 番地 2	0193-67-2251
宮古市	田老学童の家	027-0301	宮古市田老字館が森 155 番地 2	0193-87-9171
宮古市	藤原学童の家	027-0021	宮古市藤原上町 1-37	0193-64-0611
宮古市	重茂児童館	027-0111	宮古市重茂第 2 地割 1 番地	0193-68-2343
宮古市	高浜児童館	027-0032	宮古市高浜四丁目 1-40	0193-62-3464
宮古市	田代児童館	027-0067	宮古市田代第 16 地割 63 番地 2	0193-64-8330
大船渡市	未崎学童保育会希望の丘	022-0001	大船渡市未崎町字山岸 122	0192-29-2701
大船渡市	放課後児童クラブゆうゆう	022-0002	大船渡市大船渡町字山馬越 68-2	0192-27-7723
大船渡市	放課後児童クラブさくらりっこ	022-0003	大船渡市盛町字沢川 30	0192-26-1681
大船渡市	キッズクラブいかわ	022-0004	大船渡市猪川町字轆石 23	0192-26-4545
大船渡市	たっせ学童クラブ	022-0006	大船渡市立根町字上/台 19-2	0192-27-7528
大船渡市	放課後児童クラブにここにこ浜っ子クラブ	022-0007	大船渡市赤崎町字生形 59-2	0192-27-4147
花巻市	花巻学童クラブ	025-0097	花巻市若葉町三丁目 16 番 48 号	0198-24-2070
花巻市	桜台学童クラブ	025-0072	花巻市四日町一丁目 1 番 3 号	0198-24-7042
花巻市	南城第一学童クラブ	025-0084	花巻市桜町四丁目 230 番地	0198-22-4478
花巻市	南城第二学童クラブ	025-0084	花巻市桜町四丁目 230 番地	0198-22-4478
花巻市	湯本学童クラブ	025-0303	花巻市大畑第 3 地割 331 番地 1	0198-27-4507
花巻市	宮野目学童クラブ	025-0002	花巻市西宮野目第 6 地割 353 番地 11	0198-26-3090
花巻市	銀河学童クラブ	025-0075	花巻市花城町 5 番 13 号	0198-23-0852
花巻市	矢沢第一学童クラブ	025-0016	花巻市高木第 20 地割 81 番地 1	0198-24-8080
花巻市	矢沢第二学童クラブ	025-0016	花巻市高木第 20 地割 81 番地 1	0198-24-8080
花巻市	湯口学童クラブ	025-0042	花巻市円万寺字法船 50 番地 1	0198-28-4055
花巻市	太田学童クラブ	025-0037	花巻市太田第 32 地割 490 番地	0198-28-4755
花巻市	笹間学童クラブ	025-0133	花巻市中笹間 15 地割 1 番地	0198-29-2999
花巻市	石鳥谷学童クラブ	028-3101	花巻市石鳥谷町好地第 7 地割 34-12	0198-45-1178
花巻市	新堀学童クラブ	028-3111	花巻市石鳥谷町新堀第 46 地割 2 番地 1	0198-45-1689
花巻市	八幡学童クラブ	028-3163	花巻市石鳥谷町八幡第 1 地割 125-1	0198-45-4593
花巻市	ひまわり学童クラブ	025-0055	花巻市南万丁目 1462 番地	0198-22-6554
花巻市	NPO 法人花巻寺町文化村協議会学童クラブ	025-0073	花巻市一日市 6 番 1 号	0198-23-5439
花巻市	早池峰学童クラブ	028-3203	花巻市大迫町大迫第 18 地割 3 番地	0198-48-4006
北上市	北上学童保育所 みつばちクラブ	024-0024	北上市中野町一丁目 8-44	0197-63-3226
北上市	北上学童保育所 ひかりクラブ	024-0092	北上市本石町一丁目 6-18	0197-63-6453
北上市	北上学童保育所 つくしクラブ	024-0012	北上市常磐台一丁目 7-1	0197-65-3460
北上市	北上学童保育所 たんぼクラブ	024-0004	北上市村崎野 5-6-24	0197-68-3073
北上市	北上南学童保育所 すみれクラブ	024-0051	北上市相去町葛西樋 15 番地 4	0197-67-2239
北上市	北上南学童保育所 たけのこクラブ	024-0056	北上市鬼柳町都鳥 63 番地 1	0197-67-5349
北上市	江釣子学童保育所 ひまわりクラブ	024-0073	北上市下江釣子 16 地割 200 番地	0197-77-3606

市町村名	クラブ名	郵便番号	所在地	電話番号
北上市	二子学童保育所 どんぐりクラブ	024-0104	北上市二子町鳥喰 22 番地 18	0197-66-5478
北上市	笠松学童保育所 くれよんクラブ	024-0331	北上市和賀町横川目 33 地割 2 番地 2	0197-72-3904
北上市	たちばな学童保育所 さくらっ子クラブ	024-0043	北上市立花 17 地割 72 番地 1	0197-65-1920
北上市	和賀東学童保育所 わがの子クラブ	024-0333	北上市和賀町長沼 6 地割 4 番地 2	0197-73-5995
北上市	黒岩学童保育所 あおぞらクラブ	024-0042	北上市黒岩 16 地割 26 番地 1	0197-63-2147
北上市	稲瀬学童保育所 くにみクラブ	024-0041	北上市稲瀬町前田 63 番地 1	0197-63-8108
北上市	口内学童保育所 くちないクラブ	024-0211	北上市口内町新町 99 番地 1	090-5840-2801
北上市	更木学童保育所 しらゆりクラブ	024-0103	北上市更木 12 地割 155 番地 1	0197-66-7133
北上市	成田学童保育所 成田学童クラブ	024-0003	北上市成田 25 地割 311 番地	0197-66-4110
北上市	いわさき学童保育所 いわさきクラブ	024-0321	北上市和賀町岩崎 18 地割 53 番地 8	0197-73-8009
久慈市	久慈児童館みつばちの家	028-0024	久慈市栄町 31-175-2	0194-53-6371
久慈市	小久慈学童たんぼぼクラブ	028-0071	久慈市小久慈町 21-50-2	0194-52-2934
久慈市	長内学童保育所わんぱくクラブ	028-0041	久慈市長内町 25-41	0194-59-3471
久慈市	久慈漢学童ひまわりクラブ	028-0011	久慈市漢町 15-13-1	0194-52-2256
久慈市	待浜学童クラブ	028-7801	久慈市待浜町保土沢 8-27-1	0194-58-2340
遠野市	とおのっこクラブ	028-0513	遠野市東館町 3 番 4 号	0198-62-5438
遠野市	わらしこクラブ	028-0532	遠野市綾織町下綾織字下大久保 79 番 1	0198-62-9062
遠野市	小友児童クラブ	028-0481	遠野市小友町 16 地割 105 番地 1	0198-68-2464
遠野市	附馬牛児童クラブ	028-0663	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 40-1	0198-64-2933
遠野市	なかよしクラブ	028-0541	遠野市松崎町白岩字薬研淵 61 番地	0198-62-2806
遠野市	土淵児童クラブ	028-0555	遠野市土淵長土淵 6 地割 5 番地 3	0198-62-1551
遠野市	青笹児童クラブ	028-0503	遠野市青笹町青笹 11 地割 22 番地 1	0198-62-9321
遠野市	上郷児童クラブ	028-0771	遠野市上郷町佐比内 46 地割 56 番地 1	0198-65-3055
遠野市	元気キッズクラブ	028-0304	遠野市宮守町下宮守 26 地割 99 番地 1	0198-67-2210
遠野市	鱒沢児童クラブ	028-0303	遠野市宮守町下鱒沢 17 地割 5 番地	0198-66-2411
遠野市	フレンドクラブ	028-0305	遠野市宮守町達尊部 15 地割 31 番地	0198-67-6131
一関市	ひまわりクラブ	021-0873	一関市台町 11 番 13 号	0191-26-5459
一関市	わかばクラブ	021-0836	一関市字鳴神 33 番地	0191-26-2964
一関市	はしわクラブ	021-0024	一関市幸町 2 番 10 号	0191-26-5334
一関市	こぼとクラブ	021-0014	一関市蘭梅町 7 番 1 号	0191-21-0415
一関市	萩の子クラブ	021-0902	一関市萩荘字境ノ神 246 番地	0191-24-2896
一関市	赤萩クラブ	021-0041	一関市赤萩字桜町 213 番地	0191-25-2400
一関市	くまの子クラブ	021-0873	一関市台町 3 番 13 号	0191-26-6331
一関市	マルキの家学童クラブ	029-3105	一関市花泉町涌津字上原 10-2	0191-82-2469
一関市	放課後児童クラブはずみの里	029-3103	一関市花泉町老松字藤田 231-8	0191-82-3857
一関市	摺沢児童クラブ	029-0523	一関市大東町摺沢字沼田 12 番地 2	0191-75-2232
一関市	大原児童クラブ	029-0711	一関市大東町大原字川内 5 番地 2	0191-72-2282
一関市	千蔵学童クラブ	029-0803	一関市千蔵町千蔵字北方 77 番地 1	0191-52-5244
一関市	奥玉学童クラブ	029-1111	一関市千蔵町奥玉字宿下 44-1	0191-56-2690
一関市	折壁児童クラブ	029-1201	一関市室根町折壁字大里 201 番地 1	0191-64-2313
一関市	門崎児童クラブ	029-0201	一関市川崎町門崎字清水沖 31-1	090-2020-3037
一関市	薄衣児童クラブ	029-0202	一関市川崎町薄衣字泉沢 21-12	080-6050-5088
陸前高田市	やどかり学童クラブ	029-2205	陸前高田市高田町字西和野 136 番地 1	0192-55-6061
陸前高田市	リトルやどかり学童クラブ	029-2205	陸前高田市高田町字東和野 36-1 大友アパート	090-5831-6367
陸前高田市	りんご学童クラブ	029-2206	陸前高田市米崎町字川内 1 番	0192-53-1115
釜石市	白山学童育成クラブ	026-0003	釜石市礪石町 3-6-1	0193-22-6224
釜石市	平田学童育成クラブ	026-0001	釜石市大字平田 4-7-2	0193-26-6076

市町村名	クラブ名	郵便番号	所在地	電話番号
釜石市	釜石学童育成クラブ	026-0022	釜石市大只越町 2-1-13	080-1823-1032
釜石市	甲子学童育成クラブ	026-0055	釜石市甲子町 9-87-3	0193-27-2655
釜石市	鶴住居学童育成クラブ	026-0301	釜石市鶴住居町 16-39-2	0193-28-2518
釜石市	上中島学童育成クラブ	026-0041	釜石市上中島町 4-2-34	0193-23-6175
釜石市	双葉学童育成クラブ	026-0043	釜石市新町 1-58	0193-23-4556
釜石市	小佐野学童育成クラブ	026-0052	釜石市小佐野町 3-5-37	0193-23-4565
釜石市	唐丹学童育成クラブ	026-0121	釜石市唐丹町 38-10	0193-55-3022
二戸市	福岡第1児童クラブ	028-6101	二戸市福岡字下川又 15	0195-23-5457
二戸市	福岡第2児童クラブ	028-6101	二戸市福岡字下川又 15	0195-23-5457
二戸市	中央児童クラブ	028-6105	二戸市堀野字下刈原 39-6	0195-23-4060
二戸市	石切所児童クラブ	028-6103	二戸市石切所字田尻平 4	0195-23-6988
二戸市	金田一児童クラブ	028-5711	二戸市金田一字野月 19-2	0195-27-2322
二戸市	仁左平児童クラブ	028-6101	二戸市仁左平字横手 8-6	0195-23-2677
二戸市	御返地児童クラブ	028-6723	二戸市安比字大築平 4-2	0195-26-2166
二戸市	浄法寺児童クラブ	028-6805	二戸市浄法寺町下前田 33-1	0195-38-3061
八幡平市	大更学童保育クラブ	028-7111	八幡平市大更 21-16-2	090-7527-8647
八幡平市	大更第二学童保育クラブ	028-7111	八幡平市大更 19-63-8	080-6025-8705
八幡平市	東大更学童保育クラブ	028-7111	八幡平市大更 9-116	090-7561-8890
八幡平市	渋川学童保育クラブ	028-7111	八幡平市大更 39-139	080-6042-8705
八幡平市	田頭学童保育クラブ	028-7112	八幡平市田頭 24-36	090-6255-6867
八幡平市	平笠学童保育クラブ	028-7113	八幡平市平笠 12-62	090-7527-8706
八幡平市	平館学童保育クラブ	028-7405	八幡平市平館 9-35-1	080-1801-4071
八幡平市	寺田学童保育クラブ	028-7401	八幡平市西根寺田 15-30	0195-77-1133
八幡平市	松野児童育成クラブ	028-7301	八幡平市野駄 11-115-1	0195-74-4071
八幡平市	寄木児童育成クラブ	028-7302	八幡平市松尾寄木 27-110	0195-76-2171
八幡平市	柏台児童育成クラブ	028-7303	八幡平市柏台 2-4-15	0195-78-3153
八幡平市	あしる学童クラブ	028-7353	八幡平市清水 49-2	0195-72-2644
八幡平市	田山学童クラブ	028-7672	八幡平市田中下 22-2	080-5575-0383
八幡平市	杉の子ホーム	028-7111	八幡平市大更 18-315	0195-76-3345
奥州市	ときわ児童クラブ	023-0821	奥州市水沢区神明町 1-3-10	0197-24-3120
奥州市	みなみ児童クラブ	023-0862	奥州市水沢区福吉町 4-6	0197-24-4851
奥州市	日高幼稚園児童クラブ	023-0808	奥州市水沢区字日高工事 17	0197-23-7434
奥州市	常盤幼稚園放課後児童クラブ	023-0828	奥州市水沢区東大通 3-5-31	0197-24-3810
奥州市	こぼと幼稚園児童クラブ	023-0862	奥州市水沢区福吉町 31-3	0197-25-8800
奥州市	わかぎ学童クラブ	023-1122	奥州市江刺区館山 4-53	0197-35-7247
奥州市	愛宕児童クラブ	023-1131	奥州市江刺区愛宕字西下川原 71-3	0197-35-4474
奥州市	田原学童クラブ	023-0171	奥州市江刺区田原字駒場 103	0197-35-1928
奥州市	ふじの子クラブ	023-1762	奥州市江刺区藤原字上長沢 27	0197-39-3127
奥州市	いでっ子くらぶ	023-1761	奥州市江刺区伊手字西風 54	0197-39-2121
奥州市	つくしんぼクラブ	023-1103	奥州市江刺区西大通り 103	0197-35-2111
奥州市	大田代学童クラブ	023-0171	奥州市江刺区田原字大平 42	0197-32-2333
奥州市	古城わんぱくクラブ	029-4201	奥州市前沢区古城字東見寺下 290 番地	0197-56-2935
奥州市	南都田児童クラブ	023-0401	奥州市胆沢区南都田字塚田 214-1	0197-46-5188
奥州市	南都田キッズクラブ	023-0401	奥州市胆沢区南都田字本木 152	0197-46-2213
奥州市	胆沢笹森児童館児童クラブ	023-0402	奥州市胆沢区小山字二枚橋 87-1	0197-47-0165
奥州市	愛宕キッズクラブ	023-0403	奥州市胆沢区若柳字愛宕 155	0197-49-2201
奥州市	若柳キッズクラブ	023-0403	奥州市胆沢区若柳字相馬壇 144	0197-46-3148
奥州市	小山キッズクラブ	023-0402	奥州市胆沢区小山字道場 40-1	0197-47-0134

市町村名	クラブ名	郵便番号	所在地	電話番号
奥州市	衣川児童クラブ	029-4332	奥州市衣川区古戸 29-2	0197-52-3900
奥州市	衣里児童クラブ	029-4413	奥州市衣川区堰下 7	0197-52-3247
零石町	安庭放課後児童クラブ	020-0572	零石町西安庭第 41 地割 3 番地 1	090-8612-5724
零石町	下長山放課後児童クラブ	020-0585	零石町長山羽上 79 番地 1	080-1807-7633
零石町	七ツ森放課後児童クラブ	020-0503	零石町七ツ森 94 番地 1	090-2981-3001
零石町	御明神放課後児童クラブ	020-0583	零石町上野上屋敷 26	090-7063-6187
零石町	南畑放課後児童クラブ	020-0573	零石町南畑第 32 地割 15 番地 26	090-7326-9048
零石町	西根放課後児童クラブ	020-0584	零石町西根上駒木野 320 番地 2	090-7323-8801
零石町	零石放課後児童クラブ	020-0525	零石町源大堂 50 番地	090-6789-8894
零石町	上長山放課後児童クラブ	020-0585	零石町長山早坂 260 番地	090-4883-4905
葛巻町	葛巻児童クラブ	028-5402	葛巻町葛巻 12-37-1	0195-66-4664
葛巻町	五日市児童クラブ	028-5403	葛巻町江刈 25-36-20	0195-68-2131
葛巻町	江刈児童クラブ	028-5403	葛巻町江刈 12-42-9	0195-66-3639
葛巻町	小屋瀬児童クラブ	028-5402	葛巻町葛巻 29-34-1	0195-66-0400
岩手町	沼宮内学童保育クラブ	028-4301	岩手町大字沼宮内 7-70	0195-62-2059
岩手町	一方井学童保育クラブ	028-4421	岩手町大字一方井 14-67	0195-62-1271
岩手町	水堀学童保育クラブ	028-4301	岩手町大字沼宮内 20-15-1	0195-62-8083
岩手町	川口学童保育クラブ	028-4211	岩手町大字川口 16-26-4	0195-65-3511
岩手町	城山学童クラブ	028-4301	岩手町大字沼宮内 2-3-1	0195-62-2083
滝沢村	滝沢学童保育クラブ外山	020-0173	滝沢村滝沢字外山 86 番地 17	019-687-4747
滝沢村	滝沢ニュータウン学童保育クラブ	020-0172	滝沢村鶴飼字笹森 1 番地 2	019-684-2192
滝沢村	巣子学童保育クラブ第一	020-0173	滝沢村滝沢字巣子 723 番地 115	019-688-1670
滝沢村	川前学童保育クラブ	020-0173	滝沢村滝沢字大崎 94 番地 7	019-688-1962
滝沢村	篠木なかよしクラブ	020-0161	滝沢村篠木字明法 22 番地 16	019-687-4497
滝沢村	柳沢学童保育クラブ	020-0173	滝沢村滝沢字柳沢 1175 番地	019-688-2346
滝沢村	一本木学童保育クラブ	020-0173	滝沢村滝沢字後 33 番地 2	019-688-0920
滝沢村	滝沢学童保育クラブ国分	020-0173	滝沢村滝沢字六口 148 番地 17	019-643-0213
滝沢村	巣子学童保育クラブ第二	020-0173	滝沢村滝沢字巣子 156 番地 8	019-688-4502
滝沢村	室小路学童保育会	020-0173	滝沢村滝沢字室小路 251 番地 2	019-699-3080
滝沢村	こっちゃん学童保育クラブ館	020-0173	滝沢村滝沢字牧野林 891 番地 8	019-699-2230
滝沢村	撫子学童クラブ	020-0172	滝沢村鶴飼字狐洞 1 番地 102	019-684-3404
滝沢村	滝沢学童保育クラブ第三	020-0173	滝沢村滝沢字巣子 156 番地 8	019-688-1846
紫波町	日詰こどもの家	028-3306	紫波町日詰西一丁目 2-9	019-672-3261
紫波町	日詰第二こどもの家	028-3305	紫波町日詰字下丸森 71	019-676-5807
紫波町	古館こどもの家	028-3303	紫波町高水寺字土手 65	019-676-2254
紫波町	古館第二こどもの家	028-3303	紫波町高水寺字土手 81	019-672-1117
紫波町	水分こどもの家	028-3448	紫波町吉水字中村 66-7	019-673-7234
紫波町	赤石こどもの家	028-3309	紫波町北日詰字白旗 88-2	019-676-3313
紫波町	星山こどもの家	028-3313	紫波町星山字上谷地 63	019-672-6221
矢巾町	矢巾東放課後児童クラブ	028-3602	矢巾町大字藤沢第 2 地割 11 番地	019-611-1010
矢巾町	不動放課後児童クラブ	028-3625	矢巾町大字室岡第 12 地割 223 番地 1	019-697-6981
矢巾町	煙山放課後児童クラブ	028-3613	矢巾町大字北矢幅第 1 地割 27 番地 4	019-697-6305
矢巾町	徳田放課後児童クラブ	028-3603	矢巾町大字西徳田第 3 地割 108 番地	019-697-4668
西和賀町	ドラエモンポケット	029-5512	西和賀町川尻 40 地割 98 番地 57	090-7937-8957
西和賀町	沢内学童クラブ	029-5614	西和賀町沢内字太田 1 地割 34 番地	0197-85-2396
金ヶ崎町	金ヶ崎学童保育所	029-4503	金ヶ崎町西根南羽沢 43 番地	0197-44-6080
金ヶ崎町	三ヶ尻学童保育所	029-4502	金ヶ崎町三ヶ尻十三本塚 23 番地 8	0197-42-4641
金ヶ崎町	北部学童保育所	029-4503	金ヶ崎町西根二ツ埜 37 番地 2	0197-43-2133

市町村名	クラブ名	郵便番号	所在地	電話番号
金ケ崎町	永岡学童保育所	029-4504	金ケ崎町永沢堀切後 18 番地 4	0197-41-0075
金ケ崎町	西学童保育所 風っ子クラブ	029-4503	金ケ崎町西根高谷野原 1072 番地	0197-44-3365
平泉町	すぎのこクラブ	029-4102	平泉町平泉字倉町 163 番地 1	0191-46-2333
藤沢町	ふじっ子学童クラブ	029-3405	藤沢町藤沢字仁郷 50-1	090-3981-5662
住田町	世田米学童クラブ	029-2311	住田町世田米字川向 102-4	080-1851-9232
大槌町	大槌小学校放課後児童クラブ	028-1115	大槌町上町 1-3	0193-42-3134
大槌町	大槌北小学校放課後児童クラブ	028-1131	大槌町大槌 23-9	0193-42-2738
山田町	山田南小学校放課後児童クラブ	028-1352	山田町飯岡 7-28-2	0193-82-6211
山田町	関口児童館放課後児童クラブ	028-1321	山田町山田 16-9-10	0193-82-3388
山田町	轟木児童館放課後児童クラブ	028-1361	山田町山田 19-33-2	0193-82-2715
岩泉町	岩泉放課後児童クラブ	027-0501	岩泉町岩泉字和川原 19 番地	0194-22-2860
岩泉町	おもと放課後児童クラブ	027-0421	岩泉町小本字家の向 63 番地 1	0194-22-2777
軽米町	軽米児童クラブ	028-6302	軽米町大字軽米第 6 地割 17 番地	0195-46-3334
野田村	城内地区児童クラブ	028-8201	野田村大字野田 20-14-2	0194-78-2936
野田村	新山児童クラブ	028-8201	野田村大字野田 35-20-1	0194-78-2164
野田村	玉川児童クラブ	028-8202	野田村大字玉川 5-67-5	0194-78-2847
九戸村	九戸村学童クラブ	028-6502	九戸村大字伊保内 7-10-1	0195-42-3501
洋野町	種市小学校放課後児童クラブ	028-7914	洋野町種市 22-1	0194-65-3933
洋野町	平内小学校放課後児童クラブ	028-7912	洋野町種市 32-3	0194-65-3220
洋野町	大野児童館放課後児童クラブ	028-8802	洋野町大野 8-47-1	0194-77-3069
洋野町	向田児童館放課後児童クラブ	028-8801	洋野町上館 56-22-9	0194-77-2624
洋野町	帯島児童館放課後児童クラブ	028-8804	洋野町帯島 5-15	0194-77-5549
洋野町	林郷児童館放課後児童クラブ	028-8802	洋野町大野 49-35-8	0194-77-3609
一戸町	一戸学童クラブ	028-5312	一戸町一戸字砂森 93-2	0195-32-3795
一戸町	一戸南学童クラブ	028-5301	一戸町西法寺字閑屋 150-1	0195-33-4250
一戸町	小鳥谷学童クラブ	028-5221	一戸町小鳥谷字中屋敷上 11-1	0195-34-2524
一戸町	奥中山学童クラブ	028-5134	一戸町奥中山字西田子 1447-3	0195-35-3151

(2) 母親クラブ

地域における児童の健全育成を図るための組織活動として、児童を持つ母親等により組織された「母親クラブ」が、児童館等を拠点として活動しています。

詳しくは、最寄の児童館、児童センターにお問い合わせください。

設置状況

県内 12 市町村 143 クラブが設置され、9,208 人（平成 21 年 6 月 12 日現在）が会員となっています。

活動内容

親子及び世代間の交流活動及び文化活動

児童の養育に関する研修活動

児童の事故防止等に関する活動
その他児童の福祉の向上に寄与する活動

(3) 子ども手当

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、子ども手当を支給しています。

実施主体

各市町村（公務員の場合は、その勤め先）

対象児童

中学校修了までの児童が対象となります。

所得制限

所得制限はありません。

手当額及び支給方法

1人につき月額 13,000 円。

6月、10月、2月にそれぞれ前月までの4ヵ月分がまとめて支給されます。（平成22年度6月期においては、平成22年2～3月の児童手当と4～5月分の子ども手当が支給されます。）

費用

手当の費用は、国、県、市町村、会社などの事業主が一定の割合で負担しています。

請求方法

手当の認定請求書を市町村に提出します。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

なお、公務員においては、その勤め先に提出します。当該担当者へお問い合わせください。

(4) 育成環境の整備

児童館・児童センター

児童館・児童センター（健全育成型）

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会及び母親クラブ等地域組織活動の育成及び助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を果たすものとして児童館があります。

児童館には、これらの機能を持つ小型児童館と、小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する特別の指導機能を持つ児童センターとがあります。

なお、費用は基本的に無料ですが、行事などの材料費が必要な場合があります。

児童館（保育型）

児童館には、保育所とほぼ同じ機能を持つ保育型の児童館もあります。

児童館（混合型）

その他に、健全育成型と保育型の両方の機能を併せ持つ、混合型の児童館もあります。

児童遊園

地域における児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、事故による児童の危害の防止を図り、さらに、子供会、母親クラブ等の地域組織活動の育成及び助長の拠点として児童遊園があります。

設置状況

市町村の設置により、県内に71か所（平成19年10月1日現在）の児童遊園と、県の設置により、盛岡市に岩手県営運動公園モデル児童遊園「遊びの森」があります。

県立児童館「いわて子どもの森」

目的

岩手の子どもたちが、自然の中でのびのびと自由に遊ぶことができ、また、友達や家族、自然とのふれあい体験ができる場を提供するとともに、遊びの指導者の育成、研修を行うなど、障がい児を含めた県下の児童健全育成活動を支援することを目的とした県立大型児童館です。

主な事業内容

遊び体験機能を生かした事業

遊び環境の支援・先導機能を生かした事業

設置主体

岩手県

対象者

児童とその家族、および児童の健全育成にかかわる方

利用経費

入館料は無料（キャンプ場利用料・宿泊経費は実費相当額、一部有料遊具あり）

主な施設

管理研修棟 地下1階地上4階 2,837 m²

研修室、レストラン、事務室、医務室、会議室ほか

遊び創作棟 地下1階地上3階 2,959 m²

冒険の塔、多目的プレイホール、スヌーズレンの部屋、不思議の部屋

宿泊棟 平屋 517 m²（56人収容）

野外体験施設

幼児遊具広場、水の広場、キャンプ場、ひみつの小道、ひろびる見晴らしの丘ほか

開館時間

午前9時から午後5時まで（季節により、開館時間が延長されます。）

休館日

火曜日（休日の場合は、その翌日）

年末年始（12月29日から1月1日）

問い合わせ先

いわて子どもの森

二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2

TEL 0195-35-3888

子育てサポートセンター

子育て中の親子がいつでも気軽に安心して過ごせる場を提供するとともに、相談への対応、利用者や子育て支援活動の従事者を対象とした講習会の開催や情報提供などを行っています。

実施主体

岩手県

委託先

NPO法人

事業内容

見守り業務及び遊びのメニュー等紹介

子育てに関する相談対応

子育て支援に関する情報収集と利用者及び子育て支援者への情報提供

子育て及び子育て支援に関する講習及び研修会の開催

実施場所・問い合わせ先

いわて県民情報交流センター 6階

TEL 019-606-1764

・ファミリー・サービス事業

事業に協賛するお店・企業の協力により、買い物や遊びに出かける「子ども連れ」の家庭に、割引や特典などのサービスを提供したり、子育て家庭が出かけやすい環境に配慮したサービスを提供するものです。

子育て家庭へのサービス

サービスの種類により、登録するお店のタイプが2種類あります。

にこにこ店（割引・特典型）

妊婦と18歳未満の「子ども連れ」のご家庭を対象に、料金の割引や特典などのサービスを提供

ほのぼの店（お出かけ配慮型）

子育て家庭が出かけやすいような環境などに配慮したサービスを提供
協賛店の紹介

県のホームページ、携帯版ホームページから協賛店が検索できます。

<http://www5.pref.iwate.jp/hp0359/top.html>

携帯版 <http://www5.pref.iwate.jp/hp0359/m/>

(5) 乳幼児医療費助成

助成対象者

通院、入院とも就学時までの乳幼児が対象となります。

ただし、助成対象者を監護している方の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。

助成額

医療保険各法に基づく自己負担額相当額が助成されます。

ただし、入院時の食事代や差額ベッド料、往診の車代など、医療保険の保険対象外の費用については助成されません。

医療機関ごと、診療科ごとに入院は1ヶ月5,000円、外来は1ヶ月1,500円の範囲で負担をしていただきます。(受給者負担)

ただし、3歳未満児、監護者の方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担はありません。

申請方法

お住まいの市町村の医療費助成窓口で申請手続きを行い、受給者証の交付を受けてください。

助成方法

医療機関にかかった際に、受給者証と市町村から配布される給付申請書を保険証に添付して、医療機関の窓口に提出し、(提出は月の初回の受診時のみ)自己負担額を支払いますと、後日支払った金額(上記の助成額)が市町村から払い戻されます。

ただし、県外の医療機関にかかった場合や受診月に給付申請書を提出しなかった場合には、医療機関から自己負担額の受領証明をもらった給付申請書または領収書を添付した給付申請書を持参して、市町村の医療費助成窓口で助成手続きを行ってください。

問い合わせ先

各市町村で対象者の範囲や所得制限額が異なりますので、詳しくはお住まいの市町村の医療費助成窓口にお問い合わせください。

(6) 妊産婦医療費助成

助成対象者

妊娠5ヶ月目の月の初日から出産日の翌月の末日までである方が対象となります。

ただし、配偶者等又は助成対象者の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。

助成額

医療保険各法に基づく自己負担額相当額が助成されます。

ただし、入院時の食事代や差額ベッド料、往診の車代などの医療保険の保険対象外の費用については助成されません。

なお、正常分娩の場合の医療費は保険対象外であるため助成の対象となりませんが、加入する医療保険において出産育児一時金が支給される制度がありますので、詳しくは加入する医療保険の保険者にお問い合わせください。

医療機関ごと、診療科ごとに入院は1ヶ月5,000円、外来は1ヶ月1,500円の範囲で負担をしていただきます。(受給者負担)

ただし、受給者及び主たる生計維持者の方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担はありません。

申請方法

お住まいの市町村の医療費助成窓口で申請手続きを行い、受給者証の交付を受けてください。

助成方法

医療機関にかかった際に、受給者証と市町村から配布される給付申請書を保険証に添付して、医療機関の窓口へ提出し、(提出は月の初回の受診時のみ)自己負担額を支払いますと、後日支払った金額(上記の助成額)が市町村から払い戻されます。

ただし、県外の医療機関にかかった場合や受診月に給付申請書を提出しなかった場合には、医療機関から自己負担額の受領証明をもらった給付申請書または領収書を添付した給付申請書を持参して、市町村の医療費助成窓口で助成手続きを行ってください。

問い合わせ先

各市町村で対象者の範囲や所得制限額が異なりますので、詳しくはお住まいの市町村の医療費助成窓口にお問い合わせください。

4 いわて子ども希望基金

目的

社会全体での子育て支援を進めるため、基金から生ずる利息を活用して、民間における諸活動の育成のため助成を行うものです。

設置年月日

平成21年10月1日

助成対象

子育て支援などの児童等の健全育成や少子化対策の推進を図るための先駆的、先導的
事業

・ 出会い応援事業

地域の子育て活動を支援する事業

子育てにやさしい職場環境づくりの推進を図る事業

連絡先

財団法人岩手県長寿社会振興財団

〒020-0015 盛岡市本町通 3-19-1 TEL 019-625-7494

5 要保護児童対策

(1) 児童相談所

児童の養育についてあらゆる相談に応じ、必要な調査と判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。

主な業務内容

相談

家庭で養育が困難な児童、身よりのない児童についての相談

身体の弱い児童についての相談

知的障がいの児童についての相談

身体に障がいのある児童についての相談

性行不良の児童についての相談

その他児童についてのすべての相談

判定及び指導

医師や児童心理司による専門的判定を行うとともに、必要に応じ入所や通所又は訪問による個別的指導のほか、心身障がい児や情緒障がい児の集団指導なども行っています。

一時保護

緊急的な一時保護や行動観察のための入所指導を行います。入所期間は相談の内容や児童の状況等により異なります。

入所措置

児童福祉施設のうち乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲・ろうあ児施設、肢体不自由児施設（国立療養所）、重症心身障害児施設（国立療養所）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設について入所措置を決定します。

費用

相談については無料ですが、施設に入所した場合には、課税額等に応じ負担額が決められます。

所在地

名称	所在地	電話番号
岩手県福祉総合相談センター	〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
岩手県一関児童相談所	〒021-0027 一関市竹山町5-28	0191-21-0560
岩手県宮古児童相談所	〒027-0075 宮古市和見町9-29	0193-62-4059

(2) 乳児院

乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児も含め）を入院させて、これを養育することを目的とする施設です。

対象乳児

父母から遺棄された乳児

父母と死別した乳児

父母が病気等のために監護することが不適当な状況にある乳児

費用

乳児の世帯の課税状況に基づき、負担額が決められます。

相談・手続き

入所についての相談は、市福祉事務所、町村役場、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター及び児童相談所で受け付けます。入所の決定は、児童相談所で行います。

所在地

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
日赤岩手乳児院	〒020-0021 盛岡市中央通1-4-7	日本赤十字社 岩手県支部	20	019-623-3311
善友乳児院	〒020-0061 盛岡市北山1-13-24	社会福祉法人 善友隣保館	20	019-622-2156

(3) 児童養護施設

満1歳以上の保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設です。

対象児童

- 父母と死別した児童
- 父母に遺棄された児童
- 父母が長期にわたり心身に障がいがある児童
- 保護者の監護を受けられない状況にある児童
- 保護者がいても虐待されている児童
- その他環境上養護を必要とする児童

養護内容

家庭の環境をもって、生活、学習、運動などの指導を行います。

なお、小・中学校へは一般家庭の児童と同様に通学し、高等学校への進学も可能です。

入所は、原則として18歳までですが、場合により満20歳に達するまで延長できます。

費用

入所児童の世帯の課税状況に基づき、負担額が決められます。

相談・手続き

入所についての相談は、市福祉事務所、町村役場、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター及び児童相談所で受け付けます。入所の決定は、児童相談所で行います。

所在地

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
青雲荘	〒020-0807 盛岡市加賀野 4-8-33	社会福祉法人 小原慶福会	50	019- 653-3947
和光学園	〒020-0133 盛岡市青山 1-25-2	社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団	56	019- 647-2143
大洋学園	〒022-0006 大船渡市立根町字下欠 125-15	社会福祉法人 大洋会	56	0192- 26-2714
一関藤の園	〒021-0061 一関市山目字館 2-5	社会福祉法人 ふじの園	66	0191- 23-1544
清光学園	〒028-3172 花巻市石鳥谷町北寺林 10-168-65	社会福祉法人 青松会	50	0198- 45-5173
みちのく みどり学園	〒020-0102 盛岡市上田字松屋敷 11-14	社会福祉法人 岩手愛児会	86	019- 662-5696

(4) 里親

里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、一時的又は継続的に家庭的な雰囲気の中で保護し、健全に養育する制度で、これらの児童を家庭に引き取って養育を希望する者で、知事が適当と認めた方です。

対象児童

里親に委託される児童は、乳児院や児童養護施設の入所対象児童と同様、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童です。

里親登録

里親登録を希望する方は、児童相談所、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター又は市福祉事務所を經由して知事に里親登録申請書を提出します。

知事は、児童福祉司等が家庭調査をした結果等により申請内容を審査し、岩手県社会福祉審議会に諮問の上、里親として適当と認めた場合は、里親名簿に登録します。

里親の種類

里親には、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」の4種類があります。

相談

里親登録を希望する方は、児童相談所、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター又は市福祉事務所に相談してください。

(5) 母子生活支援施設

配偶者と死別又は離別した女子あるいはこれに準ずる事情にある女子であって、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分果たし得ない方を入居させ保護するとともに、これらの方の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

支援内容

居室の提供、母子指導員等による生活指導を行っています。

費用

入居者の課税状況に基づき、負担額が決められます。

相談・手続き

入所についての相談は、市福祉事務所、町村役場及び広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターで受け付けます。

入所の決定は、市福祉事務所、広域振興局で行います。

所在地

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
盛岡市立 かつら荘	〒020-0127 盛岡市前九年 3-7-1	盛岡市	30	019-647-2731
さいわい荘	〒021-0024 一関市幸町 2-25	一関市	10	0191-21-2142
つばき荘 (休止中)	〒022-0002 大船渡市大船渡町上山 42	大船渡市	10	0192-26-3065

(6) 児童自立支援施設

不良行為を行い又は行うおそれのある児童および家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させて又は、保護者の下から通所させ個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談やその他の援助を行うことを目的とする施設です。(児童福祉法第44条)

対象児童

不良行為を行う児童

反社会的若しくは反倫理的行為を行う児童

(窃盗、傷害、浮浪、空巢、すり、詐欺、忍込み、放火、喫煙、飲酒、性的非行等)

不良行為を行うおそれのある児童

保護者の正当な監護に服しない性癖がある児童

正当な理由がなく家庭に寄りつかない児童

犯罪性のある人や不道徳的な人と交際したり、いかがわしい場所に入出入りする児童

自己又は他人の徳性や身体に害を加える性癖がある児童

これら、その性格又は環境に照らして、将来、不良行為を行うおそれのある児童

家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童

指導内容

児童に適切な環境を与え、職員が児童と日常生活を共にし、児童の生活指導及び職業指導のほか、入所児童に対して園内で義務教育課程の教育を行い、児童が社会の健全な一員となり得るよう支援を行っています。

費用

入所児童の世帯の課税状況に基づき、負担額が決められます。

相談・手続き

児童相談所で相談に応じ、入所の決定も行います。

所在地

杜陵学園（設置主体：岩手県、定員：45名）

〒020-0124 盛岡市厨川2-3-1

TEL 019-641-3365

（7）情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設です。

対象児童

学校に行く気持ちを持ちながら行けない子

家では話すが学校や人前では話せない子

不安や恐怖心が強く、小心で友達ができない子

おこりっぽい、おちつきがない、乱暴な子

夜尿、頻尿、どもり、チックなどの癖がある子

知能に問題がないのに学習意欲がなく学習不振な子

その他神経質な子、依頼心の強い子、性格的に未熟な子、怠け休みの子

治療内容

入所児童に心理治療や生活指導を行い、日常生活への新たな意欲と自信と希望を持たせます。さらに集団生活を体験させることにより協調性を培い、社会適応性の付与向上を図ります。

費用

入所児童の世帯の課税状況に基づき、負担額が決められます。

相談・手続き

入所についての相談は、町村役場、市福祉事務所、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター及び児童相談所で受け付けます。

入所の決定は、児童相談所で行います。

所在地

ことりさわ学園（設置主体：社会福祉法人岩手愛児会、定員：50）

〒020-0102 盛岡市上田松屋敷 11-20

TEL 019-662-5696

（ 8 ） 児童家庭支援センター

地域の児童福祉に関する様々な問題について、児童、保護者、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

また児童相談所、児童養護施設との連絡調整を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とした活動を行っています。

実施主体

岩手県

委託先

社会福祉法人 大洋会

事業内容

相談事業

児童、家庭に関するあらゆる相談に、電話、来所、家庭訪問により応じます。

緊急一時保護

相談の経過の中で必要が生じた場合、緊急の一時保護のお世話をします。

ショートステイ（短期宿泊）・トワイライトステイ（夜間子ども預かり）

病気や出産、仕事の都合等で一時的に児童を養育することが困難な状態になった場合、児童を児童養護施設等で預かり養育を手助けします。

開設時間

月曜日～土曜日、午前9時から午後7時まで

（国民の祝祭休日、8月14日～16日、12月29日～1月3日を除く）

所在地

児童家庭支援センター 大洋

〒022-0006 岩手県大船渡市立根町字下欠 125-15

TEL 0192-21-3130 FAX 0192-21-3133

（9）ひきこもり等児童福祉対策

不安、無気力、かん黙、心身症状等を示し不登校等の状況にある児童に対し、児童相談所の機能を活用し、児童及びその家族に対する総合的な援助を行うため、次の事業を行っています。

ふれあい心の友訪問援助事業

ひきこもり、不登校児童等の家庭に対して、当該児童の兄・姉の世代に相当する児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタル・フレンド）を派遣して、児童とのふれあいを通じて、児童福祉の向上を図るものです。

実施機関

岩手県福祉総合相談センター（盛岡市）

TEL 019-629-9600

(10) 子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、恒常的な残業等により、家庭で児童の養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等の児童福祉施設で一定の期間、養育、保護します。

事業内容

ショートステイ事業

保護者の疾病、冠婚葬祭、事故、出張、看護及び学校等の公的行事への参加等に対応し一時保護

トワイライトステイ事業

保護者が仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭において、児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供を行う。

実施主体

市町村

利用対象者

児童の養育が一時的又は恒常的な残業等により困難になった家庭であって、他に養育する者がいない場合及び緊急的に保護を必要とする母子等で市町村長が認めた場合

実施施設

児童養護施設、乳児院等で本事業が可能な児童福祉施設

利用者負担

市町村によって異なります。

6 ひとり親家庭等への支援

(1) 母子自立支援員

母子自立支援員は、母子家庭及び寡婦の福祉増進のため、身上相談に応じ、その自立に必要な指導に当たっています。

相談内容

- 就職、生業、住宅等の生活上の問題に関する相談
- 生活費、教育費、医療費等経済上の問題に関する相談
- 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付相談

設置状況

広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターに1～3人の母子自立支援員を配置しています。

(2) 母子寡婦福祉連合会

社団法人岩手県母子寡婦福祉連合会は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者等の福祉を増進することを目的として設立された民間の自主団体です。

活動内容

- 地区別母子・寡婦福祉大会の開催、生活相談事業、各種研修会の開催、親と子のつどいの開催
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭及び寡婦就業支援講習会事業、日常生活支援事業及び特別相談事業の県からの委託

所在地

〒020-0015 盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター内
TEL 019-623-8539

そのほか各市町村単位に母子寡婦福祉協会があります。

その他

平成 21 年 6 月に岩手県母子寡婦福祉協会から岩手県母子寡婦福祉連合会に名称を変更し、組織の再編を行いました。

(3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母や寡婦を対象に、個々の家庭の状況や職業適性などに配慮した相談員による就業支援を行うほか、養育費相談、セミナー、研修会などを開催し、母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図る。

実施主体

岩手県

委託先

(社) 岩手県母子寡婦福祉連合会

事業内容

就業相談 就業支援等講習会 (就業・離転職セミナー、専門講習会)

就職情報の提供 ハローワーク等関係機関との連携 養育費相談

(4) 母子家庭自立支援給付金事業

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

目的

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立の促進を図るため、母子家庭の母が、教育訓練給付の指定講座を受講する場合、その受講料の一部を支給するものです。

対象者

母子家庭の母であって、次の給付要件の全てを満たす方です。

児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同等の所得水準にあること。

受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。

給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して当該教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要である

と認められるものであること。

町村に住所を有すること。

対象講座

対象講座は、次の講座とします。

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

国が別に定める就業に結びつく可能性の高い講座

その他前各号に準じ知事が認めるもの

支給額等

支給額は、対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額（20%に相当する額が10万円を超える場合は10万円となります）。

ただし、20%に相当する額が4千円を超えない場合は支給されません。

お申込み及び問い合わせ先

講座を受講して給付金を受ける場合は、講座を受講する前に、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターに申請書を提出の上、あらかじめ教育訓練講座の指定を受ける必要があります。

受講する講座等については、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターにて事前相談を行っていますので、必ず受講前にご相談ください。

市に住所を有する方は、各市福祉担当課又は各市福祉事務所にご相談願います。

高等技能訓練促進費事業

目的

母子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間について、高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とします。

事業の対象者

養成機関において修業を開始した日以後において、次の要件を全て満たす母子家庭の母です。

児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同等の所得水準にあること。

養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方であること。

就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
原則として過去に高等技能訓練促進費の支給を受けたことがないこと。
県内町村に住所を有すること。

対象資格

看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士

申請及び支給額等

高等技能訓練促進費の支給を受けようとする方は、修業を開始した日以後に、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターに申請書を提出する必要があります。

支給額 月額 14 万 1 千円（課税世帯の方はその半額）

支給期間 修業期間の全期間（平成 24 年 3 月 31 日までに修業している方に限る）

支給方法 原則として申請のあった日の属する月以降、月単位に支給。

（支給すべき事由が消滅した場合には、その日の属する月まで）

問い合わせ先

広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターまでご相談ください。

（市に住所を有する方は、各市福祉担当課又は各市福祉事務所にご相談願います。）

（５）母子家庭等特別相談事業

母子家庭等が日常生活上抱えている諸問題について、母子家庭等の自立促進と生活の安定に資することを目的として、弁護士による法律相談を行います。

実施主体

岩手県

委託先

（社）岩手県母子寡婦福祉連合会

対象者

原則として母子家庭の母及び寡婦、父子家庭の父とします。

（夫の暴力等により家出をしている等、既に婚姻の実態は失われているが、離婚の届出を行っていない方も含みます。）

相談内容

養育費、遺産相続、家庭紛争、交通事故補償、金銭消費貸借、生活保護、児童扶養手当、雇用保険、年金、税金、医療費、住宅、土地の問題等

相談方法

相談方法は、以下の2通りがあります。

随時方式

対象者の希望する日時場所（調整があります）で相談する方法（1回30分程度）

指定方式

主に広域振興局等を会場として指定日に行う法律相談会において相談する方法。

申込み及び問い合わせ先

相談を希望される方は、事前に申込みが必要です。

（社）岩手県母子寡婦福祉連合会 TEL 019-654-9838

（6）母子家庭等日常生活支援事業

対象世帯に家庭生活支援員の派遣等を行い、必要な介護及び乳幼児の保育等を行います。

実施主体

岩手県

委託先

（社）岩手県母子寡婦福祉連合会

対象

次のいずれかに該当するため、日常生活を営むのに支障がある世帯です。

母子家庭の母子 父子家庭の父子 寡婦

支援の内容

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買物、医療機関等との連

絡、その他必要な用務

費用

利用料は所得に応じて負担していただきます。

相談・手続き

家庭生活支援員の派遣等を希望する家庭は、

市町村役場にあらかじめ希望を出しておきます（申請書は市町村役場にあります。）

派遣等が必要なときは、県母子寡婦福祉連合会に連絡します。

各市町村母子寡婦福祉協会が家庭生活支援員の派遣等を行います。

(7) ひとり親家庭医療費助成制度

助成対象者

- ・母子及び寡婦福祉法第6条1項に規定する配偶者のない女性又はこれに準ずる男性のうち、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方及びその扶養を受けている18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童。
- ・18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある父母のいない児童。
ただし、助成対象者又は母子及び寡婦福祉法第6条1項に規定する配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。
(父子家庭の方については、平成22年10月診療分から助成予定。)

助成額

医療保険各法に基づく自己負担額相当額が助成されます。

ただし、入院時の食事代や差額ベッド料、往診の車代などの医療保険の保険対象外の費用については助成されません。

医療機関ごと、診療科ごとに入院は1ヶ月5,000円、外来は1ヶ月1,500円の範囲で負担をしていただきます。(受給者負担)

ただし、3歳未満児、受給者又は主たる生計維持者の方が市町村民税非課税の場合、受給者負担はありません。

申請方法

お住まいの市町村の医療費助成窓口で申請手続きを行い、受給者証の交付を受けてください。

助成方法

医療機関にかかった際に、受給者証と市町村から配布される給付申請書を保険証に添付して、医療機関の窓口へ提出し、（提出は月の初回の受診時のみ）自己負担額を支払いますと、後日支払った金額（上記の助成額）が市町村から払い戻されます。

ただし、県外の医療機関にかかった場合や受診月に給付申請書を提出しなかった場合には、医療機関から自己負担額の受領証明をもらった給付申請書または領収書を添付した給付申請書を持参して、市町村の医療費助成窓口で助成手続きを行ってください。

問い合わせ先

各市町村で対象者の範囲や所得制限額が異なりますので、詳しくはお住まいの市町村の医療費助成窓口にお問い合わせください。

（ 8 ）母子福祉資金貸付

児童を扶養している配偶者のない女子に対し、その経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、併せてその女子が扶養している児童の福祉を増進するための資金を貸し付ける制度です。

貸付対象

- ・ 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子及び 20 歳未満の父母のない児童
- ・ 母子福祉団体

保証人

同じ広域振興局管内に住む保証人が必要です。

貸付金の種類等

貸付金の種類、貸付限度額等は、別表（ P 219 ・ 220 ）のとおりです。

貸付申請手続き

母子福祉資金貸付申請書に、戸籍謄本等必要な書類を添えて、市町村を經由のうえ広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターに申請します。

(9) 寡婦福祉資金貸付

寡婦の経済的自立の助成と、生活意欲の助長を図るための資金を貸し付ける制度です。

貸付対象

寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない者

保証人、貸付金の種類等の及び貸付申請手続き

母子福祉資金と同じ。

[母子・寡婦福祉資金貸付一覧]

	貸付対象など		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械などの購入資金	2,830,000 円 団体 4,260,000 円		1年	7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母子福祉団体 寡婦	現在経営を営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料などを購入する運転資金	1,420,000 円 団体 1,420,000 円		6ヶ月	7年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費などの必要な資金	高等学校、専修学校(高等課程) (自宅) 月額(30,000円)45,000円 (自宅外) 月額(35,000円)52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (自宅) 月額(54,000円)81,000円 (自宅外) 月額(64,000円)96,000円 専修高校(一般課程) 月額(29,000円)43,500円 ()内の数値は一般分限度額	修業期間中	当該学校卒業後 6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社などに就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額65,000円 (特別一括780,000円) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中 (3年を超えない範囲内)	知識技能習得後 1年	10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額65,000円 (特別460,000円)	知識技能を習得する期間中 (3年を超えない範囲内)	知識技能習得後 1年	6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物など及び通動用自動車などを購入する資金	100,000円 (特別320,000円)		1年	6年以内	無利子

		貸付対象など	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
医療 介護 資金	母子家庭の母 又は児童（介 護の場合は児 童を除く） 寡婦	医療または介護を 受けるために必要 な資金（当該医療 又は介護を受ける 期間が1年以内の 場合に限る）	<医療> 340,000円 （特別480,000円） <介護> 500,000円		6ヶ月	5年以内	無利子
生 活 資 金	母子家庭の母 寡婦	知識技能を習得す る期間中又は医 療・介護を受けて いる期間中の生活 を維持するために 必要な資金。 母子家庭になっ てもない（7年未 満）者が生活を安 定・継続するため に必要な資金。 失業中の生活を安 定・継続するのに 必要な資金	<一般> 月額 103,000円 <技能> 月額 141,000円	知識技能 を習得す る期間中 （3年以 内）。医 療又は 介護を受 けている 期 間 中 （1年以 内）。 離職した 日の翌日 から1年 以内。	知識技能 習得後、 医療もし くは介護 終了後又 は生活安 定期間の 貸付もし くは失業 中の貸付 期間終了 後6ヶ月	技能習得 10年以内 又は介護 5年以内 生活安定 期間8年 以内 失業5年 以内	年 1.5%（医 療又は介 護を受け ている場 合及び技 能習得期 間中の貸 付につい ては無利 子）
住 宅 資 金	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設、購入、 補修、保全、改築 又は増築するの に必要な資金	1,500,000円 （特別2,000,000円）		6ヶ月	6年以内 特別7年 以内	年1.5%
転 宅 資 金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するた め住宅の貸借に際し 必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	年1.5%
就 学 支 度 資 金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父母のない児 童 寡婦が扶養す る子	就学、修業するた めに必要な被服な どの購入に必要な 資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 85,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大など 380,000円 私立大学・短大など 590,000円 修業施設 100,000円		6ヶ月	就学20 年以内 （県で は従来よ り10年） 修業5年 以内	無利子
結 婚 資 金	母子家庭の母 寡婦	子の婚姻に必要な 資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	年1.5%

(10) 母子家庭等就業支援講習会事業

母子家庭の母等の職業能力向上のために講習会を開催します。

実施主体

岩手県

委託先

(社)岩手県母子寡婦福祉連合会

対象者

母子家庭の母及び寡婦とします。

講習会の内容

ホームペルパー 2 級講習会、簿記講習会、パソコン講習会等

(年度毎に内容が変わることがあります)

その他

年度毎に開催場所、期間が変わります。

開催場所及び期間等

県内数か所 各講習会 2 週間～ 2 ヶ月程度

定員

各講習会概ね 20 名程度

(11) 児童扶養手当

児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

(父子家庭への支給は平成 22 年 8 月 1 日より開始予定)

対象児童

次のような条件にあてはまる 18 歳に達する年度の年度末までにある児童又は 20 歳未満で国民年金法における障害程度 1 級若しくは 2 級に相当する児童が対象になります。

父と母が離婚した児童

父又は母が死亡した児童

父又は母が国民年金法の1級か身体障害者手帳の1～2級程度の重度の障害を持つ児童

父又は母が海難事故や航空機事故などの事故により3ヶ月以上生死不明の児童

父又は母が1年以上同居せず、かつ生計を維持しないで遺棄している児童

父又は母が1年以上刑務所に収容されている児童

婚姻によらないで生まれた児童

父母があるかないか明らかでない児童（棄児など）

受給資格者

対象児童を監護している母又は対象児童を監護しこれと生計を同じくしている父（父母以外の者が対象児童を養育しているときはその養育者）に支給されます。

資格要件の制限

次のいずれかに該当する場合、受給資格はありません。

児童が父又は母の死亡について公的年金給付を受けることができるとき

受給者（父母又は養育者）が公的年金給付（老齢福祉年金を除く。）を受けることができるとき

児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算対象となっているとき

児童が児童福祉施設に入所しているとき

所得制限

受給者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第887条第1項の者）の前年の所得が一定額以上であるときは、支給されません。

手当額（月額）

所得額によって、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

	全部支給	一部支給
児童1人の場合	41,720円	41,710円～9,850円
児童2人の場合	46,720円	46,710円～14,850円
児童3人の場合	49,720円	49,710円～17,850円

以下、児童1人増えるごとに、手当は3,000円ずつ加算されます。

手当の支給

4月、8月、12月に口座払いにより支給されます。

請求手続き

手当の認定請求書は、市においては市福祉事務所に提出し、町村においては町村長を経由して県に提出します。

7 婦人保護（女性相談）

売春を行うおそれのある要保護女子や配偶者からの暴力被害女性について必要な相談や入所保護等を行うほか、離婚や経済問題など、女性からの様々な相談に応じます。

県福祉総合相談センター（児童女性部）

婦人保護事業実施の中心となる行政機関で、要保護女子の保護更生及び配偶者からの暴力被害女性の保護に関する事項について、主として次の業務を行っています。

要保護女子等及びその家庭について必要な相談調査、判定及び指導

要保護女子等の一時保護

婦人保護施設への入所保護の決定

男女関係や暴力被害など、女性からの様々な相談

所在地

岩手県福祉総合相談センター児童女性部（設置者：岩手県）

〒020-0015 盛岡市本町通 3-19-1 TEL 019-629-9610

婦人相談員

要保護女子等の発見に努めるとともに、転落の未然防止と保護更生のための相談、指導を行うもので、県福祉総合相談センター及び市の福祉事務所に配置されています。

婦人保護施設

要保護女子等を入所保護し、自立更生のために必要な生活指導、職業指導等を行う施

設です。

入所相談は県福祉総合相談センター及び市福祉事務所で受けていますが、入所の決定は、同センターで行います。

入所に係る費用は一切無料です。

障がい者（児）福祉

1 障がい者自立支援

(1) 介護給付

居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。

対象者

障がい程度区分が区分1以上(身体介護を伴う通院介助等の場合は区分2以上)です。

内容

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供します。

対象者

障がい程度区分が区分4以上の常時介護を要する重度の肢体不自由者であって、次のいずれにも該当する者とします。

ア 二肢以上に麻痺があること。

イ 障がい程度区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

内容

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

行動援護

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。具体的には、自閉症、てんかん等を有する重度の知的障がい児・者や、統合失調症等を有する重度な精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする者を対象とします。

対象者

障がい程度区分が区分3以上であって、障がい程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上となる者です。

内容

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供します。

対象者

障がい程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下に掲げる者です。

重度訪問介護の対象であって、肢体すべてに麻痺があり寝たきり状態にある障がい者のうち、いずれかに該当する者です。

ア 気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

イ 最重度知的障がい者

障がい程度区分認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上である者。

内容

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所に限る）を包括的に提供します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

児童デイサービス

障がい児に対して、肢体不自由児施設等に通って、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供します。なお、従来の児童デイサービスのうち、放課後対策やレスパイトに関するサービスは、地域生活支援事業における日中一時支援事業において行われます。

対象者

療育の観点から集団療育を行う必要が認められる児童です（必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める）。就学前児童を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とします（年齢要件なし）。

内容

知的障がい児施設、肢体不自由児施設等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

短期入所（ショートステイ）

居家で介護を行う人が疾病等で介護できない場合に、障がい者等が障がい者支援施設

等へ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設へ短期入所を必要とする者です。

内容

障がい者支援施設等の施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。利用期限は定められていません。

利用者像としては、医療および常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障がい程度区分5以上の者を想定しています。

対象者

医療および常時の介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で障がい程度区分が区分6（要介護5程度）の者、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者であって障がい程度区分が区分5（要介護4程度）

以上の者です。

内容

主として昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、主に昼間に障がい者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。利用期限は定められていません。

利用者像として、常時介護が必要な者で、障がい程度区分3（施設入所は障がい程度区分4）以上、また50歳以上の障がい者の場合障がい程度区分2（施設入所は障がい程度区分3）以上の者が想定されています。

対象者

常時介護が必要な障がい者で、障がい程度区分が区分3（要介護2程度）以上、施設入所は区分4（要介護3程度）以上の者、あるいは年齢が50歳以上の場合は障がい程度区分が区分2（要介護1程度）以上、施設入所は区分3（要介護2程度）以上の者です。

内容

主として昼間、障がい者支援施設等の施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生産活動の

向上のために必要な支援を供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

共同生活介護（ケアホーム）

障がい者に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。一般的に、ケアホームのサービスのことを指しています。利用期限は定められていません。

対象者

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者で、障がい程度区分が区分2（要介護1程度）以上の者で、地域において自立した日常生活を営むうえで食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者です。重症心身障がい者等、単身で地域生活を営むことが困難でありきわめて重度の者によるケアホームの利用に関しては試行的に認められ、その効果を検証することとされています。

内容

主として夜間、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

補装具費の支給

障がい者（児）の方の障がいの状況からみて、日常生活や社会生活の向上を図るために必要と認められる場合に、そのための用具（補装具）費の支給を行います。

補装具の種類

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器
車いす 電動車いす 座位保持いす 起立保持具 歩行器 頭部保持
具 排便補助具 歩行補助つえ 重度障がい者用意思伝達装置
費用

原則として厚生労働大臣が定めた基準により算定した費用の1割が自己負担になります。

ただし、世帯の所得に応じた上限額が次のように設けられています。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税で、障がい者の収入が80万円以下	0円*
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円*
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

*H22.4.1から施行予定

給付方法

市町村の給付の決定を受けてから製作者に作製、修理してもらい、市町村に費用支払請求を行うと、原則9割が払い戻されます。

相談・手続き

お住まいの市町村の障がい福祉担当課にお尋ねください。

(2) 訓練等給付

自立訓練（機能訓練）

障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一

定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供します。利用期限は定められています。

機能訓練は身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。

対象者

身体障がい者のうち、入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を必要とする者、あるいは特別支援学校を卒業した者で地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等です。

内容

障がい者支援施設若しくはサービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

自立訓練（生活訓練）

障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供します。利用期限は定められています。

生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者の生活能力の維持・向上などの支援を行います。

また、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等

の維持向上のための訓練その他の支援を行う宿泊型自立訓練があります。

対象者

知的障がい者または精神障がい者のうち、入所施設・病院を退所・退院した者であつて、地域生活への移行等を図るうえで生活能力の維持・向上などの支援を必要とする者、あるいは特別支援学校を卒業した者等で地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等です。

内容

障がい者支援施設若しくはサービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を供与します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

就労移行支援事業

一般の会社などへの就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

訓練の期間は、2年間です。(あんまマッサージ指圧師、はり師、又は灸師の資格取得を目的とする場合は、3年または5年)

利用を開始すると、訓練期間内に就労するための計画が作成され、それに沿って仕事の面、生活の面の訓練が行われます。

利用の仕方

市町村からサービスの給付決定を受けることが必要です。詳しくは、お住まいの市町村の障がい保健福祉担当課へご相談ください。

就労継続支援事業

通常の事業所で働くことが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

事業所によって行っている作業の内容が異なりますので、あらかじめ確認が必要です。

指定サービス事業所の区分

就労の仕方によって、A型とB型に分かれます。

就労継続支援A型 雇用契約を締結して就労します。原則として、最低賃金法に定める地域毎の最低賃金額以上の工賃が支払われます。これまでの福祉工場のイメージです。

就労継続支援B型 通常、雇用契約は締結しません。これまでの授産施設などのイメージです。

利用の仕方

市町村からサービスの給付決定を受けることが必要です。詳しくは、お住まいの市町村の障がい保健福祉担当課へご相談ください。

共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います。一般的に、グループホームでのサービスです。利用期限は定められていません。

対象者

就労または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者で、地域において自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助を必要とする者です。

内容

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

(3) 地域生活支援事業

相談支援

市町村が行う福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等のサービスが提供されます。

対象者

すべての障がい者とその家族

内容

障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適応性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の障がい者の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言等を行います。障がい者等に対する虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

費用

相談に伴う利用者の本人負担はありません。

窓口・問い合わせ先

市町村障がい福祉担当課

移動支援（ガイドヘルプ）

屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促します。

対象者

障がい児・者であって、市町村が外出時に支援が必要と認めた者とします。

内容

個別支援型：個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援です。

グループ支援型：複数の障がい者等への同時支援（屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援）です。

車輛移送型：福祉バス等車両の巡回による送迎支援（公共施設、駅、福祉センター等障がい者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援）です。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

地域活動支援センター

内容

【基礎的事業】

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する場所です。

【機能強化事業】

上記の基礎的事業に加えて、国の補助を受けた機能強化事業が実施される場合があります。

機能強化事業には、型、型、型の三種があります。

型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。（相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが必要です。）

型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

型：基礎的事業（創作的活動、生産活動）を行う事業所で、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているものです。（自立支援給付に基づく事業所に併設しての実施が可能です。）

費用

利用するサービスに応じた本人負担が必要になる場合があります。

窓口・問い合わせ先

市町村障がい福祉担当課

福祉ホーム

現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）です。

費用

原則として1割（本人の収入に応じ、上限額が設けられる場合があります。）

窓口・問い合わせ先

市町村障がい福祉担当課

コミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

対象者

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等です。

内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介します。

費用

お住まいの市町村が決定した障がい福祉サービスの給付量に応じて、原則として総費用の1割が自己負担になります。サービスの給付決定は、施設に入所等していた方の場合、入所等する以前に住んでいた市町村となる場合もあります。

また、世帯の所得に応じて、自己負担額に上限月額が設けられる場合があります。

窓口・問い合わせ先

サービスのご利用に関する詳細は、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

日常生活用具の給付

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

対象者

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者であって、当該用具を必要とする方です。

内容

次の6種目に該当する品目等について、申請に基づいて市町村が給付を審査、決定します。

- ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット等）
- ・自立生活支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽、つえ等）
- ・在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器）
- ・情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用拡大読書器、情報・通信支援用具等）
- ・排せつ管理支援用具（ソトーマ装具、紙おむつ等）
- ・住宅改修費（居宅生活動作補助用具等）

費用

原則として総費用の10%(本人の収入に応じ、上限額が設けられる場合があります。)

窓口・問い合わせ先

市町村障がい福祉担当課

職親委託(知的障がい者)

事業経営を行い、知的障がい者の更生援護に熱意を持っている職親に知的障がい者を預け、生活指導および技能習得訓練等を行います。

職親登録

職親になることを希望する方からの申し出により市町村が調査し、適当と認めた場合、職親として登録します。

委託手当

知的障がい者を受託した職親に対して、市町村から月額30,000円の手当を支給します。

相談・申請

知的障がい者を職親に委託する場合の申請は市町村で受け付けています。

職親の登録状況についても市町村で確認できます。

地域生活支援事業(県事業)

専門性の高い相談支援事業と、市町村の枠を超えた広域的な支援事業、及び障がい福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう必要な指導を行う者を養成するなどの事業があります。

内容(主なもの)

事業名		事業の内容
専門性の高い相談支援事業	高次脳機能障がい者支援普及事業	高次脳機能障がい者への支援を行うための支援拠点機関を置き、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、支援方法などの研修を行うことによって、高次脳機能障がい者やその家族の相談支援体制の整備、充実に図ります。
	相談支援体制整備事業	相談支援に関するアドバイザーを配置するなど、地域のネットワークの構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行います。
広域的な支援事業	県自立支援協議会	県全体の相談支援体制や障がい者の地域での自立や就労等を支援する方策などの検討を進めるとともに、地域自立支援協議会の取り組みを支援するために県自立支援協議会を設置します。
	障がい児等療育支援事業(県立療育センターで実施)	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障害児(者)、身体障がい児の地域生活を支えるため、訪問または外来により療育相談等を行ったり、障がい児が通う保育所等の職員への療育技術の指導等を行います。

事業名	事業の内容
障がい程度区分認定調査員研修	障がい程度区分認定調査員となる者に対して研修を実施し、人材を養成します。
市町村審査会委員研修	市町村審査会委員となる者に対して研修を実施し、人材を養成します。
主治医研修	障がい程度区分認定のため必要な医師意見書の記載方法について、主治医に対して研修を実施します。
ケアマネジメント従事者初任者研修	相談支援業務に従事する者に対して障がい者のケアマネジメント手法等に関する研修を実施し、人材を養成します。
サービス管理責任者研修	サービス管理責任者となる者に対して研修を実施し、人材を養成します。
手話通訳者等養成研修	手話通訳者及び要約筆記、点訳、音声訳の各奉仕員を養成します。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	視覚と聴覚の障がいを併せ持つ障がい者のコミュニケーションを支援するため、盲ろう通訳・ガイドヘルパーの養成・派遣を行います。
音声機能障がい者発声訓練事業	喉頭がん等により声帯切除した者に対して発声の訓練を行います。
オストメイト社会適応訓練事業	人工肛門、人工膀胱造設者に対してストマの使用方法を指導訓練を行います。
字幕入り映像ライブラリー事業	字幕入りのビデオライブラリーを整備し、聴覚障がい者等の利便に供します。
身体障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	視覚障害者、肢体不自由者がパソコンの技術を習得する際に指導を行なうパソコンボランティアを養成し、派遣します。
身体障がい者補助犬育成事業	身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の計画的な育成を行い、身体障がい者の自立、社会参加の促進を図ります。
芸術・文化講座開催等事業	障がい者が日頃取り組む文化・芸術活動の発表の場とし、障がい者文化芸術祭及び音楽祭を開催し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

(4) その他の事業、制度等

自立支援（更生）医療

身体障がい者の方について、身体の障がいを除去し、または軽減して職業能力を増進し、または日常生活を容易にすることなどを目的とした医療の給付制度です。

対象者

身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい者

給付の内容

診察

薬剤または治療材料の支給

医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
医療保険の給付の残額（本人負担分）を給付の対象とします。

指定医療機関

厚生労働大臣、都道府県知事、中核市などが更生医療担当医療機関として指定した病院、診療所または薬局をいいます。

費用

世帯の課税状況に応じ、費用の一部または全部が自己負担となります。

【関連項目】徴収基準額表（更生医療・身体障がい者の補装具）

給付方法

福祉総合相談センターで判定を受けた後、市町村から更生医療券を受け、指定医療機関で診療を受けます。

相談・手続き

お住まいの市町村の障がい保健福祉担当課にお尋ねください。

居宅サポート

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者等について、主に入居支援、24時間支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等の支援を行います。

対象者

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がい者（現にグループホーム等に入居している方は対象外となります。）

内容

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障がい者と家主等との入居契約手続きに係る支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）

* 地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

24 時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合の相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）

居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

窓口・問い合わせ先

市町村障がい福祉担当課（市町村によって未実施の場合があります。）

2 身体障がい者（児）の福祉

（１）社会参加の推進

身体障害者手帳

身体障がい者が各種のサービスを受けるために必要な手帳です。

交付条件

視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳性マヒ等の運動機能）、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能）、免疫機能に障がいがあり、障がいの状態が身体障害者福祉法第 15 条に定める程度である場合に、手帳交付の対象となります。

申請

次の書類をそろえて、お住まいの市町村身体障がい者福祉担当課に申請します。

身体障害者手帳交付申請書

指定医師の診断書

指定医師の意見書

本人の写真（たて 4 cm × よこ 3 cm）

相談・手続き

お住まいの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターの障がい者福祉担当課、又は各市町村身体障がい者福祉担当課

身体障害者更生相談所（福祉総合相談センター）

身体障がい者に関する問題について相談に応じ、専門的・総合的な判断を行います。
また、相談所に来所して相談、判定を受けることができない方のために、県下市町村を巡回して医学的相談・判定を行っています。

身体障害者相談員

身体障害者相談員は、地域の身体障がい者の身近な相談機関として、各市町村長の推薦をもとに、身体に障がいのある個人の方を中心に、県で委託しているものです。

役割とサービス内容

初期対応 各種サービスの利用や日常生活のニーズに応じて、気軽に相談を受け、関係行政機関や地域生活支援事業者に連絡調整をします。

災害等非常事態対応 関係機関と連携しながら、災害等非常事態に対応して、誘導等の危機管理を行います。

地域支援 地域での支援者として利用者への日常的な相談・援助を行います。

相談員の委託状況

概ね中学校区を基準に委託しています。

また、視覚障がい、聴覚障がいなど、特定の障がい部位をお持ちの方にも委託しています。

身体障害者相談員名簿

盛岡圏域（盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町）

岩手中部圏域（花巻市、北上市、西和賀町）

胆江圏域（奥州市、金ヶ崎町）

両磐圏域（一関市、平泉町、藤沢町）

気仙圏域（大船渡市、陸前高田市、住田町）

釜石圏域（遠野市、釜石市、大槌町）

宮古圏域（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村）

久慈圏域（久慈市、洋野町、普代村、野田村）

二戸圏域（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）

問い合わせ先

各市町村障がい福祉担当課・広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

ろうあ者・盲ろう者福祉専門員

県庁に来庁されるろうあ者や盲ろう者の方とのコミュニケーションの円滑化及び手話の普及を図るために、保健福祉部障がい保健福祉課に1名配置しています。

日常の業務は、次のとおりです。

- ・県庁へお越しのろうあ者や盲ろう者の通訳
- ・広域振興局に配置するろうあ者相談員の手話表現の指導
- ・県主催の会議等での通訳に際し、対応するろうあ者・盲ろう者相談員の日程調整等

ろうあ者・盲ろう者相談員

県の窓口等で、ろうあ者や盲ろう者が諸手続きを行ったり、日常生活や社会活動に関する相談などに対応するため、広域振興局に13名の手話通訳者を配置しています。

通訳業務は、原則として県主催の会議等の場合で、個人的な通訳などは、市町村が行うコミュニケーション支援事業をご利用いただくことになります。

在宅進行性筋萎縮症者指導事業

進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）の方に対して、専門医（国立病院機構西多賀病院医師）による診査を行うとともに、必要な相談指導及び訓練を行います。

対象者

県内に居住する進行性筋萎縮症に罹患されている方、もしくはその疑いのある方。

内容

全身状態及び障がい程度の進行状態等の検査

補装具装着、日常生活動作訓練及び介護技術等の指導訓練

栄養摂取、病気予防の医学的指導、生活指導及び施設入所相談など

費用

無料です。ただし、会場までの交通費は相談者負担です。

また、国立病院機構の医療機関を会場とする場合は、検査等がその医療機関の診察の一環として取り扱われるため、診療報酬の患者一部負担がかかることがあります。

窓口・問い合わせ先

事業の詳細については、お住まいの市町村の障がい保健福祉担当課、最寄の広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、福祉総合相談センターにお尋ねください。

岩手県立視聴覚障がい者情報センター

岩手県立視聴覚障がい者情報センターは、身体障害者福祉法第 34 条に定める視聴覚障害者情報提供施設です。

この施設は、点字図書館の機能と聴覚障がい者情報提供施設の機能を併せ持つ施設であり、視聴覚障がいを持つ方々への情報提供機能の充実とコミュニケーション支援等の充実を図り、視聴覚障がい者の方々の福祉の向上と社会参加の促進に資することを目的としています。

主な事業の内容

情報提供事業

- ・点字図書・録音図書、字幕（手話）入りビデオカセットの製作・収集、貸出
- ・視聴覚障がい者関連情報の収集、提供
- ・IT 技術支援

コミュニケーション支援事業

- ・情報機器の貸出し
- ・手話通訳者、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣、あっせん

相談事業

ボランティアの養成事業

点字図書・録音図書を製作する奉仕員、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー、パソコンボランティア等の養成

文化・学習・レクリエーション活動等の支援事業

- ・講座等の開催
- ・研修室等の貸出し

地域交流事業

- ・視聴覚障がい者団体の活動支援
- ・ボランティア団体等の活動・交流支援

大規模な災害時の視聴覚障がい者支援事業

利用対象者

視聴覚障がい者情報センターを利用できるのは、次の方です。

視覚や聴覚の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けられた方、又は、その家族視聴覚障がい者関係の団体（当事者の団体、ボランティア団体、学校及び施設）

地方公共団体、他所長が認めた団体

なお、図書又はビデオカセットは、視聴覚障がい者（児）の方にのみ貸し出します。

問い合わせ先

岩手県立視聴覚障がい者情報センター

〒020 - 0045 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1

TEL 019-606-1743 FAX 019-606-1744

県営施設の利用料免除

次の県営施設では、割引制度がある場合があります。（H21.2.1現在）

料金の免除（割引）の手続きについては、必ず事前に施設へお問い合わせください。

下記の他にご利用したい県営施設がある場合は、直接施設へお問い合わせください。

区分	施設名	所在地	電話番号 FAX 番号	対象 内容	対象者			
					身体障 がい者 手帳	療育 手帳	精神保 健福祉 手帳	介 護 者
体育施設	県営運動公園	〒020-0122 盛岡市みたけ 1-10-1	019(641)1127 019(643)5947	利用 料金	無料(ロッカー及びシャワ ー料金は除く)			
	県営体育館	〒020-0133 盛岡市青山 2-4-1	019(647)1010 019(647)1011		無料(ロッカー及びシャワ ー料金は除く)			
	県営野球場	〒020-0011 盛岡市三ツ割 4-9-2	019(661)0115 019(661)0116		無料(シャワー料金は除 く)			
	県営スケート場	〒020-0122 盛岡市みたけ 5-9-1	019(641)1530 019(643)5962		無料(ロッカー及びシャワ ー料金は除く)			
	県営武道館	〒020-0122 盛岡市みたけ 3-24-1	019(641)4577 019(641)4559		無料(ロッカー及びシャワ ー料金は除く)			
	県営屋内温水プー ル	〒020-0585 雫石町長山大鉢森 38-4	019(693)3751 019(693)3752		無料(ロッカーは除く)			
	勤労身体障がい者 体育館	〒020-0133 盛岡市青山 4-12-31	019(645)2187 019(645)2187		無料			
広域公園	県立花巻広域公園 運動ゾーン	〒025-0321 花巻市金矢市第5地割 252-1	0198(27)2133	利用 料金	無料			
	県立花巻広域公園 県民ゴルフ場		0198(27)3280		特例料金適用			通 用
	県立御所湖広域公 園御所大橋運動場		019(692)4855	無料				
	県立御所湖広域公 園ファミリーラン ド 有料施設	〒020-0572 雫石町西安庭 11-7-4	019(692)4855	無料				
	県立御所湖広域公 園艇庫	〒020-0055 盛岡市繫字除キ 4-1	019(689)2265 019(689)2265	無料				

区分	施設名	所在地	電話番号 FAX 番号	対象 内容	対象者			
					身体障 がい者 手帳	療育 手帳	精神保 健福祉 手帳	介 護 者
青年の家・野外活動センター・キャンプ場等	県立県南青少年の家	〒029-4504 金ケ崎永沢下館 49-1	0197(44)2124 0197(44)2126		無料(食事代及びシーツ代は除く)			
	県立陸中海岸青少年の家	〒028-1371 山田町船越 2-42	0193(84)3311 0193(84)3312		無料(食事代及びシーツ代は除く)			
	県立県北青少年の家	〒028-6106 二戸市仁左平字放森 61-35	0195(23)9511 0195(23)3874		無料(食事代及びシーツ代は除く)			
	県立高田松原野外活動センター	〒029-2204 陸前高田市気仙町字砂盛 151	0192(54)5115 0192(54)5161		無料(宿泊室及びテント利用料金は除く)			
	陸前高田オートキャンプ場	〒029-2207 陸前高田市小友町字瀬沢 155-78	0192(57)1020 0192(56)4550		無料(宿泊室、テント利用料金及び電気使用料は除く)			
	種市海浜公園	〒028-7915 洋野町種市第 18 地割 105	0194(65)5916 0194(65)4334		無料(ロッカー及びシャワー料金は除く)			
科学館	農業科学博物館	〒024-0001 北上市飯豊 3-110	0197(68)3975 0197(68)3962	入館料	無料			
	県立水産科学館	〒027-0001 宮古市日立浜町 32-28	0193(63)5353 0193(64)4855	利用 料金	無料			
文化施設	県立博物館	〒020-0102 盛岡市上田字松屋敷 34	019(661)2831 019(665)1214	入館料	無料			
	県立美術館	〒020-0866 盛岡市本宮字松幅 12-3	019(658)1711 019(658)1712	観覧料	常設展は無料、企画展は半額			
福祉施設	福祉の里センター	〒022-0006 大船渡市立根町字田ノ上 30-20	0192(27)0294 0192(27)4386	利用 料金	無料			
	ふれあいランド岩手	〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3	019(637)1000 019(637)7544		無料			
児童館	いわて子どもの森	〒028-5134 一戸町奥中山字西田子 1468-2	0195(35)3888 0195(35)3889		付属設備の減免あり			

(2) 在宅福祉の充実

更生医療の給付 P 241 「自立支援(更生)医療」参照。

補装具費の支給 P 232 「補装具費の支給」参照。

重度心身障害者（児）医療費助成

助成対象者

- ・身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの方。
- ・特別児童扶養手当 2 級に該当する方。
- ・国民年金法の規定する障害基礎年金 1 級に該当する方。
- ・療育手帳 A をお持ちの方。

ただし、助成対象者又はその配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。

助成額

医療保険各法に基づく自己負担額相当額が助成されます。

ただし、入院時の食事代や差額ベッド料、往診の車代などの医療保険の保険対象外の費用については助成されません。

医療機関ごと、診療科ごとに入院は 1 ヶ月 5,000 円、外来は 1 ヶ月 1,500 円の範囲で負担をしていただきます。（受給者負担）

ただし、3 歳未満児、受給者及び主たる生計維持者の方が市町村民税非課税の場合、受給者負担はありません。

申請方法

お住まいの市町村の医療費助成窓口で申請手続きを行い、受給者証の交付を受けてください。

助成方法

医療機関にかかった際に、受給者証と市町村から配布される給付申請書を保険証に添付して、医療機関の窓口に提出し、（提出は月の初回の受診時のみ）自己負担額を支払いますと、後日支払った金額（上記の助成額）が市町村から払い戻されます。

ただし、県外の医療機関にかかった場合や受診月に給付申請書を提出しなかった場合には、医療機関から自己負担額の受領証明をもらった給付申請書または領収書を添付した給付申請書を持参して、市町村の医療費助成窓口で助成手続きを行ってください。

問い合わせ先

各市町村で対象者の範囲や所得制限額が異なりますので、詳しくはお住まいの市町村の医療費助成窓口にお問い合わせください。

在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成

助成対象者

県内に住所を有し、医師の指示に基づき酸素濃縮器を使用して在宅酸素療法を行なっている方です。ただし、次に掲げる方は対象外です。

- ・身体障害者手帳 1 級及び 2 級をお持ちの方
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める障害児で障害の程度が 1 級に該当する方
- ・国民年金法に定める障害の程度が 1 級の方
- ・療育手帳 A をお持ちの方

助成額

酸素濃縮器の使用に係る電気料金の 1/2 相当額

申請方法

お住まいの市町村の保健・福祉担当窓口で申請手続きを行い、助成認定証の交付を受けてください。

助成方法

毎年 1 月に請求書を市町村に提出しますと、前年の年間分（1～12 月分）の酸素濃縮器の使用に係る電気料金の 1/2 相当額を 3 月に銀行振込等により給付します。

問い合わせ先

本助成を実施していない市町村もありますので、詳しくはお住まいの市町村の保健・福祉担当窓口にお問い合わせください。

在宅重度障がい者家族介護慰労手当

重度の障がい者と同居して常時その介護に従事している方を慰労するとともにその負担の軽減を図るため、市町村が支給しています。

対象者

重度障がい者（下記 1）と同居して常時介護に従事している方（当該重度障がい者が特定の福祉サービスを利用した場合（下記 2）を除く。）

- 1 精神又は身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上 65 歳未満の者（ただし、介護保険法第 7 条第 3 項第 2 号の規定に該当する者を除く。）であって、特別障害者手当の支給を受けている者

又は当該手当の支給を受けている者と同程度の状態にある者

2 支給対象月の前年同月 1 日から支給対象月の前月末日までの期間において、次に掲げるサービスのいずれかを利用した場合

- ・ 居宅介護 ・ デイサービス（相互利用を含む。）
- ・ 短期入所（相互利用を含み、入所延べ日数が年間 7 日を超える場合に限る。）
- ・ 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設への通所（相互利用を含む。）
- ・ 訪問入浴サービス

支給額等

各市町村が支給額等を定めていますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

所得制限

受給資格者又は配偶者若しくは扶養義務者に前年分の所得税が課税されている場合は、支給されない場合があります。

問い合わせ先

市町村障がい福祉担当課

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神やからだに障がいのある子どもを育てている家庭に支給されるものです。

対象者

精神やからだに障がいのある 20 歳にならない子どもの父か母、または父母の代わりに子どもを育てている人が受けられます。また、外国人も受けることができます。

ただし、子どもが施設に入所しているときや、子どもが障がいによる年金を受給できるときは、手当は受けられません。

障がいの内容

こどもの障がいの程度によって 1 級と 2 級があります。

1 級は身体障害者手帳 1 ～ 2 級程度、療育手帳「A」程度の精神やからだに重い障がいのある子どもがあてはまります。

2 級は身体障害者手帳 3 ～ 4 級（4 級は一部）程度やこれと同じくらいの精神やからだにやや重い障がいのある子どもがあてはまります。

収入制限

手当を受ける人や配偶者や同居の親族などの前年の所得が一定の額をこえるときは、手当の支給が停止されます。

所得制限額は扶養親族の数などによって異なります。

手当支給額等

障がいのある子ども一人につき、月額1級は50,750円、2級は33,800円です。手当は、請求のあった月の翌月分から支給されます。

支払日は、4月、8月、11月の各11日で、前月分までの4か月分をまとめて、口座に振り込みます。

手続き

請求書を市役所または町村役場の福祉担当課に提出してください。

請求には、戸籍謄本、住民票、診断書などが必要です。

問い合わせ先

市役所または町村役場の福祉担当課

特別障害者手当等給付事業

在宅の重度障がい者（児）に対して、その障がいによる精神的、身体的な負担を軽減するため、次のような手当を支給する事業です。

特別障害者手当

対象者

ア 次の から までに定める障がい者が2以上存する在宅の20歳以上の方

両眼の視力の和が0.04以下のもの

両耳の聴力レベルが100dB以上のもの

両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの

若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの

両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

体幹の機能の障がいに座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの

から までに掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を要する病状が から までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用

を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの

イ アの から までに定める障がい一つ存し、かつそれ以外の国民年金 2 級程度の障がい 2 つ存し、あわせて 3 つの障がいがある在宅の 20 歳以上の方

ウ アの から までに定める身体の機能の障がい 1 つ存し、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる在宅の 20 歳以上の方

エ アの または に定める病状又は精神の障がい 1 つ存し、その状態が絶対安静又は精神の障がいにあつては日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる在宅の 20 歳以上の方

支給額 月額 26,440 円（平成 18 年 4 月改定）

支給月 毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月にそれぞれの前月までの分をまとめて支払います。

所得制限 所得制限限度額を超えるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までの 1 年間、支給が停止されます。

請求手続き 手当の認定請求書は、市にお住まいの方は各市の福祉事務所に、町村にお住まいの方は各町村の福祉担当窓口を経由して広域振興局に提出します。

障がい児福祉手当

対象者 次の から までに定める障がいを有する在宅の 20 歳未満の方

両眼の視力の和が 0.02 以下のもの

両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの

両上肢の機能に著しい障がいを有するもの

両上肢の全ての指を欠くもの

両下肢の用を全く廃したもの

両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの

体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

精神の障がいであつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

支給額 月額 14,380 円（平成 18 年 4 月改定）

支給月 毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月にそれぞれの前月までの分をまとめて支払います。

所得制限 所得制限限度額を超えるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までの 1 年間、支給が停止されます。

請求手続き 手当の認定請求書は、市にお住まいの方は各市の福祉事務所に、町村にお住まいの方は各町村の福祉担当窓口を經由して広域振興局に提出します。

経過的福祉手当

対象者 20 歳以上の従来の福祉手当受給者で、特別障がい者手当及び障がい基礎年金を受給できない方

支給額 月額 14,380 円（平成 18 年 4 月改定）

支給月 毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月にそれぞれの前月までの分をまとめて支払います。

所得制限 所得制限限度額を超えるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までの 1 年間、支給が停止されます。

請求手続き 経過的福祉手当は、特別障がい者手当の制度が創設されたときに設けられた経過的措置なので、新たに請求することはできません。

経過的福祉手当を受給していた方が、例えば施設に入所して手当を受給する資格を喪失したような場合は、その後施設を退所したとしても、再度経過的福祉手当を受取ることはできません。

平成 21 年度特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当所得制限限度額表

養親族等の数	本人所得制限		扶養義務者所得制限	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

単位：円 平成 14 年 8 月以降適用

その他の障がい福祉制度

旅客鉄道株式会社運賃の割引

区分	割引乗車券の種類	取扱区間
第一種身体障がい者 (介護者が同行する場合のみ)	普通乗車券、定期乗車券、 回数乗車券、急行券	全線
第一種、第二種身体障がい者 (本人のみの場合)	普通乗車券	片道100kmを超 えるもの
12歳未満の第二種身体障がい者と その介護者	定期乗車券	

割引率：5割以内（自動車船の定期乗車券は3割引）

手続き：乗車券納入の際、窓口で手帳を提示してください。

[問い合わせ先] JR、私鉄会社の窓口

バス運賃の割引

身体障がい者手帳を所持する方は、乗車キロ数に関係なく、5割引になります。

また、第一種の身体障がい者の方は、付添人の分も含めて5割引となります。利用の際は、必ず手帳を提示してください。

なお、高速バス、長距離バスを利用する場合または県外バスを利用する場合は、割引が実施されているかどうか事前に確認してください。

[問い合わせ先] バス会社の窓口

航空旅客運賃の割引

国内航空会社の国内定期路線の運賃が割引されます。

第一種身体障がい者（満12歳以上） 本人及び介護者1名

第二種身体障がい者（満12歳以上） 本人のみ

割引率は各航空会社によって異なりますので、事前に利用する航空会社に確認し、窓口で手帳を提示してください。

[問い合わせ先] 航空会社の窓口

有料道路の通行料金の割引

本人が自ら運転して有料道路を通行する場合、通行料金が割引されます。

また、第一種の身体障がい者の方が同乗し、生計を同一にする方等が運転して有料道路を通行する場合にも同様に通行料金が割引されます。

制度の利用を希望する場合は、事前にお住まいの市福祉事務所、町村役場福祉担当課に相談、申請してください。

割引率：5割以内

[問い合わせ先] 市町村福祉担当窓口

タクシー運賃の割引

岩手県内のタクシーについては、乗車の際、身体障がい者手帳を提示すること等により、原則として運賃の1割が割引されます。

[問合せ先] 岩手県旅客自動車協会（019-638-1761）

県外でタクシーを利用する場合は、割引制度が実施されているか事前に確認してください。

自動車税、自動車取得税の減免

身体に障がいのある方のために運転される自動車で、一定の要件に該当する場合は、自動車税や自動車取得税が免除される場合があります。

対象となる障がいの程度、手続き等については、あらかじめお住まいの市町村税担当課または広域振興局税担当課にご相談下さい。

[問合せ先] 市町村、広域振興局税担当窓口

その他の制度

障がいの内容や程度等一定の要件に当てはまる方については、医療費の助成制度や税の減免・控除（所得税、住民税）が認められる場合があります。

障がいの内容、程度により、年金・手当が支給される場合があります。

[年金に関する問い合わせ先] 岩手社会保険事務局（019-621-5500）

NHK放送受信料の減免が認められる場合があります。

[問い合わせ先] NHK（0570-077-077）

点字郵便物、定期刊行物の郵送料に優遇制度があります。

[問い合わせ先] 郵便局の窓口

公営住宅の入居について、優先的に取り扱われる場合があります。

生活福祉資金（身体障がい者更生資金）や、障がい者の専用居室を増改築するのに必要な低利の資金を借りられる場合があります。

障がいの内容等一定の要件に当てはまる方は、自動車免許取得の費用に対して助成金が支給されることがあります。

その他、各市町村で独自に実施している制度がありますので、お住まいの市福祉事務

所、町村役場福祉担当課または広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターにご相談下さい。

(3) 施設福祉の充実

岩手県立療育センター

岩手県立療育センターは、

児童福祉法に基づく肢体不自由児施設（入所、通所）

医療法に基づく病院

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設

発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センター

の機能を持ち、あわせて障がい児（者）の療育相談等を行い、障がい児（者）が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。

発達障がい者支援センター（岩手県立療育センター）

岩手県立療育センター相談支援部門には、各地域を巡回し障がい児療育の支援等を行う「地域療育支援」と、発達障がい児（者）及びその家族への支援等を行なう「発達障がい者支援センター」の2つの機能があります。

事業内容

・電話相談

障がいに関する説明、関わり方、関係機関の情報提供、就労など、生活に関することを相談できます。

匿名でもご利用いただけます。

・来所相談

生活に関する詳しい相談、発達に関する相談ができます。

相談後、療育センターや関係機関での訓練、支援につながることもできます。

事前に電話でご連絡ください。

・訪問相談

各地域に出向いて、生活に関する相談、発達に関する相談ができます。

事前に電話でご連絡ください。

・巡回相談

年間予定に基づき、各市町村を会場に発達に関する相談、生活に関する相談を行います。

巡回相談をご希望の方はお住まいの市町村の保健担当課までお問い合わせください。

・研修会の開催

障がいや発達に関する研修会等の企画・実施などを行います。

他機関が主催する研修会への協力（共催）もさせていただきます。

・講師派遣

各種研修会への講師派遣を行います。講演内容に関してはお気軽にご相談ください。

例) 発達に関すること 発達障がいに関すること 虐待に関すること ことばの遅れに関すること 福祉制度に関すること 子育てに関すること

ご利用の仕方

岩手県内にお住まいの障がいがある方、ご家族、その他障がいに関わっている全ての方がご利用いただけます。

相談は無料です。

来所相談・訪問相談をご希望の方は、事前に電話による予約をお願いしております。電話でご連絡ください。

来所相談、訪問相談、講師派遣は、対応する職員と日程調整が必要な場合もありますので、ご了承ください。

受付時間外の相談をご希望の方は、電話でご連絡ください。

連絡先

〒020-0401 岩手県盛岡市手代森 6-10-6

【相談支援部】 TEL 019-624-2609

【発達障がい者支援センター直通】 019-601-2115

FAX 019-624-5148

受付時間

月曜日から金曜 9時から12時、13時から16時

土、日、祝日、12月29日から1月3日はお休みです。

時間外での相談をご希望の方はご相談ください。

3 知的障がい児（者）の福祉

（１）リハビリテーション体制の整備

児童デイサービス

障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けることができます。

対象者

療育の観点から、個別療育、集団療育の必要性が認められる児童で、具体的には次の例のとおりです。

市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童

児童相談所、保健所、児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童

事業内容

日常生活における基本的動作の指導

集団生活への適応の訓練

費用

障がい児の扶養義務者は、課税状況に応じた利用者負担額を事業者に支払います。

利用者負担は、原則として総費用の1割です。

そのほかに、世帯の所得に応じた上限月額が設けられます。

相談・手続き

このサービスについての利用相談や申請については、お住まいの市町村福祉担当課で受け付けています。

知的障がい児通園施設

知的障がいのある児童を保護者のもとから通わせて、社会に対応できるよう、必要な生活、学習、運動などの指導を行う施設です。

対象児童

保護者のもとから通園できる満18歳未満の知的障がい児を対象としますが、定員の2割までを限度とし、就学前の肢体不自由児、難聴幼児も通園できます。

費用

入所児童の世帯の課税状況に基づき、負担額が決められます。

相談・手続き

入所についての相談および申請は、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センタ

一、福祉総合相談センターまたは児童相談所で受け付けています

入所の決定は、福祉総合相談センターまたは児童相談所で行います。

施設一覧

施設名	所在地	電話番号	設置（経営）主体	定員
盛岡市立 ひまわり学園	〒020-0127 盛岡市前九年 3-12-38	019-646-3977	盛岡市（社会福祉法人盛 岡市社会福祉協議会）	50
イーハトーブ 養育センター	〒025-0095 花巻市石神町 364	0198-21-3771	社会福祉法人花巻市社会 福祉協議会	30

重症心身障がい児（者）通園事業

在宅の重度心身障がい児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作に係る指導などを行うことにより、運動機能等の低下を防止し、併せて保護者等が家庭における療育技術を習得することを目的とします。

対象者

在宅の重症心身障がい児（者）

費用

飲食物費等相当額の負担があります。

相談・手続き

利用についての申請は、福祉総合相談センターまたは児童相談所で受け付けています。

実施施設

施設名	所在地	電話番号	設置主体
岩手県立療育セ ンター	〒020-0401 盛岡市手代森 6 地割 10-6	019-624-5141	岩手県
ひまわり園	〒023-0833 水沢市上姉体 2-1	0197-26-4682	社会福祉法人ひまわり 会
イーハトーブ養 育センター	〒025-0095 花巻市石神町 364	0198-21-3771	社会福祉法人花巻市社 会福祉協議会
みちのく療育園	〒028-3623 矢巾町煙山第 24 地割 1	019-611-0600	社会福祉法人新生会

療育手帳

知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人々に対する各種の援助を受けやすくするために、手帳を交付する制度です。

交付対象者

児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所（18歳以上）において、知的障がいと判定された方に対して交付されます。

相談

交付についての相談および申請は、広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、市町村福祉窓口で受け付けています。

手帳の種類

障がいの程度によって「A判定」（重度）と「B判定」（中・軽度）の2種類に分けられます。

この判定内容により、受けられる援助の内容が異なることがあります。

交付後に受けられる援助

療育手帳をお持ちの方は、窓口到手帳を提示することにより、次のような援助措置を受けられます。

各種手当等

特別児童扶養手当 受給資格の認定または障がいに係る再判定のための診断書の提出が原則免除されます。（重度A判定の者に限る）

心身障害者扶養共済制度 療育手帳に基づいて知的障がい児（者）の障がい証明を行います。

税金などの減免

所得税の障害者控除、住民税（県民税・市民税）の障害者控除、相続税・贈与税の軽減、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の軽減、NHK受信料の減免

料金の割引等

電車・バス・飛行機・タクシーなどの運賃の割引、高速道路・有料道路の通行料金の半額割引、携帯電話料金の割引、公共施設などの利用料金

運賃や通行料金については、A判定の方の場合、介護者の分も割引の対象となる場合があります。

詳しくは、各会社や施設の窓口にご確認ください。

公営住宅の優先入居

交付後の障がい程度の確認

手帳の交付後も、障がいの程度を確認するために、原則2年ごとに児童相談所または知的障害者更生相談所において判定をうけることとなっています。(ただし、状態によって次回判定時期が変わることがあります。)

知的障害者更生相談所(福祉総合相談センター)

知的障がい者に関する問題について、家庭、その他からの相談に応じ、その援護のために専門的、総合的な判定を行います。

また、相談所に来所して相談、判定等を受けることのできない知的障がい者、保護者のため、巡回相談を実施しています。

業務の内容

心理判定員等が知的障がい者の知能程度、職業適性の状況などを判定し、将来の援護の方向づけをしています。

施設入所、職業、経済問題等についての相談指導

医学的、心理学的および職能的判定ならびに必要な指導

所在地

〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1 TEL 019-629-9600

岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部

(設置主体:岩手県)

知的障害者相談員

知的障がい者や保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言などを行う地域の奉仕者です。

相談員の資格要件

知的障がい者の保護者等で、社会的信望があり、知的障がい者の福祉増進に熱意を有し、奉仕活動のできる民間の方に対して、広域振興局長が業務を委託します。任期は2年です。

業務内容

知的障がい者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行う。

知的障がい者の施設入所、就学、就職などに関し関係機関に連絡すること。

知的障がい者に対する認識と理解を深めるための援護思想の普及に努めること。

配置状況

[知的障害者相談員配置状況一覧表]

福祉事務所名	相談員数	福祉事務所名	相談員数	福祉事務所名	相談員数
盛岡市	5	奥州市	7	大槌町	2
宮古市	5	雫石町	2	山田町	2
大船渡市	3	葛巻町	1	岩泉町	2
花巻市	5	岩手町	2	田野畑村	1
北上市	4	滝沢村	1	普代村	1
久慈市	3	紫波町	2	軽米町	1
遠野市	3	矢巾町	1	野田村	1
一関市	8	西和賀町	2	九戸村	1
陸前高田市	2	金ケ崎町	1	洋野町	2
釜石市	3	平泉町	1	一戸町	2
二戸市	3	藤沢町	1	計	85
八幡平市	4	住田町	1		

心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

- ・この制度は、障がいのある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神にもとづき、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がいのある方の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図ることを目的として昭和 45 年に発足しました。
- ・この制度は、任意加入となっております。
- ・各道府県・指定都市が条例に基づいて実施している制度であり、岩手県も「心身障害者扶養共済制度条例」を制定しております。
- ・障がいのある方 1 人につき 2 口まで加入することができます。
- ・掛金は、所得税及び地方税とも全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

加入できる保護者の要件

県内に居住する障がいのある方を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、

祖父母、その他親戚など)であって、次のすべての要件を満たしている方です。

岩手県に住所があること。

年齢が65歳未満であること。年齢は毎年4月1日における年齢です。

特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

障がいのある方の範囲

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自立することが困難であると認められる方です。年齢は問いません。

知的障がい

身体障がい：身体障害者手帳を所持し、その障がい級が1級から3級までに該当する方

精神または身体に永続的な障がいがある方で、前各号に掲げるものと同程度の障がいと認められるもの

例) 精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病、など

掛金の額

加入者の年齢(4月1日現在)に応じて次のとおりです。

加入時の年齢区分	掛金額
35歳未満の方	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳以上の方	17,300円
50歳以上55歳以上の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳以上の方	23,300円

注) 1 加入者の年齢は毎年度(4月1日から翌年の3月31日まで)の初日における年齢となります。

2 掛金月額は、制度改正に伴って改定されることがあります。

掛金の減免

加入者及び当該加入者と生計を一にする者が下記のいずれかに該当する場合は、加入者の掛金に下記の割合をかけて得た額を免除します。

生活保護を受給している場合	100%
前年度の市町村民税が非課税である場合	50%
前年度の所得割の市町村民税が課せられていない場合	30%

掛金の免除

加入者が 65 歳(4月1日現在)以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して 20 年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。

給付金

[年金]

加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、その月から障がいのある方に対し、次の年金を生涯にわたり支給します。

障がいのある方が年金の受取や管理をすることが困難であるときは、加入者はあらかじめ年金管理者を指定することができます。また事情によりその年金管理者を変更することもできます。

(注) 年金の支給対象となる重度障がいは、条例に定められた重度障がい状態(次のいずれかの状態)に該当していることが必要となります。

両眼の視力を全く永久に失ったもの

そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの

両上肢を手関節以上で失ったもの

両下肢を足関節以上で失ったもの

一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの

両上肢の用を全く永久に失ったもの

両下肢の用を全く永久に失ったもの

十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの

両耳の聴力を全く永久に失ったもの

1口加入の場合	月額 20,000 円(年額 240,000 円)
2口加入の場合	月額 40,000 円(年額 480,000 円)

(注) 加入者又は障がいのある方に、次のような事故等があったときは、年金が支給されないことがあります。

加入者が加入後 1 年以内に自殺したとき

加入者が犯罪行為又は刑の執行により死亡したとき

障がいのある方が故意に加入者を死亡させたとき

加入者が加入時の健康状態等の告知で事実を告げなかったり、不実のことを告げたとき

その他、加入者や障がいのある方の故意または重大な過失によるとき

[甲慰金]

1年以上加入した後に、加入者より先に障がいのある方が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて、次の甲慰金が支給されます。

加入期間	支給金額
1年以上5年未満	50,000円(2口加入は100,000円)
5年以上20年未満	125,000円(2口加入は250,000円)
20年以上	250,000円(2口加入は500,000円)

[脱退一時金]

5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、次の脱退一時金が支給されます。

加入期間	支給金額
5年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

留意事項 - 加入者、年金管理者及びご家族等の方へ -

心身障害者扶養共済制度加入後、下記のような事実が生じた場合は速やかに加入者がお住まいの市町村福祉担当課の窓口へご連絡ください。特に掛金が免除となっている加入者は、毎月の掛金を納める必要がないため、本制度に加入していることをご家族等のかたが失念していたり、又は加入している事実を知らなかったり等の理由により年金の請求が行われていないケースが見受けられますのでご注意ください。

加入者が死亡し、又は重度障がいとなったとき

障がいのある方が加入者より先に死亡したとき

加入者が本制度から脱退するとき

加入者が他の道府県・指定都市に転出し、本制度から脱退するとき

引き続き転出先の同制度に加入を継続するときは、転出元の道府県・指定都市の制度からは脱退となりますが、実施主体が各道府県・指定都市単位となっておりますので、転出先の道府県・指定都市において同制度の加入手続きが必要です。

なお、加入期間は通算されます。

加入者、障がいのある方、年金管理者の住所や名前が変わったとき

年金管理者が死亡したとき又は年金管理者を指定したり、変更しようとするとき

その他上記以外の変更等で不明な点のあるとき

相談

広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター、市町村福祉担当課で相談を受け付けています。

個人情報の取り扱い

心身障害者扶養共済制度条例に基づき、岩手県が知りうる加入者、障がいのある方及び年金管理者の個人情報は、条例に定める利用目的以外に使用することはありません。

4 精神障がい者の保健福祉

(1) 精神障がい者の医療の確保

自立支援医療（精神通院）

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年4月1日から自立支援医療（精神通院医療）として開始された、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

受給者の皆様へ

- ・ 自立支援医療費制度では、原則、医療費の1割を毎回負担することになります。
ただし、同一保険内の家族の方（世帯）の所得（市町村住民税額）に応じて、1ヶ月当たりの自己負担額の限度額【自己負担上限額】を決定します。
- ・ 上限額の管理をするのは受給者ご本人が原則です。
通院する時、精神科デイケアに通う時、院外処方を受ける訪問看護等を受ける時など、受給者証で認定された「医療」を受けるには「受給者証（黄色）」と「上限額管理票」を必ず持参し、かかった医療費の1割分の金額を記載してもらうことになります。
- ・ 自立支援医療費制度では有効期間が1年となるため、毎年更新手続きが必要です。
申請窓口は、これまでどおりお住まいの市町村の精神保健福祉担当課窓口です。
- ・ 申請にあたっては、下記の書類が必要となります。
申請書、診断書、「世帯」の課税状況を確認できる書類、健康保険証の写、障害年金証書の写（受給している方のみ）

申請用紙、診断書については、市町村窓口にも準備しております。

平成 22 年 4 月 1 日支給認定分より、更新時に必要な診断書の提出は概ね 2 年に 1 回に省略できます。

- ・ 申請した内容に変更が生じた場合、速やかに市町村窓口で手続を行ってください。変更届については、市町村窓口にも準備しております。
- ・ 県外転出の場合は、転出前の市町村窓口で手続をしてください。その際、市町村で、受給者証、診断書の写をお渡ししますので、その写を持参して転出先の市町村で改めて手続をお願いします。

ただし、必要な書類は転出先の市町村により異なる場合がありますので、あらかじめ転出先の市町村にお問い合わせください。

医療の提供をする医療機関の皆様へ

新たに「指定制度」へと変更になります。

自立支援医療（精神通院医療）を実施する医療機関、薬局、訪問看護ステーションの方は最寄りの保健所において指定医療機関の指定を受ける手続を行ってください。

県内精神科病院一覧

[県内精神科病院一覧表]

圏域 注1	病院名	所在地	電話番号 FAX 番号	精神科救急 医療施設 ^{注2}
盛岡	岩手医科大学附属病院	〒020-8505 盛岡市内丸 19-1	019-651-5111 019-651-6606	
	盛岡市立病院	〒020-0866 盛岡市本宮字小屋敷 15-1	019-635-0101 019-631-2102	
	盛岡観山荘病院	〒020-0114 盛岡市高松 4-20-40	019-661-2685 019-662-8955	
	岩手保養院	〒020-0807 盛岡市加賀野 3-14-1	019-624-3251 019-623-6711	
	岩手晴和病院	〒020-0401 盛岡市手代森 9-70-1	019-696-2055 019-696-4185	
	都南病院	〒020-0832 盛岡市東見前 6-40-1	019-638-7311 019-638-7313	
	平和台病院	〒028-3311 紫波町犬淵字南谷地 108-3	019-672-2266 019-672-2544	
	玉山岡本病院	〒028-4134 盛岡市玉山区下田字石羽根 99-291	019-683-2121 019-683-2123	
岩手 中部	独立行政法人国立 病院機構花巻病院	〒025-0033 花巻市諏訪 500	0198-24-0511 0198-24-1721	

圏域 注1	病院名	所在地	電話番号 FAX 番号	精神科救急 医療施設注2
	本館病院	〒025-0003 花巻市東宮野目 13-112	0198-23-5131 0198-22-5623	
	花北病院	〒024-0004 北上市村崎野 16-89-1	0197-66-2311 0197-66-2312	
	六角牛病院	〒028-0502 遠野市青笹町中沢 5-5-1	0198-62-2026 0198-62-2027	
胆江	奥州市総合水沢 病院	〒023-0053 奥州市水沢区大手町 3-1	0197-25-3833 0197-25-3832	
	胆江病院	〒023-0003 奥州市水沢区佐倉河字慶徳 27-1	0197-24-4148 0197-22-5441	
両磐	県立南光病院	〒021-0131 一関市狐禅寺字大平 17	0191-23-3655 0191-23-9690	
気仙	県立大船渡病院	〒022-8512 大船渡市大船渡町字山馬越 10-1	0192-26-1111 0192-27-9285	
	希望ヶ丘病院	〒029-2205 陸前高田市高田町字大隈 8-6	0192-53-1019 0192-55-6360	
釜石	釜石厚生病院	〒026-0054 釜石市野田町 1-16-32	0193-23-5105 0193-23-5106	
宮古	宮古山口病院	〒027-0063 宮古市山口 5-3-20	0193-62-3945 0193-63-7545	
	三陸病院	〒027-0048 宮古市板屋 1-6-36	0193-62-7021 0193-64-2451	
久慈	久慈享和病院	〒028-0021 久慈市門前 1-151-1	0194-53-2323 0194-53-9085	
二戸	県立一戸病院	〒028-5312 一戸町一戸字砂森 60-1	0195-33-3101 0195-32-2171	

(注1)「岩手県保健医療計画」における二次医療圏及び「岩手県障がい者プラン」における障がい
保健福祉圏域

(注2)「岩手県精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に基づき、県が指定した精神(科)病院

[県内精神科診療所一覧表]

病院・診療所名	所在地	電話番号 FAX 番号
県立中央病院	〒020-0066 盛岡市上田 1-4-1	019-653-1151 019-653-2528
盛岡赤十字病院	〒020-0831 盛岡市三本柳 6-1-1	019-637-3111 019-637-3801
県立中部病院	〒024-8507 北上市村崎野第 17 地割 10	0197-71-1511 0197-71-1414
県立胆沢病院	〒023-0864 奥州市水沢区字龍ヶ馬場 61	0197-24-4121 0197-24-8194

病院・診療所名	所在地	電話番号 FAX 番号
県立江刺病院	〒023-1103 奥州市江刺区西大通り 5-23	0197-35-2181 0197-35-0530
県立宮古病院	〒027-0096 宮古市崎嶽ヶ崎 1-11-26	0193-62-4011 0193-63-6941
県立軽米病院	〒028-6302 軽米町大字軽米 2-54-5	0195-46-2411 0195-46-3681
齋藤神経科内科クリニック	〒020-0021 盛岡市中央通 1-12-4 盛岡コーポラスビル 3 階	019-653-5068 019-653-5068
岩本クリニック	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通 3-63 第 2 基ビル 2 階	019-625-3134 019-625-3238
加茂谷心療内科	〒020-0884 盛岡市神明町 7-32	019-623-3523 019-623-1161
鈴木内科神経内科医院	〒020-0111 盛岡市黒石野 2-9-58	019-661-2505 019-661-4937
もりおかこども病院	〒020-0102 盛岡市上田字松屋敷 11-14	019-662-5656 019-662-7185
県立二戸病院	〒028-6193 二戸市堀野字大川原毛 38-2	0195-23-2191 0195-23-2834
医療法人なるいクリニック	〒024-0083 北上市柳原町 1-1-41	0197-64-1022 0197-64-1042
木村医院	〒023-0058 奥州市水沢区堀ノ内 30	0197-24-3611 0197-24-3612
すずきひろこ心理療法研究室	〒020-0024 盛岡市菜園 2-7-30 スガトウビル 4 F	019-621-8071 019-621-8072
智田医院（心療内科）	〒020-0016 盛岡市名須川町 20-15	019-626-6060 019-626-6060
中央通ストレスクリニック	〒020-0021 盛岡市中央通 2-10-20	019-604-4371 019-604-4360
秋保クリニック	〒021-0866 一関市南新町 55	0191-32-5105 0191-32-5106
岩手県立久慈病院	〒028-8040 久慈市旭町 10-1	0194-53-6131 0194-52-2601
ちば心療内科クリニック	〒025-0039 花巻市諏訪 2-1-16	0198-22-1322 0198-22-1355
北上駅前さいとう心療内科医院	〒024-0061 北上市大通 1-3-1 おでんせプラザぐるーぷ 4 F	0197-61-4820 0197-61-4850
ふじメンタルクリニック	〒020-0066 盛岡市上田 1 丁目 3-10-201	019-606-3900 019-606-3905
たかはしメンタルクリニック	〒027-0074 宮古市保久田 8-11	0193-71-2005 0193-62-2015
もりおか心のクリニック	〒020-0866 盛岡市本宮字宮沢 55-5	019-613-6677 019-635-7739

病院・診療所名	所在地	電話番号 FAX 番号
むらかみクリニック	〒021-0023 一関市銅谷町 3-10	0191-31-2888 0191-31-2887
さくらクリニック	〒023-0801 奥州市水沢区横町 74	0197-51-7600 0197-51-6433
かなもり神経内科クリニック	〒020-0173 岩手郡滝沢村滝沢字高屋敷平 11-39	019-684-2777 019-684-2778
原田内科脳神経機能クリニック	〒020-0004 盛岡市山岸 3-2-1 山岸中央ビル 1F	019-662-7533 019-664-9660
岩手県立療育センター 主に児童を対象	〒020-0401 盛岡市手代森 6-10-6	019-624-5141 019-624-5144

(2) 自立の支援

精神障害者社会適応訓練事業

事業の内容

通院中の精神障がい者の方で比較的症状が安定しているが、一般就労が困難な方に対して、社会復帰にご理解のある事業所に一定期間通っていただくことで、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の社会適応訓練を実施する制度です。

対象

回復途上にあり、社会的規範を受け入れる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障がい者の方で、保健所長が認めた者。

協力事業所

精神障がい者の方に対するご理解があり、精神障がい者の方に仕事を提供していただき、社会適応訓練を通じてその社会的自立を促進することに熱意を有する事業所で知事が認めた者。

委託期間

事業委託期間は、原則として6か月とし、3年を限度として更新することができます。

協力奨励金

精神障がい者の方の訓練を受け入れていただいた協力事業所に対して、訓練生1人あたり日額2,000円(月額40,000円を限度)の協力奨励金をお支払いします。

相談・手続き

協力事業所の登録手続きや訓練内容等詳しくは、最寄の保健所にお尋ねください。

(3) 社会参加の促進

精神科救急医療施設利用の手引き

精神科救急医療って何？

近年、新しい薬の開発等により、以前は治らないとされていたところの病気も、かなりの回復が期待できるようになりました。

こころの病気も体の病気と同じように、症状が軽いうちに受診することで比較的短い期間での社会復帰が可能となってきています。

こころの病気は、脳の病気なのです。

国は、精神障がい者の早期治療と、精神障がい者が地域で安心して地域で生活できるようにするための支援サービスとして、1995年に「精神科救急医療システム整備事業」を制度化しました。

岩手県でも1998年2月に岩手医科大学附属病院を精神科救急医療施設常時対応施設に指定して、24時間体制での精神科救急事業を盛岡圏域で開始しました。

その後対象地域を拡大し、2000年5月には精神科救急医療施設常時対応施設は4ヶ所になり、対象地域も県全域となっています。

なお、2010年からは、精神科救急医療施設常時対応施設に加え、新たに輪番対応施設の指定も開始しています。

どんな時に利用したらいいの？

精神科救急医療は休日・夜間の救急医療体制です。対象となるのは、次のような方です。

- ・こころの病気のために、自分自身や周りの人を傷つける恐れのある人
- ・自殺や自分自身を傷つける行為のために、救命処置が必要な人
- ・精神科・神経科に通院中の方で、突然調子を崩してしまった人
- ・こころの病気と併せて、体の病気の治療を緊急に必要とする人

現在精神科の治療を受けている方や、1年以内に精神科の病院や診療所で治療を受けたことがある方は、まず、そちらの病院や診療所へ連絡してみてください。

どうやって受診したらいいの？

夜間や休日に受診の必要が生じた場合は、通院中の方は、まずかかりつけ医に連絡しましょう。

- ・これまで病院の精神科・診療所等への通院経験がない場合は、岩手県精神科救急情報

センター（連絡先及び受付時間は次項「岩手県精神科救急情報センター」参照）において、受診先についてご相談願います。

- ・意識不明状態など、生命の危険があると判断した場合には、救急車を要請してください。
- ・暴れるなどして周りの人だけでは連れて行けない場合には、警察が協力してくれる場合があります。

精神科救急医療施設に受診をした場合、患者さんの状態をみた医師の判断により、直ちに治療が必要な場合に限り入院となりますが、軽症で入院の必要はない場合には、お薬の処方や注射などの応急治療により帰宅することとなります。

精神科救急医療施設常時対応施設の一覧

病院名	所在地	電話番号
県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂森 60-1	0195-33-3101
岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸 19-1	019-651-5111
国立病院機構花巻病院	花巻市諏訪 500	0198-24-0511
県立南光病院	一関市狐禅寺字大平 17	0191-23-3655

岩手県精神科救急情報センター

夜間（休日）の精神科救急電話を開設しています。

夜間（休日）において、精神疾患を有する方や、そのご家族などからの精神科救急に関する相談を電話にて受け付けています。

相談内容から、適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

対象者は、岩手県在住で精神科救急医療を必要とされている精神疾患を有する方や、そのご家族です。

相談先

岩手県精神科救急情報センター TEL 019-624-6791

受付時間 平日 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～22:00（年末年始を含む）

〔注意事項〕

かかりつけの医療機関がある方は、まずそちらにご相談下さい。

夜間に精神科救急への受診相談などをお受けするための電話です。

医療機関の状況により、ご要望にお応えできないことがあります。

緊急性の高い相談に対応することを業務としておりますので、時間をかけた継続的

な相談はご遠慮ください。

精神科救急医療以外の精神保健福祉に関する相談については、平日に各市町村、各保健所、岩手県精神保健福祉センター、相談支援事業所等へご相談ください。

精神科救急医療施設一覧

圏域	病院名	区分	電話	所在地
県北	県立一戸病院	常時	0195-33-3101	一戸町
	久慈享和病院	輪番	0194-53-2323	久慈市
盛岡	岩手医科大学附属病院	常時	019-651-5111	盛岡市
	盛岡市立病院	協力	019-635-0101	盛岡市
	盛岡観山荘病院	輪番	019-661-2685	盛岡市
	岩手保養院	協力	019-624-3251	盛岡市
	岩手晴和病院	輪番	019-696-2055	盛岡市
	都南病院	協力	019-638-7311	盛岡市
	平和台病院	輪番	019-672-2266	紫波町
	玉山岡本病院	〃	019-683-2121	盛岡市
	宮古山口病院	〃	0193-62-3945	宮古市
	三陸病院	協力	0193-62-7021	宮古市
岩手 中部	(独法)国立病院機構 花巻病院	常時	0198-24-0511	花巻市
	本館病院	協力	0198-23-5131	花巻市
	花北病院	輪番	0197-66-2311	北上市
	奥州市総合水沢病院	協力	0197-25-3833	奥州市
	胆江病院	〃	0197-24-4148	奥州市
	釜石厚生病院	〃	0193-23-5105	釜石市
	六角牛病院	〃	0198-62-2026	遠野市
県南	県立南光病院	常時	0191-23-3655	一関市
	県立大船渡病院	協力	0192-26-1111	大船渡市
	希望ヶ丘病院	〃	0192-53-1019	陸前高田市

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある程度にあることを証明するもので、この手帳を所持することにより各種支援を円滑に受けることができます。

平成18年10月以降に新規・更新の手続きを行う場合、これまでの申請書類等に加えて、写真をご準備いただく必要があり、療育手帳、身体障がい者の手帳と同様に写真貼付された新しい様式の手帳が発行されることとなります。

対象者

精神の障がいのために、長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受けると認められる方です。

申請書類

- ・申請書
- ・診断書 若しくは精神障がいを支給事由とする年金給付を現に受けていること証する書類又は特別障害給付金受給資格者証の写し
- ・写真（縦4cm×横3cm） 1枚
（写真は、申請日から1年以内に撮影され、脱帽して上半身を写したもの）
- ・申請書、診断書は市町村役場にも準備しています。）

障害者手帳の記載事項に変更がある場合は、最寄りの市町村窓口で速やかに変更手続きを行ってください。変更届は市町村役場にも準備しています。

新様式の手帳に交換希望の場合は、下記の届に写真を添えて最寄りの市町村役場に提出してください。再交付届、返還届は市町村役場にも準備しています。

障がいの程度による区分

障がいの程度に応じて、1級から3級に区分されています。

持っていると受けられる支援

税金の控除や減免、県営施設等の使用料の減免、携帯電話の基本料・付加機能使用料の50%割引などがあります。

手帳の交付手続、受けられる支援の内容については、お近くの市町村役場、保健所（支所）精神保健福祉センターにお問い合わせください。

精神保健福祉センター - 精神保健福祉法第6条 -

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究ならびに複雑な相談指導事業を行うとともに、保健所、市町村、その他関係機関に対し、技術指導、技術援助を行う施設です。

主な業務内容

- ・保健所、市町村及び関係機関に対し、専門的な立場から積極的な技術指導や技術支援を行います。
- ・一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障が

い者の権利擁護等についての普及啓発を行います。

- ・ 医師、保健婦、精神保健福祉相談員などの専門スタッフが精神保健福祉に関する相談をはじめ、心の健康相談や思春期、アルコールなどの特定相談を行います。
- ・ 家族会、患者会など組織の育成や活動に協力しているほか、精神保健ボランティアの養成を行います。

所在地

岩手県精神保健福祉センター（設置主体：岩手県）

〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1（岩手県福祉総合相談センター内）

TEL 019-629-9617

保健所（精神保健相談）

保健所では、精神障がい者の方が地域において自立して生活できるよう、さまざまな活動を行っています。

精神保健相談等ご相談のある方は最寄りの保健所までお尋ねください。

2008年4月1日に盛岡市が中核市に移行したため、保健所を設置しています。

精神保健福祉相談員

県では精神保健福祉センターや保健所に、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じたり、精神障がい者やその家族等を訪問して必要な指導を行う精神保健福祉相談員を置いています。

主な業務内容

- ・ 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと。
- ・ 精神障がい者及びその家族等を訪問し、必要な指導を行うこと。
- ・ 精神障がい者の社会復帰に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

相談・手続き

詳細は、保健所及び精神保健福祉センターにお尋ねください。

所在地

岩手県精神保健福祉センター（設置主体：岩手県）

〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1（岩手県福祉総合相談センター内）

TEL 019-629-9617

ひきこもり

ひきこもりとは

厚生労働省の定義によれば、「ひきこもり」とは、「6ヶ月以上、自宅にひきこもって、会社や学校に行かず家族以外との親密な対人関係がない状態」のことをさします。

ひきこもりの原因

「ひきこもり」の原因はさまざまで、心の病が影響している場合もあれば、はっきりとした理由がわからない場合も少なくはありません。

ひきこもりに対する岩手県の取り組み

岩手県では、各保健所や精神保健福祉センターにおいて、研修会の開催やフリースペース等の設置により、ひきこもりのご本人やご家族への支援を強化するとともに、地域社会の理解や相談支援体制を構築することにより、ひきこもりのご本人の社会参加を推進しています。

また、ひきこもりの方への支援ガイドや相談機関の一覧表等を作成していますので、参考にしてください。

自殺対策

厚生労働省が取りまとめた平成 20 年人口動態統計によると、岩手県における自殺者数は、454 人（人口 10 万対死亡率 33.7、全国順位第 3 位）で、依然として自殺高率県となっています。

そのため、岩手県では自治体、医療、福祉、商工、金融、労働、農林水産、教育、警察、消防等の関係機関・団体からなる岩手県自殺対策推進協議会（会長：岩手県知事）の取組や、自殺防止月間をはじめとする各種キャンペーン、自殺予防に係わる方たちへの支援やボランティアの養成、自殺予防に向けた地域づくりや自死ご遺族の支援等に力を入れて取り組んでいます。

岩手県の障がい者関係団体一覧

団体名	住所	連絡先	活動内容	会員数 (H21)
岩手県ことばを 育む親の会	盛岡市大通 3-8-1 桜城小学校きこえとこと ばの教室内	019- 624-0457	・幼児期の言語教育研修講座の開 催・親子合宿研修会・学習会等	1,100名
社会福祉法人岩 手県視覚障害者 福祉協会	盛岡市本町通 3-6-20	019- 652-7787	・盛岡盲人ホームの設置・会報発 行・福祉機器等の指導や各種相談 事業・スポーツ振興事業・職業研 修等	347名
岩手県肢体不自 由児・者父母の会	盛岡市みたけ 2-23-27	019- 647-8941	・組織の充実活動事業・広報発行・ 主催、後援等事業・関係機関、関 係団体との連携事業	80名
社団法人日本自 閉症協会岩手県 支部	一関市真紫字中田 34-83	0191- 21-3480	・研修会、総会 ・親子キャンプ・ 自閉症児者の支援活動	240名
岩手県重症心身 障害児(者)を守 る会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019- 637-7558	・研修会・交流キャンプ・会報発 行 他	303名
社会福祉法人岩 手県身体障害者 福祉協会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019- 637-7636	・岩手ワークショップの設置、運 営・身体障がい者の福祉に関する 調査、研究、他	35会員 約 55,600名
岩手県腎臓病の 会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019- 639-1330	・医療講演会・移植推進フォー ラム・交流会・スポーツ大会・会報 発行 他	1,100名
岩手県精神保健 福祉連合会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019- 637-7600	・「岩手県精神障害者家族大会」・ 研修会・機関紙発行・家族相談会	926名
岩手県知的障害 者福祉協会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手団体 交流室内	019- 637-2700	・(財)日本知的障害者福祉協会と 連携し会員への情報提供・施設長、 施設職員等を対象とした研修会・ 知的障がい児(者)のスポーツ交流 事業 他	66施設
岩手県ダウン症 候群父母の会	盛岡市黒石野 3-16-26	019- 661-9727	・定期総会・宿泊研修・音楽療法・ 会報発行・岩手看護短大学生との 交流 他	150名
特定非営利活動 法人岩手県中途 失聴・難聴者協会	盛岡市菜園 1-6-3	019- 651-8003	・中途失聴者、難聴者の福祉向上・ 会報発行・要約筆記通訳・パソコ ン要約者養成	35名
社団法人岩手県 手をつなぐ育成 会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019- 637-7558	・自立生活、社会参加支援・育成 会県大会・研修会事業等	1,674名

団体名	住 所	連絡先	活動内容	会員数 (H21)
社団法人岩手県ろうあ協会	盛岡市三本柳 13 地割 42-1	019-601-2020	・施設向上事業・ろうあ者連帯、連絡をはかる事業・スポーツ事業他	193 名
岩手喉友会	紫波郡矢巾町大字南矢幅 6-62-6 渡邊真由美様方	019-697-2138	咽頭、喉頭、食道等ガンのため声帯摘出した音声機能喪失者の社会復帰を目的とし発声訓練を行っている。	86 名
岩手盲ろう者友の会	盛岡市本町通 3-6-20 盛岡盲人ホーム気付	090-6781-5054	・月例会開催・会報発行・県委託による養成、派遣事業実施	69 名
全国脊髄損傷者連合会岩手支部	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-8001	脊髄障害者の自立・社会復帰支援交流会、スポーツ大会等開催・通信の発行	120 名
社団法人日本オストミー協会岩手県支部	盛岡市本宮字谷地 137	019-631-2255	社会参加適応訓練事業	250 名
一般社団法人日本筋ジストロフィー協会岩手県支部	滝沢市葉の木沢山 400-18 遠藤様方	019-688-8682	・筋ジストロフィーについての啓蒙、教育、情報提供・会報発行・療育キャンプ 他	50 名
岩手県精神保健ボランティア連絡会	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県精神保健福祉センター気付	019-662-8651	・公開福祉講演会開催（県民向け）・当事者、家族会支援 他	406 名
岩手県断酒連合会	岩手郡滝沢村鶴飼滝沢ニュータウン 3-18-11 関村敬様方	019-687-2362	各断酒会事業開催・東北断酒学校、東北断酒連合会主催等 他	110 名
いわて心臓病の子どもを守る会	紫波郡矢巾町南矢幅 6-15-78 菊池様方（盛岡市高松 2 丁目 33-29 菅原様方）	019-611-0039	・交流会・医療相談会・会報発行・療育キャンプ等	40 名
岩手県難病団体連絡協議会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-614-0711	・難病相談事業・県内難病キャラバン・大会開催・通院サポート事業・難病医療講演会・交流集会・機関誌発行・行政への要望活動 他	3,040 名
岩手中途失明者の会	八幡平市田頭 24-71-1 加藤奉栄様方	0195-76-2932	・俳句、短歌の創作、新聞、書籍の朗読による情報の収集、交換・交換・点字学習・パソコン操作習得 等	29 名
日本 ALS 協会岩手県支部	盛岡市三本柳 13-45-5 石橋様方	019-638-7472	・行政への要望活動・専門職への啓蒙活動、研修会の開催・会報発行	78 名
特定非営利活動法人いわて脳外傷友の会イーハトーブ	盛岡市羽場 14 地割 8-4	019-639-4177	・脳外傷に関する学習・相互理解交流・情報の発信・障がいへの理解促進・毎週木曜日/岩手県福祉総合相談センター内にて開室 他	41 名

生活援護

1 生活保護の充実

(1) 生活保護

生活保護とは

生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡し生活に困ることがあります。

生活保護は、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分自身で自分のくらしを支えられるよう支援することを目的としており、生活保護法に基づいて行われます。

岩手県では、保護の決定と実施に関する事務は、岩手県及び各市が設置する福祉事務所（以下「福祉事務所」といいます。）で行っています。

生活保護制度の基本原則

国家責任による最低生活保障の原理 （生活保護法第1条）	生活に困窮するすべての国民の保護を、国がその直接の責任において実施します。
無差別平等の原理 （生活保護法第2条）	この法律の定める要件を満たす限り、すべての国民がこの法律による保護を受けることができます。
健康で文化的な最低生活保障の原理 （生活保護法第3条）	健康で文化的な最低限度の生活水準の維持を保障します。
保護の補足性の原理 （生活保護法第4条）	生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力等を活用し、また、他の制度による給付を受けてもなお満たされない部分について必要な保護を行います。

生活保護制度の原則

申請保護の原則 （生活保護法第7条）	保護は、保護を必要とする者（要保護者）その民法上の扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始します。
基準及び程度の原則 （生活保護法第8条）	厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行われます。
必要即応の原則 （生活保護法第9条）	要保護者の年齢、健康状態等の事情を考慮し、個々の要保護者の実情に即した有効適切な保護を行います。
世帯単位の原則 （生活保護法第10条）	保護は、世帯単位で保護の要否や程度を判定して実施します。

生活保護の種類

生活保護は次の8種類の扶助から構成されています。

扶助の種類 (8種類)	生活扶助	毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用
	住宅扶助	家賃、地代又は住宅の補修費などの費用
	教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用
	介護扶助	介護サービスが必要な場合の費用
	医療扶助	病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用(通院にかかる交通費も含まれます。)
	出産扶助	出産に要する費用
	生業扶助	技術を身につけるための費用や高等学校等への就学費用、就職準備などの費用
	葬祭扶助	葬儀などに要する費用

保護の決め方

保護は原則として、世帯(くらしをともにしている家族)を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

最低生活費 その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを基に国で定めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入 働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

保護が受けられる場合(収入が最低生活費に満たないとき)

最低生活費	
収入	保護費

保護が受けられない場合(収入が最低生活費を上回るとき)

最低生活費
収入

生活保護が決定されるまで

生活保護の申請

申請するときは、原則、申請書等（生活保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書など）に必要事項を記入し、お住まいの市福祉事務所または町村役場生活保護担当課に提出してください。

保護の要件

生活保護を受けるには、次のような条件があります。活用できるものがあるときは、活用していただくことになります。

資産の活用

預金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属など活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。

ただし、現在お住まいの住宅や障がい者が通院等のために必要な自動車などは、一定の条件の下に福祉事務所からその保有を認められる場合もありますのでご相談ください。

能力の活用

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。

扶養義務者の援助

扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹など）からの援助を受けられるときは、それを優先します。

他の制度の活用

生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当等）で活用できるものは、それを優先します。

（２）生活保護法関連施設

救護施設

身体上又は精神上の理由により、独立して生活を営むことのできない方へ生活の場を提供し、生活扶助を行うことを目的とした施設です。

対象者

生活保護を受給しているか、若しくはこれに準ずる世帯の方で、身体上又は精神上の理由により、独立して生活を営むことができない方。

相談窓口

福祉事務所、町村役場又は施設にお問い合わせください。

所在地

好地荘(定員 70名): 〒028-3171 花巻市石鳥谷町中寺林 7-46-3 TEL 0198-45-3024

松山荘(定員 100名): 〒027-0037 宮古市大字松山 8-19-1 TEL 0193-62-7921

2 生活福祉資金貸付援護の充実

(1) 生活福祉資金(平成22年1月現在)

低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対し、各種資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図ろうとするものです。

実施主体

岩手県社会福祉協議会(受付窓口:市町村社会福祉協議会)

貸付対象

低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)

障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。)の属する世帯

高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯

連帯保証人

原則として必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能です。

借受利子

連帯保証人を立てる場合：無利子

連帯保証人を立てない場合：年1.5%

なお、緊急小口資金及び教育支援資金については無利子、不動産担保型生活資金については、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率になります。

資金種類

資金種類としては、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類があります。

各資金の概要については、別表のとおりです。

(別表)

資金の種類		貸付対象	概要	貸付額	利率・保証人
総合支援資金	生活支援費	低所得世帯	生活再建までの間(12か月以内)に必要な生活費の貸付	単身世帯 月額15万円以内 複数世帯 月額20万円以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.5%
	住宅入居費	低所得世帯	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用の貸付	40万円以内	
	一時生活再建費	低所得世帯	生活再建のために一時的に必要な費用の貸付	60万円以内	
福祉資金	福祉費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	日常生活又は自立生活を送るために一時的に必要な費用の貸付	580万円以内 (使途に応じて決定)	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.5%
	緊急小口資金	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費の貸付	10万円以内	無利子 (保証人不要)
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯	高等学校、大学、高等専門学校等に就学するために必要な費用の貸付	高等学校等 月額3万5千円以内 高等専門学校等 月額6万円以内 大学 月額6万5千円以内	無利子 (連帯借受人がい ない場合は保 証人必要)
	就学支度費	低所得世帯	高等学校、大学、高等専門学校等に入学するために必要な費用の貸付	50万円以内	無利子 (連帯借受人がい ない場合は保 証人必要)
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	(市町村民 税非課税程 度の) 高齢者世帯	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸付	不動産評価額の7割を標準として、県社協が定めた額(1月当たり) の上限は30万円)	年3%又は、当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方。 保証人については、要保護世帯向けのみ不要。
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	(要保護の) 高齢者世帯	要保護世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸付	不動産評価額の7割(集合住宅の場合は5割)を標準として、県社協が定めた額	

国民健康保険

1 国民健康保険

国民健康保険とは

「国民健康保険」いわゆる「国保」は、私たちが住んでいる市町村が運営しています。国民健康保険の制度の創設は、昭和 13 年の「国民健康保険法（旧法）」にさかのぼります。

この頃の日本は、世界的な恐慌により国民生活が迫窮しており、医療費の負担が重荷となっていました。

このため、国民が等しく医療を受けられるよう、みんながお金を出し合い、お互いに助け合おうという精神から、任意の国保組合が組織され、保険事業が展開されるようになりました。（任意給付）

その後、昭和 36 年には、国民全員が国保（新法）か社保（政府管掌健康保険などの社会保険）への加入が義務化され、誰もが等しく医療サービスを受けられるようになりました。（法定給付）

以後、高額療養費支給制度や退職者医療制度の創設など、幾多の改正を経て現在に至っています。

しかし、現在の国保制度を巡る環境は、近年の急速な少子高齢化の進展や長引く景気の低迷、医療技術の高度化による医療費の増加などを背景としながら、高齢者や低所得者層の加入率の高まりや小規模保険者の増加などの要因により、国保事業を行っている市町村は厳しい財政運営を強いられています。

Q & A

国民健康保険税を滞納し続けていると「資格証明書」が交付されると聞きましたが、「資格証明書」とは何ですか。

資格証明書とは、正式には「国民健康保険被保険者資格証明書」といいます。保険者（市町村）が保険税を滞納している方に対し、保険証を返還してもらい、その代わりに交付するもので国保の被保険者の資格を証明する書類です。

・国保の被保険者であることの証明書となります。

・医療を受けるときは、一旦全額自己負担になります。

災害等の特別な事情もなく国民健康保険税を1年以上滞納していると次のような措置がとられます。

納期限から1年間滞納すると、国民健康保険証を返していただき、代わりに資格証明書が交付されます。医療機関にかかった場合、通常の保険証の場合には医療費の3割又は2割の支払いで済みますが、資格証明書の場合には窓口で一旦、医療費を全額支払っていただくこととなります。後日、市町村に申請すると保険で給付される分の払い戻しが受けられます。

納期限から1年6ヵ月を超過しても滞納が続いていると、全額自己負担した医療費について、保険給付される分の払い戻しが止められます。また、出産育児一時金や葬祭費の給付も止められます。

さらに、滞納が続くと、止められている給付額から、滞納している保険税にあてられる場合があります。また、財産の差し押さえなどが行われる場合があります。

特別な事情とは・・・ 世帯主がその財産につき災害を受け又は盗難にかかったこと

世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷したこと

世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと

世帯主がその事業につき著しい損害を受けたこと

～ に類する事由があったこと

資格証明書を交付されている方で、医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の一時払いが困難である場合には、市町村の窓口申し出ることにより、緊急的な対応として、短期被保険者証が交付される場合があります。

納付が困難な方や、災害その他特別な事情がある方は早めに市町村にご相談下さい。

海外旅行中に突然病気になり、現地の医療機関にかかりましたが、その時に支払った治療費が戻ってくる制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。

海外渡航中に病気やけがの治療を受けた場合、以前は国保が使えませんでした。平成13年1月1日からは国保の保険給付が受けられるようになりました。具体的な手続きについては次のとおりです。

いったんかかった医療費の全額を海外の医療機関に支払うとともに、担当の医師から治療内容やかかった金額等についての証明をもらいます。

帰国後、お住まいの市町村等の国民健康保険窓口で申請の手続きをします。

後日、支払った医療費の額の保険給付分が払い戻されます。（ただし、日本では保険の適用とされていない臓器移植（例えば心臓や肺の移植）や人工授精等の不妊治療、性転換手術等は対象になりません。）

必要な書類 海外療養費支給申請書、診療の内容がわかる医師の診療明細書及び領収明細書等（各市町村の担当窓口の様式が備え付けてありますので、渡航時にご持参ください。）が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文

問い合わせ先

疑問な点がある時、各種届出をする時には、お住まいの市町村役場の国保担当課までお問い合わせください。

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

1 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

- 戦傷病者戦没者
遺族等援護法 -

旧軍人、軍属及び準軍属の公務上又は勤務に関連しての傷病又は死亡等に関し、国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれら遺族に対して援護するものです。

援護の種類と内容

種 別	支給年額	支給の要件
障 害 年 金 (特別項症 ～第5款症)	公 務 第6項症 2,033,000円 第5款症 961,000円	1 公務傷病又は勤務に関連した傷病 (昭和 12.7.7 以後内地等における在職期間内に関するもの)により障害の状態にある者 2 増加恩給、傷病年金受給者は除かれる 3 扶養家族に加給
	勤務関連 第6項症 1,571,100円 第5款症 743,000円	
遺 族 年 金 遺 族 給 与 金	公 務 1,966,800円 勤務関連 1,573,500円	1 公務傷病又は勤務に関連する傷病により、死亡した軍人、軍属及び準軍属(遺族給与金の場合)の遺族に支給 2 遺族の要件 配偶者、子、父母、孫、祖父母等、死亡者と生計関係のあった者
	先順位者のみ 平病死亡 1,573,500円 平病死亡(公務軽症、勤関重症) 541,450円 平病死亡(勤関軽症) 440,250円	1 障害年金受給者の公務外死亡した者の遺族に支給 2 昭和 12.7.7 以後の在職期間内に公務傷病にかかり、これに関連した傷病により在職中又は退職後6(12)年以内に死亡した者の遺族に支給 3 6ヵ月以上の戦地勤務の影響により勤務期間経過後1(3)年以内に死亡した者の遺族に支給 4 支給順位は上位遺族年金と同じ
	併発死亡 (公 務) 440,250円 (勤務関連) 318,850円	
弔 慰 金	先順位者のみ 50,000円 (10年償還国債)	1 昭和 12.7.7 以後の在職期間内に公務傷病又は勤務に関連する傷病により昭和 16.12.8 以後に死亡した軍人、軍属、準軍属の遺族に支給 2 支給は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等の順位による

旧軍人、軍属等の範囲

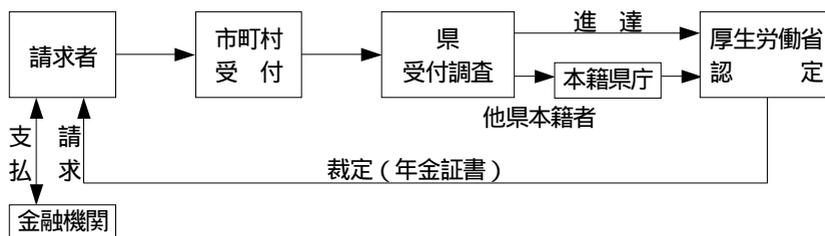
- 1 旧軍人：軍人のほか、元の陸海軍の学校の生徒等の準軍人及び元の陸海軍部内の文官等
- 2 軍属：元の陸海軍の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員、船舶運営会の乗組船員、特殊勤務についていた満鉄職員等
- 3 準軍属：旧国家総動員法による被徴用者、動員学徒、軍の要請による戦闘参加者、国民義勇隊員、満州開拓青年義勇隊開拓団員等

請求権の時効

権利を取得したときから7年間請求しないと時効になります。

ただし、その期間内に請求しなかったことについて宥恕すべき理由があると認められる場合には、特例としてこれを認め（傷病恩給請求を除く）、恩給を支給することとしています。この場合、恩給の支給は、請求を受け付けた日から遡って5年分となっています。

請求書類の受付、進達、裁定



相談

県庁地域福祉課または市町村福祉担当課にお尋ねください。

2 戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員

戦傷病者又は戦没者遺族の援護のため相談、指導、助言等を行うことを厚生労働大臣

から委託された民間人で、県内に戦傷病者相談員が 14 人、戦没者遺族相談員が 28 人配置されています。

3 特別給付金、特別弔慰金の支給

- 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
- 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 -

戦没者の遺族及び戦傷病者の妻等に対して、特別支給されるものです。

特別給付金及び特別弔慰金の種類と内容

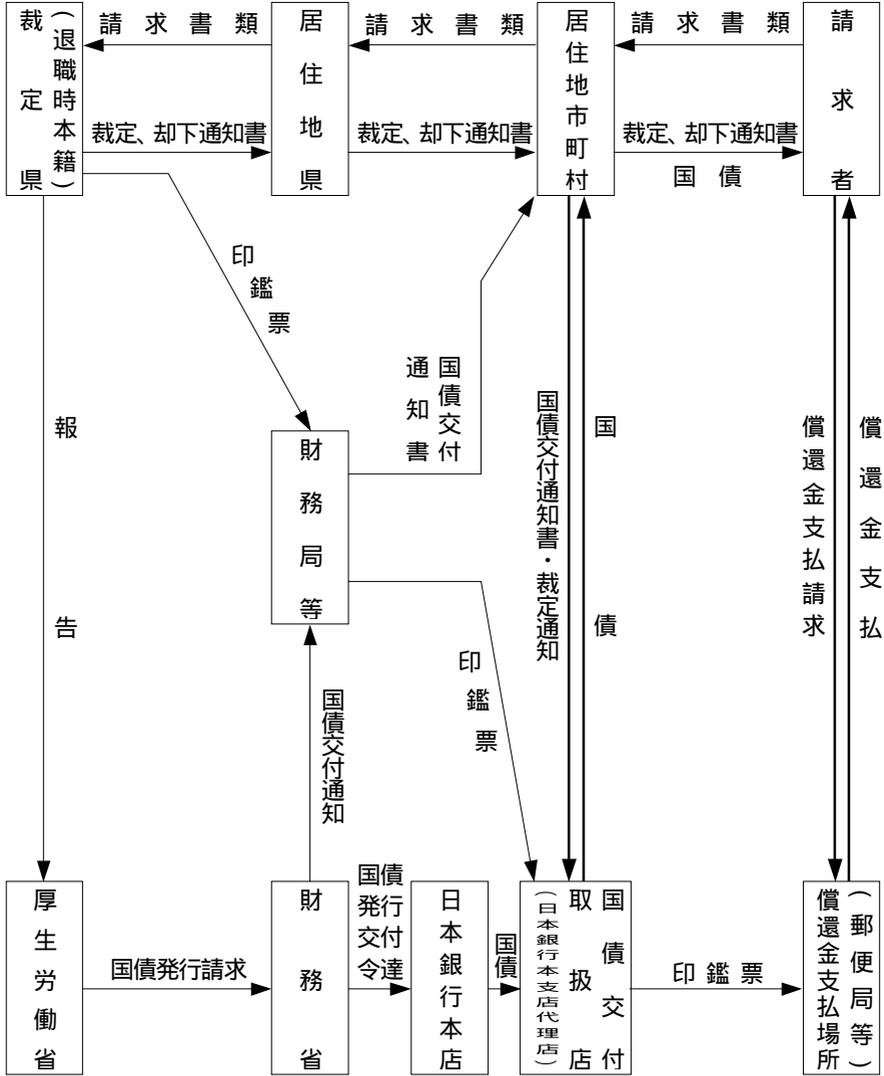
法律別	支給金額	支給の要件
戦没者等の妻に対する特別給付金 (昭 38 法 61 号)	20 万 ~ 200 万円 記名国債 (10 年償還無利子)	戦没者の妻であって、基準日において公務扶助料、遺族年金等を受給していること。
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (昭 40 法 100 号)	・ 40 万円記名国債 (10 年償還無利子) ・ 24 万円記名国債 (6 年償還無利子)	弔慰金の受給権者等で、基準日において公務扶助料、遺族年金等を受給している者がいないこと。
戦傷病者等の妻に対する特別給付金 (昭 41 法 109 号)	100 万円 } 記名国債 、 15 万円 } (10 年償還無利子) 5 万円記名国債 (5 年償還無利子)	基準日において第 5 款症以上の増加恩給、障害年金等を受けている戦傷病者の妻であること。 基準日において第 5 款症以上の増加恩給、障害年金等を受けている戦傷病者である夫が平病死亡(例:交通事故等、公務傷症に因果関係のない死亡)した妻であること。
戦没者の父母等に対する特別給付金 (昭 42 法 57 号)	10 万 ~ 100 万円 記名国債 (5 年償還無利子)	基準日において公務扶助料、遺族年金等を受給している戦没者の父母等のうち、戦没者の死亡当時その死亡者以外に子も孫も有せずかつ基準日までに自然血族たる子も孫も有しなかった父母又は祖父母であること。

(注) 基準日とは、法律で定められた特定の日である。

請求権の時効

権利を取得した日から 3 年間請求しないと時効になります。

請求進達の経路



相談

県庁地域福祉課または市町村福祉担当課にお尋ねください。

4 戦傷病者援護 - 戦傷病者特別援護法 -

公務上罹患又は受傷した旧軍人、軍属等に対して、国家補償の精神に基づき戦傷病者手帳の交付や、療養給付等の援護が行われます。

戦傷病者援護の種類及び内容

種 別	救護の要件・内容
戦 傷 病 者 手 帳 交 付	<ol style="list-style-type: none"> 1 公務傷病により恩給法別表の第5款症以上の障がいがある者 2 公務傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者 3 公務傷病により旧恩給法施行令の第4目症以上の障がいがある者
療 養 の 給 付	<ol style="list-style-type: none"> 1 知事により公務傷病につき療養の必要があると認定された者 2 療養給付の範囲は次のとおり 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、病院又は診療所への入院、看護及び移送
療 養 手 当 の 給 付	<ol style="list-style-type: none"> 1 引続き1年以上入院して療養の給付を受けている者(傷病恩給等を受けている者を除く) 2 手当月額 29,400円
葬 祭 費 の 支 給	<ol style="list-style-type: none"> 1 療養の給付を受けていた者が死亡した場合、遺族で葬祭を行う者に対して199,000円 2 遺族がいない場合は葬祭を行った者に対して、199,000円の範囲内において葬祭に要した額を支給する。
更 生 医 療 の 給 付	公務上の傷病により一定程度(第5款症程度)以上の障がいのある戦傷病者が更生するための医療が必要と認めるときに給付を行う。
補 装 具 の 支 給 及 び 修 理	公務上の傷病により一定程度(ほぼ第3款症)以上の障がいのある戦傷病者に対して必要な補装具の支給又は修理を行う。
国 立 保 養 所 入 所	重度の戦傷病者(第2項症以上)で、国立保養所長が必要であると認められた者
J R 旅 客 会 社 乗 車 券 の 無 賃 取 扱 い	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4目症以上の戦傷病者は障がいの程度に応じて定められた枚数の「戦傷病者乗車券引換証」を受けることができる。 2 これにより無賃でJR旅客会社の鉄道又は連絡船を使用することができる。

種 別	救護の要件・内容
戦傷病者相談員	戦傷病者の更生相談に応じたり援護のための必要な指導を行うことを厚生労働大臣から委託された民間人であり、県内に 14 人が配置されている。
所得税、相続税、住民税の障がい者控除及び自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免並びに日本放送協会の放送受信料の減免、航空機旅客運賃の割引	所得税法、相続税法、地方税法その他法令により、障がいの程度に応じて該当になる。

相談

県庁地域福祉課または市町村福祉担当課にお尋ねください。

5 国庫債券の買上げ

記名国庫債券を持っている人が生活に困窮し、生計資金を必要とする場合に、その国債を買上償還する制度です。

対象記名国庫債券（1～4のうち、財務省が告示するもの）

- 1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により支給されたもの
- 2 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により支給されたもの
- 3 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により支給されたもの
- 4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法により支給されたもの

買上要件

- 1 生活保護法による被保護者、又は同様の状態であると福祉事務所長が認める生活困

窮者

- 2 買上の際に、次の国債の償還支払期日以降分が連続していること

買上申請

現住地の市町村役場に申請し、広域振興局長又は市福祉事務所長の買上要件 1 についての証明が必要です。

買上機関

記名国債の償還金支払場所先として定める郵便局又は銀行です。

6 国庫債券の担保貸付け

記名国庫債券を持っている人が事業資金を必要とする場合に、その国債を担保として資金を貸し付ける制度です。

対象記名国庫債券（1～4で現在発行されているものすべて）

- 1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により支給されたもの
- 2 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により支給されたもの
- 3 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により支給されたもの
- 4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法により支給されたもの

貸付要件

- 1 事業資金として必要なものであること
- 2 国債の残存賦札は、次の償還金支払期日分以降が連続していること

貸付機関

株式会社日本政策金融公庫

窓口

市町村福祉担当課

7 旧軍人、軍属等の恩給 - 恩給法 -

旧軍人、軍属又は遺族に対して支給される恩給です。

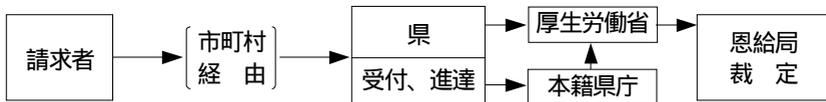
恩給の種類と内容

種 別	支給の要件	支給年額(円)
普通恩給	公務員が一定の年数(下士官、兵 12 年、准士官以上 13 年)以上在職して退職した場合に支給。65 歳未満	849,500 (最低保障)
	同上。65 歳以上	1,132,700 (最低保障)
	傷病恩給受給者に併給。65 歳以上 短期在職者実在職 9 年以上	849,500 (最低保障)
	傷病恩給受給者に併給。65 歳以上 短期在職者実在職 6 年以上 9 年未満	679,600 (最低保障)
	傷病恩給受給者に併給。65 歳以上 短期在職者実在職 6 年未満	568,400 (最低保障)
普通 扶 助 料	普通恩給受給者が死亡した場合その遺族に支給。(死亡者実在職年下士官以下 12 年、准士官以上 13 年以上)	792,000 (最低保障)
	同上。(死亡者短期在職者実在職年 9 年以上)	594,000 (最低保障)
	同上。(死亡者短期在職者実在職年 6 年以上 9 年未満)	475,200 (最低保障)
	同上。(死亡者短期在職者実在職年 6 年未満)	(~ H22.9) 403,400 (H22.10~) 404,800 (最低保障)
寡 婦 加 算	遺族が妻であって 60 歳以上	152,800
	遺族が妻であって扶養の子が 1 人の場合	152,800
	遺族が妻であって扶養の子が 2 人以上の場合	267,500
摘 要	1 遺族は死亡者の配偶者、未成年の子、父母、重度障がいの子、祖父母の順である。 2 寡婦加算は、自身の退職等を事由とした年金を受給している場合は支給されないが、普通扶助料の年額が 810,000 円以下の場合、その差額の範囲内で支給される。	

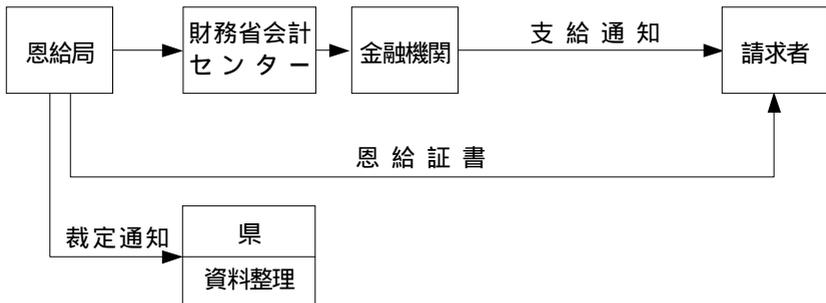
種 別	支給の要件	支給年額(円)
一 時 恩 給	1 引続く実在職年3年以上の者に支給 2 現に恩給、年金を受けていない者	兵 3年 15,150円 伍長 3年 17,100円
一 扶 助 時 料	1 一時恩給に該当する者が一時恩給を受けないで死亡した場合にその遺族に支給 2 現に扶助料、遺族年金を受けていない者	一時恩給支給額と同 額
一 時 金	1 旧軍人として断続する実在職年が3年以上の者(死亡の場合はその遺族)に支給 2 恩給、年金等を受けていない者	15,000円
増 加 恩 給 (特別項症～ 第7項症) 傷 病 年 金 (第1款症～ 第4款症)	1 公務のため負傷又は疾病にかかり障がいの状態のある者に支給 2 扶養家族に加給がある。	第7項症 1,853,000円 第4款症 961,000円
特別傷病恩給 (特別項症～ 第5款症)	1 昭和16.12.18以後内地等における在職期間内に関連し負傷、疾病にかかった者に支給 2 扶養家族に加給がある。	第5款症 743,000円
公 務 扶 助 料	1 公務に起因する負傷又は疾病により死亡した者の遺族に支給 2 遺族の要件 配偶者、未成年の子、父母、成年の子(公務員死亡時から引続き重度障がいで生活資料を得る途がない者)祖父母の順に扶助料を支給 3 扶養家族に加給がある。	最低保障年額 1,814,000円
増 加 非 公 死 扶 助 料	1 増加恩給受給者が公務傷病以外の疾病により死亡した場合にその遺族に支給 2 遺族の要件 公務扶助料と同じ	最低保障年額 1,420,700円
特 例 扶 助 料	1 昭和16.12.8以後本邦等で勤務に関連し負傷又は疾病により死亡した者の遺族に支給 2 遺族の要件 公務扶助料と同じ	最低保障年額 1,420,700円
加 算 改 定	1 昭和48年、50年、54年の法改正により戦時加算年も恩給年額の基礎に算入を認められたので普通恩給、普通扶助料、増加恩給、公務扶助料等の受給者で年額の改定を要する者が該当	

種 別	支給の要件	支給年額(円)
傷 病 者 族 遺 特 別 年 金	1 傷病年金及び特例傷病恩給受給者がその受給事由以外 の事由により死亡した場合その遺族に支給 2 遺族の要件 公務扶助料に同じ	404,800 円 又は 303,600 円 上記に遺族加算 (～H22.9) 136,650 円 (H22.10～) 152,800 円
傷 病 賜 金	1 公務のため負傷又は疾病にかかり軽度の障がい(1 目症、2目症)の状態にある者に支給 2 過去に傷病恩給又は傷病賜金を受けていない者	1目症 48,000 円 2目症 32,000 円

請求進達の経路



裁定通知の経路



相談

県庁地域福祉課または市町村福祉担当課にお尋ねください。

8 中国帰国者援護

援護の概要

永住帰国者

- ・ 帰国のための旅費の支給
- ・ 自立支度金の支給
- ・ 慰労金の支給
- ・ 日本語教室の開催
- ・ 交流事業の開催
- ・ 支援・相談員の派遣
(盛岡、奥州、一関地区)

一時帰国者

- ・ 帰国のための旅費の支給(往復)
- ・ 慰労金の支給
- ・ 通訳の派遣

支援給付制度

永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす方(特定中国残留邦人等)について、その属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付等の「支援給付制度」があります。

相談窓口は、各市の福祉事務所か、郡部お住まいの方は広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターとなります。

(中国語通訳ができる支援・相談員の派遣が可能です。)

9 旧軍人軍属等の兵籍等

兵籍簿等の閲覧について

兵籍簿等の資料については、本人又はそのご家族(ご遺族)【第三親等以内】の方のみ閲覧できます。資料を交付する場合の手数料は不要です。

ただし、行政機関等による公的な調査等の場合には、その担当者が閲覧することができます。

閲覧する場合は、県庁地域福祉課の相談窓口までお越しく下さい。

軍歴照会について

陸軍の場合

次の事項を手紙に記載のうえ、下記住所まで郵送ください。

調査したい方【公務員】の氏名（旧姓がある場合は、旧姓も記載のこと）

生年月日

復員時（戦没時）の本籍地

調査依頼者の氏名及び調査したい人との続柄（本人以外の場合）

閲覧（使用）目的

調査依頼者の住所、電話番号

申請者の本人確認のため、運転免許証、保険証等の写しの添付をお願いします。

<送付先>

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当あて

[電話番号] 019-629-5481（直通） [FAX番号] 019-629-5429

海軍の場合

資料が厚生労働省に保管されていることから、下記電話番号に直接照会のうえ、ご依頼ください。

<照会先>

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局調査資料室

[電話番号] 03-3595-2466（直通） [FAX番号] 03-3595-2485

災害援助等

1 災害援助 - 災害救助法 -

台風、地震等の自然災害や、大規模な火災、爆発等による災害が発生し、被害が一定程度で救助を必要とする場合には災害救助法が適用され、各種の救助活動が行われます。

法適用による救助は、知事が法定受託事務として実施に当たるもので、市町村は個別の災害ごとに知事の委任を受けて、又は知事を補助して救助に当たります。

なお、この救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的一時的に行われるものであり、災害復旧対策とは異なるものです。

救助の種類

法を適用した場合次の救助が行われます。

避難所、応急仮設住宅の供与

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

災害を受けた者の救出

災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

埋葬

死体の搜索及び処理

災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

法適用基準

市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状況にあるとき。

市町村人口区分	左の区分に該当する市町村 (平成17年国勢調査) (地自法§254)	法適用基準		小災害内規 運用基準 (滅失世帯)
		市町村人口に応じた 滅失世帯 (令1-1-1)	県内1,500世帯 滅失で市町村人口 に応じた滅失世帯 (令1-1-2)	
5,000人未満	田野畑村、普代村	30世帯以上	15世帯以上	15世帯以上 30世帯未満
5,000人以上 15,000人未満	葛巻町、西和賀町、平泉町、藤沢町、住田町、岩泉町、軽米町、野田村、九戸村	40世帯以上	20世帯以上	20世帯以上 40世帯未満
15,000人以上 30,000人未満	陸前高田市、雫石町、岩手町、矢巾町、金ヶ崎町、大槌町、山田町、洋野町、一戸町	50世帯以上	25世帯以上	25世帯以上 50世帯未満
30,000人以上 50,000人未満	大船渡市、久慈市、遠野市、釜石市、二戸市、八幡平市、紫波町	60世帯以上	30世帯以上	30世帯以上 60世帯未満
50,000人以上 100,000人未満	宮古市、北上市、滝沢村	80世帯以上	40世帯以上	40世帯以上 80世帯未満
100,000人以上 300,000人未満	奥州市、花巻市、一関市	100世帯以上	50世帯以上	50世帯以上 100世帯未満
300,000人以上	盛岡市	150世帯以上	75世帯以上	75世帯以上 150世帯未満
基 法 適 用 準	県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は隔絶地域など救護が困難で多数の住家が滅失した場合(令§1-1-3) 多数の者の生命、身体に危害を受け、又は恐れが生じた場合(令§1-1-4)			

2 災害弔慰金・災害障害見舞金

- 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条・第8条 -

自然災害により、死亡された方の遺族に災害弔慰金を支給したり、精神又は身体に著しい障がいを受けた方に災害障害見舞金を支給する制度です。

対象災害

市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

災害弔慰金

支給額

- ・生計維持者が死亡した場合 500万円
- ・その他の者が死亡した場合 250万円

受給遺族の範囲

- ・配偶者、子、父母、孫、祖父母

災害障害見舞金

支給額

- ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合 250万円
- ・その他の者が重度の障がいを受けた場合 125万円

障がいの程度

- ・両目が失明したもの
- ・咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ・両上肢の用を全廃したもの
- ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ・両下肢の用を全廃したもの
- ・精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が 前各号と同程度以上と認められるもの

3 災害援護資金の貸付け

- 災害弔慰金の支給等に
関する法律第 10 条 -

県内において自然災害により災害救助法が適用された市町村がある場合、被害を受けた世帯主が、生活立て直しのため災害援護資金の貸付けを受けられる制度です。

貸付対象となる被害

療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷

被害額が住居又は家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害

貸付限度額

被害の種類及び程度により、150 万円から 350 万円

所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
住居が滅失した場合は、1,270 万円	

利率

年 3 % (据置期間は無利子)

据置期間

3 年 (特別な事情がある場合は 5 年)

償還期限

10 年 (据置期間を含む)

償還方法

年賦又は半年賦

資料編

資料 1 保健福祉部の組織

保健福祉企画室

保健福祉企画室では、県民の皆さんが生涯を通じて、住みなれた地域で健康で安心して暮らしていけるよう、いわて県民計画の推進等を通じ、保健福祉施策の総合的な企画調整などを行っています。

担当	問い合わせ先	業務内容
企画担当	019-629-5406	保健福祉行政の企画及び調整、保健統計及び社会福祉統計、部内の予算
管理担当	019-629-5408	部内の人事、経理、財産管理
新型インフルエンザ対策担当	019-629-5466	新型インフルエンザ対策

【FAX : 019-629-5419】

医療推進課

医療推進課では、医療機関等の指導、医師等の養成確保、地域医療体制の整備及び推進、エイズなどの感染症の発生予防に関することなどを行っています。

担当	問い合わせ先	業務内容
医療担当	019-629-5427	医療対策、県立看護師養成所の整備、医師・看護職員養成・確保、医療機関等の整備・指導、免許登録
地域医療担当	019-629-5416	地域医療体制の整備及び推進、へき地医療対策、特定医療対策、周産期医療対策
感染症担当	019-629-5472	感染症対策、エイズ、予防接種、原爆被爆者援護

【FAX : 019-626-0837】

健康国保課

健康国保課では、県民の健康づくりの支援や、難病患者への医療給付、臓器移植、薬や麻薬・覚せい剤、国民健康保険に関することなどを行っています。

担当	問い合わせ先	業務内容
健康予防担当	019-629-5468 (健康増進)	健康づくり、栄養改善、歯科保健

担当	問い合わせ先	業務内容
	019-629-5471 (難病)	難病、臓器移植、骨髄バンク
薬務担当	019-629-5467	薬事、毒劇・覚せい剤・麻薬の指導・取締、 献血
国保担当	019-629-5479	保健医療機関等の指導、医療費助成事業、保 険者の指導

【FAX : 019-629-5474】

地域福祉課

地域福祉課では、市町村、民間福祉団体、NPO 等と連携・協力し、地域に生活する県民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう「相互に助け合い、支えあう、温か味のある地域社会」づくりに努めています。

担当	問い合わせ先	業務内容
生活福祉担当	019-629-5421	地域福祉の推進、民生委員、人権啓発、社会福祉協議会、共同募金会、日本赤十字社岩手県支部、福祉ボランティア活動、災害救助、戦没者等の遺族・中国帰国者援護、戦傷病者援護、戦没者追悼式、旧軍人等への恩給請求指導、兵籍簿管理
指導生保担当	019-629-5425	社会福祉法人の指導、ひとにやさしいまちづくり、ひとにやさしい駐車場利用証制度、生活保護施行事務指導、保護施設指導、指定医療機関指導、指定介護機関指導、生活福祉資金

【FAX : 019-629-5429】

長寿社会課

長寿社会課では、高齢者の方の福祉や介護保険を担当しています。

担当	問い合わせ先	業務内容
高齢福祉担当	019-629-5432	高齢者の社会参加、老人クラブ、地域包括支援センター、権利擁護、介護予防、介護支援専門員（登録・更新）認知症支援、地域リハビリテーション、緩和ケア
介護福祉担当	019-629-5435	介護保険に関する市町村支援、指定居宅介護事業所の指導監督、介護保険施設の指導監督

【FAX : 019-626-5439 (高齢福祉担当) 019-629-5444 (介護福祉担当)】

障がい保健福祉課

障がい保健福祉課では、障がい者（児）の方の保健・福祉を担当しています。

担当	問い合わせ先	業務内容
療育精神担当	019-629-5446	障がい児、知的・精神障がい者福祉施策の企画
障がい福祉担当	019-629-5447	障がい者施策全体の総括、身体障がい者福祉施策の企画

【FAX：019-626-5454】

児童家庭課

児童家庭課では、児童の健全育成、児童虐待防止、母子福祉、少子化対策、保育対策、母子保健などに関することを行っています。

担当	問い合わせ先	業務内容
健全育成担当	019-629-5457 (児童福祉施設)	児童の健全育成、児童館、放課後児童クラブ、いわて子どもの森、児童入所施設
	019-529-5461 (児童相談・母子福祉)	母子(寡婦、父子)福祉、児童扶養手当、特別児童扶養手当、婦人保護、児童相談所
少子化担当	019-629-5456 (少子化対策)	少子化対策、子ども手当
	019-629-5459 (保育)	保育対策、認可外保育施設、保育士試験、保育士登録
	019-629-5470 (母子保健)	母子保健対策、未熟児養育医療給付

【FAX：019-626-5464】

医師支援推進室

医師支援推進室では、医師の支援及び医師確保対策に関することを行っています。

担当	問い合わせ先	業務内容
医師支援推進室	019-629-6351	医師の支援、医師確保対策

【FAX：019-629-6354】

資料2 施策の体系

(1) いわて県民計画（長期ビジョン）

「いわて県民計画（長期ビジョン）」は、これからの希望あふれる岩手を実現していくため、概ね10年後を展望しながら、岩手にゆかりのある人も含めた県民一人ひとりが、これからどうありたいかを考え、私たち県民みんなの力を結集し、それぞれの希望に向かって行動していくための羅針盤としての性格を有する、いわば「岩手県民計画」となるもので、平成21年12月に策定しました。

計画の期間は、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までの10年間です。

以下は、保健福祉関係の抜粋です。

第4章 岩手の未来をつくる7つの政策

3 医療・子育て・福祉 ～「共に生きるいわて」の実現～

基本的考え方

子どもから高齢者まで、また、病気や障がい等の有無に関わらず、それぞれの力を生かし、共に助け合いながら、いきいきと暮らすことができる「共に生きるいわて」の実現を目指します。

政策推進の基本方向

地域の保健医療体制の確立

- ・ 医療機関の機能分担と連携、高度・専門・救急医療の確保、かかりつけ医等の普及・定着の取組や、関係団体と連携した在宅医療、緩和ケアの取組など、県民誰もが質の高い医療が受けられる体制の充実を図ります。
- ・ 医師や看護職員等保健医療従事者の養成・確保など保健・医療を担うひとづくりを進めます。
- ・ 地域医療の確保のため、県民総参加型の地域医療体制づくりを進めます。
- ・ 地域における医療・介護・福祉などの切れ目のない包括的な地域ケア体制を整備します。
- ・ 大きな健康被害と社会的影響をもたらす新型インフルエンザをはじめ、結核、肝炎等の感染症対策を進めます。
- ・ 生活習慣病予防のため、健康的な食生活や運動習慣などの普及を図るほか、がん等疾病の早期発見・予防の取組を進めます。
- ・ 各関係機関・団体の参画、連携、協働による自殺対策など、こころの健康づくりを進めます。

家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生み育てられる環境の整備

- ・ 未婚男女の出会いの場づくりや、男性の育児参加の促進など若い世代への支援を進めます。
- ・ 周産期医療体制の整備や妊産婦・乳幼児の健診の充実など、安心して出産できる環境の整備と育児支援を進めます。
- ・ 一時保育や病後児保育等の保育サービスの充実、企業等の子育て環境の整備など子育てと仕事の両立のための支援を進めます。
- ・ 放課後児童クラブ等の充実、地域における子育て支援組織づくりなど、地域で子育てする環境の整備を促進します。
- ・ 乳児期から青年期まで発達段階に応じた障がい児の療育支援や、保護を要する児童等への支援を進めます。

福祉コミュニティの確立

- ・ 福祉や介護を担う人材の育成や地域トータルケアシステムの構築、ひとにやさしいまちづくりの推進など、地域の連携・協働による住民主体の多様な生活支援を促進します。
- ・ 高齢者の生きがいづくり、社会参加の支援、介護予防や認知症対策の推進、介護サービスの充実など、高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者の自立と社会参加や地域生活移行の支援など、障がい者が地域で自立した生活ができる環境づくりを進めます。
- ・ 低所得世帯や被災者への支援、権利擁護・虐待防止など、弱い立場になりがちな方に対するセーフティネットの構築を図ります。

皆さんといっしょに取り組みたい姿

〔県民・NPO〕

医療機関から出される医療情報を理解し、地域全体で医療を守らなければならないとの思いを持ちながら、かかりつけ医等を持つこと、症状や医療機関の役割分担に応じた受診に努めることなど、適時適切に医療を受けること

生活習慣病や要介護状態になることの予防など、生涯を通じた健康づくりの取組

子育て家庭の見守りや高齢者・障がい者の生きがいづくりなど、県民の皆さん相互の支え合いの活動の展開

〔企業〕

仕事と子育てが両立できる職場環境づくりや、子育て支援サービスへの理解と協力

〔団体・医療機関・事業者〕

医師をはじめとした医療・介護人材の育成や良質な医療・介護サービスの提供の取組

子育て支援への協力や、高齢者・障がい者などを対象とした地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働

〔市町村〕

地域における医療・介護・福祉など、切れ目のない包括的なケア体制整備に向けての県と連携した取組

医療情報の提供や適切な受診方法の周知、地域の医療機関に勤務する医師のサポートなど、地域全体で医療を守るための取組

保育サービスをはじめとする地域での子育て支援サービス提供の取組

高齢者や障がい者について、相談から支援まで、できるだけ身近な地域で完結できるサービス提供体制の構築

(2) いわて県民計画(アクションプラン【政策編】)

「いわて県民計画(アクションプラン)【政策編】」は、「いわて県民計画(長期ビジョン)」に掲げた「希望郷いわて」の実現を目指し、重点的・優先的に取り組む政策などについて、具体的に示していくもので、平成22年1月に策定しました。

「いわて県民計画(長期ビジョン)」の第1期アクションプランとして策定したもので、対象期間は、平成21年度(2009年度)～平成22年度(2010年度)の2年間です。

保健福祉関係の概要は以下のとおりです。

「医療・子育て・福祉」政策項目と主な取組内容

「目指す姿指標」における「参考値(H18)」、「現状値(H20)」欄の等の数値は、基準年度以外の年度の実績値を示す。

「目指す姿指標」の指標名に付した印は、当該政策項目の目指す姿を、より体現する指標として定めた「主たる指標」を示す。

14 地域の保健医療体制の確立

【目指す姿指標】

指標名	単位	参考値(H18)	現状値(H20)	目標値(H22)
病院勤務医師数(人口10万人当たり)	人	112.3	114.3	114.3
救急患者における軽症患者の割合	%	82.0	80.3	79.6
がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数(人口10万人当たり)	人	371.0	363.0	334.3
がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数(人口10万人当たり)	人	183.2	181.9	165.1
自殺死者数(人口10万人当たり)	人	34.1	33.7	23.7

【主な取組内容】

- 医療を担うひとづくり
- 質の高い医療が受けられる体制の整備
- 感染症対策の推進
- 生活習慣病予防等の推進
- こころの健康づくりの推進

15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生み育てられる環境の整備

【目指す姿指標】

指標名	単位	参考値(H18)	現状値(H20)	目標値(H22)
合計特殊出生率	-	1.39	1.39	1.39
一般事業主行動計画策定率(従業員50人以上中小企業)	%	4.0	23.7	50
女性の家事労働時間に対する男性の家事労働時間の割合	%	27.9	28.1	50

【主な取組内容】

- 結婚や子育てに夢を持てる意識の啓発
- 安全・安心な出産環境の充実
- 仕事と子育ての両立支援の充実

多様な地域子育て支援活動の充実
保護を要する児童、ひとり親家庭等への支援

16 福祉コミュニティの確立

【目指す姿指標】

指標名	単位	参考値(H18)	現状値(H20)	目標値(H22)
居宅介護・地域密着型サービス利用割合	%	49.2	53.0	55.3
施設等から地域生活に移行する障がい者数	人	96	439	796

【主な取組内容】

住民参加と住民主体による生活支援の仕組みづくり
高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境の構築
障がい者が地域で自立した生活ができる環境の構築
安全・安心のセーフティネットづくり

(3) その他の保健福祉関係の計画（領域別計画）

「いわて県民計画」のほか、以下の各法令等に基づく領域別計画により、保健福祉施策を推進します。

政策項目	対応する領域別計画	
14 地域の保健医療体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県保健医療計画 岩手県医師確保対策アクションプラン 岩手県看護職員確保定着アクションプラン 岩手県がん対策推進計画 岩手県エイズ対策推進プラン 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県医療費適正化計画 岩手県公立病院改革推進指針 健康いわて21プラン 岩手県肝炎対策計画 自殺対策アクションプラン
15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生き育てられる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> いわて子どもプラン 児童虐待防止アクションプラン 岩手県保育計画 	
16 福祉コミュニティの確立	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県地域福祉支援計画 ひとにやさしいまちづくり推進指針 いわていきいきプラン 岩手県地域ケア体制整備構想 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県地域リハビリテーション連携指針 岩手県認知症アクションプラン 岩手県障がい者プラン 岩手県障がい者工賃倍増5か年計画

資料3 社会福祉施設等の種類と目的

(1) 社会福祉施設等の種類と目的

区分	施設種別名等	施設目的	施設数	施設一覧掲載 P
児童福祉施設	乳児院	保護者のいない乳児等の養護を行います。	2	P317
	母子生活支援施設	配偶者のいない女子等を保護するとともに、自立の促進のために生活支援等を行います。	2	P317
	保育所	子供の保育に当たる人が、子供の世話をできないとき、その人に代わって保育します。	349	P317
	児童養護施設	保護者のいない児童及び家庭環境に恵まれない児童の養護を行います。	6	P325
	知的障がい児施設（入院、通園）	知的障がい児を保護し、独立自活に必要な知識技能の訓練を図ります。	8	P325
	肢体不自由児施設（入所、通園）	肢体不自由児が入所し治療を行い、自立生活に必要な知識技能を与えます。	1	P326
	重症心身障がい児施設	重度の心身障がい児などに治療を与え、日常生活の指導をします。	1	P326
	児童自立支援施設	不良行為のおそれがある児童及び生活指導等を要する児童を指導し、自立を支援します。	1	P326
	児童館・児童センター	地域の児童が健全な遊びのために利用し、健康の増進と情緒豊かな発育を促します。	123	P326
	情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、治療することを目的とします。	1	P329
	児童遊園	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設です。	53	P329
老人福祉施設	養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由のため居宅において養護を受けることのできない65歳以上の老人の生活の場となります。	17	P331
	特別養護老人ホーム	身体上又は精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の老人が入所する施設です。	103	P331
	軽費老人ホーム（A型、B型）	老人が無料又は低額な料金で入所可能な施設です。	2	P334
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	高齢者のケアに配慮しつつ、自立した生活をするために、食事その他の日常生活に必要なサービスを受けられるよう工夫された施設です。	18	P334
	老人デイサービスセンター	在宅の老人等が通所で各種のサービスを受けるため利用します。	345	P334

区分	施設種別名等	施設目的	施設数	施設一覧掲載 P
	認知症対応型グループホーム	要介護者であって認知症である者に日常生活等における援助等を行います。	115	P345
	介護老人保健施設	病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリテーション等の医療ケアを必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行います。	60	P348
	訪問看護ステーション	かかりつけの医師の指定に基づいて、ステーションの保健師、看護師等が寝たきりの老人等を訪問して看護サービスを提供します。	63	P349
	老人短期入所施設	特別養護老人ホームなどの施設で短期間生活し、入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練を提供します。	123	P351
	小規模多機能型居宅介護	利用者が居宅で、サービス拠点への登録を行い、通所、ヘルパーの派遣、短期間宿泊したりして、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練を行います。	38	P355
	地域包括支援センター	高齢者の状態に応じて、医療・介護・福祉等が連携して提供する介護サービス、総合相談支援、権利擁護など地域包括ケアの総合コーディネートをを行います。	49	P356
	地域包括支援センター（サブセンター）	地域包括支援センターの支所として、業務を地域包括支援センターと一体的に実施します。	7	P358
	地域包括支援センター（ランチ）	地域包括支援センターにつなぐための窓口として、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受けます。	113	P358
（障害者自立支援法指定サービス）	生活介護	日中活動の支援、介護をうけることができます。 ・入浴、トイレ、食事の手伝い、作業など	38	P362
	児童デイサービス	障がいのある子どもたちのためのデイサービスです。	25	P363
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを組み合わせ提供します。	1	P364
	自立訓練（機能）	体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。	9	P364
	自立訓練（生活）	障がいのある人が、地域での生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。	24	P364

区分	施設種別名等	施設目的	施設数	施設一覧掲載 P
	就労移行支援	会社に就職するための訓練を、受けることができます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。	27	P365
	就労継続支援 A	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。事業所との間で、仕事をする契約を結びます。	5	P366
	就労継続支援 B	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。	82	P366
	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます。	15	P368
	短期入所	家族に用事があるときなどに、施設に短期間とまることができます。	55	P368
	共同生活援助	障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、お金の管理、食事の用意などの日常生活の手伝いを受けることができます。	68	P370
	共同生活介護	障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人や生活支援員から、日常生活の手伝いを受けることができます。	64	P372
	相談支援	困ったことがあるときや、新しいサービスを利用したいときに、相談にのってくれます。	38	P374
障がい者福祉サービス（個別法等によるサービス）	身障療護	常に介護が必要な体に障がいのある人が看護師や生活支援員の介護を受けながら生活することができます。	7	P375
	身体入所授産	体に障がいのある人が、日常生活を過ごすうえで、必要な訓練を行うとともに、生活するための仕事をすることができます。	4	P375
	通所		4	P375
	知的入所更生	知的な障がいのある人が、生活支援員などの支援を受けながら、日常生活を過ごすうえで必要な訓練を受けることができます。	14	P375
	通所		2	P376
	知的入所授産	知的な障がいのある人が、日常生活を過ごすうえで、必要な訓練を行うとともに、生活するための仕事をすることができます。	2	P376
	通所		12	P376
	知的通勤寮	仕事をしている知的障がい者が一定期間入所し、ほかの人とのつき合い方、休みのときの過ごし方、健康管理などの指導を受けながら、地域での生活が送れるように訓練します。	1	P377
	精神社会復帰	1人で生活することが難しい精神に障がいのある人に生活の場を提供して、地域での生活のための訓練をします。	4	P377

区分	施設種別名等	施設目的	施設数	施設一覧掲載 P
	身障小規模授産	体に障がいのある人が、会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。少ない人数で行われている作業所です。	1	P377
	知的福祉工場	仕事はできるのに人との関係や健康管理が難しいために一般の会社に就職が難しい知的障がい者に、仕事を提供します。	1	P377
保護施設	救護施設	生活保護を要する方の中でも身体上又は精神上の障がいのために日常生活を送ることが難しい方を入所させて生活援助を行います。	2	P377
	授産施設	生活保護を要する方の中でも心身や家庭の事情により思うように働くことができない方を、働いたり訓練などを受けることにより自立を助けます。	0	-
	医療保護施設	病気を持った生活保護を要する方のために診療や治療などを行います。	2	P377
その他の社会福祉施設	地域福祉・総合福祉センター	地域住民の福祉や生活の維持向上の場として、児童から老人に至るまで幅広く利用します。	28	P377
	へき地保健福祉館	へき地の住民が、福祉・健康相談、集会、保育等生活各般の便宜の場として利用します。	4	P378
	岩手県立福祉の里センター	障がいをもたれた方、お年寄り、子どもをはじめ、一般の方々に広く利用していただき、社会福祉に関する研修・啓発活動などを通して、福祉意識を高めるための施設です。	1	P378
施 婦 人 保 護 設 施	婦人保護施設	要保護女子等を保護し、自立に必要な指導を行います。	1	

厚生労働省「社会福祉施設等調査」「介護サービス施設事業所調査」(平成21年10月1日現在)の結果を基に、岩手県調べにより修正を加えたもの。

(2) 社会福祉施設等一覧

児童福祉施設

乳児院

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
日赤羊手乳児院	020-0021	盛岡市中央通 1-4-7	019-621-3311
善友乳児院	020-0061	盛岡市北山 1-13-24	019-622-2156

母子生活支援施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
盛岡市立かつら荘	020-0127	盛岡市前九年 3-7-1	019-647-2731
母子生活支援施設一関市さいわい荘	021-0024	一関市幸町 2-25	0191-21-2142

保育所

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
青山保育園	020-0133	盛岡市青山 2-6-18	019-646-4605
山岸保育園	020-0004	盛岡市山岸 2-5-4	019-623-6976
アケボノ保育園	020-0013	盛岡市愛宕町 18-36	019-622-4353
善友保育園	020-0061	盛岡市北山 1-12-36	019-651-2043
久昌寺保育園	020-0822	盛岡市茶畑 2-2-1	019-622-3034
仙北保育園	020-0861	盛岡市仙北 2-11-26	019-636-1347
くりやがわ保育園	020-0042	盛岡市新田町 9-33	019-625-2676
太田保育園	020-0053	盛岡市上太田松ノ木 84-3	019-659-0738
みたけ保育園	020-0133	盛岡市青山 3-37-47	019-647-0440
本宮保育園	020-0866	盛岡市本宮字熊堂 96-1	019-636-1446
きたくり保育園	020-0124	盛岡市厨川 1-7-1	019-641-4330
高松保育園	020-0104	盛岡市高松 4-18-40	019-662-1489
キング-ホ-ム	020-0875	盛岡市清水町 7-51	019-623-7728
あべたて保育園	020-0126	盛岡市安倍館町 14-40	019-647-0022
なかの保育園	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 13 番 35 号	019-624-0351
とりょう保育園	020-0878	盛岡市肴町 2-8	019-624-4103
くろいしの保育園	020-0111	盛岡市黒石野 1-12-1	019-662-9123
台太郎保育園	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 36-10	019-636-1587
天昌寺保育園	020-0137	盛岡市天昌寺町 6-43	019-646-7200
愛育ホ-ム	020-0122	盛岡市みたけ 4-6-10	019-641-2464
さくらがおか保育園	020-0004	盛岡市山岸 3-20-1	019-661-1131
南仙北保育園	020-0863	盛岡市南仙北 1-6-3	019-635-0111
愛育園	020-0103	盛岡市西松園 2-8-1	019-661-0362
うえだ保育園	020-0114	盛岡市高松 1-9-43	019-661-1234
聖光保育園	020-0062	盛岡市長田町 17-8	019-622-6518
大新保育園	020-0134	盛岡市南青山町 13-3	019-646-9589

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
川目保育園	020-0813	盛岡市東山 1-15-1	019-652-4605
山王保育園	020-0821	盛岡市山王町 1-63	019-622-4758
第二山王保育園	020-0821	盛岡市山王町 10-25	019-654-3334
下太田保育園	020-0051	盛岡市下太田榊 14-21	019-658-0078
わかば保育園	020-0103	盛岡市西松園 3-19-6	019-661-3103
かがの保育園	020-0807	盛岡市加賀野 4-18-60	019-653-2077
好摩保育所	028-4125	盛岡市玉山区好摩字野中 69-112	019-682-0620
渋民保育園	028-4132	盛岡市玉山区渋民字渋民 1-1	019-683-2171
下田保育園	028-4134	盛岡市玉山区下田字生出袋 80-1	019-683-1888
柳青保育園	028-4134	盛岡市玉山区下田字陣場 42-63	019-683-1215
玉山保育園	020-0201	盛岡市玉山区日戸字市の坪 59	019-685-2807
手代森保育園	020-0401	盛岡市手代森 22-49-1	019-696-2608
見前保育園	020-0831	盛岡市三本柳 10-4-2	019-638-0559
飯岡保育園	020-0853	盛岡市下飯岡 8-99	019-638-0745
津志田保育園	020-0831	盛岡市三本柳 4-16-1	019-638-1619
永井保育園	020-0834	盛岡市永井 10-172	019-638-2350
乙部保育園	020-0403	盛岡市乙部 29-67-2	019-696-2662
東見前保育園	020-0832	盛岡市東見前 5-102	019-638-8125
都南保育園	020-0831	盛岡市三本柳 22-39-3	019-637-0740
北松園風の子保育園	020-0105	盛岡市北松園 4-1-5	019-663-2217
アイリス保育園	020-0833	盛岡市西見前 19 地割 44 番地 24	019-639-2150
青空保育園	020-0145	盛岡市平賀新田字高柳 2 番地 4	019-648-1900
前潟保育園	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 55 番地	019-601-1788
MHナ-サリ-	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 8-12MHビル	019-604-6776
みどり保育園	020-0853	盛岡市下飯岡 2 地割 319-1	019-614-0007
ふじみ保育園	020-0866	盛岡市本宮大字大宮 117-2	019-658-1666
よつば保育園	020-0866	盛岡市本宮 1-17-18	019-636-3394
常安寺保育園	027-0088	宮古市沢田 4-1	0193-62-5624
宮古保育園	027-0074	宮古市保久田 1-5	0193-62-3929
宮古市愛宕保育所	027-0092	宮古市愛宕 1-1-26	0193-62-3472
宮古市千徳保育所	027-0043	宮古市大字千徳町 5-31	0193-62-4108
宮古市津軽石保育所	027-0203	宮古市大字津軽石第 4 地割 36-1	0193-67-2217
宮古市小山田保育所	027-0038	宮古市大字小山田 2-7-3	0193-62-0875
宮古市花輪保育所	027-0035	宮古市大字花輪第 5 地割 16	0193-69-2249
宮古市山口保育所	027-0063	宮古市大字山口 5-2-1	0193-63-0442
宮古市佐原保育所	027-0095	宮古市佐原 2-8-8	0193-63-5846
赤前保育園	027-0202	宮古市大字赤前 3 地割字牛子ヶ沢 14-11	0193-67-3340
宮古市磯鶏保育所	027-0026	宮古市上村二丁目 5 番 6 号	0193-62-3076
宮古市崎山保育所	027-0097	宮古市大字崎山 3 地割ト口ノ木 1-2	0193-64-0191
宮古市田老保育所	027-0323	宮古市田老字野原 92 番地 1	0193-87-2533
宮古市新里保育所	028-2101	宮古市茂市第 2 地割 146 番地 1	0193-72-2318
いずみ保育園	027-0044	宮古市上鼻 2-6-6	0193-71-2323

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
大船渡保育園	022-0002	大船渡市大船渡町台 24-11	0192-27-7518
明和保育園	022-0002	大船渡市大船渡町上山 65-3	0192-26-2640
赤崎保育園	022-0007	大船渡市赤崎町字山口 80-14	0192-26-2644
日頃市保育園	022-0005	大船渡市日頃町字関谷 34	0192-28-2340
猪川保育園	022-0004	大船渡市猪川町字轆轤石 34-1	0192-26-3212
盛保育園	022-0003	大船渡市盛町字沢川 47-1	0192-26-3020
蛸ノ浦保育園	022-0007	大船渡市赤崎町字鳥沢 62-2	0192-27-9847
立根保育園	022-0006	大船渡市立根町字関谷 58-1	0192-26-3645
末崎保育園	022-0001	大船渡市末崎町字鶴巻 88-2	0192-29-3826
越喜来保育所	022-0101	大船渡市三陸町越喜来字前田 36-3	0192-44-2106
綾里保育所	022-0211	大船渡市三陸町綾里字平館 60-1	0192-42-2224
崎浜保育所	022-0101	大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜 181-2	0192-44-2124
花巻保育園	025-0071	花巻市愛宕町 1-25	0198-23-5745
南城保育園	025-0084	花巻市桜町 4-230	0198-23-3153
湯本保育園	025-0304	花巻市湯本第 3 地割 59	0198-27-2718
西公園保育園	025-0055	花巻市南万丁目 1008-1	0198-23-2193
日居城野保育園	025-0066	花巻市松園町 365-13	0198-23-2769
島保育園	025-0015	花巻市東十二丁目 14-36-3	0198-23-5096
宮野目保育園	025-0002	花巻市西宮野目 6 地割 100	0198-26-2128
笹間保育園	025-0132	花巻市北笹間 17-77	0198-29-2038
二枚橋保育園	025-0315	花巻市二枚橋町南 1-58-1	0198-26-2529
湯口保育園	025-0043	花巻市上根子字中野 13-13	0198-28-2940
太田保育園	025-0037	花巻市太田 32-155-3	0198-28-2058
若葉保育園	025-0097	花巻市若葉町 2-1-22	0198-23-6634
第二若葉保育園	025-0093	花巻市南川原町 135-8	0198-24-7423
睦保育園	025-0036	花巻市中根子字明堂 29-2	0198-23-6274
矢沢保育園	025-0011	花巻市矢沢 9-14-1	0198-31-2021
めぐみ保育園	025-0024	花巻市山の神 384-1	0198-24-1452
松園保育園	025-0066	花巻市松園町 391-8	0198-24-6605
花巻市立大迫保育園	028-3203	花巻市大迫町大迫 4-22-1	0198-48-3226
内川目保育所	028-3201	花巻市大迫町内川目 36-8	0198-48-5101
花巻市立亀ヶ森保育園	028-3204	花巻市亀ヶ森 8-129-2	0198-48-2127
石鳥谷善隣館保育園	028-3102	花巻市石鳥谷町上口二丁目 4-2	0198-45-3810
八幡保育園	028-3163	花巻市石鳥谷町八幡 1-30-7	0198-45-2256
八重畑保育園	028-3131	花巻市石鳥谷町猪鼻 7-53-4	0198-47-2012
新堀保育園	028-3111	花巻市石鳥谷町新堀 40-27-8	0198-45-3403
土沢保育園	028-0114	花巻市東和町土沢 2 区 315	0198-42-3820
小山田保育園	028-0102	花巻市東和町北川目 2 区 290	0198-42-2215
上瀬保育園	028-0132	花巻市東和町館迫 4 区 33-1	0198-44-3117
成島保育園	028-0115	花巻市東和町安俣 9 区 307	0198-42-2216
浮田保育園	028-0143	花巻市東和町上浮田 2 区 140	0198-42-2217
花巻太陽の子保育園	025-0065	花巻市星が丘 1-10-15	0198-22-4445

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
たかき保育園	025-0016	花巻市高木 20-200-84	0198-23-5100
石鳥谷保育園	028-3172	花巻市石鳥谷町北寺林第7地割58-6	0198-45-2453
黒沢尻保育園	024-0062	北上市鍛冶町 1-11-72	0197-63-6889
北上市立横川目保育園	024-0331	北上市和賀町横川目 36 地割 42-5	0197-72-2107
北上市立飯豊保育園	024-0004	北上市村崎野 5 地割 6 番地 2	0197-68-2004
北上市立江釣子保育園	024-0071	北上市上江釣子 17 地割 105 番地 1	0197-77-2855
川岸保育園	024-0032	北上市川岸 3-20-19	0197-63-2688
北上市立鳩岡崎保育園	024-0076	北上市鳩岡崎 3 地割 44 番地 17	0197-77-2412
北上市立南保育園	024-0051	北上市相去町字東裏 22 番地	0197-67-4317
北上市立岩崎保育園	024-0321	北上市和賀町岩崎 25 地割 187-2	0197-73-5109
北上市立二子保育園	024-0104	北上市二子町鳥喰前 49 番地 6	0197-66-2532
北上市立口内保育園	024-0211	北上市口内町字新町 99 番地 1	0197-69-2015
立花保育園	024-0043	北上市立花 1 地割 1 番地	0197-64-0259
北上市立大通り保育園	024-0063	北上市九年橋 3 丁目 12 番 13 号	0197-63-3038
北上保育園	024-0093	北上市本石町 2 丁目 3 番 40 号	0197-64-3296
相去保育園	024-0051	北上市相去町上大谷地 55 番地 3	0197-63-3130
くにも保育園	024-0041	北上市稲瀬町字上台 586 番地 2	0197-65-1563
わがの里保育園	024-0073	北上市下江釣子 10 地割 67 番地 2	0197-73-5524
おにやなぎ保育園	024-0056	北上市鬼柳町新井田 45	0197-67-3150
久慈保育園	028-0056	久慈市中町 2-25	0194-53-2088
大川目保育園	028-0091	久慈市大川目町 6-82-2	0194-55-3038
長内保育園	028-0041	久慈市長内町第 16 地割 74-7	0194-53-2582
久慈市立小久慈保育園	028-0071	久慈市小久慈町 21-43	0194-59-3751
宇部保育園	028-8111	久慈市宇部町 5-118	0194-56-2102
久慈市立侍浜保育園	028-7801	久慈市侍浜外屋敷 6-10-4	0194-58-2220
いなり保育園	028-0041	久慈市長内町 23-27	0194-53-4551
畑田保育園	028-0032	久慈市寺里 27-9-1	0194-55-3550
小袖保育園	028-8111	久慈市宇部町 23-37-10	0194-54-2246
久慈市立久喜保育園	028-8111	久慈市宇部町 20-146-1	0194-54-2510
ひばり保育園	028-0031	久慈市天神堂 32-4-1	0194-53-4487
こだま保育園	028-8111	久慈市宇部町 18-35	0194-56-2032
平山保育園	028-0001	久慈市夏井町字早坂 14-51-9	0194-53-2857
幸町保育園	028-0071	久慈市小久慈町 36-2-3	0194-53-0380
門前保育園	028-0023	久慈市新中の橋 4-11-4	0194-52-4340
川貫保育園	028-0083	久慈市大沢 8-10-8	0194-52-0311
山口保育園	028-0091	久慈市大川目町 18-22-6	0194-55-2411
久慈湊保育園	028-0011	久慈市湊町第 19 地割 8-1	0194-53-2375
遠野保育園	028-0521	遠野市材木町 3-21	0198-62-2034
上郷保育園	028-0776	遠野市上郷町板沢 11-6-2	0198-65-2030
岩滝保育園	028-0481	遠野市小友町 16-105-3	0198-68-2333
神明保育園	028-0525	遠野市六日町 8-22	0198-62-2036
土淵保育園	028-0555	遠野市土淵町土淵 3-53-3	0198-62-2458

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
青笹保育園	028-0503	遠野市青笹町青笹 11-3-3	0198-62-2022
白岩保育園	028-0541	遠野市松崎町白岩 13-42-1	0198-62-2395
附馬牛保育園	028-0663	遠野市附馬牛町下附馬牛 11-31-2	0198-64-2330
綾織保育園	028-0532	遠野市綾織町下綾織且ノ鼻 37	0198-62-2812
松崎保育園	028-0545	遠野市松崎町駒木 24-50	0198-62-2826
遠野市立宮守保育所	028-0304	遠野市宮守町下宮守 26-87-2	0198-67-2130
遠野市立達曾部保育所	028-0305	遠野市宮守町達曾部 15 地割 31	0198-67-6131
遠野市立鱒沢保育所	028-0303	遠野市宮守町下鱒沢 33 地割 218-1	0198-66-2210
西光寺保育園	021-0902	一関市萩荘字中町 100	0191-24-2130
桜保育園	021-0807	一関市字東花王町 3	0191-23-5386
山目保育園	021-0015	一関市山目字館 6	0191-23-5169
睦保育園	021-0885	一関市田村町 2-14	0191-26-4679
一関藤保育園	021-0864	一関市旭町 5-15	0191-23-3356
一関南保育園	021-0851	一関市関ケ丘 30-1	0191-26-2521
一関市立八幡町保育園	021-0871	一関市八幡町 1-6	0191-21-2141
一関市立あおば保育園	021-0031	一関市青葉 2-9-32	0191-21-2140
赤荻保育園	021-0041	一関市赤荻字清水 11	0191-25-4327
幸町保育園	021-0024	一関市幸町 1-8	0191-21-0370
社会福祉法人かざわ福祉会金沢保育園	029-3102	一関市花泉町金沢字大柳 60-1	0191-82-3312
涌津保育園	029-3205	一関市花泉町涌津字後山 14	0191-82-4143
花泉保育園	029-3101	一関市花泉町花泉字田束 88-1	0191-82-2167
摺沢保育園	029-0523	一関市大東町摺沢字沼田 12-2	0191-75-2232
大原保育園	029-0711	一関市大東町大原字立町 110-1	0191-72-2129
猿沢保育園	029-0431	一関市大東町猿沢字上ノ洞 12	0191-76-2224
興田保育園	029-0603	一関市大東町沖田字小七郎 3-3	0191-74-2810
渋民保育園	029-0521	一関市大東町渋民字大馬場 3-2	0191-75-3571
曾慶保育園	029-0522	一関市大東町曾慶字砂子田 60	0191-75-2243
奥玉保育園	029-1111	一関市千厩町奥玉字宿下 44-1	0191-56-2821
千厩保育園	029-0803	一関市千厩町千厩字宮田 23	0191-53-2132
小梨保育園	029-0802	一関市千厩町小梨字時ノ沢 109-13	0191-53-2135
長坂保育園	029-0302	一関市東山町長坂字西本町 130-1	0191-47-2145
松川保育園	029-0303	一関市東山町松川字台 12-3	0191-48-2315
一関市立折壁保育園	029-1201	一関市室根町折壁字八幡沖 373-1	0191-64-3219
川崎保育園	029-0202	一関市川崎町薄衣字上段 46	0191-43-3120
一関市門崎保育園	029-0201	一関市川崎町門崎字清水沖 90	0191-43-3121
なかさと保育園	021-0011	一関市山目町 3 丁目 2 番 19 号	0191-26-2777
たんぼぼ保育園	021-0041	一関市赤荻字下谷地 212 番地 1	0191-33-2277
市立小友保育所	029-2207	陸前高田市小友町字宮崎 21-2	0192-56-2800
市立長部保育所	029-2204	陸前高田市気仙町字牧田 8	0192-55-3314
市立高田保育所	029-2205	陸前高田市高田町字下和野 50-1	0192-54-3157
市立今泉保育所	029-2204	陸前高田市気仙町字愛宕下 153-1	0192-55-4072
広田保育園	029-2208	陸前高田市広田町字天王前 52	0192-56-3000

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
米崎保育園	029-2206	陸前高田市米崎町字川内 128-2	0192-55-3047
横田保育園	029-2202	陸前高田市横田町字黄金山 44	0192-59-2023
下矢作保育園	029-2201	陸前高田市矢作町諏訪 44	0192-55-2523
竹駒保育園	029-2203	陸前高田市竹駒町字館 2-1	0192-55-4345
市立矢作保育所	029-2201	陸前高田市矢作町字二又 20 番地 4	0192-58-2204
釜石神愛幼児学園	026-0041	釜石市上中島町 4-2-20	0193-23-1553
釜石保育園	026-0024	釜石市大渡町 1-8-4	0193-22-3805
釜石市立上中島保育所	026-0041	釜石市上中島町 4-2-29	0193-23-7967
中妻子供の家保育園	026-0034	釜石市中妻町 1-13-22	0193-23-5550
小佐野保育園	026-0052	釜石市小佐野町 3-4-10	0193-23-5530
鶴住居保育園	026-0301	釜石市鶴住居町 16-39-2	0193-28-2510
こうとう保育園	026-0054	釜石市野田町 4-6-7	0193-27-5011
福岡隣保館保育園	028-6101	二戸市福岡字杉中 1-1	0195-23-3966
二戸市立金田一保育所	028-5711	二戸市金田一大釜 138	0195-27-3103
二戸市立石切所保育所	028-6103	二戸市石切所字荒瀬 18	0195-23-2629
二戸市立堀野保育所	028-6105	二戸市堀野字夕下川原 63	0195-23-3295
二戸市立浄法寺保育園	028-6867	二戸市浄法寺町焼場 85 番地	0195-38-2344
まつのまる保育園	028-6101	二戸市福岡字橋場 18-4	0195-22-2526
ちやいるどスクール	028-6103	二戸市石切所字天神下 9-1	0195-25-5333
大更保育所	028-7111	八幡平市大更第 21 地割 111-1	0195-76-3526
平館保育園	028-7405	八幡平市平館第 26 地割 30	0195-74-2025
東慈寺保育園	028-7112	八幡平市田頭 23-61	0195-76-3236
寺田保育所	028-7401	八幡平市西根寺田第 15 地割 139-2	0195-77-2328
杉の子保育園	028-7111	八幡平市大更第 18 地割 315 番地	0195-76-3345
松野保育所	028-7303	八幡平市野駄 20-36	0195-74-2715
柏台保育所	028-7303	八幡平市柏台二丁目 4 番 16 号	0195-78-2002
寄木保育所	028-7302	八幡平市松尾寄木 27-61	0195-76-2020
田山保育所	028-7677	八幡平市田山 58-1	0195-73-2155
あしろ保育所	028-7562	八幡平市清水 219	0195-72-2431
めぐみ保育園	028-7534	八幡平市荒屋新町 41-1	0195-72-3557
森の子保育園	028-7111	八幡平市大更 18-301	0195-70-1880
水沢保育園	023-0052	奥州市水沢区字搦手丁 16-19	0197-25-4150
駒形保育園	023-0857	奥州市水沢区中上野町 1-83	0197-23-5018
福原保育園	023-0857	奥州市水沢区字大橋 6	0197-25-8586
むつみ保育園	023-0041	奥州市水沢区秋葉町 109	0197-25-7005
ときわ保育園	023-0828	奥州市水沢区東大通り 3-4-12	0197-23-4433
いずみ保育園	023-0803	奥州市水沢区字田小路 67	0197-24-6425
東水沢保育園	023-0824	奥州市水沢区泉町 10-6	0197-24-3014
ドレミ保育園	023-0003	奥州市水沢区佐倉河字野田 30-7	0197-24-8590
みなみ保育園	023-0941	奥州市水沢区真城字上野 307-1	0197-24-5132
白ゆり乳児苑	023-0807	奥州市水沢区字新小路 31-2	0197-25-6789
もみじ保育園	023-0065	奥州市水沢区字水山 72-1	0197-51-8558

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
第二東水沢保育園	023-0823	奥州市水沢区朝日町 5 番 31 号	0197-51-6455
日高さくら保育園	023-0031	奥州市水沢区字北丑沢 72-1	0197-25-7141
米里保育所	023-1551	奥州市江刺区米里字荒田表 6-5	0197-38-2823
江刺保育園	023-1121	奥州市江刺区男石 1-3-5	0197-35-1522
玉里保育所	023-1134	奥州市江刺区玉里字大松沢 87	0197-36-2733
広瀬保育所	023-1133	奥州市江刺区広瀬字柿ノ木 443-7	0197-36-2116
稲瀬保育所	023-1132	奥州市江刺区稲瀬字下台 21-2	0197-35-2524
愛宕保育園	023-1131	奥州市江刺区愛宕字酉丸 180	0197-35-3197
江刺南保育所	023-1762	奥州市江刺区藤里字外ノ沢 304-7	0197-39-2129
田原保育所	023-0171	奥州市江刺区田原字大日前 105	0197-35-6263
聖愛ベビ-ホ-ム	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-4	0197-35-5413
梁川保育所	023-1341	奥州市江刺区柳川字日ノ神 96	0197-37-2223
奥州市立前沢保育所	029-4208	奥州市前沢区あすか通 4-3-1	0197-56-2527
前沢保育園	029-4207	奥州市前沢区字下小路 18-2	0197-56-2422
愛宕保育園	023-0403	奥州市胆沢区若柳字愛宕 353	0197-49-2234
胆沢保育園	023-0401	奥州市胆沢区南都田字石行 186-3	0197-46-2625
奥州市立衣川保育所	029-4301	奥州市衣川区大字上衣川字古戸 453-1	0197-52-3748
雫石保育園	020-0528	雫石町下町 150	019-692-2334
雫石町立御明神保育所	020-0581	雫石町御明神高八卦 20 番地 2	019-692-2315
御所保育園	020-0572	雫石町西安庭第 40 地割 72-4	019-692-3418
雫石町立西山保育所	020-0585	雫石町長山猿子 98 番地 3	019-693-3322
雫石町立七ツ森保育所	020-0502	雫石町板橋 104 番地 1	019-692-0572
雫石町立西根保育所	020-0584	雫石町西根大宮 136 番地 9	019-693-2223
葛巻保育園	028-5402	葛巻町葛巻 12-37-1	0195-66-2532
五日市保育園	028-5403	葛巻町江刈 25-36-20	0196-68-2131
小屋瀬保育園	028-5402	葛巻町葛巻 29-34-1	0195-66-0400
江刈保育園	028-5403	葛巻町江刈 12-42-9	0195-66-3639
城山保育園	028-4301	岩手町大字沼宮内 2-3-1	0195-62-2083
一方井保育所	028-4421	岩手町大字一方井第 14 地割 210	0195-62-4522
水堀保育所	028-4301	岩手町大字沼宮内第 22 地割 22-2	0195-62-8700
川口保育所	028-4211	岩手町大字川口 9-32	0195-65-2131
沼宮内保育所	028-4303	岩手町大字江刈内第 9 地割 65-17	0195-62-2364
野原保育所	028-4211	岩手町川口 1-73-1	0195-65-2123
大釜保育園	020-0151	滝沢村大釜字田の尻 42-1	019-687-4201
大沢保育園	020-0171	滝沢村大沢字堰合 32-2	019-687-2509
川前保育園	020-0173	滝沢村滝沢字巢子 152-91	019-688-4145
一本木保育園	020-0173	滝沢村滝沢字柳原 74-1	019-688-2662
巢子保育園	020-0173	滝沢村滝沢字葉の木沢山 442-6	019-688-2270
鶉飼保育園	020-0172	滝沢村鶉飼字笹森 1-2	019-687-1375
ふうりん保育園	020-0151	滝沢村大釜字風林 59-17	019-686-2155
柳沢保育園	020-0173	滝沢村滝沢字柳沢 1370-4	019-687-3159
元村保育園	020-0173	滝沢村滝沢字外山 86-17	019-684-2222

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
南巣子保育園	020-0173	滝沢村滝沢字巣子 1162-37	019-688-7706
牧の林すずの音保育園	020-0173	滝沢村滝沢字牧野林 891-8	019-699-2230
ハレルヤ保育園	020-0173	滝沢村滝沢字葉の木沢山 555-5	019-688-6773
なでしこ保育園	020-0100	滝沢村滝沢字室小路 251-2	019-699-3080
紫波町立中央保育所	028-3304	紫波町二日町字山子 5-4	019-672-3680
紫波町立佐比内保育所	028-3316	紫波町佐比内字館前 1-1	019-674-2202
紫波町立古館保育所	028-3303	紫波町高水寺字土手 61	019-676-6048
紫波町立虹の保育園	028-3451	紫波町稲藤字牡丹野 40-1	019-673-7307
不動保育園	028-3625	矢巾町室岡 9-55-1	019-697-3129
徳田保育園	028-3604	矢巾町大字東徳田 10-4	019-697-3169
矢巾町立煙山保育園	028-3622	矢巾町大字上矢次崎 7-29-1	019-697-3107
吉祥会北高田保育園	028-3601	矢巾町大字高田 9-5-1	019-697-7054
やはば保育園	028-3615	矢巾町大字南矢幅 6-13-1	019-698-2600
北川保育園	020-0891	矢巾町流通センター南四丁目 13-4	019-638-6577
湯本保育園	029-5505	西和賀町湯本 30 地割 61 番地	0197-84-2510
川尻保育園	029-5512	西和賀町川尻 40 地割 40 番地 199	0197-82-2107
西和賀町立川舟保育所	029-5701	西和賀町沢内字川舟 35 地割 14	0197-85-2536
西和賀町立せんだん保育所	029-5615	西和賀町沢内字猿橋 38 地割 16-5	0197-85-3180
西和賀町立新町保育所	029-5611	西和賀町沢内村字新町 4 地割 3-5	0197-85-2235
金ヶ崎保育園	029-4503	金ヶ崎町大字西根下餅田 14-1	0197-42-2808
たんぼぼ保育園	029-4503	金ヶ崎町西根辻岡 30	0197-41-0288
長島保育所	029-4101	平泉町長島字砂子沢 171-1	0191-46-2007
平泉保育所	029-4102	平泉町平泉字倉町 137-1	0191-46-2767
藤沢保育園	029-3405	藤沢町藤沢字柳平 118	0191-63-2124
黄海保育園	029-3311	藤沢町黄海字天堤 11-1	0191-63-2125
新沼保育園	029-3402	藤沢町新沼字閑田 51-2	0191-63-2321
住田町立世田米保育園	029-2311	住田町世田米字火石 33-1	0192-46-3049
住田町立有住保育園	029-2501	住田町上有住字山脈地 107-1	0192-48-2704
社会福祉法人大槌福祉会大槌保育園	028-1112	大槌町小槌第 6 地割字花輪田 161-5	0193-42-2136
吉里吉里保育園	028-1101	大槌町吉里吉里 1-6-17	0193-44-2535
町立安渡保育所	028-1105	大槌町赤浜 1-4-2	0193-42-3037
堤乳幼児保育園	028-1101	大槌町吉里吉里 2-2-2	0193-44-2838
大ヶ口保育園	028-1131	大槌町大槌 1-18-12	0193-42-6977
山田第二保育所	028-1341	山田町八幡町 7-1	0193-82-9306
山田町第一保育所	028-1333	山田町後染町 4-5	0193-82-3137
山田町立船越保育園	028-1371	山田町船越 6-53-35	0193-84-2534
大沢保育園	028-1311	山田町大沢 8-24	0193-82-2716
山田町立織笠保育園	028-1361	山田町織笠 11-30	0193-82-3219
豊間根保育園	028-1302	山田町豊間根第 3 地割 177-10	0193-86-2745
山田中央保育園	028-1351	山田町長崎 2-3-2	0193-82-6086
大浦保育園	028-1371	山田町船越第 23-27-2	0193-84-2525
わかき保育園	028-1371	山田町船越 15-26	0193-84-3368

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩泉保育園	027-0501	岩泉町岩泉字天間 28 番地 1	0194-22-2728
小本保育園	027-0421	岩泉町小本字下中野 83 番地 3	0194-28-2134
小川保育園	028-5641	岩泉町門字町 66 番地 1	0194-25-4128
大川保育園	028-2232	岩泉町大川字寺院 126	0194-26-2101
若桐保育園	028-8407	田野畑村菅窪 43-2	0194-37-3577
軽米保育園	028-6302	軽米町大字軽米 5-17-1	0195-46-2905
小軽米保育園	028-6411	軽米町大字小軽米第 6 地割 4-4	0195-45-2680
野田村保育所	028-8201	野田村大字野田 17 地割 39-7	0194-78-2162
日向保育所	028-8201	野田村大字野田 22 地割 15 の 2	0194-78-3130
玉川保育所	028-8202	野田村大字玉川 5 地割 86 番地の 1	0194-78-3192
伊保内保育園	028-6502	九戸村伊保内第 2 地割 61-3	0195-42-2208
戸田保育園	028-6612	九戸村戸田第 13 地割 69-1	0195-43-2315
江刺家保育園	028-6505	九戸村江刺家第 7 地割 5-5	0195-42-2207
種市保育園	028-7914	洋野町種市第 23 地割 27-2	0194-65-2144
八木保育園	028-7903	洋野町種市第 1 地割 15-67	0194-67-2017
宿戸保育園	028-7902	洋野町種市第 7 地割 127-8	0194-65-2754
中野保育園	028-7906	洋野町中野第 9 地割 29-22	0194-67-3733
大野保育所	028-8802	洋野町大野 4-63-2	0194-77-2803
帯島保育所	028-8804	洋野町帯島 11-1-4	0194-77-5438
向田保育所	028-8801	洋野町上館 56-22-3	0194-77-2511
林郷保育所	028-8802	洋野町大野 47-6-2	0194-77-2856
みどりが丘保育園	028-7913	洋野町種市第 24 地割 116-10	0194-65-4500
一戸子供の家保育園	028-5311	一戸町高善寺字古館平 3-6	0195-33-2859
一戸保育所	028-5312	一戸町一戸字大沢 12	0195-33-2211
小鳥谷保育所	028-5221	一戸町小鳥谷字中屋敷上 11-1	0195-34-2524
鳥海保育所	028-5312	一戸町一戸字砂森 151-2	0195-32-2220
奥中山保育所	028-5134	一戸町奥中山字西田子 75 番地 3	0195-35-2319

児童養護施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
和光学園	020-0133	盛岡市青山 1-25-2	019-647-2143
青雲荘	020-0807	盛岡市加賀野 4-8-33	019-653-3947
みちのくみどり学園	020-0102	盛岡市上田字松屋敷 11-14	019-662-5656
大洋学園	022-0006	大船渡市立根町字下欠 125-15	0192-26-2714
清光学園	028-3172	花巻市石鳥谷町北寺林 10-168-65	0198-45-5173
一関藤の園	021-0061	一関市山目字館 2-5	0191-23-1544

知的障がい児施設（入所、通園）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
はまゆり学園	027-0097	宮古市崎山第 5 地割 88 番地	0193-62-0759

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ルンビニー学園	028-3171	花巻市中寺林第 12 地割 54-7	0198-45-2714
たばしね学園	029-4208	奥州市前沢区字田畠 18 番地 5	0197-56-2160
希望ヶ丘学園	020-0502	雫石町板橋 25 番地	019-692-0198
みたけ学園	020-0173	滝沢村滝沢字穴口 203 番地 4	019-641-0205
奥中山学園	028-5133	一戸町中山字大塚 4-6	0195-35-2314
盛岡市立ひまわり学園	020-0127	盛岡市前九年 3 丁目 12 番 38 号	019-646-3977
イーハトーブ養育センター	025-0095	花巻市石神町 364 番地	0198-21-3771

肢体不自由児施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立療育センター	020-0401	盛岡市手代森 6-10-6	019-624-5141

重症心身障がい児施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
みちのく療育園	028-3623	矢巾町大字煙山 24-1	019-611-0600

児童自立支援施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立杜陵学園	020-0124	盛岡市厨川 2-3-1	019-641-3365

児童館・児童センター

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立児童館いわて子どもの森	028-5134	一戸町奥中山西田子 1468-2	0195-35-3888
盛岡市立巻堀児童館	028-4123	盛岡市玉山区巻堀字巻堀 101-1	019-682-0228
盛岡市立日戸児童館	020-0201	盛岡市玉山区日戸字市ノ坪 25-1	019-685-2433
盛岡市立好摩児童館	028-4125	盛岡市玉山区好摩字野中 69-85	019-682-0208
盛岡市立生出児童館	028-4134	盛岡市玉山区下田字仲平 66-2	019-683-2088
盛岡市立洪民児童館	028-4132	盛岡市玉山区洪民字鶴塚 62-1	019-683-3020
盛岡市立大新児童館	020-0134	盛岡市南青山町 13-3	019-646-1992
宮古市重茂児童館	027-0111	宮古市重茂第 2 地割 1	0193-68-2343
宮古市田老児童館	027-0351	宮古市田老字小林 85 番地	0193-87-2104
宮古市高浜児童館	027-0032	宮古市高浜 4-1-40	0193-62-3464
宮古市田代児童館	027-0067	宮古市田代第 16 地割 63-2	0193-64-8330
川内児童館	028-2513	宮古市川内 5-4	0193-75-2046
門馬児童福祉センター	028-2631	宮古市門馬田代 3-32-20	0193-77-2214
とうわ子ども未来館	028-0114	花巻市土沢 9 区 198	0198-42-2322
北上市立成田児童館	024-0003	北上市成田 25 割地 311 番地	0197-66-4110
かわい児童館	028-8602	久慈市山形町川井第 10-13-1	0194-72-2002
霜畑児童館	028-8713	久慈市山形町霜畑 7-45-9	0194-75-2202

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
綾織児童館	028-0532	遠野市綾織町下綾織 79-1	0198-62-9062
遠野児童館	028-0513	遠野市東穀町 3-4	0198-62-5438
白岩児童館	028-0541	遠野市松崎町白岩字葉研淵 61	0198-62-2806
宮守児童館	028-0304	遠野市宮守村下宮守 26-99-1	0198-67-2210
青笹児童館	028-0503	遠野市青笹町青笹 11-22-1	0198-62-9321
上郷児童館	028-0771	遠野市上郷町佐比内 46-56-1	0198-65-3055
真滝児童館	029-0132	一関市滝沢字寺下 52 番地	0191-21-2161
丑石児童館	029-0602	一関市大東町鳥海上野 106	0191-74-2683
磐清水児童館	029-0804	一関市千厩町磐清水字蒲沢 101-1	0191-52-2618
田河津児童館	029-0301	一関市東山町田河津字石ノ森 2-3	0191-47-2229
上折壁児童館	029-1202	一関市室根町矢越字千刈田 114-1	0191-64-2575
浜横沢児童館	029-1201	一関市室根町折壁字天王前 1-8	0191-64-2621
鶴住居児童館	026-0301	釜石市鶴住居町第 16 地割 39-2	0193-28-2518
唐丹児童館	026-0121	釜石市唐丹町字片岸 38-10	0193-55-3022
箱崎児童館	026-0303	釜石市箱崎町第 7 地割 24	0193-28-3710
栗林児童館	026-0412	釜石市栗林町第 8 地割 51	0193-28-2849
上中島児童館	026-0041	釜石市上中島町 4-2-34	0193-23-6175
二戸市立御返地児童館	028-6721	二戸市似鳥字上沖野 7-3	0195-26-2019
二戸市立仁左平児童館	028-6106	二戸市仁左平字中田 14-2	0195-23-2273
二戸市立金田-児童館	028-5713	二戸市釜沢字高瀬 1 番地 2	0195-27-4509
二戸市立斗米児童館	028-6108	二戸市上斗米字前田 6 番地	0195-28-2019
東大更児童館	028-7111	八幡平市大更第 9 地割 106-1	0195-76-4857
寄木児童館	028-7302	八幡平市松尾寄木 27-110	0195-76-2171
藤里児童館	023-1762	奥州市江刺区藤里字上長沢 38	0197-39-3121
白山児童館	029-4202	奥州市前沢区白山字繁長 34-1	0197-56-7322
胆沢笹森児童館	023-0402	奥州市胆沢区小山字二枚橋 87-1	0197-47-0165
前沢児童館	029-4207	奥州市前沢区字下小路 9-2	0197-56-7555
雫石町児童館	020-0525	雫石町源大堂 72 番地 1	019-692-4455
吉ヶ沢児童館	028-5102	葛巻町葛巻第 43 地割 34-1	0195-66-0443
冬部児童館	028-5401	葛巻町田部字境の沢 52-20	0195-66-1585
沼宮内児童館	028-4301	岩手町沼宮内第 7 地割 70	0195-62-2059
北山形児童館	028-4211	岩手町川口第 41 地割 159-7	0195-62-9155
横田児童館	028-4304	岩手町子抱第 2 地割 35-1	0195-62-3460
紫波町立赤沢児童館	028-3533	紫波町赤沢字駒場 1-1	019-672-3294
紫波町立長岡児童館	028-3324	紫波町東長岡字細工田 12 の 2	019-672-3594
紫波町立水分児童館	028-3448	紫波町吉水字中村 66-7	019-673-7234
紫波町立彦部児童館	028-3315	紫波町彦部字暮坪 176-1	019-676-2355
矢巾町立煙山児童館	028-3613	矢巾町大字北矢巾 1-27-4	019-697-6305
矢巾町立德田児童館	028-3603	矢巾町大字西徳田 3 の 108	019-697-4668
矢巾町立不動児童館	028-3625	矢巾町大字室岡 12-223-1	019-697-6981
矢巾町立矢巾東児童館	028-3602	矢巾町大字藤沢 2-11	019-611-1010
住田町立下有住児童館	029-2502	住田町下有住字中上 101-7	0192-48-2531

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
山田町立轟木児童館	028-1361	山田町織笠第 19 地割 33 番地 2	0193-82-2715
山田町立関口児童館	028-1321	山田町山田第 16 地割 9-10	0193-82-3388
袈綿児童館	028-5643	岩泉町袈綿字本町 66 番地	0194-25-5209
島越児童館	028-8404	田野畑村島越 130	0194-33-2069
浜岩泉児童館	028-8404	田野畑村島越 302-2	0194-32-2220
田野畑児童館	028-8407	田野畑村和野 510-2	0194-34-2150
普代児童館	028-8335	普代村第 13 地割字普代 156-4	0194-35-2142
観音林児童館	028-6221	軽米町晴山第 20 地割 6-2	0195-47-2020
円子児童館	028-6413	軽米町円子第 3 地割 58 番地の 23	0195-45-2148
玉川児童館	028-8202	野田村大字玉川第 5 地割 67 番地の 5	0194-78-2847
ひらない児童館	028-7912	洋野町第 37 地割 21-8	0194-65-2143
じょうない児童館	028-7917	洋野町第 60 地割 57	0194-66-2465
うげ児童館	028-7905	洋野町大字有家第 6 地割 5-1	0194-67-2653
かどのはま児童館	028-7911	洋野町第 42 地割 147	0194-65-3822
明戸児童館	028-8802	洋野町大字大野 32-21-12	0194-77-2745
向田児童館	028-8801	洋野町大字上館 56-22-9	0194-77-2624
林郷児童館	028-8802	洋野町大字大野 49-35-8	0194-77-3609
帯島児童館	028-8804	洋野町大字帯島 5-15	0194-77-5549
大野児童館	028-8802	洋野町大字大野 8-47-1	0194-77-3069
鳥越児童館	028-5313	一戸町鳥越字上野平 42-1	0195-32-2858
小繫児童館	028-5132	一戸町小繫字西田子 5-6	0195-34-5301
中里児童館	028-5306	一戸町中里字中前田 40	0195-33-1010
盛岡市立青山児童センター	020-0133	盛岡市青山 2-6-11	019-647-7570
盛岡市立北厨川児童センター	020-0124	盛岡市厨川 1-14-1	019-641-3733
盛岡市立川目児童センター	020-0813	盛岡市東山 1 丁目 15 番 1 号	019-654-2193
盛岡市立本宮児童センター	020-0866	盛岡市本宮字宮沢 99 番地 1	019-635-4595
盛岡市立仁王児童センター	020-0016	盛岡市名須川町 21-1	019-654-6187
盛岡市立山王児童センター	020-0821	盛岡市山王町 10 番 25 号	019-654-6269
盛岡市立松園児童センター	020-0103	盛岡市西松園 2 丁目 18 番 1 号	019-661-9876
盛岡市立厨川児童センター	020-0127	盛岡市前九年三丁目 7 番 1 号	019-647-1982
盛岡市立山岸児童センター	020-0003	盛岡市下米内一丁目 3 番 18 号	019-625-3601
盛岡市立上田児童センター	020-0066	盛岡市上田 4-5-18	019-623-0092
盛岡市立下太田児童センター	020-0051	盛岡市下太田榊 14 番 22 号	019-658-0681
盛岡市立大慈寺児童センター	020-0822	盛岡市茶畑 2-16-20	019-623-0218
盛岡市立加賀野児童センター	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 18 番 56 号	019-623-0407
盛岡市立緑が丘児童センター	020-0117	盛岡市緑が丘三丁目 19 番 18 号	019-661-8236
盛岡市立桜城児童センター	020-0022	盛岡市大通三丁目 8 番 18 号	019-653-6211
盛岡市立杜陵児童センター	020-0875	盛岡市清水町 13 番 34 号	019-623-0465
盛岡市立みたけ児童センター	020-0122	盛岡市みたけ四丁目 14 番 36 号	019-641-2998
盛岡市立城西児童センター	020-0141	盛岡市中屋敷町 1-57	019-646-5408
盛岡市立河北児童センター	020-0065	盛岡市西下台町 10-46	019-654-2860
盛岡市立仙北児童センター	020-0862	盛岡市東仙北 1-6-27	019-635-1190

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
盛岡市立上飯岡児童センター	020-0854	盛岡市上飯岡 16-26	019-658-0814
盛岡市立津志田児童センター	020-0838	盛岡市津志田中央 2-11-1	019-637-3955
盛岡市立湯沢児童センター	020-0842	盛岡市湯沢 6-54-1	019-637-7667
盛岡市立高松児童センター	020-0102	盛岡市上田字宇登坂長根 41-3	019-662-0712
盛岡市立月が丘児童センター	020-0121	盛岡市月が丘 2-2-65	019-645-1024
盛岡市立見前児童センター	020-0833	盛岡市西見前 13-25-3	019-639-0350
盛岡市立上米内児童センター	020-0002	盛岡市桜台 2-18-5	019-667-1271
盛岡市立手代森児童センター	020-0402	盛岡市黒川 6-12-1	019-696-3977
盛岡市立北松園児童センター	020-0105	盛岡市北松園 4-1-4	019-661-6657
盛岡市立永井児童センター	020-0834	盛岡市永井 18-28-1	019-637-3755
盛岡市立乙部児童センター	020-0403	盛岡市乙部 8-3-4	019-696-4301
盛岡市立上堂児童センター	020-0125	盛岡市上堂 3-17-10	019-643-0330
黒石児童センター	023-0101	奥州市水沢区黒石町字鶴城 12	0197-26-2331
佐倉河児童センター	023-0003	奥州市水沢区佐倉河字曾根 14	0197-24-4850
水沢児童センター	023-0057	奥州市水沢区上町 38-2	0197-24-5133
羽田児童センター	023-0106	奥州市水沢区羽田町久保 9	0197-23-8887
真城児童センター	023-0841	奥州市水沢区真城字高田 36-1	0197-24-5954
姉体児童センター	023-0831	奥州市水沢区姉体町字島田 81-1	0197-26-3954
江刺児童センター	023-1122	奥州市江刺区館山 4-53	0197-35-7247
ときわ児童センター	023-0821	奥州市水沢区神明町 1-3-10	0197-24-3120
みなみ児童センター	023-0862	奥州市水沢区福吉町 4-16	0197-24-4851
江刺愛宕児童センター	023-1131	奥州市江刺区愛宕字西下川原 71-3	0197-35-4474

情緒障害児短期治療施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ことりさわ学園	020-0102	盛岡市上田字松屋敷 11-20	019-662-5257

児童遊園

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
たがゆうえん	020-0875	盛岡市清水町 11-13	-
はちまんゆうえん	020-0872	盛岡市八幡町 13-20	-
だいしんゆうえん	020-0134	盛岡市南青山町 13-14	-
鍬ヶ崎児童遊園	027-0008	宮古市熊野町 177 番 1	-
松草児童遊園地	028-2631	宮古市門馬田代第 3 地割 32 番地 28	-
わかたけ児童遊園	025-0066	花巻市松園町 311	-
横川目児童遊園	024-0331	北上市和賀町横川目 12 地割 168-1	-
野中児童遊園	024-0073	北上市下江釣子 11 地割 162 番地 1	-
會山児童遊園	024-0072	北上市北鬼柳 3 地割 71 番地 4	-
長沼児童遊園	024-0333	北上市和賀町長沼 2 地割 1 番 1	-
煤孫児童遊園	024-0323	北上市和賀町煤孫 9 地割 20 番地	-
堤ヶ丘児童遊園	024-0013	北上市藤沢 21 地割 111 番	-

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
村崎野児童遊園	024-0004	北上市村崎野 15 地割 272-7	-
才の羽々児童遊園	024-0104	北上市二子町才の羽々 131 番 1	-
鍛冶町児童遊園	024-0062	北上市鍛冶町 2 丁目 58 番 1	-
柳原児童遊園	024-0083	北上市柳原町 1 丁目 13 番 1	-
中央児童遊園	024-0031	北上市青柳町 2-163-21	-
新町児童遊園	028-0524	遠野市新町 107-8	-
材木町児童遊園	028-0521	遠野市材木町 160-1	-
大平児童遊園	026-0002	釜石市大平町 1-6-16	-
福祉の森児童遊園	026-0055	釜石市甲子町第 8 地割 178-29	-
松の丸児童遊園	028-6101	二戸市福岡字松の丸 4-3	-
館山児童遊園	028-7112	八幡平市田頭第 23 地割 2	-
八坂児童遊園	028-7111	八幡平市大更第 19 地割 32	-
共新児童遊園	028-7405	八幡平市平館第 25 地割 20	-
寺田児童遊園	028-7401	八幡平市西根寺田第 15 地割 133	-
野々宿児童遊園	029-5522	西和賀町野々宿 62 地割 275 番地	-
和衷園児童遊園	029-5617	西和賀町沢内字長瀬野 19 地割 48-7	-
川舟児童遊園	029-5701	西和賀町沢内字川舟 33 地割 84-2	-
大志田児童遊園	029-5702	西和賀町沢内字若畑 3 地割 648-18	-
上新町児童遊園	029-5611	西和賀町沢内字新町 11 地割 41-1	-
中央児童遊園	029-4503	金ヶ崎町西根南羽沢 43 番地	-
赤石児童遊園	029-4501	金ヶ崎町六原赤石 34 番地 5	-
三ヶ尻地区児童遊園	029-4502	金ヶ崎町三ヶ尻南荒巻 48 番地 2	-
永岡地区児童遊園	029-4504	金ヶ崎町永沢堀切後 18 番地 4	-
上の町児童遊園	029-4501	金ヶ崎町六原下小路 23 番地 1	-
横道児童遊園	029-4503	金ヶ崎町西根鳥の海 57 番地 1	-
真栄木児童遊園	029-4501	金ヶ崎町六原下真栄木 30 番地	-
六本松児童遊園	029-4502	金ヶ崎町三ヶ尻干刈野 88 番地 1	-
横道上児童遊園	029-4503	金ヶ崎町西根寄添田 71 番地 1	-
改断児童遊園	029-4503	金ヶ崎町西根改断 165 番地	-
下平沢児童遊園	029-4503	金ヶ崎町西根下平沢 25 番地 1	-
二の町児童遊園	029-4501	金ヶ崎町六原上二の町 45 番地 2	-
平泉児童遊園	029-4102	平泉町平泉字伽羅楽 79-1	-
志羅山児童館	029-4102	平泉町平泉字鈴沢 61	-
山田町立田ノ浜児童遊園	028-1371	山田町船越第 15 地割 26	-
やまびこ児童遊園	028-1371	山田町船越 6-159-8	-
北長林児童遊園	028-1371	山田町船越 6-137-25	-
四方見山児童遊園	028-8407	田野畑村田野畑 128-2	-
切牛児童遊園	028-8405	田野畑村切牛 10	-
普代遊園地	028-8335	普代村第 13 地割字普代 65-2	-
伊保内児童遊園	028-6502	九戸村大字伊保内第 1 地割 61-1	-
明戸児童遊園	028-8802	洋野町大字大野 28-80-1	-

老人福祉施設

養護老人ホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
(一般)			
清和荘	020-0807	盛岡市加賀野 4-3-14	019-624-0533
玉寿荘	028-4134	盛岡市玉山区下田字石羽根 99-902	019-683-2965
清寿荘	027-0203	宮古市津軽石第 14 地割 38-3	0193-67-2210
はなまき荘	025-0244	花巻市湯口字山根 5-1	0198-28-2438
宝寿荘	028-3102	花巻市石鳥谷町上口 1 丁目 3-3	0198-45-2143
北星荘	024-0058	北上市下鬼柳 17 地割 127 番地 5	0197-81-5777
養寿荘	028-0091	久慈市大川目町 23-2-4	0194-55-3257
長寿の森吉祥園	028-0501	遠野市青笹町糠前第 9 地割 7-67	0198-62-2028
こはぎ荘	029-0522	一関市大東町慶字御能場 39 番地 1	0191-72-2228
東山荘	029-0302	一関市東山町長坂字北磐井里 207	0191-47-2157
五葉寮	026-0301	釜石市鶴住居町第 13 地割 1-4	0193-28-3005
紅梅荘	028-6106	二戸市仁左平字横手 6-1	0195-23-8989
寿水荘	023-0874	奥州市水沢区字見分森 16	0197-25-3131
江寿園	023-1761	奥州市江刺区伊手字新田 149	0197-39-3217
松寿荘	020-0503	雫石町七ツ森 16-37	019-692-2511
葛葉荘	028-5402	葛巻町葛巻 16-1-1	0195-66-2141
(盲)			
祥風苑	022-0004	大船渡市猪川町字富岡 176	0192-26-3111

特別養護老人ホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
(特別養護老人ホーム)			
カーサ南盛岡	020-0403	盛岡市乙部 4 地割 139 番 10	019-696-1717
希望の里	020-0403	盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1	019-696-4395
山岸和敬荘	020-0003	盛岡市下米内 2 丁目 4 番 13 号	019-662-3281
秀峰苑	028-4134	盛岡市玉山区下田字石羽根 99-901	019-683-1516
すずらんガーデン	028-4125	盛岡市玉山区好摩字芋田向 83-25	019-669-3600
千年苑	020-0053	盛岡市上太田穴口 53 番地	019-658-1173
コアトレース厨川	020-0124	盛岡市厨川二丁目 7 番 20 号	019-648-0841
第二松園ハイツ	020-0103	盛岡市西松園 2-5-1	019-661-6266
五月園	020-0813	盛岡市東山 2 丁目 5 番 15 号	019-652-0440
都南あけぼの荘	020-0842	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	019-639-2525
青山和敬荘	020-0134	盛岡市南青山町 13 番 30 号	019-648-1411
おでんせ本宮	020-0866	盛岡市本宮字小坂小瀬 20 番地 1	019-656-3011
慈苑	027-0041	宮古市西ヶ丘四丁目 53 番地 8	0193-62-7496
サンホームみやこ	027-0096	宮古市崎楸ヶ崎第 4 地割 1-20	0193-62-7011
紫桐苑	028-2101	宮古市茂市 1-115-1	0193-72-2300

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ふれあい荘	027-0341	宮古市田老養呂地 6 番地 2	0193-88-1200
心生苑	028-2302	宮古市川井 2-24-3	0193-76-2300
さんりくの園	022-0101	大船渡市三陸町越喜来字所通 27-5	0192-44-3800
富美岡荘	022-0004	大船渡市猪川町字富岡 148	0192-27-7111
介護老人福祉施設ひまわり	022-0002	大船渡市大船渡町字山馬越 197	0192-27-8605
花巻あすかの杜	025-0001	花巻市天下田 100 番地 1	0198-41-1100
花巻あすかの里	025-0002	花巻市西宮野目第 14 地割 56-2	0198-21-1010
いしどりや荘	028-3101	花巻市石鳥谷町好地第 14 地割 10	0198-45-6730
アイリス花巻	025-0055	花巻市南万丁目 970 番地 2	0198-24-3900
大谷荘	025-0044	花巻市湯口字松原 53 番地 1	0198-25-2125
桐の里	028-3203	花巻市大迫町大迫第 11 地割 1-1	0198-48-2905
東和荘	028-0113	花巻市東和町東晴山 7 区 16 番地	0198-44-3113
さくら爽	024-0084	北上市さくら通り三丁目 7 番 7 号	0197-61-5117
八天の里	024-0103	北上市更木 34 地割 320 番地 1	0197-66-6000
いいとよ	024-0004	北上市村崎野 12 地割 74 番地 28	0197-71-1377
敬愛園	024-0053	北上市大堤西一丁目 3 番 12 号	0197-67-3111
わがの里	024-0073	北上市下江釣子 10 地割 74 番地 3	0197-73-5511
ぎんたらず久慈	028-0014	久慈市旭町第 7 地割 105 番地 10	0194-61-3313
愛山荘	028-8602	久慈市山形町川井 12 地割 55-1	0194-72-2300
和光苑	028-0041	久慈市長内町 46-2-11	0194-52-2665
遠野長寿の郷	028-0541	遠野市松崎町白岩 18-7	0198-63-1770
みやもり荘	028-0304	遠野市宮守町下宮守 28 地割 19-1	0198-67-2266
閑生園	021-0901	一関市真柴字柵木立 43 番地の 102	0191-26-4911
明生園	029-0132	一関市滝沢寺下 2 番地 1	0191-23-0478
孝養ハイツ	029-1201	一関市室根町折壁字八幡沖 119	0191-64-3923
やまぶき荘	029-0711	一関市大東町大原字有南田 2-1	0191-72-2447
一関ケアサポート	021-0901	一関市真柴字柵木立 44 番地 15	0191-21-5800
千寿荘	029-0803	一関市千厩町千厩字脇谷 28-5	0191-53-2883
寿松苑	029-0202	一関市川崎町薄衣字久伝 26 番地	0191-43-2221
やすらぎ荘	029-0302	一関市東山町長坂字南山谷 12	0191-47-2395
ソエル花泉	029-3105	一関市花泉町涌津字一ノ町 76	0191-36-1223
寿光荘	029-3101	一関市花泉町花泉字上館 70-3	0191-82-5090
福光園	021-0901	一関市真柴字武奈沢 39 番地	0191-21-3141
高寿園	029-2205	陸前高田市高田町字東和野 67	0192-55-3700
アミーガはまゆり	026-0052	釜石市小佐野町三丁目 9 番 50 号	0193-25-2600
あいぜんの里	026-0001	釜石市平田第 2 地割 51 番地 7	0193-26-6600
仙人の里	026-0055	釜石市甲子町第 7 地割 144 番地	0193-23-1022
白梅荘	028-6105	二戸市堀野字大畑 1 番地 1	0195-23-8070
サントピア	028-6721	二戸市似鳥字上平 15-1	0195-20-1010
浄心園	028-6918	二戸市浄法寺町サイカツ平 97-44	0195-38-3566
富士見荘	028-7302	八幡平市松尾寄木 11 地割 13-1	0195-78-2455
りんどう苑	028-7604	八幡平市丑山口 27-5	0195-73-2855

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
麗峰苑	028-7405	八幡平市平館第 13 地割 1-1	0195-64-1120
むらさき苑	028-7112	八幡平市田頭第 24 地割 36	0195-76-3100
まえさわ苑	029-4207	奥州市前沢区塔ヶ崎 7	0197-56-5600
羽衣荘	029-4332	奥州市衣川区古戸 45	0197-52-3571
福寿荘	023-0833	奥州市水沢区上姉体二丁目 1-22	0197-28-1234
あっぱるホーム	023-1134	奥州市江刺区玉里青篠 7 番 3	0197-28-6335
さくらの郷	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-1	0197-31-2771
立生苑	023-0874	奥州市水沢区見分森 16 番地	0197-25-3131
聖愛園	023-1131	奥州市江刺区愛宕字八日市 51-3	0197-35-2824
ぬくもりの家	023-0401	奥州市胆沢区南都田字大持 30	0197-46-5100
やまゆり荘	023-0401	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地 416	0197-46-5111
いこいの森	023-0132	奥州市水沢区羽田町字水無沢 497-1	0197-51-1155
日赤鷺鳴荘	020-0573	零石町南畑第 32 地割 263 番地	019-695-2131
高砂荘	028-5102	葛巻町葛巻第 7 地割 104 番地 2	0195-66-2100
あんずの里	028-4307	岩手町五日市第 2 地割 307 番地	0195-62-8018
たきざわの家	020-0172	滝沢村鶴飼字細谷地 22-1	019-684-6700
れいたく苑	020-0173	滝沢村滝沢字高屋敷 15	019-684-1951
百寿の郷	028-3453	紫波町土館字閑沢 24-1	019-671-7050
にいやま荘	028-3307	紫波町桜町三本木 46-1	019-676-5777
志和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第 1 地割 100	019-697-6355
ぶなの園	029-5614	西和賀町沢内太田 2 地割 135	0197-85-2322
光寿苑	029-5505	西和賀町湯本 30 地割 76-1	0197-84-2526
あすなる	029-4501	金ヶ崎町六原坊主屋敷 36-1	0197-41-9211
友愛園	029-4503	金ヶ崎町西根揚場後 8-2	0197-44-4111
ふくしの里慶泉荘	029-4102	平泉町平泉字片岡 69-7	0191-46-3228
光栄荘	029-3405	藤沢町藤沢字町裏 55	0191-63-3115
すみた荘	029-2311	住田町世田米字赤畑 69-2	0192-46-3111
らふたぁヒルズ	028-1101	大槌町吉里吉里第 29 地割 21-57	0193-43-1133
三陸園	028-1101	大槌町吉里吉里 32 地割 18-25	0193-44-2121
平安荘	028-1321	山田町山田第 16 地割 9-10	0193-82-3611
百楽苑	027-0501	岩泉町岩泉字中家 40	0194-22-4511
寿生苑	028-8407	田野畑村田野畑 12018	0194-33-3221
うねとり荘	028-8323	普代村第 24 地割字鳥居 5-1	0194-35-3577
くつろぎの家	028-6222	軽米町山内第 12 地割字太田向 96-2	0195-47-2351
いちい荘	028-6302	軽米町軽米 9-53-3	0195-46-3130
ことぶき荘	028-8201	野田村野田第 22 地割 44-1	0194-78-2006
折爪荘	028-6502	九戸村伊保内 9-73	0195-42-4165
久慈平荘	028-8802	洋野町大野 60 地割 41-8	0194-77-2771
洋野町立うなばら荘	028-7914	洋野町種市第 23 地割 27-2	0194-65-4086
慶寿園	028-5222	一戸町姉帯字下村 24-1	0195-34-2112
(地域密着型特別養護老人ホーム)			
特別養護老人ホームなのりの里	020-0001	盛岡市上米内字名乗沢 1-8	019-665-1300

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
地域密着型介護老人福祉施設蔵ハウス大船渡	022-0003	大船渡市盛町字町 3-1	0192-21-1112
地域密着型特別養護老人ホーム「銀河の里」	025-0013	花巻市幸田 6 地割 140	0198-32-1788
特別養護老人ホームわくわく荘	028-6106	二戸市仁左平字横手 6-1	0195-23-8989
介護老人福祉施設悠和荘	028-3621	矢巾町広宮沢 1-2-312	019-698-1661
一戸町特別養護老人ホーム	028-5312	一戸町一戸字田中 72-1	0195-31-1230

軽費老人ホーム（A型、B型）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
盛岡市立けやき荘	020-0053	盛岡市上太田細工 4	019-659-1452
松園ハイツ	020-0103	盛岡市西松園 2-6-1	019-661-6266

軽費老人ホーム（ケアハウス）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ケアハウス盛岡	020-0813	盛岡市東山 2-5-19	019-652-0300
軽費老人ホームケアハウス麗沢	020-0054	盛岡市猪去三枚橋 21	019-658-1414
ケアハウスおでんせ	020-0143	盛岡市上厨川横長根 76 番地 1	019-645-8211
ケアガーデン高松公園	020-0102	盛岡市上田字毛無森 2 番地 7	019-665-2171
ケアハウスサンホームみやこ	027-0096	宮古市崎嶽ヶ崎第 4 地割 1-20	0193-64-5511
グレイスセンター	025-0024	花巻市山の神 383-3	0198-23-5516
ケアハウス千鳥苑	028-3185	花巻市大瀬川第 8 地割 10-1	0198-45-6191
ケアハウス花巻	025-0321	花巻市金矢第 5 地割 435 番地 1	0198-27-3911
ケアハウスエスカール	024-0043	北上市立花 10 地割 38 番地	0197-61-2015
ケアハウス常盤台	024-0012	北上市常盤台四丁目 7 番 28 号	0197-61-3260
ケアハウス北星荘	024-0058	北上市下鬼柳 17-127-5	0197-81-5777
一関コイヤルハウス	021-0901	一関市真柴字吉ヶ沢 20-81	0191-26-0290
福光園ケアハウス老楽園	021-0902	一関市萩荘字大袋 306 番地 1	0191-32-2510
ケアハウスにのへ	028-6105	二戸市堀野字馬場 50-14	0195-22-5466
アーベイン八幡平	028-7303	八幡平市柏台 2-9-3	0195-78-2710
ケアハウス水沢	023-0132	奥州市水沢区羽田町字水無沢 506-6	0197-51-3111
ケアハウス巣子	020-0173	滝沢村滝沢字巣子 732-2	019-694-1311
ソフィアハウス睦喜	028-3617	矢巾町太田第 17 地割 13 番地 1	019-697-1601

老人デイサービスセンター

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
茶話本舗デイサービス西下台之家	020-0065	盛岡市西下台町 10 番 40 号	019-681-2230
デイサービスはあととはあと	020-0883	盛岡市西見前 18 地割 119 番 2	019-637-9748
茶話本舗デイサービス月が丘	020-0121	盛岡市月が丘三丁目 4 番 15 号	019-681-1681
カーサ南盛岡デイサービスセンター	020-0403	盛岡市乙部 4 地割 139 番 10	019-696-1919
ニチイケアセンター盛岡北	020-0122	盛岡市みたけ三丁目 38 番 50 号	019-648-1571

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ほっとデイサービスみたち	020-0122	盛岡市みたち4丁目8番50号	019-648-1767
あんじゅう	020-0834	盛岡市永井20地割17番62	019-637-7744
希望の里デイサービスセンター	020-0403	盛岡市乙部5地割41番地1	019-696-4396
めだかのデイサービス	020-0403	盛岡市乙部31地割17番地	019-675-1199
デイサービスセンター田園	020-0051	盛岡市下太田榊14番2号	019-659-2022
山岸和敬荘	020-0003	盛岡市下米内2-4-13	019-662-3281
秀峰苑指定通所介護事業所	028-4134	盛岡市玉山区下田字石羽根99-901	019-683-3306
特別養護老人ホームすずらんガーデン通所介護事業	028-4125	盛岡市玉山区好摩字芋田向83番地25	019-669-3600
愛真館夢ばらざ	020-0055	盛岡市繫字塗沢40番4号愛真館西館内	019-689-2200
つなぎ温泉ディサービス法悦園	020-0055	盛岡市繫字塗沢46番地3	019-689-3255
盛岡市社会福祉協議会月が丘老人デイサービスセンター	020-0121	盛岡市月が丘3丁目7番5号	019-648-8833
盛岡ケアセンターそよ風	020-0851	盛岡市向中野字石川町59番地	019-631-2075
デイサービスぬぐまるの家	020-0114	盛岡市高松四丁目3番6号	019-664-1790
ひかりデイサービス	020-0114	盛岡市高松二丁目2番50号アピタシオン高松1F	019-663-7588
デイサービスい〜な	020-0402	盛岡市黒川18地割99	019-675-1361
あっとほーむだらん	020-0831	盛岡市三本柳13地割39番地4	019-656-8051
ふれあいサロン茶愛	020-0831	盛岡市三本柳23地割9番地79	019-613-6320
茶話本舗デイサービス山岸之家	020-0004	盛岡市山岸五丁目9番37号	019-658-8240
盛岡市地域福祉センター	020-0401	盛岡市手代森14地割16番地89	019-696-5640
あるばすの家	020-0101	盛岡市岩脇町19-31	019-664-0122
岩手高齢ケアホームおさんぼ	020-0873	盛岡市松尾町4番10号	019-604-8222
中央ケアサービス指定通所介護事業所	020-0873	盛岡市松尾町2番3号	019-652-5255
デイサービスおでんせ	020-0143	盛岡市上厨川字横長根76番地1	019-648-0622
千年苑デイサービスセンター	020-0053	盛岡市上太田穴口53番地	019-659-1831
ニチケアセンター上田	020-0066	盛岡市上田1丁目3-43	019-604-1333
デイサービスくるみ上田	020-0066	盛岡市上田二丁目14番30号	019-643-1800
デイサービスセンターどんぐり山	020-0125	盛岡市上堂三丁目12番20号	019-641-4804
デイサービスはるかぜの詩	020-0125	盛岡市上堂三丁目16番19号	019-648-6570
デイサービスはるかぜの家	020-0125	盛岡市上堂4丁目3番62号	019-641-4215
あったかいごデイサービスみこだ	020-0826	盛岡市神子田町16番38号	019-652-3881
城南老人デイサービスセンター	020-0884	盛岡市神明町8番4号	019-621-1215
徳寿の森デイサービスセンター	020-0124	盛岡市厨川五丁目13番25号	019-648-5700
ハッピー盛岡清水・デイサービスセンター	020-0875	盛岡市清水町14番17号	019-626-0611
盛岡市社会福祉協議会盛岡駅西口老人デイサービスセンター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1丁目2番2号	019-653-3011
茶話本舗デイサービス永井之家	020-0065	盛岡市西下台町18番1号32	019-625-6052

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
第二松園ハイツ指定通所介護事業所	020-0103	盛岡市西松園 2-5-1	019-663-8880
西青山地域支援センター	020-0132	盛岡市西青山三丁目 40 番 39 号	019-605-5252
デイサービスセンターにこトピア青山	020-0133	盛岡市青山一丁目 2 番 13 号	019-648-8900
あっとほーむデイサービスセンター通所事業所	020-0133	盛岡市青山三丁目 10 番 19 号	019-643-3788
ディーサービスみずほの国	020-0822	盛岡市茶畑 1 丁目 1 番 5 号グリーンビレッジ盛岡 A 棟 101	019-625-6800
デイサービス言葉のかけ橋	020-0871	盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 15 号	019-651-1017
デイサービスしんぼくの家	020-0052	盛岡市中太田泉田 8 番地 1	019-656-2501
デイサービスカノン	020-0062	盛岡市長田町 2 番 26 号	019-622-7773
ニチケアセンター盛岡南	020-0835	盛岡市津志田 14 地割 112 番地	019-614-0031
ご近所介護ステーションあおぞらデイサービスセンター	020-0832	盛岡市東見前 9 地割 62 番地 13	019-614-0151
デイサービスぬぐまるの家縁	020-0108	盛岡市東黒石野二丁目 3 番 1 号	019-662-1792
五月園指定通所介護事業所	020-0813	盛岡市東山二丁目 5 番 19 号	019-652-0220
盛岡市仙北老人デイサービスセンター	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 6 番 27 号	019-635-3351
指定通所介護事業所都南あけぼの荘	020-0842	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	019-639-2528
ふらダンスのデイ「ふくろうの家」	020-0134	盛岡市南青山町 19-24 南アパ-ト 101	019-647-9622
青山和敬荘	020-0134	盛岡市南青山町 13-30	019-648-8622
デイサービスくるみ南大通	020-0874	盛岡市南大通三丁目 2 番 1 号	019-652-3240
松園デイサービスセンターふれあい	020-0105	盛岡市北松園 4 丁目 4 番 5 号	019-664-0877
ケアセンター福寿の森	020-0866	盛岡市本宮字宮沢 51 番地	019-636-3039
老人デイサービスセンター「百万石」本宮	020-0866	盛岡市本宮三丁目 29 番 3 号	019-631-1230
ジャパンケアサービスハッピー盛岡デイサービスセンター	020-0015	盛岡市本町通三丁目 20 番 25 号パークハイツ本町 1 階	019-604-6699
あっとほーむデイサービスセンター緑が丘	020-0117	盛岡市緑が丘 2-1-22	019-662-2223
ブライトステージ	020-0878	盛岡市肴町 3 番 18 号 2 階	019-625-2001
デイサービスゆうあいの里	020-0054	盛岡市猪去上猪去 1-1	019-656-2225
在宅総合センターひだまりデイサービス	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 30 番地 1	019-635-1302
都南あけぼの荘指定通所介護事業所	020-0842	盛岡市湯沢 4-25-1	019-639-2528
ケアガーデン高松公園デイサービスセンター	020-0102	盛岡市上田字毛無森 2 番地 7	019-665-2173
デイサービスきらくの郷厨川	020-0124	盛岡市厨川四丁目 5 番 7 号	019-656-0530
デイサービスふくろうの広場長橋台	020-0146	盛岡市長橋町 25 番 88 号	019-646-1555
指定通所介護事業所 やよいデイサービス	020-0124	盛岡市厨川二丁目 4 番 50 号	019-645-6900
デイサービスふきのとう小鳥沢	020-0104	盛岡市小鳥沢一丁目 31 番 20 号	019-656-9126
めだかのデイ 2 号館	020-0403	盛岡市乙部 30 地割 76 番地 1	019-656-9316

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
デイサービスグランパもりおか	020-0113	盛岡市上田堤二丁目 14 番 33 号	019-665-1105
ニチケアセンター宮古	027-0054	宮古市太田一丁目 2 番 3 号	0193-71-2188
宮古市社会福祉協議会デイサービスセンター	027-0038	宮古市小山田二丁目 9 番 20 号	0193-64-5050
宮古市社会福祉協議会田老デイサービスセンター	027-0321	宮古市田老乙部 151 番地 29	0193-87-2224
宮古市清寿荘デイサービスセンター	027-0203	宮古市津軽石第 14 地割 38 番地 3	0193-67-4111
指定通所介護事業所サンホームみやこ	027-0096	宮古市崎嶺ケ崎第 4 地割 1-20	0193-62-7011
指定通所介護事業所ひだまり	027-0096	宮古市崎嶺ケ崎第 5 地割字南沢 10	0193-64-3939
宮古市新里デイサービスセンター	028-2101	宮古市茂市第 1 地割 115 番地 1	0193-72-2350
ふれあい荘デイサービスセンター	027-0341	宮古市田老養呂地字 6 番地 2	0193-88-1200
宮古市千徳デイサービスセンター	027-0043	宮古市千徳町 5-37	0193-71-2213
ふれあいステーション・あい	027-0074	宮古市保久田 6 番 8 号	0193-64-4117
愛福祉会指定通所介護事業所	028-2104	宮古市刈屋第 12 地割 3 番地	0193-72-2110
かのん支援センター	027-0025	宮古市実田一丁目 7 番 28 号	0193-65-1417
あお空デイサービスセンター	027-0082	宮古市向町 2 番 34 号	0193-63-5519
かわい社協介護サービス・むつわ荘デイサービス事業部	028-2302	宮古市川井第 2 地割 165 番地	0193-76-2575
かわい社協介護サービス・小国デイサービス事業部	028-2422	宮古市小国第 20 地割 32 番地 3	0193-78-2111
かわい社協介護サービス・門馬デイサービス事業部	028-2631	宮古市門馬田代第 3 地割 32 番地	0193-77-2010
綾里デイサービスセンター	022-0211	大船渡市三陸町綾里字清水 67	0192-43-5026
丸森デイサービスセンター	022-0002	大船渡市大船渡町字丸森 15-1	0192-22-8677
岩手高齢協すずらん	022-0001	大船渡市末崎町字烏崎 65 番 10 号	0192-29-4123
さんりくの園デイサービスセンター	022-0101	大船渡市三陸町越喜来所通 27-5	0192-44-3800
大船渡市デイサービスセンター	022-0006	大船渡市立根町字田の上 30-22	0192-27-3300
気仙デイサービスセンター(寝たきり専門)	022-0002	大船渡市大船渡町字山馬越 196	0192-27-8605
末崎町デイサービスセンター	022-0001	大船渡市末崎町字平林 48-1	0192-22-1025
大船渡市農業協同組合指定通所介護事業所日頃市	022-0005	大船渡市日頃市町字関谷 45-3	0192-28-2900
大船渡市農業協同組合指定通所介護事業所立根	022-0006	大船渡市立根町字関谷 45 番地 1	0192-26-1231
うえのケアサービスセンター	022-0006	大船渡市立根町字桑原 23 番地 4	0192-26-3313
さかり町指定通所介護事業所	022-0003	大船渡市盛町字木町 4 番地 12	0192-26-3459
八重畑デイサービスセンター	028-3131	花巻市石鳥谷町猪鼻第 6 地割 32-8	0198-47-2211
おひさま	025-0097	花巻市若葉町 3 丁目 5 番 5 号	0198-41-4141
恵ライフクリニック	025-0037	花巻市太田第 51 地割 221 番	0198-39-1133
J Aいわて花巻デイサービスセンターグリーンホームいしどりや	028-3111	花巻市石鳥谷町新堀 40 地割 31 番地 1	0198-45-1611
J Aいわて花巻デイサービスセンターグリーンホーム落合	025-0323	花巻市柵ノ目 4 地割 99 番地 1	0198-37-1151

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
デイサービスほっかぽか	025-0072	花巻市四日町2丁目1番1号	0198-21-3222
シリウスケアセンターすわ	025-0034	花巻市南諏訪町4番8号	0198-21-5200
アイアックケアセンター	025-0314	花巻市二枚橋町大通り二丁目18-2	0198-30-2345
IK介護デイサービスセンター「スマイル」	025-0312	花巻市二枚橋5-360-1	0198-30-2626
療養通所介護事業所「かえん」	025-0075	花巻市花城町4番28号	0198-22-6466
花巻南デイサービスセンター	025-0024	花巻市山の神383番地3	0198-23-5351
湯本指定通所介護事業所	025-0321	花巻市金矢第5地割435番地1	0198-27-3917
花巻市社会福祉協議会指定宮野目通所介護事業所	025-0002	花巻市西宮野目第6地割97番地1	0198-26-2666
花巻市社会福祉協議会指定西南通所介護事業所	025-0131	花巻市轟木7地割188番地1	0198-29-3666
花巻市社会福祉協議会指定矢沢通所介護事業所	025-0014	花巻市高松第3地割85番地1	0198-31-2122
花巻あすかの杜指定通所介護事業所	025-0001	花巻市天下田100番1	0198-41-1100
花巻あすかの里指定通所介護事業所	025-0002	花巻市西宮野目14-56-2	0198-21-1010
いしどりや荘デイサービスセンター	028-3101	花巻市石鳥谷町好地第14地割10	0198-45-6730
アイリス花巻デイサービスセンター指定通所介護事業所	025-0055	花巻市南万丁目970番地2	0198-24-7564
はなまき荘デイサービスセンター指定通所介護事業所	025-0244	花巻市湯口字山根5番地1	0198-25-2125
大谷荘デイサービスセンター指定通所介護事業所	025-0244	花巻市湯口字松原53番地1	0198-25-2700
桐の里デイサービスセンター	028-3203	花巻市大迫町大迫第11地割1-9	0198-48-3207
晴山デイホーム	028-0113	花巻市東和町東晴山8区27番地	0198-36-2022
東和荘デイサービスセンター指定通所介護事業所	028-0113	花巻市東和町東晴山7区13番地	0198-44-3050
宝寿荘デイサービスセンター	028-3102	花巻市石鳥谷町上口一丁目3-3	0198-45-2143
デイサービスセンターなごみ	028-0123	花巻市東和町田瀬5区211番地1	0198-44-5105
まちなかデイ	025-0073	花巻市一日市2番5号	0198-22-6067
花北デイサービス	025-0068	花巻市下幅5番1号	0198-23-4116
サンガ・デイサービスセンター	025-0097	花巻市若葉町3丁目12-16	0198-22-6348
デイサービスほっと事業所	028-3111	花巻市石鳥谷町新堀第53地割15	0198-46-1225
有限会社福やま指定デイサービス福寿通所介護事業所	025-0037	花巻市太田第47地割249番地6	0198-21-2901
リハビリデイサービス nagomi 北上店	024-0034	北上市諏訪町2-4-5 NIXビル1階	0197-62-6021
横川目デイサービス長寿園	024-0331	北上市和賀町横川目13地割3番3	0197-71-6848
デイサービスセンター横川目	024-0331	北上市和賀町横川目11地割161-1	0197-72-4531
デイホームえぶりこ	024-0073	北上市下江釣子16地割179番地	0197-71-5057
ニチケアセンター北上中央	024-0021	北上市上野町三丁目21番19号	0197-61-2525
ニチケアセンター北上通所介護	024-0031	北上市青柳町一丁目2番40号	0197-61-2104
デイサービスセンター上野町	024-0021	北上市上野町4丁目21番8号	0197-61-3732
デイサービスセンター常盤台	024-0012	北上市常盤台4丁目7番28号	0197-61-3263

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
エスカールデイサービスセンター	024-0043	北上市立花 10 地割 38 番地	0197-61-2016
八天の里デイサービスセンター	024-0103	北上市更木 34 地割 320 番地 1	0197-66-6500
デイサービスセンターいいとよ	024-0004	北上市村崎野 12 地割 74 番地 18	0197-71-1177
デイサービスセンターおにやなぎ	024-0056	北上市鬼柳町新井田 45 番	0197-66-2600
デイサービスセンターなめしだ	024-0074	北上市滑田 1-36	0197-77-5470
デイサービスセンターむらさきの	024-0004	北上市村崎野 15 地割 310 番地 5	0197-66-2035
敬愛園デイサービスセンター	024-0053	北上市大堤西一丁目 3 番 12 号	0197-67-3113
敬愛園北上南デイサービスセンター	024-0056	北上市鬼柳町卯の木 122 番 1	0197-67-6668
北星荘デイサービスセンター	024-0058	北上市下鬼柳 17 地割 127 番地 5	0197-81-5777
わがの里デイサービスセンター	024-0073	北上市下江釣子 10 地割 74 番地 3	0197-73-6533
デイサービスセンターつどい	024-0034	北上市諏訪町二丁目 5 番 1 号	0197-61-2101
デイサービスセンターほっと東館	024-0321	北上市和賀町岩崎 1 地割 114 番地	0197-73-7777
ふくしサロン「しあわせ SUN」 指定通所介護事業所	028-0062	久慈市二十八日町一丁目 13 番地	0194-61-3933
宇部地区デイサービスセンター	028-8111	久慈市宇部町第 5 地割 41 番地	0194-62-1234
元気の泉デイサービスセンター	028-0014	久慈市旭町第 8 地割 100 番地 1	0194-52-7167
山根地区デイサービスセンター	028-8521	久慈市山根町下戸鎖第 6 地割 63-1	0194-57-2797
大川目地区デイサービスセンター	028-0091	久慈市大川目町第 23 地割 2 番地 4	0194-55-2921
愛山荘デイサービスセンター	028-8602	久慈市山形町川井第 12 地割 60-2	0194-72-2201
侍浜地区デイサービスセンター	028-7801	久慈市侍浜町外屋敷第 6 地割 10-4	0194-64-1234
デイサービスセンターなごみ	028-0041	久慈市長内町第 21 地割 2 番地	0194-53-1800
久慈駅前デイサービスセンター わが家	028-0061	久慈市中央三丁目 51 番地	0194-52-2600
ファミリーサポートおひさま	028-0053	久慈市田高第 1 地割 5 番地	0194-52-4799
デイサービスセンター楓	028-0023	久慈市新中の橋第 37 地割 59-24	0194-52-7480
かあさんのいえ。長内デイサービス センター	028-0041	久慈市長内町第 16 地割 31 番地 3	0194-66-9808
デイサービスセンター長寿の森踊鹿	028-0501	遠野市青笹町糠前 9-7-67	0198-62-0755
老人デイサービスセンター長寿園	028-0541	遠野市松崎町白岩 18-7	0198-63-1770
みやもり荘デイサービスセンタ ー指定通所介護事業所	028-0304	遠野市宮守町下宮守 28-19-1	0198-67-2268
ふれあいホーム小友	028-0481	遠野市小友町第 33 地割 5 番地 1	0198-68-2460
ふれあいホーム上郷	028-0772	遠野市上郷町細越 7 地割 5 番地	0198-65-3680
ふれあいホーム附馬牛	028-0663	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 160	0198-64-2077
ふれあいホーム薬研淵	028-0541	遠野市松崎町白岩字薬研淵 4-1	0198-62-1595
通所介護事業所同心館	028-0517	遠野市上組町 9 番 10 号	0198-62-3070
お茶っこホーム	029-3205	一関市花泉町涌津字下原 102-5	0191-36-1672
お茶っこホーム森の風	029-3104	一関市花泉町日形字上通 367-2	0191-36-3170
デイサービスシスター関	021-0002	一関市中里字新川原 190 番地 13	0191-31-8766
デイサービスセンターベルシモ ン三関	021-0821	一関市三関字神田 170 番地 1	0191-31-3138
ツクイー関	021-0003	一関市東五代 6 番 30 号	0191-31-6885

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
山目デイサービスセンターふれあい	021-0035	一関市才天 136-1	0191-33-2700
デイサービスセンターさくら館	029-3105	一関市花泉町涌津字下原 134-1	0191-36-3033
ニチケアセンター一関	021-0031	一関市青葉 2 丁目 7 番 26 号	0191-32-5777
ホームゆりの木デイサービス	029-0202	一関市川崎町薄衣字町裏 42-11	0191-43-2422
デイサービス舞乃湯	029-3101	一関市花泉町花泉字松沢 235 番地	0191-36-1818
企業組合労協センター事業団一関地域福祉事業所ケアホームなごみ	021-0041	一関市赤荻字荻野 528 番地 1	0191-33-1507
デイサービスセンターひまわり	021-0041	一関市赤荻字月町 17	0191-21-8282
関生園デイサービスセンター	021-0901	一関市真柴木瓜立 43 番地の 124	0191-26-1616
明生園デイサービスセンター	029-0132	一関市滝沢字寺下 2 番地 1	0191-23-2293
デイサービスセンター興田	029-0602	一関市大東町鳥海字細田 34-1	0191-74-3300
デイサービスセンター室根	029-1201	一関市室根町折壁字八幡沖 116	0191-64-3983
デイサービスセンター大東	029-0711	一関市大東町大原字川内 5 番地 2	0191-72-2336
デイサービスセンター東山	029-0302	一関市東山町長坂字西本町 139-1	0191-47-3238
孝養ハイツデイサービスセンター 一通所介護事業所	029-1201	一関市室根町折壁字八幡沖 119 番地	0191-64-3924
高沢の家デイサービスセンター	029-1202	一関市室根町矢越字高沢 42 番地	0191-64-3260
一関デイサービスセンター	021-0901	一関市真柴字吉ヶ沢 20 番地 81	0191-23-0117
千厩寿慶会指定通所介護事業所	029-0803	一関市千厩町千厩字脇谷 288	0191-53-2125
寿松苑デイサービスセンター	029-0202	一関市川崎町薄衣字久伝 26 番地	0191-43-2223
花泉町デイサービスセンターソ エル花泉	029-3105	一関市花泉町涌津字一ノ町 76 番地	0191-36-1224
花泉町デイサービスセンター寿光荘	029-3101	一関市花泉町花泉上館 74 番地 5	0191-82-5266
福光園デイサービスセンター	021-0901	一関市真柴岩ノ沢 91 番地 11	0191-21-3932
福光園デイサービスセンター老楽園	021-0902	一関市萩荘字大袋 306 番地 1	0191-32-2512
宅朗所すりさわデイサービス	029-0523	一関市大東町摺沢字但馬崎 25-7	0191-75-3343
いこいデイサービスセンター	021-0821	一関市三関字仲田 100 番地	0191-31-8500
あづま野デイサービス	029-0522	一関市大東町曾慶字神蔭 131 番地	0191-72-3603
有限会社ケア青空	029-0131	一関市狐禅寺字峰下 86 番地 5	0191-21-4733
にこにこプラザだいとうデイ サービスセンター	029-0431	一関市大東町猿沢字板倉 60-1	0191-71-4166
にこにこプラザひがしやまデ ィサービスセンター	029-0302	一関市東山町長坂字北磐井里 187-3	0191-35-3366
デイサービス街なか	021-0881	一関市大町 3 番 50 号	0191-31-2236
西部デイサービスセンター「竹の里」	029-2203	陸前高田市竹駒町字相川 73-30	0192-55-1877
高寿園デイサービスセンター指 定通所介護事業所	029-2205	陸前高田市高田町字東和野 67	0192-55-3700
東部デイサービスセンター指 定通所介護事業所	029-2207	陸前高田市小友町字財当 98	0192-56-2300
陸前高田市社会福祉協議会指 定通所介護事業所	029-2205	陸前高田市高田町字馬場前 9 番地 1	0192-55-3577
たんぼぼ堂機能訓練デイサー ビスセンター	029-2205	陸前高田市高田町字馬場前 141 番 地 1	0192-55-6789

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ニチケアセンター釜石	026-0034	釜石市中妻町1丁目12番2号	0193-21-1133
いきいき唐丹デイサービスセンター	026-0121	釜石市唐丹町小白浜第36地割1	0193-55-2109
五葉寮いきいきデイサービスセンター	026-0301	釜石市鶴住居町13-1-4	0193-28-4482
アミーガはまゆりデイサービスセンター	026-0052	釜石市小佐野町三丁目9番50号	0193-25-2602
あいぜんの里デイサービスセンター	026-0001	釜石市平田第2地割51番地7	0193-26-6601
仙人の里指定通所介護事業所	026-0055	釜石市甲子町第7地割144番地4	0193-23-1026
デイホームほっと陽だまり	026-0301	釜石市鶴住居町15-26-5	0193-28-2700
ふれあい機能訓練デイサービス	026-0021	釜石市只越町3-6-17	0193-31-1511
やまざき機能訓練デイサービスホーム	026-0301	釜石市鶴住居町17-4-1	0193-29-1125
ございしょの里デイサービスセンター	026-0301	釜石市鶴住居町第23地割21-1	0193-28-1300
わガーヤにのへ横丁	028-6101	二戸市福岡字横丁15-1	0195-22-1588
いつつ星会デイサービスセンターおからぎ	028-6105	二戸市堀野字大川原毛89番地6	0195-23-8989
サントピア指定通所介護事業所	028-6721	二戸市似鳥字上平15-1	0195-20-1010
サンパレス指定通所介護事業所	028-6103	二戸市石切所字森合92-1	0195-25-5111
小規模通所介護事業所ひなたぼっこ	028-6854	二戸市浄法寺町下前田20番地10	0195-38-2833
浄法寺通所介護事業所	028-6851	二戸市浄法寺町小池3番地	0195-38-3922
二戸市社会福祉協議会通所介護事業所	028-6106	二戸市仁左平横手2番地3	0195-23-5074
湯の里にのへ	028-5711	二戸市金田一字湯田24番地	0195-27-3311
青い空門ノ沢デイサービスセンター	028-6101	二戸市福岡字門ノ沢38-3	0195-23-2983
森の温泉デイサービスぬまり	028-7302	八幡平市松尾寄木第1地割500-28	0195-71-1831
ふらダンスのデ「ふくろうの家」西根	028-7111	八幡平市大更第18地割50番地189	0195-70-1633
株式会社松福堂ほっと・はーと仲町デイサービス	028-7111	八幡平市大更第21地割36番地2	0195-75-1420
八幡平ハイツデイサービスほかほかクラブ	028-7302	八幡平市松尾寄木第1地割字沼利590番地4	0195-78-2121
松尾デイサービスセンター	028-7303	八幡平市柏台二丁目9番2号	0195-78-3720
ふれあいセンター安代デイサービスセンター	028-7532	八幡平市小柳田210番地1	0195-63-1501
りんどう苑デイサービスセンター	028-7604	八幡平市丑山口27番地5	0195-73-2722
西根会指定通所介護事業所	028-7112	八幡平市田頭第24地割36番地	0195-76-3100
西根会北部指定通所介護事業所	028-7404	八幡平市堀切第14地割16番地1	0195-64-1110
サンライフえさし指定通所介護事業所	023-1131	奥州市江刺区愛宕字力石552番5	0197-35-2348
まえさわ介護センター	029-4208	奥州市前沢区立石180番1	0197-41-3205
ニチケアセンター水沢	023-0816	奥州市水沢区西町2番10号	0197-51-2636
よいっこデイサービス	023-1131	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖400-1	0197-31-1188

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
デイサービスセンター大日	023-0171	奥州市江刺区田原字大日 195-1	0197-31-2105
デイサービスセンターもたい	029-4203	奥州市前沢区生母中道 3 番地 2	0197-56-0320
まえさわ苑デイサービスセンター	029-4207	奥州市前沢区塔ヶ崎 7 番地	0197-56-5600
羽衣荘指定通所介護事業所	029-4332	奥州市衣川区古戸 45 番地	0197-52-3571
陣場デイサービスセンター	029-4421	奥州市衣川区日向 60 番地 2	0197-52-3156
デイサービスセンターだいの園	023-0101	奥州市水沢区黒石町大久保 70-1	0197-26-2222
胆沢デイサービスセンター	023-0401	奥州市胆沢区南都田字石行 30-1	0197-46-3825
福寿荘通所介護事業所	023-0833	奥州市水沢区上姉体二丁目 1-22	0197-28-1232
福寿荘南デイサービスセンター	023-0867	奥州市水沢区大橋 34 番地 54	0197-24-2821
あつぶるホーム指定通所介護事業所	023-1134	奥州市江刺区五里字青篠 2 番地の 1	0197-28-6337
江寿園指定通所介護事業所	023-1761	奥州市江刺区伊手字新田 146-4	0197-39-3417
桜つつみ指定通所介護事業所	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-1	0197-35-8300
桜つつみ障害者指定通所介護事業所	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-1	0197-35-8177
立生苑デイサービスセンター	023-0874	奥州市水沢区見分森 16 番地	0197-22-4356
聖愛園デイサービスセンター	023-1131	奥州市江刺区愛宕字八日市 51	0197-35-3244
デイサービスセンター水沢・フィラン	023-0003	奥州市水沢区佐倉河十日市 85	0197-51-2151
ぬくもりの家デイサービスセンター	023-0401	奥州市胆沢区南都田字大持 30	0197-46-5100
やまゆり荘デイサービスセンター	023-0401	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地 416	0197-46-5111
デイサービスセンタースマイル	023-0106	奥州市水沢区羽田町久保 37 番地	0197-51-6300
ふれあいステーション「あじさい」	023-1103	奥州市江刺区西大通り 9 番 8 号	0197-31-2271
ふれあいステーション「こすもす」	023-1132	奥州市江刺区稲瀬大文字 144	0197-35-3665
ふれあいステーション「なのはな」	023-1132	奥州市江刺区稲瀬広岡前 122	0197-35-2441
デイサービスセンターはいらん家	023-0003	奥州市水沢区佐倉河字西閑田 50	0197-24-3791
チャレンジ Z	023-0045	奥州市水沢区大町 160 長野ビル 1F	0197-22-6767
南大通り機能訓練デイサービスホーム	023-1112	奥州市江刺区南大通り 7 番 30 号	0197-35-1128
スマイル桜木デイサービスホーム	023-1131	奥州市江刺区愛宕字前中野 88-12	0197-31-2883
デイサービスセンターにこトピア 雫石	020-0536	雫石町八卦 50 番地 1	019-691-2888
ななかまど通所介護事業所	020-0539	雫石町上町東 11 番地 5	019-692-1011
デイサービスかしわや	020-0546	雫石町稲荷下 89 番地 1	019-692-4379
雫石町指定通所介護事業所	020-0573	雫石町南畑第 32 地割 263 番地	019-695-2473
うぐいすの郷通所介護センター	020-0572	雫石町西安庭第 26 地割字二面 130 番 1	019-692-5888
JA 新しいわて雫石通所介護事業所	020-0554	雫石町町裏字 75 番地 1	019-692-6150
誠心会葛巻デイサービスセンター	028-5402	葛巻町葛巻第 7 地割 104 番地 2	0195-66-3010
誠心会江刈デイサービスセンター	028-5403	葛巻町江刈第 24 地割 10 番地	0195-68-2391
誠心会小屋瀬デイサービスセンター	028-5402	葛巻町葛巻第 28 地割 29 番地 8	0195-67-8011
岩手町デイサービスセンター	028-4307	岩手町五日市第 11 地割 71 番地 3	0195-62-1336
岩手町東部デイサービスセンター	028-4211	岩手町川口第 41 地割 159 番地 7	0195-62-9191
ツクイ滝沢ゆとりが丘	020-0173	滝沢村滝沢字室小路 378 番 1 号	019-699-3551
デイサービスみんなの家	020-0173	滝沢村滝沢字菓子 72 番地 22	019-688-6123

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
デイサービス「ひなたぼっこ」	020-0173	滝沢村滝沢字外山 376 番地 9 号	019-699-1285
松実会指定通所介護事業所	020-0173	滝沢村滝沢字巣子 732 番地 2	019-694-1311
アネックスれいたくデイサービスセンター	020-0172	滝沢村鶴飼字細谷地 26 番地 5	019-684-2902
れいたく苑デイサービスセンター	020-0173	滝沢村滝沢字高屋敷 15 番	019-684-5227
JA 新いわて滝沢通所介護事業所	020-0151	滝沢村大釜字外館 114 番地 6	019-684-2214
おらほ鶴飼デイサービス	020-0172	滝沢村鶴飼字笹森 1 番地 87	019-687-3083
おらほ風林デイサービス	020-0151	滝沢村大釜字風林 58 番地 5	019-691-9220
デイサービス今がー番館	020-0173	滝沢村滝沢字妻の神 157 番地 3	019-688-1320
指定ちゃくちゃくデイサービス	020-0173	滝沢村滝沢字室小路 146 番地 7	050-3657-2088
サン・ケアサービスセンター	020-0173	滝沢村滝沢字牧野林 974 番地 17	019-684-6254
デイサービスりはびり学校いわて	020-0173	滝沢村滝沢字巣子 180 番地 3	019-688-7700
デイサービス・なおしま	028-3441	紫波町上平沢字川崎 82 番地 2	019-673-6277
百寿の郷しんせつ介護センター	028-3453	紫波町土館字閑沢 24 番地 1	019-671-7050
あづまね温泉通所介護事業所	028-3443	紫波町上松本字内方 96	019-673-7670
にいやま荘通所介護事業所	028-3307	紫波町桜町字三本木 48	019-676-5777
宅老所えんどり古館指定通所介護事業所	028-3304	紫波町二日町田中前 41 番地	019-671-1208
宅老所えんどり上平沢指定通所介護事業所	028-3441	紫波町上平沢字馬場 2 番地	019-673-7551
宅老所えんどり赤石指定通所介護事業所	028-3308	紫波町平沢松田 29 番地 10	019-672-6107
さくらデイサービス	028-3307	紫波町桜町字浦田 12 番地	019-671-1182
デイサービスとくたんの郷	028-3614	矢巾町又兵工新田第 7 地割 212 番地 1	019-611-1711
老人デイサービスセンター「百万石」矢巾口	028-3603	矢巾町西徳田第 5 地割字田郷 200-12	019-698-3070
老人デイサービスセンター「百万石」	028-3627	矢巾町和味第 2 地割字谷地頭 106-5	019-698-3337
社会福祉法人敬愛会	028-3621	矢巾町広宮沢第 1 地割 2 番地 514	019-697-6355
矢巾町南デイサービスセンター	028-3617	矢巾町太田 17 地割 13 番地 1	019-697-1613
特定非営利活動法人ことぶきの会つりがねの郷	028-3623	矢巾町煙山第 1 地割 4 番地 2	019-697-5147
デイサービスセンターかたくりの園	029-5612	西和賀町沢内大野 17 地割 140-1	0197-85-3388
デイサービスにしわが	029-5512	西和賀町川尻 40 地割 73 番地 82	0197-84-2161
デイサービスセンターふるさと	029-4503	金ケ崎町西根北荒巻 21 番地 19	0197-44-5861
金ケ崎町社会福祉協議会指定通所介護事業所	029-4503	金ケ崎町西根南羽沢 43 番地	0197-44-6060
友愛園デイサービスセンター	029-4503	金ケ崎町西根揚場後 19 番地 2	0197-44-4115
平泉町ふくしの里デイサービスセンター	029-4102	平泉町平泉字片岡 69 番地 7	0191-46-3881
いこいデイサービスセンター・平泉	029-4102	平泉町平泉字鈴沢 64-1	0191-34-1512
デイサービスゆうゆう	029-3311	藤沢町黄海町裏 6 番地	0191-63-5114
藤沢町デイサービスセンター	029-3405	藤沢町藤沢字町裏 55 番地	0191-63-4267
アンルス指定通所介護事業所	029-2501	住田町上有住字和田野 12-5	0192-48-3300

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
すみた荘デイサービスセンター	029-2311	住田町世田米字赤畑 69-2	0192-46-3114
大槌町デイサービスセンターはまぎく	028-1121	大槌町小槌 23 地割 86 番地 4	0193-42-2059
ゆーらっぷ指定通所介護事業所	028-1101	大槌町吉里吉里第 32 地割 18-25	0193-44-2121
平安荘デイサービスセンター	028-1371	山田町船越第 6 地割 100 番 3 号	0193-84-2253
デイサービスセンターすずらん	028-2231	岩泉町浅内字下栗畑 80 番地 6	0194-22-5888
岩泉町社協岩泉指定通所介護事業所	027-0501	岩泉町岩泉字中家 38 番地 1 岩泉町高齢者生活福祉センター内	0194-22-5632
岩泉町社協小川指定通所介護事業所	028-5641	岩泉町門字町向 32 番地 1	0194-39-1015
岩泉町社協大川指定通所介護事業所	028-2232	岩泉町大川 65 番地 1 サンパワ-おおかわ内	0194-26-2007
デイサービスセンターやすらぎ	027-0501	岩泉町岩泉字中家 20 番地 10	0194-22-5511
田野畑村デイサービスセンター	028-8407	田野畑村田野畑 120 番地 18	0194-33-3221
普代村デイサービスセンター通所介護事業所	028-8323	普代村第 24 地割字鳥居 5 番地 1	0194-35-3577
軽米町健康ふれあいセンター	028-6302	軽米町軽米 2-54-5	0195-46-4111
くつろぎの家	028-6222	軽米町山内第 12 地割字太田向 96-2	0195-47-2351
デイサービスセンターせせらぎ	028-6411	軽米町小軽米第 12 地割 3 番地 1	0195-45-3007
ことぶき荘デイサービスセンター指定通所介護事業所	028-8201	野田村野田第 22 地割 38 番地 7	0194-78-3470
社会福祉法人九戸村社会福祉協議会指定通所介護事業所	028-6502	九戸村伊保内第 7 地割 39 番地 4	0195-41-1200
デイサービスセンターおりつめ	028-6502	九戸村伊保内 9-73	0195-42-4165
宅朗所くるみの家	028-6502	九戸村伊保内第 14 地割 21 番地 3	0195-42-3228
デイサービスセンターふぁーすとシート	028-6502	九戸村伊保内第 11 地割 52 番地	0195-42-4020
デイサービスセンターみどりの里	028-7911	洋野町種市第 40 地割 1 番地 1	0194-69-2050
洋野町種市デイサービスセンター	028-7914	洋野町種市第 23 地割 27 番地 2	0194-65-5256
久慈平荘デイサービスセンター指定通所介護事業所	028-8802	洋野町大野第 60 地割 41 番地 8	0194-77-2771
洋野町社会福祉協議会おおの通所介護事業所	028-8802	洋野町大野第 56 地割 78 番地 30	0194-77-2180
デイサービスセンターにこトピア一戸	028-5311	一戸町高善寺字野田 48 番地 14	0195-31-1001
(株)結愛サービス公社	028-5312	一戸町一戸字砂森 93 番地 2	0195-32-3737
ぶなの風デイサービスセンター	028-5134	一戸町奥中山字西田子 1354-1	0195-36-1551
慶寿園デイサービスセンター	028-5222	一戸町姉帯 24 番地 1	0195-34-3355
慶寿園プラザばかばか	028-5312	一戸町一戸字砂森 123 番地 1	0195-31-1511
鳥海の森デイサービスセンター	028-5306	一戸町中里字下前田 3-1	0195-31-9001

認知症対応型グループホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
グループホーム田園	020-0051	盛岡市下太田榊 14 番 2 号	019-656-3630
グループホームみんなのいえ	020-0851	盛岡市向中野字向中野 4 番 1	019-631-3741
流通商事株式会社グループホームゆうゆう黒川	020-0402	盛岡市黒川 7 地割 37 番地 8	019-675-1001
グループホームふくじゅそう	020-0011	盛岡市三ツ割字上岩清水 5-1	019-665-1131
岩手高齢協ほっとくりやがわ	020-0124	盛岡市厨川 2 丁目 16 番 16 号	019-605-2230
グループホーム愛の手	020-0133	盛岡市青山一丁目 19-51	019-613-5600
グループホーム絆	020-0861	盛岡市仙北三丁目 14 番 41 号	019-634-0433
グループホームメルシー長橋	020-0146	盛岡市長橋町 3 番 47 号	019-601-1680
盛岡医療生活協同組合グループホーム「さくらの家」	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 8 番 25	019-635-8521
グループホーム都南太陽荘	020-0838	盛岡市津志田中央二丁目 3-20	019-639-7140
岩手高齢協ほっともとみや	020-0866	盛岡市本宮字小幡 92-1	019-631-3433
グループホームサンパーク笑う門	020-0823	盛岡市門一丁目 15 番 27 号	019-604-9772
すみれグループホーム	020-0016	盛岡市名須川町 20-34	019-653-8825
グループホームすまいる	027-0096	宮古市崎嶽ケ崎 9-39-27	0193-64-3311
グループホームすまいる 2 号館	027-0096	宮古市崎嶽ケ崎第 9 地割 39-70	0193-65-1211
グループホームたろう	027-0301	宮古市田老館が森 52	0193-88-0110
グループホームふじのかわ	027-0029	宮古市藤の川 11 番 5 号	0193-63-1107
グループホームえくぼ	027-0055	宮古市長根四丁目 13 番 1 号	0193-63-5519
グループホームさくらつつみ	027-0036	宮古市田鎖第 5 地割 33 番地 4	0193-89-1616
グループホームサンフラワー	027-0048	宮古市板屋四丁目 4 番 2 号	0193-62-7011
認知症老人グループホーム柿の木ホーム	027-0063	宮古市山口五丁目 3-30	0193-62-3945
グループホーム綾姫	022-0211	大船渡市三陸町綾里字清水 67	0192-42-3888
認知症高齢者グループホームさんりく	022-0101	大船渡市三陸町越喜来字所通 25-7	0192-44-1144
グループホームまちぐるみ	022-0003	大船渡市盛町字町 3-1	0192-21-1112
グループホーム「ひまわり」	022-0002	大船渡市大船渡町字山馬越 196	0192-27-8605
グループホーム「平」	022-0002	大船渡市大船渡町字下平 24-1・24-2	0192-22-8150
グループホームぼっかばか	025-0072	花巻市四日町二丁目 1 番 1 号	0198-21-3222
グループホームぼっかばか花巻中央	025-0055	花巻市南万丁目 1163-3	0198-21-5556
I K 介護グループホームスマイル	025-0312	花巻市二枚橋第 5 地割 360 番地 1	0198-30-2626
グループホーム千鳥苑	028-3185	花巻市石鳥谷町大瀬川 8-1-1	0198-45-6191
グループホームおおたに	025-0244	花巻市湯口字松原 55 番地 23	0198-25-2245
はなみずき石鳥谷	028-3102	花巻市石鳥谷町上口 1 丁目 3-1	0198-45-1153
認知症高齢者グループホーム銀河の里	025-0013	花巻市幸田 4-116-1	0198-32-1788
グループホームぶどう苑	028-3203	花巻市大迫町大迫第 1 地割 4-55	0198-36-1781
グループホームなごみ	028-0115	花巻市東和町安俵 6 区 97 番地	0198-43-1050
グループホームなごみ	028-0115	花巻市東和町安俵 6 区 97 番地	0198-42-1070
グループホームだんけ胡四王	025-0012	花巻市胡四王一丁目 15 番 5	0198-32-1007

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
グループホームいこいの家	024-0072	北上市北鬼柳 20 地割 81 番地 1	0197-77-4651
グループホームまごころ	024-0323	北上市和賀町煤孫 10 地割 14-4	0197-71-7241
グループホームいいとよ	024-0004	北上市村崎野 12 地割 74 番地 28	0197-9-68
グループホームけいあい	024-0053	北上市大堤西一丁目 2 番 10 号	0197-81-5225
グループホームわがの里	024-0073	北上市下江釣子 11 地割 2 番地 17	0197-73-5511
グループホームしらゆり	024-0081	北上市有田町 6 番 19 号	0197-64-5842
グループホームやすらぎの里	028-0023	久慈市新中の橋 4 地割 12 番地 2	0194-61-3917
グループホームとおの	028-0541	遠野市松崎町白岩 13 地割 30-8	0198-60-1271
グループホームあったかいこひといち	028-0523	遠野市中央通り 5 番 25 号	0198-63-1516
グループホーム長寿庵	028-0521	遠野市材木町 2 番 22 号	0198-63-1328
グループホームおらほの家	028-0526	遠野市下組町 11 番 49 号	0198-62-2617
グループホームさくらのいえ	021-0821	一関市三関字日照 77 番地 2	0191-31-8310
認知症高齢者グループホームつどい	021-0002	一関市中里字石川瀬 13 番 1	0191-31-6500
認知症高齢者グループホームほっとスマイル	021-0821	一関市三関字小沢 47 番地 2	0191-21-0228
認知症高齢者グループホームゆいとり	021-0871	一関市八幡町 2 番地 14	0191-31-6363
認知症高齢者グループホームつくしの里	029-0132	一関市滝沢字寺下 2-1	0191-23-6827
孝養ハイツグループホーム	029-1201	一関市室根町折壁字向山 67-3	0191-64-3923
グループホームことぶき	029-0202	一関市川崎町薄衣字久伝 26	0191-43-2221
福光園グループホームフクちゃんハウス	021-0901	一関市真柴字岩ノ沢 91 番地 19	0191-31-2500
福光園グループホームやすらぎの家	021-0901	一関市真柴字柵木立 43 番地 96	0191-23-5435
認知症高齢者グループホームいこいの宿	021-0032	一関市末広一丁目 9-13	0191-23-5258
グループホーム美葉	029-0803	一関市千厩町千厩字岩間 38-4	0191-53-3533
グループホームにこにこだいとう	029-0431	一関市大東町猿沢字板倉 60 番地 1	0191-71-4167
グループホームにこにこひがしやま	029-0302	一関市東山町長坂字北磐井里 187-3	0191-35-3368
グループホームつばき・りんご	029-2205	陸前高田市高田町字中田 69-2	0192-53-1877
グループホーム金山・竹の里	029-2203	陸前高田市竹駒町字相川 73-30	0192-55-1877
グループホームハイムはまゆり	026-0052	釜石市小佐野町 3 丁目 9 番 2 号	0193-23-2030
グループホームもみじ苑	026-0001	釜石市平田第 1 地割 1 番地 16	0193-36-1130
グループホームございしよの里	026-0301	釜石市鶴住居町第 23 地割 21-1	0193-28-1300
グループホームさくら	028-6103	二戸市石切所森合 31 番地	0195-23-5121
グループホームにこトピア浄法寺	028-6911	二戸市浄法寺町上前田 34 番地	0195-39-1818
グループホームアミーチ	028-6721	二戸市似鳥字上平 15 番地 1	0195-20-1020
グループホームななしぐれ	028-7404	八幡平市堀切第 14 地割 10 番地 7	0195-74-2887
むらさき苑かまどわの家	028-7112	八幡平市田頭第 24 地割 36 番地	0195-70-1122
グループホームシリウス奥州	023-0065	奥州市水沢区水山 4-1	0197-25-6201
グループホームシリウス前沢	029-4209	奥州市前沢区あすか通四丁目 8-15	0197-41-3220
グループホーム花の家	023-0171	奥州市江刺区田原字大日 195-1	0197-31-2105

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
グループホームもたい	029-4203	奥州市前沢区生母字中道 3 番地 2	0197-56-0320
グループホームはごろも	029-4332	奥州市衣川区古戸 45 番地	0197-52-3571
グループホームかつひろの家	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-2	0197-31-2201
グループホーム水沢アリス	023-0003	奥州市水沢区佐倉河字十日市 85	0197-51-2151
グループホーム水沢コスモス	023-0003	奥州市水沢区佐倉河十日市 85	0197-51-2151
グループホームぬくもりの家	023-0401	奥州市胆沢区南都田字大持 30	0197-46-5100
グループホームひだまり	023-0106	奥州市水沢区羽田町久保 37	0197-51-6300
グループホームたんたん	020-0502	雫石町板橋 3-7	019-692-3788
グループホームしずくいし	020-0572	雫石町西安庭第 15 地割字下長谷地 81-26	019-691-1115
グループホームきらら	028-4304	岩手町子抱第 8 地割 110 番地 7	0195-61-2022
グループホームゆい	028-4303	岩手町江刈内第 6 地割 8 番地 9	0195-61-1511
グループホームほほえみの家	020-0173	滝沢村滝沢字高屋敷平 11-1	019-684-2606
グループホーム今が一番館	020-0173	滝沢村滝沢字妻の神 157 番地 3	019-688-1320
ケアホームまごのて	020-0173	滝沢村滝沢字野沢 62 番地 1041	019-694-1071
グループホームゆいっこ	028-3453	紫波町土館字関沢 24 番地 1	019-671-7155
グループホームやすらぎ	028-3307	紫波町桜町三本木 46 番地 1	019-676-5777
ゆうゆう北沢	028-3323	紫波町北沢字北沢 2-1	019-675-1511
グループホーム敬寿荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第 6 地割 15 番 5	019-697-9002
グループホーム太陽荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第 5 地割字 28-2	019-697-9400
医療法人社団真心会グループホーム笹の木	029-5505	西和賀町湯本 30 地割 74 番地 8	0197-84-2284
グループ・ホーム杜の家自遊舎	029-5703	西和賀町沢内貝沢 4 地割 98 番地 3	0197-81-3020
介護ステーションゆいっこグループホーム	029-5611	西和賀町沢内新町第 4 地割 32-1	0197-85-3105
グループホーム四季の郷	029-4503	金ケ崎町西根北荒巻 21 番地 19	0197-44-5863
介護予防施設西光荘	029-4503	金ケ崎町西根和光 544 番地 2	0197-43-2340
グループホーム「ぼっかぼっかの家」	029-4501	金ケ崎町六原坊主屋敷 36 番地 1	0197-41-9311
グループホーム平泉	029-4102	平泉町平泉字日照田 133-2	0191-46-5662
グループホーム「けーせん」	029-4102	平泉町平泉字片岡 72 番地 3	0191-46-5516
グループホームやまばと	029-3405	藤沢町藤沢字町裏 56 番地	0191-63-5310
グループホーム城山の杜	028-1131	大槌町大槌第 15 地割 5 番地 1	0193-42-5750
ホームとよまね	028-1302	山田町豊間根第 2 地割 64 番地 11	0193-86-3755
グループホームまぶる	028-1311	山田町大沢第 2 地割 6 番地 3	0193-81-1131
グループホームいわいずみ	027-0508	岩泉町尼額字下坪 41 番地 8	0194-31-1166
グループホームたのはた虹の家	028-8407	田野畑村田野畑 120 番地 18	0194-37-1125
グループホームとりい	028-8323	普代村第 24 地割字鳥居 5 番地 1	0194-36-1870
グループホーム花の里かるまい	028-6302	軽米町軽米 22-42	0195-48-1117
グループホームことぶき	028-8201	野田村野田第 17 地割 24 番地 4	0194-71-1166
認知症高齢者グループホームおりつめ	028-6502	九戸村伊保内第 8 地割 15 番地 1	0195-42-4111
グループホーム満天	028-7906	洋野町中野第 3 地割字館越 38-189	0194-68-5121
一戸町高齢者グループホーム	028-5312	一戸町一戸字田中 72 番地 1	0195-31-1235

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
麗の郷なごみ	028-5222	一戸町姉帯字下村 24 番地 1	0195-36-5100

介護老人保健施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
介護老人保健施設ハートフルもりおか	020-0834	盛岡市永井 14 地割 15 番地 1	019-632-3011
老人保健施設ヴィラ加賀野	020-0807	盛岡市加賀野三丁目 1-6	019-626-5411
老人保健施設ケアホームやすみ	028-4125	盛岡市玉山区好摩字夏間木 70-190	019-682-2288
老人保健施設康楽苑	020-0401	盛岡市手代森 9 地割 64 番地の 2	019-696-5811
老人保健施設アルテンハイム青山	020-0133	盛岡市青山二丁目 12 番 33 号	019-647-2251
老人保健施設イーハトーブ	020-0866	盛岡市本宮一丁目 6 番 12 号	019-636-2626
老人保健施設銀楊	020-0866	盛岡市本宮二丁目 20 番 10 号	019-634-1800
介護老人保健施設ほほえみの里	027-0096	宮古市崎鍬ヶ崎第 9 地割 39 番 27	0194-64-3311
宮古介護老人保健施設桜ヶ丘	027-0063	宮古市山口 5 丁目 5 番 10 号	0193-62-3380
老人保健施設気仙苑	022-0002	大船渡市大船渡町字山馬越 188	0192-27-8877
イーハトーブ介護リハビリセンター	025-0244	花巻市湯口字志戸平 14 番地 1	0198-38-5656
介護老人保健施設はやちねの里	028-3203	花巻市大迫町大迫第 4 地割 19-1	0198-36-1200
介護老人保健施設ゆうゆうの里	028-3182	花巻市石鳥谷町松林寺 3 地割 82-1	0198-46-1000
花巻市老人保健施設華の苑	028-0115	花巻市東和町安依 6 区 75 番地 1	0198-42-4822
介護老人保健施設サンシャイン	025-0061	花巻市本館 189 番地	0198-22-3412
介護老人保健施設サンホーム	025-0003	花巻市東宮野目 13 地割 95 番地 1	0198-22-5753
介護老人保健施設たいわ	024-0072	北上市北鬼柳 20 地割 33 番地 1	0197-77-3300
介護老人保健施設まつみ	024-0333	北上市和賀町長沼 5 地割 350-1	0197-73-8811
介護老人保健施設みさと	024-0323	北上市和賀町煤孫 10 地割 14-1	0197-71-7231
介護老人保健施設北上きぼう苑	024-0093	北上市本石町二丁目 1 番 45 号	0197-63-7711
介護老人保健施設リハビリタウンくじ	028-0014	久慈市旭町第 8 地割 100 番地 2	0194-53-0022
老人保健施設櫛の里	028-0071	久慈市小久慈町 16-12-1	0194-59-3181
介護老人保健施設とおの	028-0541	遠野市松崎町白岩 13 地割 30-2	0198-60-1121
介護老人保健施設やまゆりの里	028-0305	遠野市宮守町達兽部 27 地割 20-11	0198-69-5551
介護老人保健施設ほうらい	029-0521	一関市大東町渋民字大洞地 55-1	0191-75-3766
介護老人保健施設やまゆり	029-0803	一関市千厩町千厩字宮敷 45 番 1	0191-51-3303
介護老人保健施設一関ナーシングホーム	021-0901	一関市真柴字吉ヶ沢 20 番 52	0191-26-3536
介護老人保健施設シルバーヘルス一関	021-0852	一関市沢 298 番地 2	0191-26-3387
介護老人保健施設華松苑	029-3205	一関市花泉町涌津字悪法師 38-31	0191-82-3311
介護老人保健施設さいき	029-0303	一関市東山町松川字卯入道 121	0191-48-2300
老人保健施設松原苑	029-2205	陸前高田市高田町字中田 69-2	0192-53-1877
老人保健施設はまゆりケアセンター	026-0052	釜石市小佐野町 4 丁目 3 番 7 号	0193-23-2030
老人保健施設フレールはまゆり	026-0052	釜石市小佐野町 3 丁目 9 番 1 号	0193-23-2030

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
湯の里にのへ	028-5711	二戸市金田一字湯田 24	0195-27-3311
介護老人保健施設あしる苑	028-7527	八幡平市川原 129 番地	0195-72-2600
介護老人保健施設岩鷲苑	028-7111	八幡平市大更 18 地割 88 番地 102	0195-76-5611
介護老人保健施設希望(のぞみ)	028-7303	八幡平市柏台二丁目 8 番 3 号	0195-71-1010
水沢老人保健施設興生園	023-0003	奥州市水沢区佐倉河字慶徳 27-1	0197-25-5450
介護老人保健施設清和苑	023-0828	奥州市水沢区東大通り一丁目 5-30	0197-25-5111
介護老人保健施設サンライフえさし	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-3	0197-35-8480
老人保健施設ハイム・アザレア	029-4201	奥州市前沢区古城字丑沢上野 100	0197-56-3646
老人保健施設ハイム・ベルク	023-0132	奥州市水沢区羽田町字水無沢 496	0197-51-2050
介護老人保健施設はーとぼーと零石	020-0502	零石町板橋 3-7	019-692-3336
介護老人保健施設アットホームくずまき	028-5403	葛巻町江刈第 5 地割字四日市 155-7	0195-67-1117
介護老人保健施設ケアホーム川口	028-4211	岩手町川口第 13 地割 26 番地 6	0195-65-3151
介護老人保健施設ホスピー滝沢	020-0172	滝沢村鶴飼字狐洞 1 番地 139	019-687-3735
介護老人保健施設カルモナ	020-0173	滝沢村滝沢字高屋敷平 11-39	019-684-2021
介護老人保健施設白鷺	028-3311	紫波町犬測字南谷地 108 番地 3	019-672-1220
介護老人保健施設シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋 11 地割三枚橋 35-1	019-697-0066
介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第 1 地割 2 番 181	019-697-3288
介護老人保健施設清水苑	029-5503	西和賀町清水ケ野 18 地割 167-1	0197-82-3301
介護老人保健施設快老苑金ヶ崎	029-4503	金ヶ崎町西根樋水 103 番地 1	0197-44-2475
介護老人保健施設さわなり苑	029-4101	平泉町長島字砂子沢 6 番 1	0191-46-3010
老健ふじさわ	029-3405	藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2	0191-63-2010
老人保健施設ケアブラザおおつち	028-1121	大槌町小槌第 14 地割字蕨打直 82-1	0193-41-1200
老人保健施設シーサイドかる	028-1371	山田町船越 9-5-2	0193-84-3880
介護老人保健施設ふれんどりー岩泉	027-0502	岩泉町乙茂字上 9 番 12	0194-22-5100
介護老人保健施設花の里かるまい	028-6302	軽米町軽米 6-89-1	0195-46-4646
老人保健施設ユートピア白滝	028-7900	洋野町中野 3-38-182	0194-67-5161
こずやサンプルク	028-5221	一戸町小鳥谷字野中 21	0195-34-2006

訪問看護ステーション

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
訪問看護ステーションわすれな草	020-0062	盛岡市長田町 5 番 21-1003 号	019-606-3135
青山和敬荘訪問看護	020-0134	盛岡市南青山町 13 番 30 号	019-646-8341
ケア・テック訪問看護ステーション	020-0013	盛岡市愛宕町 10 番 27 号株式会社 ケア・テック 2 階	019-654-3638
盛岡市医師会訪問看護ステーション	020-0013	盛岡市愛宕町 18 番 6 号	019-621-3773
盛岡友愛病院訪問看護ステーション	020-0834	盛岡市永井 12-10	019-632-3100
八角病院訪問看護ステーション	028-4125	盛岡市玉山区好摩字夏間木 70-190	019-682-1102
指定訪問看護ステーション盛岡つなぎ温泉病院メディケアブラザ	020-0055	盛岡市繫字尾入野 64 番地 9	019-689-3513

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ブライトステージ	020-0878	盛岡市肴町3番18号2階	019-625-2001
有限責任中間法人岩手県地域理学療法支援機構附属訪問看護ステーションいわて	020-0066	盛岡市上田一丁目1番30号	019-653-5400
訪問看護ステーションもりのみやこ	020-0801	盛岡市浅岸大塚20-1大塚ビル2階	019-652-7848
孝仁さわやか訪問看護ステーション	020-0052	盛岡市中太田泉田28番地	019-656-2713
盛岡医療生活協同組合訪問看護ステーション・かわくぼ	020-0835	盛岡市津志田26地割30番地1	019-635-6826
指定訪問看護ステーションまつぞの	020-0108	盛岡市東黒石野三丁目2番1号	019-662-5480
たぐち訪問看護ステーション	020-0015	盛岡市本町通一丁目3番6号	019-621-2345
ほうもんかんこいスト盛岡	020-0823	盛岡市門一丁目5番40号	019-658-8887
社団法人岩手県看護協会訪問看護ステーション	020-0117	盛岡市緑が丘二丁目7番3号	019-663-5202
訪問看護ステーションせいわ	020-0401	盛岡市手代森9地割70番地1	019-696-2567
訪問看護ステーションかがやきナースケア	027-0074	宮古市保久田5番4号・1F-C	0193-65-6112
訪問看護ステーションメディケア	027-0006	宮古市楸ヶ崎第1地割字寒風11-26	0193-63-5217
宮古山口訪問看護ステーション	027-0063	宮古市山口5丁目3番20号	0193-64-5962
気仙訪問看護ステーション	022-0002	大船渡市大船渡町字山馬越188	0192-27-8101
株式会社ジャパンケアサービス東日本ハッピー大船渡・訪問看護ステーション	022-0003	大船渡市盛町字内の目4-1 榎屋ビルC号	0192-27-6232
ゆかわ脳外科訪問看護ステーション愛	025-0091	花巻市西大通り二丁目2番10号	0198-22-4360
総合花巻病院訪問看護ステーション	025-0075	花巻市花城町4-28	0198-22-6466
訪問看護ステーションほうよう	028-3111	花巻市石鳥谷町新堀15地割23	0198-45-6835
花巻市医師会訪問看護ステーション	025-0055	花巻市南万丁目970番地5	0198-41-1551
たいわ訪問看護ステーション	024-0072	北上市北鬼柳20地割81番地1	0197-77-3901
まつみ訪問看護ステーション	024-0333	北上市和賀町長沼5-350-1	0197-71-7711
訪問看護ステーションおかあさん	024-0093	北上市本石町2丁目1番47号	0197-63-8666
医療法人優親会訪問看護ステーション北上	024-0043	北上市立花10-28-1	0197-65-3811
訪問看護ステーションみのり岩手	024-0105	北上市小鳥崎1地割2番地2	0197-61-6294
訪問看護ステーションほくりょう	024-0011	北上市堤ヶ丘一丁目9-32	0197-65-0155
元気の泉訪問看護ステーション	028-0014	久慈市旭町第8地割100番地1	0194-61-1553
訪問看護ステーションあったかいごひといち	028-0523	遠野市中央通り5番25号	0198-63-1516
訪問看護ステーションとおの	028-0541	遠野市松崎町白岩字薬研淵1-3	0198-62-1596
訪問看護ステーションなのはな	021-0021	一関市中央町2-4-2	0191-21-1881
訪問看護ステーションやまゆり	029-0803	一関市千厩町千厩字宮敷45番1	0191-21-0613
一関訪問看護ステーション	021-0011	一関市山目町三丁目5番8号	0191-23-5113
花泉訪問看護ステーション	029-3205	一関市花泉町涌津字悪法師38-31	0191-82-5420
訪問看護ステーションホームゆりの木	029-0202	一関市川崎町薄衣字町裏42-11	0191-43-2422

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	029-0803	一関市千厩町千厩字町浦 32-2	0191-51-1366
社団法人岩手県看護協会立東山訪問看護ステーション	029-0302	一関市東山町長坂字西本町 115-1	0191-47-3403
松原訪問看護ステーション	029-2205	陸前高田市高田町字中田 69-2	0192-53-1878
あゆみ訪問看護ステーション	026-0024	釜石市大町 1 丁目 1 番 4 号	0193-31-1515
社団法人岩手県看護協会立二戸訪問看護ステーション	028-6101	二戸市福岡字川又 47	0195-22-1500
訪問看護ステーションのぞみ	028-7303	八幡平市柏台二丁目 8 番 3 号	0195-71-1122
前沢訪問看護ステーション	029-4208	奥州市前沢区立石 180-1	0197-41-3205
訪問看護ステーションみどり	023-0815	奥州市水沢区天文台通り 4-20	0197-34-4288
東水沢訪問看護ステーション	023-0132	奥州市水沢区羽田町駅前二丁目 87	0197-24-2420
指定訪問看護ステーションたまちゃん	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字二本木 71-1	0197-35-8801
訪問看護ステーションすこやかくずまき	028-5403	葛巻町江刈第 5 地割字四日市 155 番 7	0195-67-1200
訪問看護ステーションゆとりが丘	020-0173	滝沢村滝沢字土沢 558 番地	019-699-1155
康済会訪問看護ステーション滝沢	020-0172	滝沢村鶴岡字諸葛川 16-19	019-687-6560
特定非営利活動法人しわ訪問看護ステーション虹	028-3309	紫波町北日詰字白旗 84 番地 3	019-671-1220
訪問看護ステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第 6 地割 15-5	019-698-1388
西和賀訪問看護ステーション	029-5505	西和賀町湯本 30 地割 80 番地 8	0197-84-2352
金ヶ崎町訪問看護ステーション	029-4503	金ヶ崎町西根樋水 98 番地	0197-44-2121
訪問看護ステーションさわなり	029-4101	平泉町長島字砂子沢 6-1	0191-46-3775
藤沢町訪問看護ステーション	029-3405	藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2	0191-63-5213
ふれあいおおつち訪問看護ステーション	028-1121	大槌町小鎗第 14 地割字蕨打直 82 番 1	0193-41-1200
株式会社ウェルファー	028-1331	山田町北浜町 9 番 4 号	0193-81-2233
ねんりん軽米訪問看護ステーション	028-6301	軽米町上館 15 字岩崎 115-1	0195-48-1088
(株)結愛サービス公社	028-5312	一戸町一戸字砂森 93 番地 2	0195-32-3737

老人短期入所施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
カーサ南盛岡短期入所センター	020-0403	盛岡市乙部 4 地割 139 番 10	019-696-1717
希望の里短期入所センター	020-0403	盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1	019-696-4395
山岸和敬荘	020-0003	盛岡市下米内 2-4-13	019-662-3281
秀峰苑指定短期入所生活介護事業所	028-4134	盛岡市玉山区下田字石羽根 99-901	019-683-1516
特別養護老人ホームすずらんガーデン短期入所生活介護事業	028-4125	盛岡市玉山区好摩字芋田向 83-25	019-669-3600
盛岡ケアセンターそよ風	020-0851	盛岡市向中野字石川町 59 番地	019-631-2075
ブライトステージ	020-0878	盛岡市肴町 3 番 18 号 3 階	019-625-2001
あっとほーむだらん	020-0831	盛岡市三本柳 13 地割 39 番地 4	019-656-8051

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
社会福祉法人千晶会千年苑	020-0053	盛岡市上太田穴口 53 番地	019-658-1173
さくらぎの里短期入所生活介護事業所	020-0102	盛岡市上田字松屋敷 103 番地 1	019-664-1188
指定短期入所生活介護事業所コアトレス厨川	020-0124	盛岡市厨川二丁目 7 番 20 号	019-648-0841
第二松園ハイツ指定短期入所生活介護事業所	020-0103	盛岡市西松園 2-5-1	019-661-6266
ショートステイにこトピア青山	020-0133	盛岡市青山一丁目 2 番 13 号	019-648-8900
五月園指定短期入所生活介護事業所	020-0813	盛岡市東山 2 丁目 5 番 15 号	019-652-0440
指定短期入所生活介護事業所都南あけぼの荘	020-0842	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	019-639-2525
青山和敬荘	020-0134	盛岡市南青山町 13-30	019-648-8622
特別養護老人ホームおでんせ本宮指定短期入所生活介護事業所	020-0866	盛岡市本宮字小坂小瀬 20 番地 1	019-645-8211
在宅総合センターひだまりショートステイ	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 30 番地 1	019-635-6820
都南あけぼの荘指定短期入所生活介護事業所	020-0842	盛岡市湯沢 4-25-1	019-639-2528
特別養護老人ホーム繫松苑	020-0055	盛岡市繫字猿田 1 番地 37	019-689-2800
特別養護老人ホームなのりの里	020-0001	盛岡市上米内字名乗沢 1 番地 8	019-665-1300
宮古市養護老人ホーム清寿荘ショートステイ	027-0203	宮古市津軽石第 14 地割 38 番地 3	0193-67-2210
特別養護老人ホーム慈苑	027-0041	宮古市西ヶ丘四丁目 53 番地 8	0193-62-7496
指定短期入所生活介護事業所サンホームみやこ	027-0096	宮古市崎嶽ヶ崎第 4 地割 1-20	0193-62-7011
特別養護老人ホーム紫桐苑短期入所生活介護事業所	028-2101	宮古市茂市第 1 地割 115 番地 1	0193-72-2300
特別養護老人ホームふれあい荘指定短期入所生活介護事業所	027-0341	宮古市田老養呂地字養呂地 6 番 2	0193-87-2111
心生会指定短期入所生活介護事業所	028-2302	宮古市川井 2-24-3	0193-76-2298
さんりくの園ショートステイ	022-0101	大船渡市三陸町越喜来字所通 27-5	0192-44-3800
蔵ハウス大船渡ショートステイ事業所	022-0003	大船渡市盛町字町 3-1	0192-21-1112
富美岡荘ショートステイ事業所	022-0004	大船渡市猪川町字富岡 148	0192-27-7111
介護老人福祉施設ひまわり	022-0002	大船渡市大船渡町字山馬越 197	0192-27-8605
ショートステイいいね	025-0314	花巻市二枚橋町大通り 2 丁目 18-2	0198-26-3800
シリウスケアセンターすわ	025-0034	花巻市南諏訪町 4 番 8 号	0198-21-5210
花巻あすかの杜指定短期入所生活介護事業所	025-0001	花巻市天下田 100 番地 1	0198-41-1100
花巻あすかの里指定短期入所生活介護事業所	025-0002	花巻市西宮野目 14-56-2	0198-21-1010
いしどりや荘	028-3101	花巻市石鳥谷町好地第 14 地割 10	0198-45-6730
アイリス花巻指定短期入所生活介護事業所	025-0055	花巻市南万丁目 970 番地 2	0198-24-3900

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
大谷荘指定短期入所生活介護事業所	025-0244	花巻市湯口字松原 53 番地 1	0198-25-2125
桐の里短期入所生活介護事業所	028-3203	花巻市大迫町大迫第 11 地割 1-1	0198-48-2905
東和荘指定短期入所生活介護事業所	028-0113	花巻市東和町東晴山 7 区 16 番地	0198-44-3113
宝寿荘指定短期入所生活介護事業所	028-3102	花巻市石鳥谷町上口 1 丁目 3-3	0198-45-2143
短期入所生活介護「銀河の里」	025-0013	花巻市幸田 6 地割 140	0198-32-1788
特別養護老人ホームさくら爽	024-0084	北上市さくら通り三丁目 7 番 7 号	0197-61-5117
特別養護老人ホーム八天の里	024-0103	北上市更木 34 地割 320 番地 1	0197-66-6500
特別養護老人ホームいとよ	024-0004	北上市村崎野 12 地割 74 番地 28	0197-71-1377
特別養護老人ホーム敬愛園	024-0053	北上市大堤西一丁目 3 番 12 号	0197-67-3111
北星荘短期入所生活介護事業所	024-0058	北上市下鬼柳 17 地割 127 番地 5	0197-81-5777
特別養護老人ホームわがの里	024-0073	北上市下江釣子 10 地割 74 番地 3	0197-73-5511
ぎんたらすく慈短期入所生活介護事業所	028-0014	久慈市旭町第 7 地割 105 番地 10	0194-61-3313
愛山荘ショートステイ	028-8602	久慈市山形町川井第 12 地割 55-1 特別養護老人ホ-ム愛山荘内	0194-72-2300
和光苑短期入所事業所	028-0041	久慈市長内町第 46 地割 2 番地 11	0194-52-2665
特別養護老人ホーム遠野長寿の郷	028-0541	遠野市松崎町白岩 18-7	0198-63-1770
みやもり荘指定短期入所生活介護事業所	028-0304	遠野市宮守町下宮守 28 地割 19-1	0198-67-2266
関生園短期入所生活介護施設	021-0901	一関市真柴柵木立 43 番地の 102	0191-26-4911
明生園短期入所生活介護施設	029-0132	一関市滝沢字寺下 2 番地 1	0191-23-0478
孝養ハイツ短期入所生活介護事業所	029-1201	一関市室根町折壁字八幡沖 119	0191-64-3923
ショートステイサービスこはぎ	029-0522	一関市大東町首慶字御能場 39-1	0191-72-2228
ショートステイサービスやまぶき	029-0711	一関市大東町大原字有南田 2-1	0191-72-2447
特別養護老人ホーム一関ケアサポート	021-0901	一関市真柴字柵木立 44 番地 15	0191-21-5800
千厩寿慶会短期入所生活介護事業所	029-0803	一関市千厩町千厩字脇谷 28-5	0191-53-2883
寿松苑短期入所生活介護事業	029-0202	一関市川崎町薄衣字久伝 26 番地	0191-43-2221
特別養護老人ホームやすらぎ荘短期入所生活介護事業	029-0302	一関市東山町長坂字南山谷 12	0191-47-2395
ソエル花泉	029-3105	一関市花泉町涌津字一ノ町 76	0191-36-1223
寿光荘短期入所生活介護	029-3101	一関市花泉町花泉字上館 70 番地 3	0191-82-5090
福光園短期入所生活介護	021-0901	一関市真柴武奈沢 39 番地	0191-21-3141
高寿園指定短期入所生活介護事業所	029-2205	陸前高田市高田町字東和野 67	0192-55-3700
アミーガはまゆり指定短期入所生活介護事業所	026-0052	釜石市小佐野町三丁目 9 番 50 号	0193-25-2600
特養あいぜんの里指定居宅サービス事業所	026-0001	釜石市平田第 2 地割 51 番地 7	0193-26-6600
仙人の里指定短期入所生活介護事業所	026-0055	釜石市甲子町第 7 地割 144 番地 4	0193-23-1022
わくわく荘ショートステイサービス	028-6106	二戸市仁左平字横手 6 番 1 号	0195-23-8989
白梅荘ショートステイサービス	028-6105	二戸市堀野字大畑 1 番地 1	0195-23-8070

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
サンパレス指定短期入所生活介護支援事業所	028-6103	二戸市石切所字森合 92-1	0195-25-5111
特別養護老人ホームサントピア	028-6721	二戸市似鳥字上平 15-1	0195-20-1010
浄心園やすらぎホーム	028-6918	二戸市浄法寺町サイカツ平 97-44	0195-38-3566
富士見荘短期入所生活介護事業所	028-7302	八幡平市松尾寄木 11 地割 13-1	0195-78-2455
りんどう苑短期入所事業所	028-7604	八幡平市丑山口 27 番地 5	0195-73-2855
特別養護老人ホーム麗峰苑	028-7405	八幡平市平館第 13 地割 1 番地 1	0195-64-1120
西根会指定短期入所生活介護事業所	028-7112	八幡平市田頭 24 地割 36 番地	0195-76-3100
まえさわ介護センター	029-4208	奥州市前沢区立石 180 番 1	0197-41-3205
まえさわ苑短期入所生活介護事業所	029-4207	奥州市前沢区塔ヶ崎 7 番地	0197-56-5600
羽衣荘指定短期入所生活介護事業所	029-4332	奥州市衣川区古戸 45 番地	0197-52-3571
福寿荘短期入所生活介護事業所	023-0833	奥州市水沢区上姉体二丁目 1-22	0197-28-1234
特別養護老人ホームあつるのホーム	023-1134	奥州市江刺区玉里青篠 7 番 3	0197-28-6335
さくらの郷指定短期入所生活介護事業所	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290 番地 1	0197-31-2771
江寿園指定短期入所生活介護事業所	023-1761	奥州市江刺区伊手字新田 149 番地	0197-39-3217
指定短期入所生活介護事業所立生苑	023-0874	奥州市水沢区見分森 16 番地	0197-25-3131
聖愛園ショートステイサービス	023-1131	奥州市江刺区愛宕字八日市 51-3	0197-35-2824
ぬくもりの家短期入所生活介護事業所	023-0401	奥州市胆沢区南都田字大持 30	0197-46-5100
やまゆり荘短期入所生活介護事業所	023-0401	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地 416	0197-46-5111
老人短期入所施設(特別養護老人ホームいこいの森)	023-0132	奥州市水沢区羽田町字水無沢 497-1	0197-51-1155
ショートステイおうしゅく	020-0574	雫石町鶯宿第 9 地割 67 番地 1	019-695-2580
日赤鶯鳴荘指定短期入所生活介護事業所	020-0573	雫石町南畑第 32 地割 263 番地	019-695-2131
誠心会ショートステイ事業所	028-5402	葛巻町葛巻第 7 地割 104 番地 2	0195-66-2100
特別養護老人ホームあんずの里	028-4307	岩手町五日市第 2 地割 307 番地	0195-62-8018
アネックスれいたく短期入所生活介護	020-0172	滝沢村鶴飼字細谷地 26 番 5	019-684-2901
れいたく苑ショートステイ	020-0173	滝沢村滝沢字高屋敷 15 番	019-684-1951
特別養護老人ホームたきざわの家	020-0172	滝沢村鶴飼字細谷地 22 番 1	019-684-6700
百寿の郷短期入所センター	028-3453	紫波町土館字閑沢 24 番地 1	019-671-7050
にいやま荘短期入所生活介護事業所	028-3307	紫波町桜町字三本木 46-1	019-676-5777
社会福祉法人敬愛会	028-3621	矢巾町広宮第 1 地割 100 番地	019-697-6355
悠和荘短期入所生活介護事業	028-3621	矢巾町広宮沢第 1 地割 2 番地 312	019-698-1661
ショートステイぶなの園	029-5614	西和賀町沢内太田 2 地割 135 番地	0197-85-2322
特別養護老人ホーム光寿苑	029-5505	西和賀町湯本 30 地割 76 番地 1	0197-84-2526
特別養護老人ホームあすなろ	029-4501	金ヶ崎町六原坊主屋敷 36 番地 1	0197-41-9211
友愛園短期入所生活介護事業所	029-4503	金ヶ崎町西根揚場後 8 番地 2	0197-44-4111
慶泉荘短期入所生活介護事業	029-4102	平泉町平泉字片岡 69 番地 7	0191-46-3228
特別養護老人ホーム光栄荘短期入所生活介護事業所	029-3405	藤沢町藤沢町裏 55 番地	0191-63-3115

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
すみた荘ショートステイ	029-2311	住田町世田米字赤畑 69-2	0192-46-3111
ゆーらっぴ指定短期入所生活介護事業所	028-1101	大槌町吉里吉里 32 地割 18 番地 25	0193-44-2121
らふたぁヒルズ指定短期入所生活介護事業所	028-1101	大槌町吉里吉里第 29 地割 21 番地 57	0193-43-1133
特別養護老人ホーム平安荘	028-1321	山田町山田第 16 地割 9 番地 10	0193-82-3611
特別養護老人ホーム百楽苑	027-0501	岩泉町岩泉中家 40	0194-22-4511
特別養護老人ホーム寿生苑	028-8407	田野畑村田野畑 120 番地 18	0194-33-3221
特別養護老人ホームうねとり荘短期入所生活介護事業所	028-8323	普代村第 24 地割字烏居 5 番地 1	0194-35-3577
くつろぎの家短期入所事業所	028-6222	軽米町山内第 12 地割字太田向 96-2	0195-47-2351
特別養護老人ホームいちい荘	028-6302	軽米町軽米 9-53-3	0195-46-3130
野田白寿会指定短期入所生活介護事業所	028-8201	野田村大字野田第 22 地割 44 番地 1	0194-78-2006
ショートステイおりつめ	028-6502	九戸村伊保内 9-73	0195-42-4165
久慈平荘ショートステイ事業所	028-8802	洋野町大野第 60 地割 41 番地 8	0194-77-2771
洋野町立特別養護老人ホームうなばら荘短期入所生活介護事業所	028-7914	洋野町種市第 23 地割 27 番 2	0194-65-4086
一戸町特別養護老人ホーム	028-5312	一戸町一戸字田中 72-1	0195-31-1230
(株)結愛サービス公社	028-5312	一戸町一戸字砂森 93 番地 2	0195-32-3737
慶寿園指定短期入所生活介護事業所	028-5222	一戸町姉帯 24 番地 1	0195-34-2112

小規模多機能型居宅介護

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
かまどっこ	020-0866	盛岡市本宮字小幅 130-1	019-631-3897
小規模多機能センターさくらつつみ	027-0036	宮古市田鎖第 5 地割 33 番地 4	0193-89-1616
小規模多機能型居宅介護事業所あすなる	028-2101	宮古市茂市第 3 地割 128 番地 8	0193-72-2300
おもえ小規模多機能支援センター	027-0111	宮古市重茂第 1 地割 35 番地 1	0193-89-5315
かのおん小規模多機能センター	027-0025	宮古市実田一丁目 7 番 28 号	0193-65-1417
多機能ホームさんりく	022-0101	大船渡市三陸町越喜来字所通 25-7	0192-44-1144
小規模多機能ホーム「後ノ入」	022-0007	大船渡市赤崎町字後ノ入 73 番地 3	0192-21-2551
小規模多機能ホーム「平」	022-0002	大船渡市大船渡町字下平 24 番地 1	0192-22-8150
小規模多機能型居宅介護ばっかばか花巻西	025-0303	花巻市大畑第 1 地割 62 番地 4	0198-37-1237
小規模多機能型居宅介護ばっかばか花巻中央	025-0055	花巻市南万丁目 1163-3	0198-21-5556
小規模多機能ホームぶんどかんど	028-3203	花巻市大迫町大迫第 1 地割 4-55	0198-36-1023
小規模多機能ホームわが家	024-0323	北上市和賀町煤森 10 地割 14-5	0197-73-8355
J A いわて花巻小規模多機能ホームえんで	024-0001	北上市飯豊 22 地割 45 番地 1	0197-68-2121
さくらまちケアホーム	024-0043	北上市立花 10 地割 36 番 1	0197-62-1168

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
小規模多機能ホームうえのまち	024-0021	北上市上野町一丁目7番1号	0197-63-2267
小規模多機能ホームときわ苑	028-0011	久慈市湊町第14地割103番地	0194-53-2275
小規模多機能型居宅介護事業所長寿庵	028-0521	遠野市材木町2番22号	0198-63-1328
医療法人白光シルバーヘルス小規模多機能型居宅介護事業所「北斗」	021-0852	一関市沢298番地2	0191-26-0021
企業組合労協センター事業団あったかホームちゃごみ	021-0041	一関市赤荻字荻野330番地1	0191-33-1830
宅老所せんまや	029-0803	一関市千厩町千厩字町浦185番地	0191-51-3315
小規模多機能ホーム「小百合」	029-2205	陸前高田市高田町小友町字谷地館51	0192-56-2007
小規模多機能ホーム「厨」	029-2205	陸前高田市高田町中田76番地1	0192-53-1833
小規模多機能型居宅介護にこトピア浄法寺	028-6911	二戸市浄法寺町上前田34	0195-39-1313
小規模多機能型居宅あすも	029-4208	奥州市前沢区山下149番地1	0197-41-3055
奥州壱番館	023-0045	奥州市水沢区大町57	0197-24-7001
マイホームくずまき	028-5403	葛巻町江刈5-59-5	0195-66-3378
多機能にこトピア岩手町	028-4301	岩手町沼宮内第18地割85番地2	0195-69-8877
えんどり小規模多機能型居宅介護事業所	028-3304	紫波町二日町字山子36-2	019-671-3550
小規模多機能型居宅介護事業所むつき	028-3617	矢巾町太田第17地割13番地1	019-697-1601
小規模多機能ホームひなたぼっこ	029-5511	西和賀町上野々39地割180番地	0197-81-1313
介護ステーションゆいっこ小規模多機能ホーム	029-5611	西和賀町沢内新町第4地割32番地1	0197-85-3105
介護予防施設西光荘	029-4503	金ヶ崎町西根和光544番地2	0197-43-2340
交流ステーション友愛園	029-4503	金ヶ崎町西根矢来5番地	0197-42-2888
多機能ケアセンターほっと大町	028-1112	大槌町大町5番2号	0193-41-1555
小規模多機能センターやすらぎ	028-1371	山田町船越第6地割15番地2	0193-84-4438
小規模多機能センターあお空	027-0421	岩泉町小本字南中野289番地	0194-28-3366
小規模多機能ホームカッケ口	028-7906	洋野町中野第5地割62番地8	0194-68-5420
小規模多機能ホーム「ほがら家」	028-7904	洋野町小子内第4地割85番地20	0194-68-5700

地域包括支援センター

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
山岸和敬荘地域包括支援センター	020-0003	盛岡市下米内2-4-13	019-662-3281
盛岡駅西口地域包括支援センター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目2番2号	019-606-3361
五月園指定介護予防支援事業所	020-0813	盛岡市東山二丁目5番19号	019-613-6161
青山和敬荘地域包括支援センター	020-0134	盛岡市南青山町13-30	019-648-8622
玉山地域包括支援センター	028-4125	盛岡市玉山区好摩字夏間木70-190	019-682-0088
地域包括支援センター川久保	020-0835	盛岡市津志田26地割30番地1	019-635-1682
イーハトーブ地域包括支援センター	020-0866	盛岡市本宮一丁目6番12号	019-635-5777
宮古市地域包括支援センター	027-8501	宮古市新川町2番1号	0193-62-2111
大船渡市地域包括支援センター	022-0003	大船渡市盛町下館下14番地	0192-26-2943

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
指定介護予防支援事業所			
花巻市社会福祉協議会指定介護センター介護予防支援事業所	025-0095	花巻市石神町 364 番地	0198-24-7222
花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷介護予防支援事業所	028-3101	花巻市石鳥谷町好地第 6 地割 10 番地 3	0198-45-4666
花巻西地域包括支援センター	025-0244	花巻市湯口字松原 53 番地 1	0198-25-2504
大迫地域介護予防支援事業所	028-3203	花巻市大迫町大迫第 11 地割 1-1	0198-48-4186
東和地域指定介護予防支援事業所	028-0113	花巻市東和町東晴山 7 区 16 番地	0198-44-2805
北上市地域包括支援センター	024-0095	北上市芳町 1 番 1 号	0197-64-2111
久慈市指定介護予防支援事業所	028-0014	久慈市旭町第 8 地割 100 番地 1	0194-61-1112
遠野市地域包括支援センター	028-0541	遠野市松崎町白岩字葉研淵 4-1	0198-62-5112
一関西部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	021-8501	一関市竹山町 7 番 2 号	0191-21-2111
一関東部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	029-0803	一関市千厩町千厩字北方 174 番地	0191-51-3040
高齢者総合相談センターさくらまち	021-0821	一関市三関字桜町 36-3	0191-48-3180
高齢者総合相談センターしぶたみ	029-0521	一関市大東町洪民字大洞地 55-8	0191-71-0053
陸前高田市地域包括支援センター	029-2292	陸前高田市高田町字館の沖 110	0192-54-2111
釜石市地域包括支援センター	026-0025	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	0193-22-0177
二戸市地域包括支援センター	028-6101	二戸市福岡字八幡下 11-1	0195-23-1313
八幡平市地域包括支援センター	028-7192	八幡平市大更第 35 地割 62 番地	0195-76-2111
奥州市衣川地域包括支援センター	029-4332	奥州市衣川区古戸 53 番地 1	0197-52-3800
奥州市江刺地域包括支援センター	023-1192	奥州市江刺区大通り 1 番 8 号	0197-35-2111
奥州市水沢地域包括支援センター	023-0801	奥州市水沢区横町 2 番地 1	0197-51-5465
奥州市前沢地域包括支援センター	029-4208	奥州市前沢区立石 180 番地 1	0197-41-3501
奥州市胆沢地域包括支援センター	023-0401	奥州市胆沢区南都田字大持 50	0197-46-2977
雫石町地域包括支援センター	020-0541	雫石町千刈田 5 番地 1	019-691-1105
葛巻町地域包括支援センター	028-5495	葛巻町葛巻第 16 地割 1 番地 1	0195-66-2111
岩手町地域包括支援センター	028-4395	岩手町五日市第 10 地割 44 番地	0195-62-2111
滝沢村地域包括支援センター	020-0192	滝沢村鶴飼字中鶴飼 55 番地	019-684-2111
紫波町指定介護予防支援事業所	028-3305	紫波町日詰字東裏 85-1	019-671-1101
矢巾町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	028-3615	矢巾町南矢幅 14 地割 78 番地 矢巾町保健福祉交流センター(さわやかハウス)内	019-611-2855
西和賀町地域包括支援センター	029-5614	西和賀町沢内太田 2 地割 68 番地	0197-85-3137
金ケ崎町地域包括支援センター	029-4503	金ケ崎町西根鐘水 98 番地	0197-44-4560
住田町地域包括支援センター	029-2311	住田町世田米字川向 96 番地 5	0192-46-2424
大槌町地域包括支援センター	028-1192	大槌町新町 1 番 1 号	0193-42-8749
山田町地域包括支援センター	028-1392	山田町八幡町 3 番 20 号	0193-82-3136
岩泉町地域包括支援センター	027-0501	岩泉町岩泉字惣畑 59-5	0194-22-2111
田野畑村地域包括支援センター	028-8407	田野畑村田野畑 120 番地 3	0194-34-2111
普代村地域包括支援センター	028-8323	普代村鳥居 5 番地 1	0194-35-3795
軽米町地域包括支援センター	028-6302	軽米町軽米第 2 地割 54 番地 5	0195-46-4111

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
野田村地域包括支援センター	028-8201	野田村野田第 22 地割 38 番地 7	0194-78-3310
九戸村地域包括支援センター	028-6502	九戸村伊保内第 10 地割 11 番地 6	0195-42-2111
洋野町地域包括支援センター	028-7914	洋野町種市第 23 地割 27 番地 洋野町中央公民館内	0194-69-1966
一戸町地域包括支援センター	028-5312	一戸町一戸字砂森 93 番地 2	0195-32-3700

地域包括支援センター（サブセンター）

施設の名称	郵便番号	施設の所在地	電話番号
川井包括支援センター	028-2302	宮古市川井 2-165	0193-79-5008
釜石地区生活応援センター	026-0025	釜石市大渡町 3-15-26	0193-22-0180
甲子地区生活応援センター	026-0055	釜石市甲子町 10-255	0193-23-5524
小佐野地区生活応援センター	026-0052	釜石市小佐野町 3-4-25	0193-23-5037
唐丹地区生活応援センター	026-0121	釜石市唐丹町字小白浜 61	0193-55-2111
鶴住居地区生活応援センター	026-0301	釜石市鶴住居町 15-17-7	0193-28-2470
栗橋地区生活応援センター	026-0411	釜石市橋野町 34-16-2	0193-57-2111

地域包括支援センター（ランチ）

施設の名称	郵便番号	施設の所在地	電話番号
都南あけぼの荘介護支援センター	020-0842	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	019-639-2528
千年苑介護支援センター	020-0053	盛岡市上太田六口 53 番地	019-658-1190
城南介護支援センター	020-0884	盛岡市神明町 8 番 4 号	019-621-1215
ヴィラ加賀野介護支援センター	020-0807	盛岡市加賀野三丁目 1 番 6 号	019-651-5723
第二松園ハイツ介護支援センター	020-0103	盛岡市西松園二丁目 5 番 1 号	019-663-8181
ケアガーデン高松公園介護支援センター	020-0102	盛岡市上田字毛無森 2 番地 1	019-665-2175
月が丘介護支援センター	020-0121	盛岡市月が丘三丁目 7 番 5 号	019-648-8834
飯岡介護支援センター	020-0834	盛岡市永井 14 地割 15 番地 1	019-605-7077
上田介護支援センター	020-0066	盛岡市上田一丁目 3 番 43 号	019-604-1335
希望の里介護支援センター	020-0403	盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1	019-696-4386
おでんせ介護支援センター	020-0143	盛岡市上厨川字横長根 76 番地 1	019-648-0621
秀峰苑介護支援センター	028-4134	盛岡市玉山区下田字石羽根 99-901	019-683-1526
サンホームみやこ在宅介護支援センター	027-0006	宮古市大字崎嶽ヶ崎第 4 地割字早稲栃 1-20	0193-62-7011
総合福祉センター在宅介護支援センター	027-0038	宮古市小山田 2-9-20	0193-64-5050
清寿荘在宅介護支援センター	027-0203	宮古市津軽石第 14 地割 38-3	0193-67-4111
ニチケアセンター宮古在宅介護支援センター	027-0054	宮古市太田一丁目 2-3	0193-71-2188
在宅介護支援センターほほえみ	027-0096	宮古市大字崎嶽ヶ崎第 9 地割 39-27	0193-64-1515
J A 新いわて在宅介護支援センターみやこ	027-0043	宮古市千徳町 5-37	0193-71-2213
新和会在宅介護支援センター	027-0063	宮古市山口 5 丁目 3-20 宮古山口病院内	0193-62-3945

施設の名称	郵便番号	施設の所在地	電話番号
宮古第一病院在宅介護支援センター	027-0074	宮古市保久田 8-37	0193-71-2265
ふれあい荘在宅介護支援センター	027-0341	宮古市田老字養呂地 6-2	0193-88-1203
新里紫桐会在宅介護支援センター	027-0021	宮古市茂市第1地割 115 番地 1	0193-72-2300
大船渡市在宅介護支援センター	022-0002	大船渡市大船渡町字山馬越 188	0192-27-8688
大船渡市福祉の里在宅介護支援センター	022-0003	大船渡市盛町字町 6-1	0192-25-1234
末崎町在宅介護支援センター	022-0001	大船渡市末崎町字平林 48-1	0192-22-1025
三陸在宅介護支援センター	022-0101	大船渡市三陸町越喜来字所通 27-5	0192-44-3577
福寿荘在宅介護支援センター	023-0867	奥州市水沢区上姉体 2-1-22	0120-24-2910
寿水荘在宅介護支援センター	023-0874	奥州市水沢区字見分森 16	0197-23-6088
奥州市社会福祉協議会在宅介護支援センター	023-0851	奥州市水沢区字南町 5-12	0197-25-6158
美楽会在宅介護支援センター	023-0124	奥州市水沢区羽田町駅前二丁目 87-2	0197-51-2626
在宅介護支援センター水沢ホーリ	023-0003	奥州市水沢区佐倉河字東高山 57-1	0197-51-8155
聖愛園在宅介護支援センター	023-1131	奥州市江刺区愛宕字八日市 51-3	0197-35-6733
桜つつみ在宅介護支援センター	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-1	0197-35-8303
あぶるホーム在宅介護支援センター	023-1134	奥州市江刺区玉里字青篠 2-1	0197-28-6337
まえざわ苑在宅介護支援センター	029-4207	奥州市前沢区字塔ヶ崎 7	0197-56-7304
奥州市社会福祉協議会前沢在宅介護支援センター	029-4201	奥州市前沢区古城字比良 59-1	0197-56-2148
やまゆり荘在宅介護支援センター	023-0401	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地 416	0197-46-5111
小山在宅介護支援センター	023-0401	奥州市胆沢区小山字道場 40-1	0197-47-2515
羽衣荘在宅介護支援センター	029-4332	奥州市衣川区古戸 45 番地	0197-52-3571
花巻あすかの里在宅介護支援センター	025-0002	花巻市西宮野目第 14 地割 56 番地 2	0198-21-1010
アイリス花巻在宅介護支援センター	025-0055	花巻市南万丁目 970 番地 2	0198-24-7211
アイリス花巻中央在宅介護支援センター	025-0087	花巻市上町 2 番 3 号	0198-21-1155
湯本在宅介護支援センター	025-0321	花巻市金矢第 5 地割 435 番地 1	0198-27-3916
在宅介護支援センター「銀河の里」	025-0013	花巻市幸田第 4 地割 116 番地 1	0198-32-1788
西南在宅介護支援センター	025-0131	花巻市轟木第 7 地割 188 番地 1	0198-29-3456
北上市社会福祉協議会	024-0012	北上市常盤台二丁目 1 番 63 号	0197-64-1212
敬愛園老人介護支援センター	024-0053	北上市大堤西一丁目 3 番 12 号	0197-67-6100
八天の里在宅介護支援センター	024-0103	北上市更木 34 地割 320 番地 1	0197-66-6500
わがの里在宅介護支援センター	024-0073	北上市下江釣子 10 地割 74 番地 3	0197-73-6533
在宅介護支援センターふれあい	024-0333	北上市和賀町長沼 5 地割 350-1	0197-73-8822
エスカール在宅介護支援センター	024-0043	北上市立花 10 地割 38 番地	0197-61-2016
在宅介護支援センターいいとよ	024-0001	北上市村崎野 12 地割 74 番地 18	0197-71-1177
ニチケアセンター北上	024-0031	北上市青柳町一丁目 2 番 40 号	0197-65-1801
在宅介護支援センター 小友	028-0481	遠野市小友町 33 地割 5 番地 1	0198-68-2460
在宅介護支援センター附馬牛	028-0663	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 160	0198-64-2077
在宅介護支援センター上郷	028-0772	遠野市上郷町細越 7 地割 5 番地	0198-65-3680
とおぬっぶ在宅介護支援センター	028-0541	遠野市松崎町白岩 13 地割 30-2	0198-60-1331
在宅介護支援センターみやもり	028-0304	遠野市宮守町下宮守 29 地割 77	0198-67-2111

施設の名称	郵便番号	施設の所在地	電話番号
みやもり荘在宅介護支援センター	028-0304	遠野市宮守町下宮守 28 地割 19-1	0198-67-2266
高寿園在宅介護支援センター	029-2205	陸前高田市高田町字東和野 67	0192-55-3776
東部在宅介護支援センター	029-2207	陸前高田市小友町字財当 98	0192-56-2151
松原苑在宅介護支援センター	029-2205	陸前高田市高田町字中田 69-2	0192-53-1722
西部在宅介護支援センター	029-2203	陸前高田市竹駒町字相川 73-30	0192-55-1877
はまゆり在宅介護支援センター	026-0052	釜石市小佐野町 3-9-1	0193-25-0650
あいぜんの里在宅介護支援センター	026-0001	釜石市大字平田 2-51-7	0193-26-6602
鵜住居地区在宅介護支援センター	026-0301	釜石市鵜住居町 16-69-19	0193-29-1881
仙人の里在宅介護支援センター	026-0055	釜石市甲子町 7-144-4	0193-23-1016
東釜石地区在宅介護支援センター	026-0025	釜石市大渡町 3-15-26	0193-31-1400
唐丹地区在宅介護支援センター	026-0121	釜石市唐丹町字小白浜 36-1	0193-55-2109
ニチケアセンター釜石在宅介護支援センター	026-0034	釜石市中妻町 1-12-2	0193-21-1133
(福)麗沢会	020-0172	滝沢村鵜飼字細谷地 26-5	019-684-3790
(福)松実会	020-0173	滝沢村滝沢字菓子 732-2	019-688-1051
新岩手農業協同組合	020-0151	滝沢村大釜字外館 114-6	019-687-2865
特別養護老人ホームにいやま荘	028-3307	紫波町桜町字三本木 46 番地 1	019-676-5777
特別養護老人ホーム百寿の郷	028-3453	紫波町土館字閑沢 24 番地 1	019-671-7050
西和賀町社会福祉協議会	029-5512	西和賀町川尻 40-73-82	0197-84-2161
あかね会在宅介護支援センター	028-1121	大槌町小槌第 14 地割字蕨打直 82-1	0193-41-1200
ゆーらっぶ在宅介護支援センター	028-1101	大槌町吉里々々第 32 地割 18-25	0193-44-2121
八幡平市西根在宅介護支援センター	028-7112	八幡平市田頭 24-36	0195-75-1255
八幡平市西根北部在宅介護支援センター	028-7404	八幡平市堀切 14-16-1	0195-64-1110
松尾在宅介護支援センター	028-7303	八幡平市柏台 2-8-3	0195-71-1012
あしろ苑在宅介護支援センター	028-7527	八幡平市川原 129	0195-72-3511
りんどう苑在宅介護支援センター	028-7532	八幡平市小柳田 210-1	0195-63-1501
葛巻町在宅介護支援センター	028-5402	葛巻町葛巻 7-104-2	0195-66-3010
在宅介護支援センターくずまき	028-5403	葛巻町江刈 5-155-7	0195-67-1117
岩手町地域包括支援センター沼宮内地区支所	028-4307	岩手町大字五日市第 10 地割 175 番地 15	0195-62-4150
岩手町地域包括支援センター川口地区支所	028-4211	岩手町大字川口第 13 地割 26 番地 6	0195-65-3220
福光園在宅介護支援センター	021-0901	一関市真柴字武奈沢 39	0191-26-5011
関生園在宅介護支援センター	021-0901	一関市真柴字柵木立 43-124	0191-26-0739
明生園在宅介護支援センター	029-0132	一関市滝沢字寺下 2-1	0191-23-1907
仁愛会在宅介護支援センター	021-0901	一関市真柴字吉ヶ沢 20-95	0191-21-8653
シルバーヘルス在宅介護支援センター	021-0852	一関市字沢 298-2	0191-26-0011
なのはな在宅介護支援センター	021-0063	一関市山目字前田 72-1	0191-31-1717
いこい在宅介護支援センター	021-0881	一関市大町 6-7(三浦第 1 ビル 102 号)	0191-31-1514
ニチケアセンター一関在宅介護支援センター	021-0031	一関市青葉二丁目 7-26	0191-32-5777
在宅介護支援センター華松苑	029-3205	一関市花泉町涌津字悪法師 38-31	0191-36-1061
在宅介護支援センター寿光荘	029-3101	一関市花泉町花泉字上館 70-3	0191-82-4932

施設の名称	郵便番号	施設の所在地	電話番号
在宅介護支援センターソエル花泉	029-3105	一関市花泉町涌津字一の町 76	0191-36-1225
興田在宅介護支援センター	029-0602	一関市大東町鳥海字細田 34-1	0191-74-3501
大原在宅介護支援センター	029-0711	一関市大東町大原字立町 110-1	0191-72-2558
やまゆり在宅介護支援センター	029-0803	一関市千厩町千厩字宮敷 45-1	0191-51-3116
千厩寿慶会在宅介護支援センター	029-0803	一関市千厩町千厩字脇谷 28-5	0191-53-2430
東山在宅介護支援センター	029-0302	一関市東山町長坂字西本町 139-1	0191-47-3258
孝養ハイツ在宅介護支援センター	029-1201	一関市室根町折壁字八幡沖 119	0191-64-3923
川崎在宅介護支援センター	029-0202	一関市川崎町薄衣字久伝 26	0191-43-2227
平泉町ふくしの里在宅介護支援センター	029-4102	平泉町平泉字片岡 69-7	0191-46-5411
さわなり在宅介護支援センター	029-4101	平泉町平泉町長島字砂子沢 172-6	0191-46-4370
藤沢町保健センター	029-3405	藤沢町藤沢字町裏 54 番地	0191-63-5304
長内在宅介護支援センター	028-0041	久慈市長内町第 46 地割 2 番地 11	0194-53-0700
山形在宅介護支援センター	028-8602	久慈市山形町川井第 12 地割 55-1	0194-72-3110
洋野町大野在宅介護支援センター	028-8802	洋野町大野第 8 地割 83 番地 2	0194-77-2058
在宅複合施設「くつろぎの家」	028-6222	軽米町大字山内第 19 地割 89-7	0195-47-2351
ケアプランセンター「せせらぎ」	028-6411	軽米町大字小軽米第 12 地割 3-1	0195-45-3007

障がい福祉サービス（障害者自立支援法指定サービス）

生活介護

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
みらい塾	020-0122	盛岡市みたけ五丁目 17 番 17 号	019-601-1160
あすなる園あすなる屋	020-0853	盛岡市下飯岡 11 地割 130 番地 5	019-639-8373
ヒソプ工房(本館)ハーブ(別館)	020-0147	盛岡市大館町 28 番地 53 号	019-646-8581
しいのみホーム	020-0146	盛岡市長橋町 3 番 42 号	019-647-5444
盛岡市立しらたき工房	020-0812	盛岡市川目 15 地割 1 番地 6	019-652-1120
地域活動支援センター 歩夢	020-0114	盛岡市高松三丁目 7 番 33 号	019-662-6852
盛岡市立地域福祉センター	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 16 番地 89	019-696-5640
宮古市社会福祉協議会障害福祉サービスセンターゆにぞん	027-0038	宮古市小山田二丁目 9 番 20 号	0193-64-5050
すきっぷ	027-0073	宮古市緑ヶ丘 2 番 3 号	0193-71-1245
慈愛福祉学園デイサービスセンター	022-0006	大船渡市立根町字下欠 125 番地 17	0192-21-1122
J Aいわて花巻デイサービスセンターグリーンホーム落合	025-0323	花巻市柵ノ目第 4 地割 99 番地 1	0198-37-1151
花巻市社会福祉協議会障害者基準該当生活介護事業所	025-0014	花巻市高松第 3 地割 85 番地 1	0198-24-7734
指定生活介護事業所あけぼの	024-0104	北上市二子町秋子沢 214 番地 6	0197-66-6143
エスカルデイサービスセンター	024-0043	北上市立花 10-38	0197-61-2016
敬愛園デイサービスセンター	024-0053	北上市大堤西 1-3-12	0197-67-3113
デイサービスセンターいいとよ	024-0007	北上市村崎野 12-74-28	0197-71-1377
わがの里デイサービスセンター	024-0073	北上市下江釣子 10-74-3	0197-73-6996
ふれあいホーム葉研淵	028-0541	遠野市松崎町白岩字葉研淵 4-1	0198-62-1595
通所介護事業所同心館	028-0517	遠野市上組町 9 番 10 号	0198-62-3070
ふれあいホーム附馬牛	028-0663	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 160	0198-64-2077
ふれあいホーム上郷	028-0772	遠野市上郷町細越 7 地割 5 番地	0198-65-3680
ふれあいホーム小友	028-0481	遠野市小友町 33 地割 5 番地 1	0198-68-2460
二戸市社会福祉協議会身体障害者等デイサービス事業所	028-6106	二戸市仁左平字横手 2 番地 3	0195-23-5073
多機能型事業所はあつぽっと	028-6103	二戸市石切所字川原 28-7	0195-23-5223
浄法寺社の花事業所	028-6854	二戸市浄法寺町下前田 33 番地 1	0195-39-1031
八幡平ハイツほかほかクラブ	028-7302	八幡平市松尾寄木第 1 地割字沼利 590 番地 220	0195-78-2229
そよかぜの家	028-7301	八幡平市野駄第 14 地割 32 番地	0195-75-2878
誠心会葛巻デイサービスセンター	028-5402	葛巻町葛巻第 7 地割 104 番地 2	0195-66-3010
地域生活支援センター「かんばす」	020-0173	滝沢村滝沢字牧野林 895 番地 10	019-699-2600
桜の園	028-3623	矢巾町大字煙山 1 地割 57 番地 8	019-697-0022
森のさと	029-4503	金ヶ崎町西根和光 545 番地 4	0197-41-9855
北萩寮	024-0082	北上市町分 2-62-1	0197-63-7278
和賀の園	024-0331	北上市和賀町横川目 10-20-3	0197-72-2677

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ハンズ生活介護事業所 わぁははクラブ	021-0031	一関市青葉二丁目 6-16	0191-31-5720
多機能型事業所コスモスの家	023-0401	奥州市胆沢区南都田字小十文字 339-1	0197-46-3138
白梅の園	029-4208	奥州市前沢区字田畠 40	0197-56-7454
ワークセンターむろおか	028-3625	矢巾町大字室岡 12-124	019-697-6856
いずみの里	027-0501	岩泉町岩泉字三本松 52-2	0194-22-3831
小さき群れの里	028-5134	一戸町奥中山字西田子 1315 番地 1	0195-35-2232
地域生活支援センター「ひこうせん」	028-5134	一戸町奥中山字西田子 75	0195-35-3120
生活介護事業所シャローム	028-5134	一戸町奥中山字西田子 1447-3	0195-35-2884
多機能型事業所きらぼし	028-5133	一戸町中山字大塚 77-1	0195-35-3222

児童デイサービス

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
のびっこ寮育センター	020-0111	盛岡市黒石野一丁目 19 番 23 号	019-663-2013
児童デイサービスサッコラ	020-0127	盛岡市前九年一丁目 1 番 9 号	019-646-7999
めだかの児童デイサービス	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 17 番地	019-675-1199
宮古市社会福祉協議会すこやか幼児教室	027-0038	宮古市小山田二丁目 9 番 20 号	0193-64-5050
ひまわり教室	022-0003	大船渡市盛町字下館下 14 番地 1	0192-27-3111
慈愛福祉学園デイサービスセンター	022-0006	大船渡市立根町字下欠 125 番地 17	0192-21-1122
児童デイサービスたんぼぼ	025-0026	花巻市大谷地 608-3	0198-21-3882
児童デイサービス事業所ルンビニー学園	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林第 12 地割 54 番地 7	0198-45-2714
北上市立こども療育センター	024-0063	北上市九年橋三丁目 12 番 18 号	0197-63-8722
リトルグラス	024-0076	北上市鳩岡崎 3 地割 100 番地 13	0197-77-4677
NPO 法人琥珀の泉児童デイサービス	028-0001	久慈市夏井町開伊口第 4 地割 35-6	0194-53-1105
久慈市児童デイサービス「モウモウル・ム」	028-8014	久慈市旭町 7-127-3	0194-53-3377
ハンズ一関療育センター	021-0031	一関市青葉二丁目 6-16	0191-31-5720
一関市かるがも教室	021-0032	一関市末広二丁目 2 番 28 号	0191-21-2142
児童デイサービスリトルハンズ	021-0041	一関市赤荻字上袋 75-5	0191-31-5720
児童デイサービス リトルピース	029-1111	一関市千厩町奥玉字宿下 44 番地 1	0191-56-2690
ふれあい教室	029-2205	陸前高田市高田町字曲松 109-2	0192-54-2111
釜石市すくすく親子教室	026-0024	釜石市大町 3-8-3	0193-22-6733
二戸市社会福祉協議会発達支援センター風	028-6101	二戸市福岡字八幡下 11 番地 1	0195-23-7011
ひだまり水沢	023-0875	奥州市水沢区字森下 88	0197-23-7393
ひだまり	023-1131	奥州市江刺区愛宕字朴ノ木 10-1	0197-35-7177
ひだまり江刺	023-1102	奥州市江刺区八日町 1 丁目 9-37	0197-47-3711

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
たばしね学園児童デイサービスセンター「はばたき」	029-4208	奥州市前沢区字田畠 18 番地 5	0197-56-2160
子ども発達支援センターのぞみ	020-0502	雫石町板橋 25 番地	019-692-0198
みたけ学園児童デイサービスセンター「ぼけっと」	020-0173	滝沢村滝沢字穴口 203 番地 4	019-641-0205
児童デイサービス紫波さぶり	028-3305	紫波町日詰字朝日田 23 番地 1	019-676-2765
桜の園	028-3623	矢巾町大字煙山 1 地割 57 番地 8	019-697-0022

重度障害者等包括支援

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
居宅介護支援センター「やすらぎ」	029-4102	平泉町平泉字片岡 69-1	0191-46-5421

自立訓練（機能）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立療育センター	020-0401	盛岡市手代森 6 地割 10 番地 6	019-624-5141
ふれあいホーム薬研淵	028-0541	遠野市松崎町白岩字薬研淵 4-1	0198-62-1595
ふれあいホーム上郷	028-0772	遠野市上郷町細越 7 地割 5 番地	0198-65-3680
ふれあいホーム小友	028-0481	遠野市小友町 33 地割 5 番地 1	0198-68-2460
ふれあいホーム附馬牛	028-0663	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 160	0198-64-2077
通所介護事業所同心館	028-0517	遠野市上組町 9 番 10 号	0198-62-3070
二戸市社会福祉協議会身体障害者等デイサービス事業所	028-6106	二戸市仁左平字横手 2 番地 3	0195-23-5073
小規模通所介護事業所ひなたぼっこ	028-6854	二戸市浄法寺町下前田 33 番地 1	0195-39-1031
誠心会葛巻デイサービスセンター	028-5402	葛巻町葛巻第 7 地割 104 番地 2	0195-66-3010

自立訓練（生活）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立療育センター	020-0401	盛岡市手代森 6 地割 10 番地 6	019-624-5141
みらい塾	020-0122	盛岡市みたけ五丁目 17 番 17 号	019-601-1160
あすなろ園	020-0853	盛岡市下飯岡 8 地割 106 番地	019-632-1655
盛岡杉生園	020-0133	盛岡市青山 4 丁目 9 番 40 号	019-648-3121
ウイリー	027-0096	宮古市崎嶽ヶ崎第 4 地割 1 番 11	0193-64-7855
宮古アピリティーセンター	027-0048	宮古市板屋三丁目 11-1	0193-64-1981
指定生活訓練事業所あけぼの	024-0104	北上市二子町秋子沢 214 番地 6	0197-66-6143
ふれあいホーム薬研淵	028-0541	遠野市松崎町白岩字薬研淵 4-1	0198-62-1595
ふれあいホーム上郷	028-0772	遠野市上郷町細越 7 地割 5 番地	0198-65-3680
ふれあいホーム小友	028-0481	遠野市小友町 33 地割 5 番地 1	0198-68-2460
ふれあいホーム附馬牛	028-0663	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 160	0198-64-2077
通所介護事業所同心館	028-0517	遠野市上組町 9 番 10 号	0198-62-3070
障害者福祉サービス事業所室蓬館	029-0711	一関市大東町大原字有南田 90-1	0191-72-2015

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
障害福祉サービス事業所ワーク ジョイかわさき	029-3405	一関市川崎町薄衣字高成 3 番地	0191-43-3815
ニコニコハウス	021-0027	一関市三関字小沢 68 番地 3	0191-26-5432
ライフステージ三の丸ひまわり	028-6101	二戸市福岡字城の外 4 番地 1	0195-22-1777
小規模通所介護事業所ひなたぼっこ	028-6854	二戸市浄法寺町下前田 33 番地 1	0195-39-1031
誠心会葛巻デイサービスセンター	028-5402	葛巻町葛巻第 7 地割 104 番地 2	0195-66-3010
くれよん	028-4304	岩手町大字子抱第 6 地割 34 番地 2	0195-62-2335
地域生活支援センター「かんばす」	020-0173	滝沢村滝沢字牧野林 895 番地 10	019-699-2600
桜の園	028-3623	矢巾町大字煙山 1 地割 57 番地 8	019-697-0022
ワークステーション湯田・沢内	029-5612	西和賀町沢内字大野 13-28-4	0197-85-2019
自立訓練事業所きらぼし	028-5133	一戸町中山字大塚 77 番地 1	0195-35-3222

就労移行支援

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立療育センター	020-0401	盛岡市手代森 6 地割 10 番地 6	019-624-5141
のびやか丸	020-0812	盛岡市川目第 6 地割 93 番 4	019-666-2322
盛岡アビリティセンター	020-0133	盛岡市青山四丁目 9 番 1 号	019-647-6996
わ～くす城南	020-0884	盛岡市神明町 8 番 4 号	019-621-1215
地域活動支援センター 歩夢	020-0114	盛岡市高松三丁目 7 番 33 号	019-662-6852
クローバーズ・ピア盛岡南	020-0835	盛岡市津志田中央 3 丁目 26 番 77	019-681-1758
すきっぷ	027-0073	宮古市緑ヶ丘 2 番 3 号	0193-71-1245
ウイリー	027-0096	宮古市崎嶽ヶ崎第 4 地割 1 番 11	0193-64-7855
みやこワーク・ステーション	027-0331	宮古市田老町字西向山 119 番地 1	0193-88-1600
朋友館	022-0006	大船渡市立根町字下欠 125-14	0192-27-0077
ゆうき社	022-0007	大船渡市赤崎町字諏訪前 3-2	0192-26-5890
こぶし苑	025-0244	花巻市湯口鳥谷 17-1	0198-28-2088
花巻アビリティセンター	025-0006	花巻市下似内 17-55	0198-24-8011
とばせ園	024-0104	北上市二子町秋子沢 214-5	0197-66-5050
北萩寮	024-0082	北上市町分 2-62-1	0197-63-7278
和賀の園	024-0331	北上市和賀町横川目 10-20-3	0197-72-2677
障害者福祉サービス事業所室蓬館	029-0711	一関市大東町大原字有南田 90-1	0191-72-2015
ヒットエンドラン	021-0023	一関市銅谷町 11 番地 36	0191-34-9200
障害福祉サービス事業所ワーク ジョイかわさき	029-3405	一関市川崎町薄衣字高成 3 番地	0191-43-3815
ニコニコハウス	021-0027	一関市三関字小沢 68 番地 3	0191-26-5432
指定就労移行支援事業所「あすな るホーム」	029-2205	陸前高田市高田町字東和野 37 番 地 1	0192-55-2978
かまいしワーク・ステーション	026-0302	釜石市片岸町第 3 地割 28 番地 7	0193-29-1161
釜石市福祉作業所	026-0032	釜石市千鳥町 1 丁目 1 番 6 号	0193-25-1152
つくし共同作業所	026-0053	釜石市定内町 1-7-13	0193-23-4013
ワークセンターむろおか	028-3625	矢巾町大字室岡 12-124	019-697-6856

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
福祉工場カナン牧場	028-5134	一戸町奥中山字西田子 1027 番地 8	0195-35-2583
奥中山高原結	028-5133	一戸町字大塚 116 番地 2	0195-35-2882

就労継続支援 A

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
あすなる園あすなる屋	020-0854	盛岡市下飯岡 11 地割 130 番地 5	019-639-8373
クローバーズ・ピア盛岡南	020-0835	盛岡市津志田中央 3 丁目 26 番 77	019-681-1758
ホームラン	021-0902	一関市萩荘字大袋 178-1	0191-32-1381
多機能型事業所まんてんの里	028-6106	二戸市仁左平字矢沢 4 番地 1	0195-23-0787
A B C	028-3621	矢巾町大字広宮沢第 11 地割 501-15	019-656-0353
福祉工場カナン牧場	028-5134	一戸町奥中山字西田子 1027 番地 8	0195-35-2583

就労継続支援 B

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
You-Me ゆいっこ	020-0851	盛岡市向中野字八日市場 45 番地 9	019-635-3828
共同作業所コスモス	020-0863	盛岡市南仙北一丁目 17 番 7 号	019-635-6697
共同作業所社の家	020-0136	盛岡市北天昌寺町 8 番 16 号	019-643-0681
みらい塾	020-0122	盛岡市みたけ五丁目 17 番 17 号	019-601-1160
あすなる園	020-0853	盛岡市下飯岡 8 地割 106 番地	019-632-1655
盛岡市立しらたき工房	020-0812	盛岡市川目 15 地割 1 番地 6	019-652-1120
のびやか丸	020-0812	盛岡市川目第 6 地割 93 番 4	019-666-2322
好望・怨	020-0122	盛岡市みたけ一丁目 6 番 2 号	019-647-8941
盛岡杉生園	020-0133	盛岡市青山 4 丁目 9 番 40 号	019-648-3121
盛岡アビリティセンター	020-0133	盛岡市青山四丁目 9 番 1 号	019-647-6996
社会就労センター・ひめかみの風	028-4123	盛岡市玉山区巻堀字巻堀 91 番地 1	019-682-1003
わ～くす城南	020-0884	盛岡市神明町 8 番 4 号	019-621-1215
あすなる園あすなる屋	020-0853	盛岡市下飯岡 11 地割 130 番地 5	019-639-8373
工房まんさく	028-2101	宮古市茂市 3-62-8	0193-72-3005
ワークプラザみやこ	027-0096	宮古市崎鍬ヶ崎第 4 地割 1 番地 6	0193-64-6196
SELP わかたけ	027-0063	宮古市山口五丁目 5 番 10 号	0193-64-5555
みやこワーク・ステーション	027-0331	宮古市田老町字西向山 119 番地 1	0193-88-1600
宮古アビリティセンター	027-0048	宮古市板屋三丁目 11-1	0193-64-1981
アトリエ SUN	027-0074	宮古市保久田 3 番 21 号	0193-64-6263
あおば工房（就労継続支援 B 型）	028-2302	宮古市川井第 5 地割 101-71	0193-76-2413
慈愛福祉学園	022-0006	大船渡市立根町字下欠 125-14	0192-27-0888
朋友館	022-0006	大船渡市立根町字下欠 125-14	0192-27-0077
ゆうき社	022-0007	大船渡市赤崎町字諏訪前 3-2	0192-26-5890
星雲工房	022-0006	大船渡市立根町字下欠 125-17	0192-21-1818
こぶし苑	025-0244	花巻市湯口鳥谷 17-1	0198-28-2088
福祉作業所 ヒメコザクラ	028-3202	花巻市大迫町外川目 28-17-3	0198-48-3920

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
花巻アビリティセンター	025-0006	花巻市下似内 17-55	0198-24-8011
こんびりペーカリーチャイ	025-0052	花巻市野田 335 番地 2	0198-23-0758
ハッピー作業所	025-0036	花巻市中根子字古館 78 番地	0198-22-1722
あけぼの	024-0104	北上市二子町秋子沢 214 番地 6	0197-66-6143
ワークステーションきたかみ	024-0012	北上市常盤台 2-1-63	0197-64-5296
北上アビリティセンター	024-0104	北上市二子町秋子沢 214-7	0197-66-5400
とばせ園	024-0104	北上市二子町秋子沢 214-5	0197-66-5050
北萩寮	024-0082	北上市町分 2-62-1	0197-63-7278
和賀の園	024-0331	北上市和賀町横川目 10-20-3	0197-72-2677
しらゆり工房	024-0073	北上市下江釣子 11-159-1	0197-73-7192
みずき園	028-0041	久慈市長内町第 18 地割 14 番地 3	0194-52-0741
松柏園	028-0041	久慈市長内町第 18 地割 33 番地 2	0194-53-1490
多賀の里	028-0501	遠野市青笹町糠前 9-7-6	0198-63-1331
菜の花工房	021-0031	一関市青葉一丁目 1 番 27 号	0191-26-0977
障害者福祉サービス事業所室蓬館	029-0711	一関市大東町大原字有南田 90-1	0191-72-2015
千厩ワークプラザ	029-0803	一関市千厩町千厩字摩王 10 番地 2	0191-51-3161
ルンルン	021-0902	一関市萩荘字大袋 177	0191-24-3115
障害福祉サービス事業所ワーク ジョイかわさき	029-3405	一関市川崎町薄衣字高成 3 番地	0191-43-3815
作業所きらり	029-2205	陸前高田市高田町字大隈 1 番地 1	0192-55-3892
青松館	029-2206	陸前高田市米崎町字地竹沢 245-3	0192-53-1135
あすなるホーム	029-2205	陸前高田市高田町字東和野 37-1	0192-55-2978
かまいしワーク・ステーション	026-0302	釜石市片岸町第 3 地割 28 番地 7	0193-29-1161
釜石市福祉作業所	026-0032	釜石市千鳥町 1 丁目 1 番 6 号	0193-25-1152
つくし共同作業所	026-0053	釜石市定内町 1-7-13	0193-23-4013
多機能型事業所まんてんの里	028-6106	二戸市仁左平字矢沢 4 番地 1	0195-23-0787
ライフステージ三の丸ひまわり	028-6101	二戸市福岡字城の外 4 番地 1	0195-22-1777
ほほえみ工房	028-6852	二戸市浄法寺町樋田 34-3	0195-38-3336
多機能型事業所はあとすぼっと	028-6103	二戸市石切所字川原 28-7	0195-23-5223
そよかぜの家	028-7301	八幡平市野駄第 14 地割 32 番地	0195-75-2878
ボパイの家	028-7112	八幡平市田頭第 24 地割 36 番地	0195-75-2295
ワークサポート蓮華	028-7112	八幡平市田頭第 8 地割 139 番地 2	0195-68-7807
ひまわりの家	023-0401	奥州市胆沢区南都田字小十文字 339-1	0197-47-3138
多機能型事業所コスモスの家	023-0401	奥州市胆沢区南都田字小十文字 339-1	0197-46-3138
えさしふれあい工房	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-1	0197-35-8167
白梅の園	029-4208	奥州市前沢区字田昌 40	0197-56-7454
すてっぷ	023-0856	奥州市水沢区西上野町 11 番地 5	0197-51-7232
雫石町福祉作業所かし和の郷	020-0541	雫石町千刈田 76 番地 3	019-691-1230
働く我らの家	028-4304	岩手町大字字抱第 6 地割 34 番地 2	0195-62-2335
りんりん舎	020-0172	滝沢村鶴飼字笹森 5-25	019-613-8670
ワーク小田工房	020-0151	滝沢村大釜字仁沢瀬 24 番 1	019-684-5558
さくら製作所	028-3308	紫波町平沢字長尾沢 5 番地 3	019-672-5038

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
あさあけの園	028-3614	矢巾町大字又兵工新田第6地割17-2	019-697-6537
ワークセンターむろおか	028-3625	矢巾町大字室岡 12-124	019-697-6856
ワークステーション湯田・沢内	029-5612	西和賀町沢内字大野 13-28-4	0197-85-2019
共伸園	029-4503	金ヶ崎町西根一の台 45 番地 10	0197-42-5544
就労継続（B型）「たけとんぼ」	029-4102	平泉町平泉字片岡 69-1	0191-46-5421
やまだ共生作業所	028-1321	山田町山田第 16 地割 9 番地 10	0193-82-0456
きぼうハウス	027-0501	岩泉町岩泉字中家 45 - 2	0194-22-5480
いずみの里	027-0501	岩泉町岩泉字三本松 52-2	0194-22-3831
ハックの家	028-8407	田野畑村菅窪 20-2	0194-34-2303
ほっとワークのぞみ	028-5301	一戸町西法寺字諏訪野 16 番地 1	0195-33-3923
地域生活支援センター「ひこうせん」	028-5134	一戸町奥中山字西田子 75	0195-35-3120
奥中山高原結	028-5133	一戸町中山字大塚 116 番地 2	0195-35-2882
就労継続支援 B 型事業所ウィズ	028-5133	一戸町中山字大塚 361 番地 3	0195-35-3252

施設入所支援

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立療育センター	020-0401	盛岡市手代森 6 地割 10 番地 6	019-624-5141
岩手ワークショップ	020-0177	盛岡市緑が丘二丁目 4 番 60 号	019-661-7389
わかたけ学園	027-0097	宮古市大字崎山第 5 地割字内ノ沢 94	0193-62-8011
松風園	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林 7-46-3	0198-45-3016
やさわの園	025-0014	花巻市高松第 7 地割 143	0198-31-2020
ルンビニー苑	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林 12-54-9	0198-45-2706
一関リハビリセンター	021-0901	一関市真柴字柵木立 46-15	0191-21-3225
みたけの園	020-0173	滝沢村滝沢字穴口 203-4	019-641-0205
はまなす学園	028-1371	山田町船越 9-5-18	0193-84-3231
こぶし	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139-1	0195-35-2691
さくら	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139-1	0195-35-2564
つつじ	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139-1	0195-35-2191
かたくり	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139-1	0195-35-2295
りんどう	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139-1	0195-35-2382
やまゆり	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139-1	0195-35-2479

短期入所

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
元気丸	020-0812	盛岡市川目第 6 地割 93 番 4	019-666-2323
しいのみホーム	020-0146	盛岡市長橋町 3 番 42 号	019-647-5444
太田の園	020-0053	盛岡市上太田穴口 53 番地	019-659-3366
わかたけ学園	027-0097	宮古市崎山第 5 地割 94	0193-62-8011
すきっぷ	027-0073	宮古市緑ヶ丘 2 番 3 号	0193-71-1245
ウイリー	027-0096	宮古市崎嶽ヶ崎第 4 地割 1 番 11	0193-64-7855

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
はまゆり学園	027-0097	宮古市崎山第5地割88番地	0193-62-0759
吉浜荘短期入所事業所	022-0102	大船渡市三陸町吉浜字上野125-224	0192-45-2111
やさわの園	025-0014	花巻市高松第7地割143	0198-31-2020
大谷荘指定短期入所生活介護事業所	025-0244	花巻市湯口字松原53番地1	0198-25-2125
短期入所事業所「ルンビニー苑」	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林12-54-9	0198-45-2706
松風園	020-3171	花巻市石鳥谷町中寺林7-46-3	0198-45-3016
萩の江	024-0334	北上市和賀町藤根14地割144-15	0197-71-7066
恵水園	028-0071	久慈市小久慈町第65地割16番地2	0194-53-6622
ひばりショートステイ	028-0031	久慈市天神堂第32地割8番地	0194-61-1111
銀杏荘	028-0021	久慈市門前第1地割151番地1	0194-52-8180
高館の園指定短期入所生活支援事業所	028-0303	遠野市宮守町下鱒沢33地割216-5	0198-66-2576
社会福祉法人睦会知的障害者授産施設石上の園	028-0531	遠野市綾織町新里第22地割132番	0198-60-1100
精神障害者短期入所事業所ニコニコハウス	021-0821	一関市三関字小沢68番地3	0191-26-5432
一関リハビリセンター短期入所事業所	021-0901	一関市真柴字楓木立46番地15	0191-21-3225
レスパイトハウス・ハンズ	021-0031	一関市青葉二丁目6-16	0191-31-5720
ひかみの園短期入所事業所	029-2205	陸前高田市高田町字大隈8番地8	0192-55-3200
大松学園	026-0055	釜石市甲子町第3地割139番	0193-59-2211
まえさわ介護センター	029-4208	奥州市前沢区字立石180番地1	0197-41-3205
静山園	023-0132	奥州市水沢区羽田町字門下11-2	0197-24-8633
たばしね学園短期入所事業所	029-4208	奥州市前沢区字田畠18番地5	0197-56-2160
江寿園指定短期入所生活介護事業所	023-1761	奥州市江刺区伊手字新田149番地	0197-39-3217
さくらの郷指定短期入所生活介護事業所	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田290-1	0197-31-2771
やまゆり荘障害福祉短期入所生活介護事業所	023-0401	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地416番地	0197-46-5111
子ども発達支援センターのぞみ	020-0502	雫石町板橋25番地	019-692-0198
うぐいすの郷短期入所事業所	020-0572	雫石町西安庭第26地割二面130-1	019-692-5888
誠心会ショートステイ事業所	028-5402	葛巻町葛巻第7地割104番地2	0195-66-2100
みたけ学園短期入所事業所	020-0173	滝沢村滝沢字穴口203番地4	019-641-0205
みたけの園短期入所事業所	020-0173	滝沢村滝沢字穴口203番地4	019-641-0205
瑞雲荘短期入所事業所	020-0151	滝沢村大釜字吉水85番地3	019-684-1621
重症心身障害児(者)施設みちのく療育園	028-3623	矢巾町大字煙山第24地割1番	019-611-0600
第二新生園	028-3617	矢巾町太田17-54	019-697-8011
新生園	028-3625	矢巾町大字室岡12-125	019-697-6831
短期入所虹の家	029-4501	金ヶ崎町六原町の内表参道下31-2	0197-43-2787
知的障害者更生施設黄金荘	029-4102	平泉町平泉字片岡69-1	0191-46-5421
第二ふじの実学園	029-3402	藤沢町新沼字西風46番地8	0191-63-5321

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ふじの実学園	029-3402	藤沢町新沼字西風 46 番地 4	0191-63-2317
身体障害者療護施設四季の郷	028-1121	大槌町小槌第 16 地割 18 番地 1	0193-41-1521
はまなす学園	028-1371	山田町船越 9-5-2	0193-84-3231
太陽荘短期入所事業所	028-6222	軽米町大字山内第 12 地割字太田向 89-7	0195-47-2316
奥中山学園	028-5133	一戸町中山字大塚 4-6	0195-35-2314
やまゆり短期入所事業所	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139 番地 1	0195-35-2479
りんどう短期入所事業所	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139 番地 1	0195-35-2382
かたくり短期入所事業所	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139 番地 1	0195-35-2295
つつじ短期入所事業所	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139 番地 1	0195-35-2191
さくら短期入所事業所	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139 番地 1	0195-35-2564
こぶし短期入所事業所	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139 番地 1	0195-35-2691

共同生活援助

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
グループホームフレンドビューア	020-0125	盛岡市上堂一丁目 16 番 15 号	019-643-9135
グループホーム憩いの家	020-0114	盛岡市高松四丁目 7 番 67 号	019-662-6672
ふる里	020-0863	盛岡市南仙北一丁目 22 番 13 号	019-635-4246
財団法人岩手済生会さわやかホーム	020-0062	盛岡市加賀野三丁目 12 番 13 号	019-625-7342
クローバーの家	020-0866	盛岡市本宮 1 丁目 28-3	019-666-2323
ヒソブ工房盛岡第一ケアホーム「HANA」	020-0177	盛岡市緑ヶ丘三丁目 6-34	019-663-5857
グループホームこまくさ荘	020-0136	盛岡市北天昌寺町 18 番 59 号	019-646-6196
財団法人岩手済生会加賀野の里	020-0807	盛岡市加賀野 3 丁目 14 番 10 号	019-624-3777
ひのき館	020-0832	盛岡市東見前 6 地割 70-2	019-638-1478
グループホーム中屋敷町	020-0141	盛岡市中屋敷町 1 番 61 号	019-646-5963
グループホーム杉の子	020-0121	盛岡市月が丘一丁目 21 番 14 号	019-646-5055
さくら館	020-0114	盛岡市高松三丁目 13 番 19 号	019-661-0185
ひまわり荘	020-0866	盛岡市本宮字久保筋 21 番地 5	019-659-0215
なごやかハウス	020-0871	盛岡市中ノ橋通 2 丁目 11 - 19	019-623-3562
グループホームおおとり	020-0031	盛岡市北夕顔瀬町 12 番 45 号	019-645-2567
湯沢	020-0842	盛岡市湯沢 8 地割 2 番地 4	019-698-2225
共同生活事業所ちふな	027-0056	宮古市近内一丁目 4 番 20 号	0193-63-6768
みやこライフ・ステーション	027-0331	宮古市田老町字西向山 121 番地 6	0193-88-1555
精神障害者グループホーム第 1 コーポ山口	027-0063	宮古市山口一丁目 3 番 5 号	0193-62-1715
ウィッシュみやこ	027-8052	宮古市宮町 3 丁目 8-32	0193-64-5585
あっとほうむみやこ	027-0095	宮古市佐原 3 丁目 4 番 6 号	0193-64-3422
グループホーム「もみじ」	022-0002	大船渡市大船渡町字茶屋前 8 番地 1	0192-27-3312
パンションかわくぼ	022-0002	大船渡市大船渡町字富沢 37-18	0192-26-3320

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
共同生活事業所「じゃんぷ」	028-3101	花巻市石鳥谷町好地第8地割61-13	0198-45-3016
共同生活事業所「オリザ」	025-0032	花巻市上諏訪300	0198-22-6820
共同生活事業所「地域生活支援センターしおん」	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林12-54-9	0198-45-6446
共同生活援助グループホームみづさんち	025-0013	花巻市幸田第6地割150番地1	0198-31-3080
結いっこはうす	028-0114	花巻市東和町土沢8区112番地	0198-42-1236
とばせホーム	024-0072	北上市北鬼柳3地割31番地5	0197-77-5364
さくら寮	024-0012	北上市常盤台三丁目4番地5号	0197-64-2291
恵水園	028-0071	久慈市小久慈町第65地割16番地2	0194-53-6622
みずき園	028-0041	久慈市長内町第18地割14番3	0194-52-0741
社会福祉法人睦会知的障害者授産施設石上の園	028-0541	遠野市綾織町新里22地割132番地	0198-60-1100
あかね	021-0821	一関市三関字仲田2番2号	0191-26-2424
コスモス	021-0024	一関市幸町7番3号	0191-21-2895
竹林ハウス	021-0901	一関市真柴字中屋敷90	0191-23-3442
松原ホーム	029-2205	陸前高田市高田町字馬場前161	0192-54-5331
NPO 法人かまいし共生会グループホームかみくり荘	026-0052	釜石市小佐野町2-4-8	0193-23-3008
共同生活援助事業所(グループホームメゾン・ラ・ポール)	026-0053	釜石市定内町1丁目8番10号	0193-25-1155
くろーばー	026-0054	釜石市野田町3丁目4番24号	0193-25-0356
共同生活事業所「二戸」	028-5711	二戸市金田一字下平道の上10-1	0195-27-2834
共同生活介護事業所「カシオペア」	028-6103	二戸市石切所字川原28番地7	0195-23-6608
ひまわりホーム	028-7111	八幡平市大更第19地割41-1	0195-75-1326
共同生活事業所「八幡平」	028-7111	八幡平市大更第25地割121の6	0195-75-1167
共同生活介護「ケアホーム・岩手山」	028-7113	八幡平市平笠第10地割63番地2	0195-75-2520
グリーンホーム	023-0841	奥州市水沢区泉町1番10号	0197-51-1726
あかつき荘	023-0824	奥州市水沢区真城字堤根28-3	0197-22-6803
泉町北荘	023-0824	奥州市水沢区泉町1番10号	0197-23-2858
グループホームこすもす	023-0401	奥州市胆沢区小山字小十文字122	0197-47-2520
日新荘	029-4208	奥州市前沢区字新町6-1	0197-56-7638
ふくとびあメゾン	023-0062	奥州市水沢区字小石田132番地3	0197-24-8838
グループホーム鐘の鳴る丘	023-1105	奥州市江刺区南町4-15	0197-35-7784
あっとほーむ	029-4208	奥州市前沢区字二十人町裏8-4	0197-56-8171
みやま会共同生活援助事業所	020-0173	滝沢村滝沢字後307番地24	019-688-5928
共同生活事業所「みたけの園」	020-0173	滝沢村滝沢字穴口223-6	019-647-5733
いこいほーむ	020-0172	滝沢村鶴飼字笹森45番地2	019-635-6697
グループホーム紫波第一	028-3304	紫波町二日町字北七久保103番地1	019-672-4500
いちばん星みつけた1号棟	028-3615	矢巾町大字南矢幅第14地割15-74	019-697-6312

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
土橋ホーム	028-3606	矢巾町大字土橋第4地割76番2	019-697-0344
知的障害者地域生活援助事業所「湯川ハウス」	029-5514	西和賀町湯川52地割134番地	0197-81-1710
グループホームなないろ	029-4501	金ヶ崎町六原新田15番地	0197-43-2280
ふじの花	029-3405	藤沢町新沼字西風81番地	0191-63-5321
障がい者共同生活介護・共同生活援助事業所 ケアホーム希望	028-1371	山田町船越6-15-2	0193-84-3231
グループホーム「せせらぎ」	028-2302	宮古市川井第5地割101番地1	0193-76-2413
共同生活介護「美空」事業所	028-5133	一戸町中山字大塚77番地1	0195-35-3844
共同生活事業所「中山の園」	028-5133	一戸町中山字大塚90番地2	0195-35-3008
W I S H - 1	028-5301	一戸町西法寺字諏訪野20番地1	0195-33-4155

共同生活介護

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
クローバーの家	020-0866	盛岡市本宮一丁目28-3	019-666-2323
ヒソプ工房盛岡第一ケアホーム「HANA」	020-0177	盛岡市緑ヶ丘三丁目6-34	019-663-5857
ひのき館	020-0832	盛岡市下飯岡8地割106番地	019-632-1655
かるがもハウス	020-0812	盛岡市東見前6地割170-2	019-638-1478
共同生活事業所「ちふな」	027-0056	宮古市近内一丁目4番20号	0193-63-6768
あすなろはうす	027-0048	宮古市板屋三丁目3番40号	0193-64-1882
パンションかわくぼ	022-0002	大船渡市大船渡町字富沢37-18	0192-26-3320
共同生活事業所「じゃんぱ」	028-3101	花巻市石鳥谷町好地第8地割61-13	0198-45-3016
共同生活事業所「オリザ」	025-0032	花巻市上諏訪300	0198-22-6820
共同生活事業所「地域生活支援センターしおん」	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林12-54-9	0198-45-6446
共同生活援助グループホームみつさんち	025-0013	花巻市幸田第6地割150番地1	0198-31-3080
結っこはうす	028-0114	花巻市東和町土沢8区112番地	0198-42-1236
さくら寮	024-0012	北上市常盤台三丁目4番地5号	0197-64-2291
恵水園	028-0071	久慈市小久慈町第65地割16-2	0194-53-6622
みずぎ園	028-0041	久慈市長内町第18地割14番3	0194-52-0741
社会福祉法人睦会知的障害者授産施設石上の園	028-0541	遠野市綾織町新里22地割132番地	0198-60-1100
あかね	021-0821	一関市三関字仲田2番2号	0191-26-2424
コスモス	021-0024	一関市幸町7番3号	0191-21-2895
竹林ハウス	021-0901	一関市真柴字中屋敷90	0191-23-3442
ケアホームプリムローズ	029-3101	一関市花泉町花泉字西鹿野26-5	0191-36-1700
松原ホーム	029-2205	陸前高田市高田町字馬場前161	0192-54-5331
共同生活事業所「二戸」	028-5711	二戸市金田一字下平道の上10-1	0195-27-2834
共同生活介護事業所「カシオペア」	028-6103	二戸市石切所字川原28番地7	0195-23-6608

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
共同生活事業所「八幡平」	028-7111	八幡平市大更第 25 地割 121 の 6	0195-75-1167
共同生活介護「ケアホーム・岩手山」	028-7113	八幡平市平笠第 10 地割 63 番地 2	0195-75-2520
指定共同生活介護事業所「ひまわり荘」	023-0855	奥州市水沢区大橋 61 大橋住宅 2-10 号	0197-24-2181
けやき荘	023-0104	奥州市水沢区真城字沼尻 27 番地 1	0197-22-4435
下小谷木荘	023-0132	奥州市水沢区羽田町字下小谷木 14	0197-22-7545
室の木荘	023-0132	奥州市水沢区羽田町字室の木 49	0197-22-2756
熊ノ堂荘	023-0841	奥州市水沢区真城字熊野堂 33-11	0197-22-2572
朝日荘 2	023-0841	奥州市水沢区真城字熊野堂 33-15	0197-22-4860
安倍荘	023-0841	奥州市水沢区真城字迎畑 80 番地 3	0197-26-2003
グリーンホーム	023-0841	奥州市水沢区泉町 1 番 10 号	0197-51-1726
堤根荘	023-0841	奥州市水沢区真城字堤根 12-14	0197-23-2863
真城荘	023-0841	奥州市水沢区真城字堤根 86 番地 3	0197-23-2059
あかつき荘	023-0824	奥州市水沢区真城字堤根 28 番地 3	0197-22-6803
泉町北荘	023-0824	奥州市水沢区泉町 1 番 10 号	0197-23-2858
太田荘	023-0827	奥州市水沢区太日通り三丁目 2-18	0197-51-1700
かえで荘	023-0828	奥州市水沢区朝日町 2 番 40 号	0197-51-5600
朝日荘	023-0823	奥州市水沢区朝日町 4-27	0197-22-6069
めいわ荘	023-0841	奥州市水沢区真城字北上野 33-5	0197-24-4698
あてるい荘	023-0828	奥州市水沢区東大通り二丁目 3-24	0197-51-6212
東中荘	023-0822	奥州市水沢区東中通り一丁目 3-15	0197-51-6620
もみじ荘	023-0822	奥州市水沢区東中通り二丁目 3-13	0197-51-6009
さくら荘	029-4208	奥州市前沢区七日町裏 122-4	0197-56-5599
見分森荘	023-0402	奥州市胆沢区小山字森下 52-32	0197-47-2244
ケアホームこすもす	023-0401	奥州市胆沢区小山字小十文字 122	0197-47-2520
ほっとはうす	029-4208	奥州市前沢区字田畠 210 番地	0197-56-5837
ふくとびあメゾン	023-0062	奥州市水沢区字小石田 132 番地 3	0197-24-8838
ケアホーム鐘の鳴る丘	023-1105	奥州市江刺区南町 4-15	0197-35-7784
あっとほーむ	029-4208	奥州市前沢区字二十人町裏 8-4	0197-56-8171
共同生活事業所「みたけの園」	020-0173	滝沢村滝沢字穴口 223-6	019-647-5733
ケアホームかまど	020-0172	滝沢村鶴飼字向新田 7-237	019-687-4699
いちばん星みいつけた 1 号棟	028-3615	矢巾町字南矢幅第 14 地割 15-74	019-697-6312
室岡ホーム	028-3625	矢巾町大字室岡第 12-70-9	019-611-1199
共同生活介護事業所湯川ハウス	029-5514	西和賀町湯川 52-134	0197-81-1710
社会福祉法人フレンドシップいわてケアホームなないろ	029-4501	金ヶ崎町六原新田 15 番地	0197-43-2280
南郷荘	029-4102	平泉町平泉字毛越 185-3	0191-46-5088
障がい者共同生活介護・共同生活援助事業所 ケアホーム希望	028-1371	山田町船越 6-15-2	0193-84-3231
ラビュタ	028-6502	九戸村伊保内第 11 地割 52 番地	0195-42-2437
共同生活介護「美空」事業所	028-5133	一戸町中山字大塚 77 番地 1	0195-35-3844
共同生活事業所「中山の園」	028-5133	一戸町中山字大塚 90 番地 2	0195-35-3008

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
W I S H - 1	028-5301	一戸町西法寺字諏訪野 20 番地 6	0195-33-4155
ののさわ	028-5134	一戸町西田子 1032 番地 1	0195-35-2232

相談支援

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
盛岡広域圏障害者地域生活支援センターMy 夢	020-0015	盛岡市本町通 3 丁目 19 番 1 号	019-605-8822
もりおか障害者自立支援プラザ	020-0831	盛岡市三本柳 13-42-1	019-632-1331
いわてソーシャルサポートセンター	020-0015	盛岡市本町通一丁目 9 番 14 号	019-651-6271
地域生活支援センター滝沢	020-0172	滝沢村鶴飼字細谷地 29-37	019-699-3636
宮古市身体障害者福祉センター相談支援事業所	027-0033	宮古市金浜第 1 地割 18-1	0193-63-7333
れいんぼー	027-0073	宮古市緑ヶ丘 2 番 3 号	0193-71-1245
地域生活支援センター星雲	022-0004	大船渡市盛町東町 11 番地 12	0192-21-1305
地域生活支援センターしおん指定相談支援事業所	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林 12-54-9	0198-45-6446
指定障害者相談支援事業所あけぼの	025-0095	花巻市石神町 364 番地	0198-21-1813
こぼし相談室	025-0244	花巻市湯口字鳥谷 17-1	0198-28-2088
北上市社会福祉協議会指定障害者相談支援事業所	024-0012	北上市常盤台二丁目 1 番 63 号	0197-64-1212
自立生活支援センター北上	024-0034	北上市諏訪町二丁目 4 番 39 号	0197-63-7289
萩の江	024-0334	北上市和賀町藤根 14 地割 144-15	0197-71-7066
相談支援センターさくら	024-0094	北上市本通り二丁目 1 番 10 号	0197-63-5791
地域生活支援センター久慈	028-0021	久慈市門前第 1 地割 151 番地 1	0194-52-8177
恵水園相談支援事業所	028-0071	久慈市小久慈町第 65 地割 16-2	0194-53-6622
ひばり障害者支援センター	028-0031	久慈市天神堂第 32 地割 8 番地	0194-61-1111
チャレンジドセンター久慈相談支援事業所	028-0061	久慈市中央 4 丁目 34 番	0194-66-8585
社会福祉法人睦会身体障害者授産施設遠野コロニー	028-0531	遠野市松崎町白岩字薬研淵 4-1	0198-62-5111
地域活動支援センター一関支所「ほのぼのステーション」	021-0881	一関市大町 4-16	0191-32-4889
相談支援事業所ブナの木	021-0902	一関市萩荘字駒下 1 番地 19	0191-24-4340
一関障害者生活支援プラザ	021-0877	一関市城内 1 番 36 号	0191-23-6020
ハンズ相談支援事業所	021-0031	一関市青葉二丁目 6-16	0191-31-5720
相談支援事業所大松学園	026-0055	釜石市甲子町第 3 地割 139 番	0193-59-2211
チャレンジドまちかど相談室リンク	029-2205	陸前高田市高田町字館の沖 62	0192-55-3200
相談支援釜石事業所	026-0053	釜石市定内町 1 丁目 8 番 10 号	0193-25-1156
指定相談支援事業所「カシオペア」	028-6106	二戸市仁佐平字石切所字川原 28-7	0195-23-6608
愛護会障害者相談支援センター	023-0824	奥州市水沢区台町 6-28	0197-51-6306
胆江広域障害者指定相談支援事業所	023-0818	奥州市水沢区東町 4 番地 一 壱 番 館 2 階	0197-24-8425

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
相談支援事業所「たばしね」	029-4208	奥州市前沢区字田畠 18 番地 5	0197-56-2160
障害者相談支援センタークレパス	028-4304	岩手町大字子抱第 6 地割 34 番地 2	0195-62-2335
相談支援事業所みたけ	020-0173	滝沢村字穴口 203 番地 4	019-641-0205
障害者地域生活支援センターしんせい	028-3625	矢巾町大字室岡第 12 地割 124 番	019-697-3300
サポートにじ	029-4501	金ヶ崎町六原町の内表道下 31-2	0197-43-2787
地域生活支援センター「ひらいずみ」	029-4102	平泉町平泉字鈴沢 43 番地 10	0191-46-5656
指定相談支援事業所 ふじの実	029-3402	藤沢町新沼字西風 46 番地 4	0191-63-2317
相談支援事業所「中山の園」	028-5133	一戸町中山字軽井沢 139 番地 1	0195-35-2024

障がい者福祉サービス（個別法等によるサービス）

身障療護

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
身体障がい者療護施設四季の郷	028-1121	大槌町小槌第 16 地割 18 番地 1	0193-41-1521
吉浜荘	022-0102	大船渡市三陸町吉浜字上野 125-224	0192-45-2111
ひばり療護園	028-0031	久慈市天天堂 32 地割 8 番地	0194-61-1111
身体障害者療護施設高館の園	028-0303	遠野市宮守町下鱒沢 33-216-5	0198-66-2576
身体障害者療護施設うぐいすの郷	020-0572	雫石町西安庭第 26 地割 二面 130-1	019-692-5888
瑞雲荘	020-0151	滝沢村大金字吉水 85-3	019-684-1621
太陽荘	028-6222	軽米町大字山内第 12-89-7	0195-47-2316

身体障がい者授産（入所）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
遠野コロニー	028-0542	遠野市早瀬町 3-16-39	0198-62-5631
一関ワークキャンパス	021-0901	一関市真柴字楓木立 46-18	0191-23-7210
新生園	028-3625	矢巾町大字室岡第 12 地割 125	019-697-6831
身体障害者授産施設太陽の里	028-6222	軽米町大字山内 12-89-1	0195-47-2933

身体障がい者授産（通所）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
遠野コロニー	028-0542	遠野市早瀬町 3-16-39	0198-62-5631
一関ワークキャンパス	021-0901	一関市真柴字楓木立 46-18	0191-23-7210
ワークみずさわ第 1	023-0831	奥州市水沢区姉体町字島田 40-2	0197-28-1227
身体障害者授産施設太陽の里	028-6222	軽米町大字山内 12-89-1	0195-47-2933

知的障がい者更生（入所）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
緑生園	020-0854	盛岡市上飯岡 2 地割 51 番地 3	019-639-6170

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
太田の園	020-0053	盛岡市上太田六口 53 番地	019-659-3366
元気丸	020-0812	盛岡市川目第 6 地割 93 番地 4	019-666-2323
萩の江	024-0334	北上市和賀町藤根 14-144-15	0197-71-7066
恵水園	028-0071	久慈市小久慈町 65-16-2	0194-53-6622
ひかみの園	029-2205	陸前高田市高田町字大隅 8-8	0192-55-3200
大松学園	026-0055	釜石市甲子町第 3 地割 139 番	0193-59-2211
希望の園	023-0132	奥州市水沢区羽田町字水無沢 491	0197-24-6688
静山園	023-0132	奥州市水沢区羽田町字門下 11 の 2	0197-24-8633
第二新生園	028-3617	矢巾町大字太田第 17 地割 54 番	019-697-8011
虹の家	029-4501	金ヶ崎町六原町の内表道下 31-2	0197-43-2787
知的障害者更生施設黄金荘	029-4102	平泉町平泉字片岡 69-1	0191-46-5421
ふじの実学園	029-3402	藤沢町新沼字西風 46 番地 4	0191-63-2317
第二ふじの実学園	029-3402	藤沢町新沼字西風 46-8	0191-63-5321

知的障がい者更生（通所）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
わたぼうし	025-0321	花巻市金矢 5-231-1	0198-37-1568
わらび学園	028-1121	大槌町小槌第 15 地割 43 番地 2	0193-42-7741

知的障がい者授産（入所）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
石上の園	028-0531	遠野市綾織町新里 22 地割 132 番地	0198-60-1100
興郷塾	023-0132	奥州市水沢区羽田町字水無沢 2-1	0197-25-5058

知的障がい者授産（通所）

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ワークステージ銀河の里	025-0013	花巻市幸田第 4 地割 116 番地 5	0198-32-1788
まほろば福祉作業所	028-0113	花巻市東和町東晴山 7-6-1	0198-36-2025
さくら学園	029-3101	一関市花泉町花泉字阿惣沢沖 131	0191-36-1700
知的障害者通所授産施設マイリバー	021-0221	一関市舞川字小塚 1 番地 10	0191-31-7155
ブナの木園	021-0902	一関市萩荘字駒下 1-19	0191-24-4340
ひまわり園	023-0833	奥州市水沢区上姉体二丁目 1-1	0197-26-4682
知的障害者授産施設（通所）ワークセンターわかかき	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290 番地 1	0197-35-3656
みのりホーム	020-0173	滝沢村滝沢字巣子 148-28	019-694-3003
知的障害者通所授産施設けやき学園	028-3308	紫波町平沢字境田 44 番地-1	019-672-1266
ワークステーションかねがさき	029-4503	金ヶ崎町西根南羽沢 43	0197-44-5175
ワークジョイふじの実	029-3403	藤沢町黄海字町裏 79 番地 1	0191-63-4580

知的障がい者通勤寮

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ときわ寮	023-0824	奥州市水沢区泉町 9-1	0197-25-3523

精神社会復帰

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
銀杏荘	028-0021	久慈市門前 1-151-1	0194-52-8180
みやま寮	020-0173	滝沢村滝沢字後 307-24	019-688-5928
イーハトーブあけぼの	025-0095	花巻市石神町 364	0198-21-1812
ワークみずさわ第2	023-0831	奥州市水沢区姉体町字島田 40-2	0197-28-1227

身障小規模授産

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
こぶし福祉作業所	028-6301	軽米町大字上館 1-81-1	0195-46-4511

知的障がい者福祉工場

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
福祉工場みずき	028-0041	久慈市長内町 18-14-1	0194-52-7086

保護施設

救護施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
松山荘	027-0037	宮古市松山第 8 地割 19-1	0193-62-7921
好地荘	028-3171	花巻市石鳥谷町中寺林第 7 地割 46-3	0198-45-3024

医療保護施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院	024-8506	北上市花園町一丁目 6 番 8 号	0197-64-7722
社会福祉法人恩賜財団済生会岩泉病院	027-0501	岩泉町岩泉字中家 19-1	0194-22-2151

その他の社会福祉施設

総合福祉センター

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
盛岡市総合福祉センター	020-0886	盛岡市若園町 2-2	019-651-1000
盛岡市玉山総合福祉センター	028-4132	盛岡市玉山区渋民字泉田 77-1	019-683-2743

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
宮古市総合福祉センター	027-0038	宮古市小山田 2-9-20	0193-64-5050
田老地区総合福祉センター	027-0321	宮古市田老字乙部 151-29	0193-87-2224
宮古市新里福祉センター	028-2101	宮古市茂市 2-112-1	0193-72-2111
大船渡市総合福祉センター	022-0003	大船渡市盛町字下館下 14-1	0192-27-1003
花巻市総合福祉センター	025-0095	花巻市石神町 364	0198-24-7222
石鳥谷総合福祉センター	028-3101	花巻市石鳥谷町好地 6-10-3	0198-45-4666
東和総合福祉センター	028-0115	花巻市東和町安儀 6 区 71	0198-42-3151
北上市総合福祉センター	024-0012	北上市常盤 2-1-63	0197-64-1212
和賀町総合福祉センター	024-0331	北上市和賀町横川目 10-20-3	0197-72-2500
久慈市総合福祉センター	028-0014	久慈市旭町 7-127-3	0194-53-3377
遠野市総合福祉センター	028-0541	遠野市松崎町白岩字葉研淵 1-3	0198-62-8459
一関市総合福祉センター	021-0877	一関市城内 1-36	0191-23-6020
花泉総合福祉センター	029-3103	一関市花泉町老松字水沢 193	0191-82-4000
陸前高田市ふれあいセンター	029-2205	陸前高田市高田町字館の沖 138	0192-54-5151
二戸市社会福祉会館	028-6854	二戸市浄法寺町下前田 42	0195-38-2211
八幡平市総合福祉センター	028-7301	八幡平市野駄 19-50	0195-74-4400
奥州市総合福祉センター	023-0851	奥州市水沢区南町 5-12	0197-25-6158
江刺総合コミュニティセンター	023-1101	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290-1	0197-35-8121
胆沢総合福祉センター	023-0401	奥州市胆沢区南都田字石行 30-1	0197-46-3111
雫石町総合福祉センター	020-0541	雫石町千刈田 82-2	019-692-2230
紫波町総合福祉センター	028-3304	紫波町二日町字古館 356-1	019-672-3258
金ヶ崎町福祉センター	029-4503	金ヶ崎町西根南羽沢 43	0197-44-3121
住田町保健福祉センター	029-2311	住田町世田米字川向 96-5	0192-46-2111

地域福祉センター

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
盛岡市立地域福祉センター	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 16 番地 89	019-696-5640
矢沢地域福祉センター	025-0014	花巻市高松 3-85-1	0198-31-2122
洋野町大野福祉センター	028-8802	洋野町大野 56-78-30	0194-77-2180

へき地保健福祉館

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
荷軽部保育園	028-8603	久慈市山形町荷軽部 3-58-1	0194-72-2303
戸呂町保育園	028-8601	久慈市山形町戸呂町 5-35-39	0194-72-2967
沼袋へき地保健福祉館	028-8401	田野畑村奥地 52-2	0194-34-2553
机へき地保健福祉館	028-8402	田野畑村机 51-1	0194-33-2102

岩手県福祉の里センター

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立福祉の里センター	022-0006	大船渡市立根町字ノ上 30-20	0192-27-0294

資料4 民生委員・児童委員、相談員等一覧

民生委員・児童委員、相談員等一覧

(平成21年10月1日現在)

	職名	職務内容	配置又は勤務場所	人員
社会	民生委員・児童委員 (うち主任児童委員)	社会奉仕の精神をもって、保護指導に当たり、社会福祉の増進に努める。	市町村	3,689
母子・ 婦人	母子自立支援員	母子家庭等の福祉に関する実情の把握、相談調査指導	広域振興局 市福祉事務所	30
	婦人相談員	要保護女子及びDV被害女性の発見、相談、指導	婦人相談所 市福祉事務所	20
障がい者	知的障害者相談員	知的な障がいのある人の生活相談、施設への入所、学校、就職などについて、市町村などと連絡をとったり相談を聞きます。	市町村	85
	身体障害者相談員	体に障がいがある人が、日常生活を過ごすうえでの相談などを聞きます。	市町村	238
	ろうあ者相談員	耳が不自由な障がいを持っている人に手話通訳をしたり、相談に応じたりします。	広域振興局	13
	精神保健福祉相談員	心の具合が悪い人などの相談に応じます。	福祉総合相談センター	39
援護	戦没者遺族相談員	戦没者遺族の援護についての相談、指導、助言、関係機関団体との連携	市町村	28
	戦傷病者相談員	戦傷病者更正援護についての相談、指導、助言、関係機関団体との連携	市町村	18
児童	家庭相談員	家庭児童福祉に対する相談、指導	市福祉事務所 家庭児童相談室	20

資料5 保健福祉部関係の補助制度等一覧

(1) 国庫補助

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
医療推進課	看護師等養成所運営費補助金	医療法人、民法法人	運営費	看護師養成所3年課程(全日制) 16,132千円、生徒1人1当たり15,500円 看護師養成所2年課程(定時制) 9,973千円、生徒1人当たり17,600円 准看護師養成所 8,057千円、生徒1人当たり13,100円	国1/2 県1/2
	院内保育事業運営費補助金	医療法人、民法法人	運営費		国1/2 県1/2
	へき地巡回診療車整備費補助金	市町村、日赤、済生会	巡回診療車用自動車購入	自動車 1,361千円/台	国1/2 県1/2
	へき地巡回診療車運営費補助金	市町村、日赤、済生会	運営費	(医科) 巡回診療日数×57,000円 (歯科) 巡回診療日数×62,000円	国1/2 県1/2
	へき地患者輸送車整備費補助金	市町村	患者輸送用自動車購入	無医地区の患者輸送 2,701千円/台	国1/2 市町村等1/2
	へき地診療所運営費補助	市町村、日赤、済生会	運営費	1~129日まで 2,763千円+(71,000円×診療日数) 130~259日まで 2,763千円+(77,000円×診療日数) 260日以上 2,763千円+87,000円×診療日数 訪問看護による加算額 24,000円×訪問看護日数	国2/3 市町村1/3
	医療提供体制推進事業費補助金	各事業区分による	各事業区分による	各事業区分による	各事業区分による
	医療提供体制施設整備交付金	各事業区分による	各事業区分による	各事業区分による	各事業区分による

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
	医療施設等施設整備費補助金	市町村、公的団体等	病院等における施設整備	個別の事業による	個別の事業による
	医療施設等整備費補助金	市町村、公的団体等	病院、看護師等養成所等における設備事業	個別の事業による	個別の事業による
	自動車事故対策費補助金	市町村	市町村立病院における救急医療機器整備	・自動車事故、救急患者数の多い施設 ・自由診療単価が15円以下である施設他	国 1/3
健康国保課	健康増進事業費補助金	市町村	健康手帳交付、健康教育、健康相談、基本健康診査、機能訓練、訪問指導、歯周疾患健診、骨粗鬆健診、肝炎ウイルス健診		国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
	難病患者等居宅生活支援事業費補助金	市町村(中核市を除く)	・ホームヘルプサービス ・難病患者等短期入所事業 ・日常生活用具給付事業		国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
	国民健康保険療養給付費等負担金(補助金)	市町村(国保組合)	事務の執行に要する費用 療養の給付(一部負担金相当額を除く)、療養費等の支給に要する費用、老人保健医療費拠出金、介護給付金の農夫に要する費用等		国 34/100 (32/100)
	国民健康保険調整交付金	市町村	療養の給付(一部負担金相当額を除く)、療養費等の支給に要する費用、老人保健医療費拠出金、介護給付金の納付に要する費用	整備費 建物・医療機器	国 1/3 市町村 2/3
				運営費 赤字額に対する補助第1種	国 2/3 市町村 1/3
				運営費 赤字額に対する補助第2種	国 5/10 市町村 5/10
	国民健康保険基盤安定負担金	市町村	一般会計から国保特別会計に繰入れる費用	保険税軽減額を基準として策定された額 前年度の平均保険税収納額の一定割合を保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて算定された額	県 3/4 国 1/2 県 1/4
	国民健康保険団体連合会等補助金	国民健康保険団体連合会	審査支払事業共同電算処理事業保健施設事業及び健康管理センター整備に要する費用	厚生労働大臣が必要と認めた額	厚生労働大臣が必要と認めた額
	国民健康保険特別対策費補助金	市町村 国保組合	国民健康保険特別対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	厚生労働大臣が必要と認めた額
	国民健康保険高額医療費共同事業負担金	市町村	高額医療費共同事業	標準負担高額医療費拠出金の額	国 1/4 県 1/4
老人医療給付費等負担金	市町村	医療給付費、入院時食事療養費		国 4/12 県 1/12	

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
	後期高齢者医療制度保険基金安定事業費負担金	市町村	一般会計から特別会計に繰入れる費用	保険料軽減額を基準として算定された額	県 3/4
	後期高齢者医療制度高額医療費支援事業費負担金	広域連合	高額医療費共同事業	標準負担高額医療費拠出金の額	国 1/4 県 1/4
	後期高齢者医療制度保険料特別事業費負担金	広域連合	一般会計から繰入れる費用	保険料軽減額を基準として算定された額	国 1/2 県 1/2
	後期高齢者医療療養給付費負担金	広域連合	療養給付入院時食事療養費等		国 3/12 県 1/12
	難病患者等居宅生活支援事業費補助金	市町村（中核市を除く）	・ホームヘルプサービス ・難病患者等短期入所事業 ・日常生活用具給付事業		国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
地域福祉課	セーフティネット支援対策等事業費補助金	県社会福祉協議会	ボランティア振興事業		国 1/2 県 1/2
		県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業		国 1/2 県 1/2
		県社会福祉協議会	地域福祉推進支援事業		国 1/2 県 1/2
		県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業	知事が必要と認めた額	国 10/10
		県社会福祉協議会	臨時特例つなぎ資金貸付事業	知事が必要と認めた額	国 10/10
	生活福祉資金貸付金	県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付金		国 2/3 県 1/3
	生活福祉資金貸付け事業推進費補助金	県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業推進事務費		国 1/2 県 1/2
	生活保護費補助金（生活保護適正実施推進事業）	市	適正化推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	国 10/10
	生活保護費負担金（生活保護法第75条）	市町村	扶助費		国 3/4、1/2 市 1/4、1/2
	災害弔慰金等補助金	市町村	災害弔慰金 災害障害見舞金		国 1/2 県 1/4 その他 1/4
長寿社会課	在宅福祉事業費等補助金	市町村	高齢者社会活動推進事業		国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
	介護保険事業費補助金介護保健サービス利用者負担助成事業費補助金	市町村（一部組合、広域連合を含む）	(1)ホームヘルプサービス利用者負担の軽減に要する費用 (2)社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の減免に要する費用		国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
			(3)離島等地域における特別地域加算にかかわる利用者負担の軽減に要する費用 (4)中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減に要する費用		
	介護給付費等負担金	市町村(一部組合、広域連合を含む)	介護給付及び予防給付に要する経費		施設分 国 15/100 県 17.5/100 その他分 国 20/100 県 12.5/100
	地域支援事業交付金	市町村	介護予防事業 包括的支援事業及び任意事業		(介護予防事業) 国 25/100 県 12.5/100 市町村 12.5/100 その他 50/100 (包括的支援事業及び任意事業) 国 40/100 県 20/100 市町村 20/100 その他 20/100
	介護サービス施設等整備臨時特別事業費補助	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他施設の設置者	介護施設、地域介護拠点等の整備や既存施設におけるスプリンクラー等消火設備整備を支援するため市町村及び民間事業者が行う事業に要する経費に対し補助する。	介護サービス施設等整備特別対策事業 ・小規模特別養護老人ホーム及び小規模ケアハウス(特定施設の指定が要件)：350万円/床 ・小規模老人保健施設：4,375万円/施設 ・認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所：2,625万円/施設 ・認知症対応型デイサービスセンター：1,000万円/施設 ・夜間対応型訪問介護ステーション：500万円/施設 ・介護予防拠点：750万円/施設 ・地域包括支援センター：100万円/施設 ・生活支援ハウス：3000万円/施設 老人福祉施設等消火設備整備特別対策事業 ・1,000㎡以上の平屋建て：17千円/㎡ ・275㎡以上、1,000㎡未満：9千円/㎡	10/10

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
	施設開設準備経費助成特別対策事業費補助	施設の設置者	施設の開設の準備に要する経費に対して補助する。	60万円/床	10/10
	医療療養病床転換事業費補助	医療法人等	療養病床を有する医療機関（介護療養型医療施設を除く）の介護保険施設等への円滑な転換を支援するため、転換に要する経費に対して補助する。	創設：100万円/床 改築：120万円/床 改修：50万円/床	国：10/27 県：5/27 保険者：12/27
	介護職員処遇改善交付金	介護保険事業者(対象サービスに限る。)	介護職員に対する賃金改善に要する費用	交付金見込額を上回る処遇改善計画を策定	10/10
障がい保健福祉課	障がい者介護給付費等	市町村	・介護給付費 ・訓練等給付費		国1/2 県1/4 市町村1/4
	障がい者介護給付費等	市町村	療養介護医療費		国1/2 県1/4(1/2) 市町村1/4(1/2)
	障がい者介護給付費等	市町村	サービス利用計画作成費		国1/2 県1/4 市町村1/4
	障がい者介護給付費等	市町村	補装具費		国1/2 県1/4 市町村1/4
	障がい者自立支援医療費	市町村	・育成医療 ・更生医療 ・精神通院医療		国1/2 県1/4 市町村1/4
	障がい者自立支援事業費	市町村	(1)相談支援事業 (2)コミュニケーション支援事業 (3)日常生活用具給付等事業 (4)移動支援事業 (5)地域活動支援センター機能強化事業 (6)その他の事業		国1/2 県1/4 市町村1/4
	障がい者支援施設整備費補助	社会福祉法人	施設創設等		国1/2 県1/4 その他(1/4)
	障がい者就労訓練設備等整備費補助	社会福祉法人、NPO法人等	設備整備等事業 グループホーム等改修事業		国10/10・1/2 県1/4 その他1/4
障がい者自立支援対策臨時特例事業費	市町村	(1)事業運営円滑化事業 (2)通所サービス利用促進事業 (3)新事業移行促進事業 (4)事務処理安定化支援事業 (5)就労系事業利用アセスメント実施連携事業		国10/10・1/2 県1/4 市町村1/4	

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
			(6)地域移行支度経費支援事業 (7)その他法施行に伴い緊急に必要な事業		
	小規模通所授産施設運営費補助	市町村	身体障がい者小規模通所授産事業運営費補助		国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
	福祉工場運営費補助	社会福祉法人	知的障がい者福祉工場運営費補助		国 1/2 県 1/2
	発達障がい者支援体制整備事業補助	市町村	委員会が指定した1圏域において、連絡調整会議の開催、個別支援計画の作成、関係者研修等をモデル的に実施し、他圏域に普及させる。		国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
	精神障がい者社会復帰施設運営費補助	社会福祉法人等	1 精神障害者生活訓練施設 2 精神障害者通所授産施設		国 1/2 県 1/2
児童家庭課	児童福祉施設整備費補助金（児童養護施設等分）	社会福祉法人	児童養護施設等		国 1/2 県 1/4 その他 1/4
	児童福祉施設整備費補助金（児童センター、児童館、放課後児童クラブ分）	市町村、社会福祉法人等	児童厚生施設整備費	児童館 面積 217.6㎡以上 児童クラブ室 面積 31.8㎡以上 クラブ室設置 42,289,000円 クラブ室未設置 35,561,000円 児童センター 面積 336.6㎡以上 児童クラブ室 面積 31.8㎡以上 クラブ室設置 58,044,000円 クラブ室未設置 51,316,000円 放課後児童クラブ室(単独設置) 21,124,000円	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
	児童入所施設措置費負担金	市	母子生活支援施設、助産施設運営費		国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
	保育所運営費負担金	市町村	保育所		国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
	子ども手当・児童手当市町村支給費負担金	市町村	子ども手当及び児童手当支給費		国 29/39～10/10 県 5/29～1/3 市町村 5/39～1/3

担 当 課	補助金等 の 名 称	補 助 事 業 者	補助内容	採択基準等	補助率
	児童扶養手当 給付費負担金	県、市等	児童扶養手当扶助費	父母が婚約を解消した児童、父 が死亡した児童等一定の要件 に該当する児童を監護又は養 育する母又は養育者	市等：市等 2/3、 国 1/3 県：県 2/3、 国 1/3
	母親クラブ等 活動助成事業 費補助	市町村	活動費助成	力所数×189,000 円	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
	児童館設置事 業費補助金	市町村	民間児童厚生施設活動事業費	基本額 児童館 1 館 1,831,000 円 児童センター1 館 3,016,000 円	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
	保育対策等促 進事業費補助 金	市町村	保育対策等促進事業費		国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
	児童虐待・D V対策等総合 支援事業費補 助（婦人相談 員活動強化事 業分）	市	婦人相談員	婦人相談員手当及び婦人相談 活動費	国 1/2 市 1/2
	母子家庭等対 策総合支援事 業費国庫補助 金	県 市 福祉事務 所設置町 村等	母子福祉団体、母子家庭の母等	母子家庭等就業・自立支援セン ター事業等に必要経費	国 1/2 県 1/2 （市等 1/2） 【給付金】 国 3/4 県 1/4 （市等 1/4）
	放課後児童健 全育成事業費 補助金	市町村	児童クラブ運営費	クラブの組織 放課後児童指導員 1 人 放課後児童 10 人以上 主として小学校 1～3 年生	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
	妊婦健康診査 事業費補助事 業	市町村	妊婦健康診査事業	対象経費の実支出額から寄付 金その他の収入額を控除した 額を比較して少ない方の額を 交付。	県 1/2（国庫 10/10） 市町村 1/2

(2) 県単独補助

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
医療推進課	重度心身障がい者(児)医療費助成	市町村	重度心身障がい者(児)に対して適正な医療を確保することにより、心身の健康を維持するとともに生活の安定を図る。		1/2
	乳幼児、妊産婦医療助成費	市町村	乳幼児のすこやかな発達と妊産婦の福祉の増進を図る。		1/2
	母子家庭医療費助成費	市町村	母子家庭の経済的負担の軽減と母子の健康維持と福祉の増進を図る。		1/2
	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成費	市町村	在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障がい者の健康維持とその福祉の増進を図る。		1/2
	老人医療費助成事業補助金	市町村	老人保健法等の規定による老人医療等の対象とならない65歳以上70歳未満の1人暮らし老人に医療費を給付する経費を補助する。		1/2
	院内保育所夜間運営事業補助金	民間病院・診療所・日赤・済生会病院・市町村病院	院内保育事業の夜間延長保育に要する経費を助成し、女性医師の離職防止及び再就業を促進する。		2/3
	公的病院院内保育所運営事業補助金	日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院	県内の日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院に従事する職員の離職防止及び再就業を促進することを目的に、院内保育事業の運営に要する経費を補助する。		2/3
	結核健康診断費補助金	私立学校等	私立学校等が実施する結核健康診断費に対し補助する。		2/3
地域福祉課	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	独立行政法人福祉医療機構	民間社会福祉施設職員等の退職手当金を給付する事業に対し補助する。		国 1/3 県 1/3
	社会福祉施設整備資金利息補助金	社会福祉法人等	社会福祉法人等が、施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その支払利息の一部に対して補助する。		定率
	生活保護法第73条による県費負担金	市	居住地がないか、又は明らかでない被保護者に対し、生活保護の規定により市が支弁した保護費の市負担相当額を負担する。		10/10
	行旅病人及行旅死亡人取扱法による県負担金	市町村	行旅病人及行旅死亡人取扱法により市町村が取扱った費用に対して負担する。		10/10

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
	災害援護資金貸付金利子補給補助金	市町村	平成 11 年 10 月 27 日から 28 日にかけての大雨洪水災害及び平成 14 年台風 6 号に伴う大雨洪水災害による被災者の経済的負担の軽減を図るため、災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金を貸付けた市町村が借受者に当該貸付金に係る利子に相当する額の補助を行なう場合に要する経費に対し補助する。		10/10
長寿社会課	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	市町村	要援護高齢者及び身体障がい者手帳の障がいの級別が 1 級から 3 級までの者の自立と在宅介護等を容易にするため住宅改善費の一部を補助する。	補助基準額 1 世帯あたり 110 万円から介護保険による住宅改修費支給限度基準額等を控除した額の 2/3 の額	1/2
	老人福祉施設等設備費補助金	市町村、社会福祉法人、医療法人	施設入所者等の福祉の向上を図るため、老人福祉施設、老人保健施設及び訪問看護ステーションを整備する事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助する。	特別養護老人ホーム 創設) 3,499 千円/床 養護老人ホーム 創設) 3,547 千円/床 上記 2 施設に併設するショートステイ用居室 創設) 1,749 千円/床(特養) 1,773 千円/床(養護) ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。) 3,499 千円/床 老人保健施設 43,750 千円/施設数 訪問看護ステーション 4,000 千円×施設数 、は定員 30 人以上。 いずれもユニット型を基本とするが、地域における特別の事情も踏まえるものとする。	10/10
	軽費老人ホーム事務費補助金	社会福祉法人	軽費老人ホームの運営費(事務費)に対して補助する。	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合における当該減免した経費を補助。	10/10
	県立病院等空き病床利用型介護保険事業特例交付金	市町村	高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護の連携を積極的に進め、介護サービス基盤の整備に当たり県立病院等の空き病床を介護保険の施設として有効活用を図る市町村に対し交付するもの	第 4 期介護保険事業計画期間中に、県立病院等の空き病床を介護保険の施設として活用すること	定額
障がい保健福祉課	在宅重度障がい者家族介護慰労手当補助	市町村	福祉サービスを利用していない重度障がい者と同居して、常時その介護に従事している者を慰労するとともに負担の軽減を図るために介護慰労手当を支給する市町村に対して事業費の一部を補助するもの。	補助基準額 3,500 円	1/2

担当課	補助金等の名称	補助事業者	補助内容	採択基準等	補助率
	身体障がい者グループリビング支援事業費補助	市町村	施設退所者や生活条件に恵まれない身体障がい者が身体障がい者グループリビング（共同生活またはそれに近い形で、安全な生活の場と生活援助体制を整えた形態の住居）に居住する場合に、その居住に係る費用（世話人の人件費等）を負担した市町村に対し経費の一部を補助することにより、身体障がい者の地域生活移行を支援する。	補助基準額（世話人派遣型） 4,991千円	1/2
	重症心身障がい児施設奉仕舎運営費補助	民間	重症心身障害児施設等として指定された医療機関に入院している障がい児（者）等の福祉及び保護者、ボランティアの利便の向上を図る。	10千円/人	10/10
児童家庭課	産休等代替職員費補助金	市町村 社会福祉法人	児童福祉施設、へき地保育所、老人福祉施設（一部）、保護施設、婦人保護施設等で産休等代替職員を雇用する場合に要する経費に対して補助金を交付し、勤務する職員の健康を保持し、かつ、児童等の処遇を確保する。	代替可能期間内の勤務日数 × 5920円	10/10
	放課後児童健全育成支援事業費補助金	市町村	昼間保護者がいない家庭の児童を対象として、児童クラブを設置した市町村に対して補助し、児童の健全育成を図る。	クラブの組織 (1)小規模クラブ補助放課後児童指導員1人 放課後児童 5人～19人 (2)障害児加算障害児1名以上	1/3
	子育て支援対策臨時特例事業費	市町村	市町村が行う保育所の整備などに要する経費に対して補助し、子育て支援環境の整備を図る。	民間保育所の創設、増改築等	1/2
	妊婦健康診査事業費補助事業	市町村	妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するもの。	対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付。	1/2

資料6 保健福祉行政機関、団体等

(1) 県行政機関

広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

広域振興局等名称	所在地	電話番号
盛岡広域振興局	盛岡市内丸 11-1	019-629-6564
県南広域振興局	奥州市水沢区大手町 1-2	0197-22-2831
花巻保健福祉環境センター	花巻市花城町 1-41	0198-22-4921
一関保健福祉環境センター	一関市竹山町 7-5	0191-26-1415
沿岸広域振興局振興局	釜石市新町 6-50	0193-25-2702
宮古保健福祉環境センター	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
大船渡保健福祉環境センター	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9913
県北広域振興局	久慈市八日町 1-1	0194-53-4987
二戸保健福祉環境センター	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9206

保健所

保健所名称	所在地	電話番号
県央保健所	盛岡市内丸 11-1	019-629-6564
中部保健所	花巻市花城町 1-41	0198-22-2331
奥州保健所	奥州市水沢区大手町 5-5	0197-22-2831
一関保健所	一関市竹山町 7-5	0191-26-1415
大船渡保健所	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9913
釜石保健所	釜石市新町 6-50	0193-25-2702
宮古保健所	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
久慈保健所	久慈市八日町 1-1	0194-53-4987
二戸保健所	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9206

福祉総合相談センター

施設名称	所在地	電話番号
福祉総合相談センター	盛岡市本町通 3-19-1	019-629-9602

精神保健福祉センター

施設名称	所在地	電話番号
精神保健福祉センター	盛岡市本町通 3-19-1	019-629-9613

児童相談所等

施設名称	住所	電話番号
一関児童相談所	一関市竹山町 5-28	0191-21-0560
宮古児童相談所	宮古市和見町 9-29	0193-62-4059
杜稜学園	盛岡市厨川 2-3-1	019-641-3365

環境保健研究センター

施設名称	所在地	電話番号
環境保健研究センター	盛岡市飯岡新田 1-36-1	019-656-5666

食肉衛生検査所

施設名称	住所	電話番号
食肉衛生検査所	紫波郡紫波町犬淵字南谷地 57-20	019-672-4760

高等看護学院

施設名称	住所	電話番号
水沢高等看護学院	奥州市水沢区龍ヶ馬場 61	0197-22-6113
一関高等看護学院	一関市山目字前田 13	0191-23-5116
宮古高等看護学院	宮古市崎楸ヶ崎 4-1-13	0193-62-5022
二戸高等看護学院	二戸市堀野字大河原毛 50-3	0195-25-5141

(2) 市町村行政機関

福祉事務所

施設名	所在地	電話番号
盛岡市福祉事務所	盛岡市内丸 12-2	019-651-4111
宮古市福祉事務所	宮古市新川町 2-1	0193-62-2111
大船渡市福祉事務所	大船渡市盛町字宇津野沢 15	0192-27-3111
花巻市福祉事務所	花巻市花城町 9-30	0198-24-2111
北上市福祉事務所	北上市芳町 1-1	0197-64-2111
久慈市福祉事務所	久慈市川崎町 1-1	0194-52-2111
遠野健康福祉の里	遠野市松崎町白岩字薬研沢 4-1	0198-62-5111
一関市福祉事務所	一関市竹山町 7-2	0191-21-2111
陸前高田市福祉事務所	陸前高田市高田町字館の沖 110	0192-54-2111
釜石市福祉事務所	釜石市大渡町 3-15-26 保健福祉センター内	0193-22-0177
二戸市福祉事務所	二戸市福岡字八幡下 11-1	0195-23-1313
八幡平市福祉事務所	八幡平市大更 35-62	0195-76-2111
奥州市福祉事務所	奥州市水沢区大手町 1-1	0197-24-2111

保健所

施設名	所在地	電話番号
盛岡市保健所	盛岡市神明町 3-29	019-603-8301

市町村

市町村名	住所	電話番号
盛岡市	盛岡市内丸 12-2	019-651-4111
宮古市	宮古市新川町 2-1	0193-62-2111
大船渡市	大船渡市盛町字宇津野沢 15	0192-27-3111
花巻市	花巻市花城町 9-30	0198-24-2111
北上市	北上市芳町 1-1	0197-64-2111
久慈市	久慈市川崎町 1-1	0194-52-2111
遠野市	遠野市東館町 8-12	0198-62-2111
一関市	一関市竹山町 7-2	0191-21-2111
陸前高田市	陸前高田市高田町字館の沖 110	0192-54-2111
釜石市	釜石市只越町 3 丁目 9-13	0193-22-2111
二戸市	二戸市福岡字川又 47	0195-23-3111
八幡平市	八幡平市大更 35-62	0195-76-2111

市町村名	住所	電話番号
奥州市	奥州市水沢区大手町 1 丁目 1	0197-24-2111
雫石町	岩手郡雫石町千刈田 5-1	019-692-2111
葛巻町	岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1	0195-66-2111
岩手町	岩手郡岩手町大字五日市第 10 地割 44	0195-62-2111
滝沢村	岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼 55	019-684-2111
紫波町	紫波郡紫波町日詰字西裏 23-1	019-672-2111
矢巾町	紫波郡矢巾町大字南矢幅 13-123	019-697-2111
西和賀町	和賀郡西和賀町川尻 40-40-71	0197-82-2111
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1	0197-42-2111
平泉町	西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2	0191-46-2111
藤沢町	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏 105	0191-63-2111
住田町	気仙郡住田町世田米字川向 96-1	0192-46-2111
大槌町	上閉伊郡大槌町新町 1-1	0193-42-2111
山田町	下閉伊郡山田町八幡町 3-20	0193-82-3111
岩泉町	下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5	0194-22-2111
田野畑村	下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1	0194-34-2111
普代村	下閉伊郡普代村第 9 地割字銅屋 13-2	0194-35-2111
軽米町	九戸村軽米町大字軽米 10-85	0195-46-2111
野田村	九戸郡野田村大字野田 20-14	0194-78-2111
九戸村	九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6	0195-42-2111
洋野町	九戸郡洋野町種市 23-27	0194-65-2111
一戸町	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9	0195-33-2111

保健福祉関係広域連合・一部事務組合

名称	所在地	電話番号
岩手県後期高齢者医療広域連合	盛岡市山王町 4 番 1 号 岩手県自治会館 4 階	019-606-7500
盛岡北部行政事務組合	八幡平市平館第 27 地割 49 番地	0195-74-2716
胆江地区広域行政組合	奥州市水沢区佐倉河字仙人 49 番地	0197-24-5821
一関地区広域行政組合	一関市竹山町 7-2	0191-21-2111
気仙広域連合	大船渡市盛町字田中島 13-15	0192-21-1739
久慈広域連合	久慈市中町 1-67	0194-61-3355
二戸地区広域行政事務組合	二戸市下斗米字細越 20-1	0195-23-7772

(3) 社会福祉協議会

協議会の名称	所在地	電話番号
岩手県社会福祉協議会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
盛岡市社会福祉協議会	盛岡市若園町 2-2 盛岡市総合福祉センター内	019-651-1000
宮古市社会福祉協議会	宮古市小山田 2-9-20 宮古市総合福祉センター内	0193-64-5050
大船渡市社会福祉協議会	大船渡市立根町字下欠 125-12 大船渡 Y・S センター内	0192-27-0001
花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町 364 花巻市総合福祉センター内	0198-24-7222
北上市社会福祉協議会	北上市常盤台 2-1-63 北上市総合福祉センター内	0197-64-1212
久慈市社会福祉協議会	久慈市旭町 7-127-3 久慈市総合福祉センター内	0194-53-3380
遠野市社会福祉協議会	遠野市松崎町白岩字薬研澗 1-3 遠野市総合福祉センター内	0198-62-8459
一関市社会福祉協議会	一関市城内 1-36 一関市総合福祉センター内	0191-23-6020
陸前高田市社会福祉協議会	陸前高田市高田町字館の沖 138 陸前高田ふれあいセンター内	0192-54-5150
釜石市社会福祉協議会	釜石市大渡町 3 丁目 15-26	0193-31-1400
二戸市社会福祉協議会	二戸市仁左平字横手 2-3 あったかセンター内	0195-25-4959
八幡平市社会福祉協議会	八幡平市松尾野駅第 19 地割 50 八幡平市総合福祉センター内	0195-74-4400
奥州市社会福祉協議会	奥州市水沢区南町 5-12 水沢市総合福祉センター内	0197-25-6158
雫石町社会福祉協議会	岩手郡雫石町 40 字千刈田 82-2 雫石町総合福祉センター内	019-692-2230
葛巻町社会福祉協議会	岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1 葛巻町老人福祉センター内	0195-66-2111
岩手町社会福祉協議会	岩手郡岩手町五日市 9-54-3 五日市生活改善センター内	0195-62-3570
滝沢村社会福祉協議会	岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼 47-1 滝沢村老人福祉センター内	019-684-1110

協議会の名称	所在地	電話番号
紫波町社会福祉協議会	紫波郡紫波町二日町字古館 356-1 紫波町総合福祉センター内	019-672-2111
矢巾町社会福祉協議会	紫波郡矢巾町南矢幅 14-78 矢巾町保健福祉交流センター内	019-697-2111
西和賀町社会福祉協議会	西和賀町沢内太田 2-81-1 沢内村老人福祉センター内	0197-85-3225
金ヶ崎町社会福祉協議会	胆沢郡金ヶ崎西根字南羽沢 43 金ヶ崎町福祉センター内	0197-44-6060
平泉町社会福祉協議会	西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2 平泉町役場内	0191-46-5077
藤沢町社会福祉協議会	東磐井郡藤沢町藤沢字宮町裏 55 福祉医療センター内	0191-63-2111
住田町社会福祉協議会	気仙郡住田町世田米字川向 96-5 住田町保健福祉センター内	0192-46-2300
大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大町 7-6 福祉活動センター内	0193-42-6326
山田町社会福祉協議会	下閉伊郡山田町八幡町 3-20 山田町保健・老人福祉センター内	0193-82-3841
岩泉町社会福祉協議会	下閉伊郡岩泉町盛の越 4-14	0194-22-3831
田野畑村社会福祉協議会	下閉伊郡田野畑村田野畑 120-1 田野畑村保健センター内	0194-33-3025
普代村社会福祉協議会	下閉伊郡普代村 9 字銅屋 13-2 普代村役場内	0194-35-2459
川井村社会福祉協議会	宮古市川井 2-165 村高齢者生活福祉センター内	0193-76-2310
軽米町社会福祉協議会	九戸郡軽米町上館 1-78-1 軽米町老人福祉センター内	0195-46-2881
洋野町社会福祉協議会	洋野町種市 23-27 種市町生活改善センター内	0194-65-5360
野田村社会福祉協議会	九戸郡野田村野田 20-14 野田村役場内	0194-78-2111
九戸村社会福祉協議会	九戸郡九戸村伊保内 10-11-6 九戸 村役場内	0195-41-1200
一戸町社会福祉協議会	二戸郡一戸町一戸字砂森 93-2 一戸町総合保健福祉センター内	0195-32-3700

川井村社会福祉協議会は、平成 22 年 4 月 1 日に宮古市社会福祉協議会に合併されます。

(4) その他の保健福祉団体

名 称	所在地	電話番号
岩手県民生委員児童委員協議会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4421
岩手県知的障害者福祉協会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあい ランド岩手岩手団体交流会	019-637-7558
財団法人 岩手県肢体不自由児協 会	盛岡市若園町 2-2	019-652-3155
岩手県重症心身障害児(者)を守 る会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-601-2255
岩手県里親会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
岩手県言葉を育む親の会	盛岡市大通 3-8-1 桜城小きこえとことばの教室	019-624-0457
社団法人 岩手県母子寡婦福祉連 合会	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 内	019-623-8539
財団法人 岩手県老人クラブ連合 会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-6544
岩手県ホームヘルパー協議会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
社会福祉法人 岩手県身体障害者 福祉協会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-7636
社会福祉法人 岩手県視聴覚障害 者福祉協会	盛岡市本町通 3-6-20	019-652-7787
社団法人 岩手県ろうあ協会	盛岡市三本柳 13-42-1	019-601-2020
岩手県手話サークル連絡協議会	岩手町大字江刈内 10-26-4	0195-62-5855
岩手喉友会	紫波郡矢巾町大字南矢幅 6-62-6 渡邊真由美様方	019-697-2138
社団法人 岩手県手をつなぐ育成 会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-7558
岩手県 BBS 連盟	盛岡市内丸 8-20 盛岡保護観察所内	019-624-3395
社団法人 日本筋ジストロフィー 協会岩手県支部	花巻市二枚橋 6-309-5 駒場様 方	0198-26-2102

名 称	所在地	電話番号
社団法人 岩手県社会福祉士会	盛岡市南青山町 13-30	019-648-1411
岩手県腎臓病の会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあい ランド岩手内	019-637-7558
財団法人 盛岡市民福祉バンク	盛岡市紺屋町 2-9	019-652-0879
財団法人 二戸郡福祉振興会	一戸町中山字軽井沢 139-1	0195-35-3135
財団法人 水沢ロータリー青山社会奉仕事業団	奥州市水沢区大畑小路 40-8 青祥閣内	0197-24-8515
財団法人 盛岡身体障害者自立更生会	盛岡市青山 4-9-40	019-646-4938
財団法人 岩手県福祉基金	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあい ランド岩手内	019-637-4466
財団法人 金ヶ崎町福祉基金	金ヶ崎町西根南町 22-1	0197-44-4560
財団法人 和賀町福祉等基金	北上市和賀町横川目 10-20-3	0197-72-2500
財団法人 江釣子福祉基金	北上市上江釣子 17-214-2	0197-77-3221
財団法人 一戸町社会福祉基金	一戸町高善寺字大川鉢 24-9	0195-33-2111
財団法人 岩手県遺族連合会	盛岡市八幡町 13-22 さくら会 館内	019-651-8411
財団法人 岩手県傷痍軍人会	盛岡市松尾町 17-10 盛岡畜産 会館 3F	019-622-0839
社団法人 引揚者団体岩手県連合会	盛岡市青山 4-16-27	019-647-1238
財団法人 日本ダウン症協会岩手県支部（小嶋会）	盛岡市山岸 4-12-1	019-661-9727
日本自閉症協会岩手県支部	一関市真楽字中田 34-83	0191-21-3480 （支部長宅）
全国脊髄損傷者連合会岩手県支部	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあい ランド岩手内	019-637-7558
日本オストミー協会岩手県支部	盛岡市本宮字谷地 137	019-631-2255
岩手県肢体不自由児者父母の会	盛岡市みたけ 2-23-27	019-647-8941

名 称	所在地	電話番号
岩手県中途失聴・難聴者協会	盛岡市菜園 1-6-3	019-651-8003
岩手県精神保健福祉協会	盛岡市本町通 3-19-1 県精神保健福祉センター内	019-629-9617
日本精神科病院協会岩手県支部	紫波郡紫波町犬淵字南谷地 108-3 平和台病院内	019-672-2266
岩手県精神医学会	盛岡市内丸 19-1 岩手医科大学 神経精神科医局内	019-651-5111
日本精神科看護技術協会岩手県支部	盛岡市三本柳 23-74-1	019-614-9340
岩手県精神保健福祉連合会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-7600
岩手県断酒連合会	岩手郡滝沢村鶴飼字孤洞 1-359 関村方	0193-62-8915
岩手県精神保健ボランティア連絡会	盛岡市本町通 3-19-1 県精神 保健福祉センター内	019-629-9616
いわて心臓病の子供を守る会（全 国心臓病の子供を守る会岩手県支 部）	矢巾町南矢幅 6-15-78	019-611-0039
岩手盲ろう者友の会	盛岡市本町通 3-6-20	019-662-5207
岩手低肺の会	一関市石畑 5-52-3	0191-23-2264
岩手県難病団体連絡協議会	盛岡市三本柳 8-1-3「ふれあい ランド岩手」団体交流室	019-637-7558
社会福祉法人 岩手県共同募金会	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあい ランド岩手内	019-637-8889
日本赤十字社 岩手県支部	盛岡市中央通 1-4-7	019-623-7218
社会福祉法人 岩手県社会福祉事 業団	盛岡市高松 3-7-33	019-662-6851
社会福祉法人 盛岡市社会福祉事 業団	盛岡市若園町 2-2	019-651-4111
社会福祉法人 久慈市社会福祉事 業団	久慈市旭町 7-105-10	0194-61-3313
いわて肝友ネット	紫波町北日詰字守屋 6-7	019-672-2205

資料7 保健、社会福祉を中心とする戦後社会保障制度等の推移

(1) 国における主要な動向

時代区分	主な施策とねらい	制定された主要な法律等	備考	
1. 昭和20年代 〃 戦災復興から独立の回復	- 福祉三法時代 - 25年体制 〔救貧中心 戦後処理 限定的・生保中心〕	生活保護法(昭21、25) 児童福祉法(昭22) 新保健所法(昭22) 身体障害者福祉法(昭24) 精神衛生法(昭25) 社会福祉事業法(昭26)	憲法制定(昭21) サンフランシスコ条約(昭22) (独立の回復)	
2. 昭和30年代 〃 日米新時代と所得倍増計画 〔拠点開発 重厚長大〕	国民皆保険、皆年金福祉6法へ 〔防貧対策へ 福祉対象者の 拡大〕	国民健康法(昭34) 精神薄弱者福祉法(昭35) 国民健康保険法(昭36) 児童扶養手当法(昭36) 老人福祉法(昭38) 母子(及び寡婦)福祉法(昭39)	町村合併促進(昭30-32) 地方財政再建(昭30-)	神武景気(昭30-32) 鍋底景気 岩戸景気(昭34-36) 東京オリンピック(昭和39)
3. 昭和40年代 〃 高度成長 〔列島改造 大規模プロジェクト〕	保障水準の引き上げ(内容の充実) 〃 福祉元年(田中内閣)	母子保健法(昭40) 児童手当法(昭46) 年金の物価スライド制導入(昭48) 高額療養費支給(昭48) 老人医療無料化(昭48)	第1次石油危機(昭48) ニクソンショック(昭46) 円切上げ	40年不況(昭40) いざなぎ景気 経済マイナス成長(昭49)
4. 昭和50年代 〃 低成長と赤字財政 〔定住構想 軽薄短小〕	社会保障の総点検、見直し 先進国病、バラマキ福祉の批判 増税なき財政再建(臨時路線)	国民健康づくり対策(昭53) 老人保健法施行(昭58) 健康保険法改正(昭59) 本人一部負担の導入 国民健康保険法改正(昭59) 退職者医療制度創設	赤字国債発行(昭50-) 一般歳出についてのゼロシーリング、マイナスシーリング(昭57-) 第2次オイルショック(昭和55)	輸出急増 内需主導型景気上昇志向 景気足踏み
5. 昭和60年代~ 〃 〔財政再建 国際的貢献 活力ある福祉社会〕	長寿社会への準備 福祉制度の再構築	国民年金法改正(昭60) 基礎年金の導入等 医療法改正(医療計画 昭60) 国の補助金等の臨時特例等に関する法律(昭61) 昭61~63までの暫定措置、国庫負担70→50%へ 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律(昭61) 入所措置等の団体事務化 老人保健法改正(昭61) 一部負担金の引き上げ、老人保	61.4 厚生省高齢者対策企画推進本部報告 61.6 長寿社会対策大綱(閣議決定) 63.10 長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について(厚生省・労働省)	61.6 行革審最終答申 増税なき財政再建路線の堅持、マル優見直し等

時代区分	主な施策とねらい	制定された主要な法律等	備考	
		健施設の創設等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭62） 第二次国民健康づくり対策（昭63）		
6. 平成元年～ II 社会福祉改革	福祉8法改正 市町村・在宅福祉重視 福祉人材確保 ボランティア活動振興	国の補助均等の整理及び合理化並びに臨時特例に関する法律（平成元）〔国庫負担70%75%へ〕 福祉関係8法改正（平2）〔在宅福祉サービスの積極的推進、市町村への一元化、都道府県及び市町村の老人保健福祉計画の策定、障害者関係施設の範囲拡大等〕 児童手当法改正（平3）〔支給対象を第1子へ拡大、支給額の倍増、支給期間の3歳未満への重点化等〕 老人保健法改正（老人訪問看護制度、平3） 福祉人材確保法（社会福祉事業法等の一部改正、平4） 看護職員人材確保法（平4） 心身障害者対策基本法改正（障害者基本法に改題、平5） 中国残留孤児の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平6） 地域保健法制定（保健所機能の強化、平6） 精神保健法改正（精神保健福祉法に改題）（平7）	元.3 今後の社会福祉のあり方について（福祉関係三審議会企画部会意見具申） 元.12 高齢者保健福祉推進十か年戦略～ゴールドプラン（大蔵・厚生・自治3大臣合意） 3.3 保健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告 6.3 21世紀福祉ビジョン～少子・高齢化社会に向けて（高齢社会福祉ビジョン懇談会） 6.12 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直しについて～新ゴールドプラン 6.12 今後の子育て支援のための施策の基本的方向について～エンゼルプラン（文部省・厚生省・労働省・建設省） 7.4 社会保障制度の再構築に関する勧告（社会保障制度審議会）	平成2年 合計特殊出生率1.53で最低記録更新 平成3年～ 経済の低迷 平成4年 1世帯平均人数3人を割る 平成6年 国際家族年
			平成7年 阪神・淡路大震災を契機としてボ	

時代区分	主な施策とねらい	制定された主要な法律等	備	考
		<p>らい予防法廃止（平 8）</p> <p>児童福祉法改正（平 9）</p> <p>介護保険法制定（平 9）</p> <p>地域保健法施行（平 9）</p>	<p>7.12 障害者プラン～ノー マライゼーション7 か年戦略（障害者対 策推進本部）</p>	<p>ランティア 活動への関 心が高まる</p> <p>平成 9 年 消費税率 5 %に引き上 げ</p>
<p>7 . 平成 10 年代 " 地方分権改革 市町村合併の推進</p>	<p>社会福祉の契約化 地域福祉の推進</p>	<p>精神薄弱者福祉法改正（知的障害 者福祉法に改題 平 11）</p> <p>感染症法制定（伝染病予防法、性 病予防法、エイズ予防法廃止 平 11）</p> <p>介護保険法施行（平 12. 4）</p> <p>社会福祉事業法改正（社会福祉法 に改題 平 12）</p> <p>利用者の立場に立った社会福祉制 度の構築等</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律 （平 12）</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律（平 13）</p> <p>児童福祉法改正（平 13）〔認定外保 育施設に対する監督の強化、保育 士資格の法案化〕</p> <p>身体障害者補助犬法（平 14）</p> <p>健康保険法改正（平 14）〔本人 3 割 負担等〕</p> <p>老人保健法改正（平 14）〔対象年齢 を 75 歳以上に引き上げ、自己負担 1 割〕</p> <p>ホームレスの自立の支援等に関す る特別措置法（平 14）</p> <p>健康増進法制定（栄養改善法廃止 平 14）</p> <p>次世代育成支援対策推進法（平 15）</p> <p>少子化社会対策基本法（平 15）</p> <p>母子及び寡婦福祉法改正施行（平 15）</p>	<p>10.6 社会福祉基礎構造改 革について（中間表 とめ）</p> <p>11.12 今後 5 か年間の高齢 者保健福祉施策の方 向 - ゴールドプラン 21 - （大蔵・厚生・ 自治 3 大臣合意）</p> <p>11.12 重点的に推進すべき 少子化対策の具体的 実施計画について - 新エンゼルプラン （大蔵省、文部省、 厚生省、労働省、建 設省、自治省）</p> <p>14.12 ゴールドプラン 21 の見直し</p> <p>15.1. ~ 2</p>	<p>いざなぎ景 気</p> <p>平成 15 イラク戦争</p>

時代区分	主な施策とねらい	制定された主要な法律等	備考
			15.7 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（厚生労働省・国土交通省）
			15.4 見直し後のゴールドプラン 21 の開始
		児童福祉法改正公布（平 16）〔児童相談に関する市町村の役割の明確化〕	16.9 精神保健医療福祉の改革ビジョン
		発達障害者支援法成立（平 16）	16.11
		特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律成立（平 16）	福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
		D V 法改正（平 16）	16.12
		児童虐待防止法改正（平 16）	
		児童手当法改正公布（平 16）〔支給対象を小学校 3 学年修了前まで拡大〕	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省）
			16.12 介護保険制度改革の全体像・持続可能な介護保険制度の構築（厚生労働省）
			16.12 「痴呆」の名称を「認知症」へと変更
		特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律施行（平 17）	17.3 ゴールドプラン 21 終了
		発達障害者支援法施行（平 17）	
		障害者自立支援法成立（平 17）	
		児童福祉法改正施行（平 17）	
		児童手当法改正施行（平 17）	
		高齢者の医療の確保に関する法律（平 18）〔老人保健法を改定〕	18.6 医療制度改革法成立
		児童手当法改正（平 18）〔支給対象を小学校 6 学年修了前まで拡大・親の所得制限緩和〕	介護療養型医療施設を 2012 年度に廃止することが盛り込まれる。
		自殺対策基本法（平 18）	18.10
		高齢者虐待防止法施行（平 18）	
		障害者自立支援法施行（平 18）	医療制度改革関連法の施行により、10 月から 70 歳以上高齢者の医療費窓口負担が 3 割に引き上げ
		介護保険法改正施行（平 18）〔予防重視型システムへの転換、地域包括支援センター創設〕	
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18）〔認定子ども園の創設など〕	
		がん対策基本法制定（平 18）	
		高齢者医療確保法制定（平 18）	
		児童虐待防止法改正成立（平 19）	

時代区分	主な施策とねらい	制定された主要な法律等	備考
		〔児童相談所の強制立ち入りが可能に〕	19.5 「新健康フロンティア戦略」策定
8．平成20年代		児童虐待防止法改正施行（平20） 介護従事者等の人材確保のための処遇に関する法律（平20）	世界同時不況

(2) 岩手県における主要な動向

県	勢	保健福祉関係
復興指導の時代(昭25~34) 北上地域特定総合開発計画 (昭28) ・国土保全 ・資源開発 ・産業基盤整備	・人口(昭20) 1,228千人 ・人口(昭29) 1,425千人 ・出生数(昭24) 49,727人 ・乳児死亡率(昭22) 97.9% ・老年人口比率(昭25) 4.4%	・行政機構整備 地方事務所民生課(昭26) ・福祉三法施行時代 生保中心 保護率(昭26) 29.5%
開発構想の時代(昭35~44) 北奥羽特定地域総合開発計画 (昭33) 岩手県経済計画(昭37) 岩手県総合開発計画(昭39) ・経済発展 ・所得向上 ・後進性打破 ・花巻空港開発	・人口(昭36) 1,449千人でピーク、その後減少に転ず ・出生数(昭32~) 29,513人 2万人台へ ・乳児死亡率(昭38~)30%台へ ・老年人口比率(昭35)5.3%	・行政機構整備 福祉事務所設置(昭30) ・福祉六法施行時代 県経済の成長を上回る保護 基準の引上げ 保護率(昭33)21.5% (昭39)25.3%
発展の時代(昭45~55) 岩手県勢発展計画(昭44) 新岩手県勢発展計画(昭48) ・経済と福祉との調和 ・高福祉社会の建設 ・北上山系開発着手 ・東北本線複線電化(昭43) ・岩手国体(昭46)	・人口(昭48)1,359千人で最低、その後増加に転ず ・出生数 2万人台を維持 ・乳児死亡率(昭45)10%台へ ・老年人口比率(昭45)7.3%、 全国平均を上回る ・県民所得全国比70%台へ (昭45~)	・社会福祉計画 (昭46) ・岩手県社会福祉 事業団設立 県立社会福祉施設 設委託 (昭47) ・機構改革 福祉部、環境保健部 分離(昭48) ・施設整備本格化 ・県単事業の積極実施 老人問題顕在化・福祉 対策着手 (国施策の先取り)
選択的創造の時代(昭55~) 第三次岩手県勢発展計画 (昭51) 岩手県総合発展計画(昭55) 新岩手県総合発展計画(昭59) ・高齢化社会への対応 ・人生80年時代にふさわしい 社会システムの形成 ・冷害(昭51、55、56、57) ・東北自動車道開通 (昭55、59) ・東北新幹線開業(昭57) ・花巻空港ジェット化(昭58)	・人口(昭53) 1,406千人 再び140万人台へ ・出生数(昭55) 19,638人 2万人台を割る ・乳児死亡率(昭55) 9.1% 1桁台へ ・老年人口比率(昭55~) 10%を越える ・県民所得全国比80%台へ近づく (昭53=80.8%)	・第二次社会福祉計 画(昭51) ・岩手県社会福祉基 本計画(昭55) ・岩手県地域保健医 療計画(昭56) ・新岩手県社会福祉 基本計画(昭59) ・社会福祉研修所設 置(昭55) 56年 国際障害者年 県障害者福祉長期行 動計画(昭57) ・福祉施策の計画化 ・在宅対策、生きがい対 策等の充実 ・民間福祉活動の基盤づ くり、意識啓発対策本 格化 ・ノーマライゼーション 思想の普及 ・保護率(昭57~)全国 平均を下回る
岩手県長寿社会対策指針(昭61) ・活力とうるおいに満ちた 長寿社会のいわたる形成	・人口(昭60) 1,434千人 ・老年人口比率(昭60) 11.9% 〔昭和100年=28.7%と〕 予測 ・乳児死亡率(昭和60) 5.0% 全国平均下回る	・新岩手県保健医療計 画(昭60) ・福祉改革 福祉部-生活福祉部 福祉事務所 -地方振興局(昭61) ・地域福祉、在宅福祉 対策強化 ・福祉施策対象者の拡 大
第三次岩手県総合発展計画 (平3) 21世紀を開く主要構想(平7)	人口(平2) 1,417千人 老年人口比率(平2) 14.5% (全国12.0%) 人口(平6) 1,417千人	岩手県障害者の住みよい街づくり指針(平元) 全国健康福祉祭り(ねんりんピック)いわて大会 (平3) 第三次岩手県社会福祉基本計画(平3) 新岩手県障害者福祉行動計画(平4)

県	勢	保健福祉関係
	老年人口比率(平6) 17.3% (全国14.2%) 合計特殊出生率(平6) 1.71人 (全国1.50人) 乳児死亡率(平7) 3.5人 (全国4.3人)	岩手県高齢者保健福祉計画(平5) 国際家族年記念・全国ファミリンピックいわて大会(平6) 第3回全国ボランティアフェスティバル岩手(平6) ふれあいランドいわて開設(平6) 岩手県子育てにやさしい環境づくり対策指針(平6) ひとにやさしいまちづくりの推進に関する基本方針(平6) ひとにやさしいまちづくり条例制定(平7) ・第3次岩手県社会福祉基本計画、後期実施計画(平7) ・新岩手県障害者福祉行動計画、後期計画(平8) ・岩手県保健所機能強化計画(平9)
岩手県総合計画(平11)	人口(平10) 1,418千人 高齢者人口比率(平10) 20.1% (全国16.2%) 合計特殊出生率(平10) 1.57人 (全国1.38人) 乳児死亡率(平10) 3.1人 (全国3.6人) 人口(平14) 1,407千人 高齢者人口比率(平14) 22.8% (全国18.5%) 合計特殊出生率(平14) 1.50人 (全国1.32人) 乳児死亡率(平14) 3.9人 (全国3.0人)	岩手県保健福祉計画(平11) いわていきいきプラン2005(平12) いわて子どもプラン(平13) 岩手県障害者プラン(平13) 健康いわて21プラン(平13) いわていきいきプラン2008(平15) 岩手県保健福祉計画[保健医療編](平18) 第1期岩手県障がい福祉計画(平19) 岩手県保健福祉計画[保健医療編](平20) 岩手県地域ケア体制整備構想(平20) 健康いわて21プラン(平20) 岩手県医療費適正化計画(平20) 岩手県肝炎対策計画(平20)
いわて県民計画(平21)	人口(平20) 1,347千人 高齢者人口比率(平20) 26.3% (全国22.1%) 合計特殊出生率(平20) 1.39人 (全国1.37人) 乳児死亡率(平20) 3.5人 (全国2.6人)	岩手県がん対策推進計画(平21) 岩手県地域福祉支援計画(平21) いわていきいきプラン2009-2011(平21) 第2期岩手県障がい福祉計画(平21) 岩手県エイズ対策推進プラン(平22) いわて子どもプラン(平22)

平成 22 年 3 月 印刷 発行

編集権発行者 岩手県保健福祉部保健福祉企画室
岩手県盛岡市内丸 10-1
電話 019 (651) 3111
